左之通御通行御案内之節、申上振手鑓相渡候間、晝夜無斷寫留聊無滯順逢相廻候可有之、最早御國入にも相成候間、何分心懸居首尾能相勤候樣可有之、此段も申渡候事。

六月廿五日　大肝入　武田勇五郎

一、屋形模出馬之儀被爲聞候はゞ、陸奥守と可申上候事。
一、御一門衆已下諸所已上諸役人之儀役目被爲聞候はゞ、一、御奉行衆は、家老と可申上候　一、出入司衆は、用人と可申上候
一、御郡奉行衆は、郡代と可申上候　一、國之儀は、領内と可申上候。
一、御郡奉行御代官大肝入進退被爲聞候はゞ、郡代は六百石より三百石迄不同、代官は百石以下不同、大庄屋は五十石と可申上候

二、奉　行

豊臣秀吉晩年五大老の制を布き後顧の憂患を除かんとす、德川家光土井利勝を擧げて國老に任じ、後ち慶長十八年十月五大老を置き、寛永十五年十一月首班を置き大老と稱す。

政宗治府を岩出山城に置き、文祿征韓の役屋代景頼を擧げて奉行の創始なるべし、後ち遠藤玄信其の職を襲ぐ。奉行職の新置時代にありては、專ら兵馬儀仗の處理を主とするにありしも、丘革既に熄むに及びて天下の形勢一變して、内治の整理に重きを置き、所謂る守成期に屬し唯一封權の基礎を鞏固ならしむにあり。去れば六十二萬余石の領土を泰山の安に置かしむるも亦奉行職の任なり。即ち領土を支配し統轄する最大高級の幹事なり。寛永十三年五月政宗薨じ忠宗封を襲ぐ、此年八月廿三日奉行職の制度を制定して六奉行を定員とし内一名の主班を置く、任命せられたる藩士左に。

石母田大膳宗頼●　中島監物意成●　蒲庭周防良綱●　奥山大學常長●　津田近江頼康●　古内主膳重廣。

同日評定役を任命し、翌九月二十日裁許所を設置し、後ち評定所に改む。今の裁判所にして法官なり、其氏名左に。

遠藤式部少輔玄信●　片倉小十郎景康●　津田民部景康●　鴇田周如●　古内義重。

武家職官考。老中猶老衆。總稱老臣之謂也。室町之季。幕府諸家。有宿老中。年寄中。家老中之稱。幕府又因總稱宿老中老。稱老中。而諸家沿稱之。固非一定職名也。後世以門地。參政務者。皆稱老中。終爲其職名。宿老猶謂耆老。以稱宿德老成人。本非職名。鎌倉氏。置評定引付兩衆也。奉以老成人補之。故或泛稱此輩。爲宿老。而猶未有定稱也。室町氏沿稱。久而終爲兩衆之號。故無辨老少。在其職者。皆稱之。又稱五箇番衆中之領袖者。爲宿老家。大名諸家。亦稱其重臣爲宿老。蓋幕府非有定稱。故通稱之陪臣。後世有家老年寄之名。而宿老遂廢。年寄。首名。皆長老之稱。義猶宿老。稱任重職者也。室町氏總稱宿老中老。爲年寄。可以見爲老字之意。首名又用老名。長人之字。共呼爲於登奈。猶謂大人。因爲老臣之號也。室町時。諸侯家有年寄首之名稱。又稱家年寄。以別于幕府之年寄。其後諸家。專用年寄之稱。而首名之名。纔存于畿外遠國。而至文祿慶長之後。則諸國皆稱年寄。

三、出入司

山口重如を擧げて、出入司の職に就かしめたるは正保元年を始めとす。爾來定員を五名とし、財用方取切奉行の配下に屬し、郡奉行以下の諸役を監督し、詰所を仙臺（青葉）城内に置く。櫻馬場の西方、大手門の左側の建造物なり、小使、取次、留守、物書、考役詰所、門留守等の各室を構ふ。現在の第二師團司令部の位置は、出入司の役所に方れり。要するに六十二萬領土の國土人民を掩有する官制組織の概要を略述すれば、奉行職あり重務を統攝し、若年寄あり庶政を監督し、出入司あり財務を處理し、評定役あり司法を正整し、町奉行あり市井を監理し兼て聽訴斷獄克く正邪を糾し、下に目付あり監察の任に當る。郡奉行あり地方の政事に任ず。

四、組　織

統治の府廳は、城内西南の一隅、今の第二師團司令部の西南、瓢箪池の邊りは、奥御對面所にして、夫より東南に面し、三室を隔てゝ室あり「上の間」と云ふ。室内を劃して、御奉行職詰所を置く、藩廳最高の樞府なり。傍らに内舞臺あ

り左右に園庭あり、掾を隔て、若年寄●御目附の詰所、續いて御奉行頭の秘書室●伺候の間●四季の間●松の間●虎の間等續設す。一門一家の控室は四季の間にして、其他格式によりて各々差あり。夫より東南の一廓は出入司の詰所にして既記の如し。仙臺城内に於ける治府の概觀整然たる夫れ如斯。

文武一般に關する行政擔任奉行の定員六名

一、若年寄七人。

イ、小性組番頭、小性頭、小性組頭、奥小性、表小性。　ロ、番頭格待遇の輩。

ハ、鷹匠頭不斷組、給士、名懸組頭、同上組士。　ニ、旗元足輕頭、旗元足輕。

ホ、目付、徒目付、小人。　ヘ、着座醫師、總醫師其他稼業人。

ト、武頭、足輕頭、足輕。　チ、徒士頭。徒士組。

リ、兵具奉行、横目、役人、諸職人。　ヌ、養賢堂學頭添役、養賢堂目付。

二、評定役、評定所役人、記錄役凡四人、留付凡十人。

三、大番頭十人、脇番頭十人、裏役。

四、大番頭格待遇の輩。（養賢堂學頭）

五、町奉行二人、物書二人。檢斷、肝煎（入）

六、祭祀奉行一人又は二人。（社寺方小性組）

七、屋敷奉行一人。

八、御證文預主立五人。

財用方取切奉行一人、出入司五人、内一人金穀取切。

イ、郡奉行南方、北方、中奥、奥四人。境横目●穀改●代官●村定役人。

ロ、勘定奉行●吟味役●横目●頭取。　ハ、知行割奉行（勘定奉行兼務）

ニ、金奉行（金山方、鐵山方共郡奉行兼務）　ホ、山林奉行（郡奉行兼務）横目、役人、監役人。

ヘ、塗師、鍛冶、荒物、紙漉等役人。

チ、納戸元締、横目、役人。

ト、作事奉行、元締、横目、役人。

第二項　地方廳

一、郡奉行

郡奉行は三百石以上六百石以下の大番士より隨時に拔擢任命して、擔當區域の郡政を總督せしむる隨時の職官にして永世官にはあらざるなり。陸奥國領内二十一郡を分區して、南方●北方●中奥●奥の四區と爲し、一區に一の郡奉行を配置し、財用方取切奉行の配下に屬し、山林奉行を兼掌するを常とす。宮城郡は北方と稱する區域に編入し、國分領三十四ヶ村宮城本領三十三ヶ村、高城領十六ヶ村に配置せる横目付●穀改め代官●大肝入●村肝入●組頭●町檢斷●村年寄●町年寄●判肝入等の諸役を監督す。而して郡政及産業を指導し、橋梁●溜池●築堤に關する土工は、總て郡奉行の直轄に屬するを以て、「御郡役」「御郡普請」と稱する、費途及び夫役は即ち郡の公費に算入して徵收す。常に受持區域の郡内を巡察し、代官以下の事蹟を檢挍し、又勤善懲惡に力を盡して風敎を補佐す。

武家職官考。郡奉行。又有郡代大代官等之稱。總管租稅及郡諸務。以指揮衆代官。

二、代官

代官は常任官にして、領内各郡樞要の地に會所を設置す。代官の駐屯する官衙を代官會所と云ひ、租稅及び金穀の出納を司る役所を御割屋會所と云ひ、郡内各種の諸務に從事する詰所を大肝入會所と云ふ。以上の官署を汎稱して會所と云ふ、蓋し元祿八年仙臺同心町甚兵衛柳町五兵衛の受負により、且地均筒突壁

土等は、地方の人歩を使役して土工建築の工程を終了したりと云ふ。舊宮城郡役所所在の敷地は即ち往時の代官所にして、國分領三千二百六十九貫二百二十三文、宮城本領二千三百四十八貫二百八十文、高城領四百七十貫六百二十七文の領土に住する斯民を統理せり。

その職務權限は漸次に增加し、郡奉行の職權も遂に代官に移牒し、自然に鄉土的地方分權の形勢を釀すに至る。文政七年三月、郡奉行の職責は代官に移換せる其の一なり、代官より各大肝入に通牒したるの一例左に。

一、村役付持高、御屋御免相成候分、移代時々御郡奉行衆、御聞判申受候分被相屆、御代官聞判首尾可仕候。
一、諸役出減之內清酒役等、御郡司（郡奉行）衆御聞判相出、御代官聞判首尾致度、御物成同樣前々之通、出高增減相記、其年々之分翌早春取調、一紙御聞判可申受候事。
一、御園粮百姓一人前へ一俵つゝ、被貸下候義被止、極難澁にて難凌分者勿論、拜借高之義は折入吟味相盡候上、是迄之通御聞判相受首尾可仕候。旦水火難危急救之分に限、御代官取計追而御聞判可申受樣可仕、年々卷返御郡方橫目相改候節受拂高爲相出、右石高前々之石高、增減爲相記、不足に候はゞ年々作毛取合備織候儀吟味可仕候。

三、大　肝　入

大肝入また大庄屋と云ふ。代官支配の下に村肝入以下の定役を督す。郡の大小により定員なし、本郡に大肝入を配置さること三名、宮城郡●國分莊●高城本鄉に各々一名の大肝入を配置して、賦役●租稅●戶籍●生產を司り、兼ねて司法聽訟の職權を有し、非爲の徒を檢束逮捕、重罪は評定所に送致し、輕徵の犯罪は「奴（やつこ）」と稱して、邸內に押置して、雜役に服さしめ、改悛の狀顯はるに至りて、家に歸らしむ。行政と司法を兼ねたる職掌なりき。

文政三年六月十三日藩制。在々徒者締役。大肝入一扱に一人つゝ御吟味可被申付候、右締役是迄諸上納取立等之義にも、召仕候事に相聞得候處、召捕者等の外には、一切召仕申間敷候、締役假役加勢、尤徒者締役下役と申者在之候はゞ相除、此末一切申付間敷事。

大肝入の在職中は、藩士の次席に列するものにして、財力豐かに德望の高きもの或は一廉の功により大肝入有格者より撰拔するを常とす。而して永世官にして世襲するは、古制に則りたるが如し。去れど子孫にして其の器にあらざるもの、又は幼者にして父業を繼承し能はざる場合に限り、大肝入格の資格を有する者より撰擇する亦古制に據りたる傳統的慣行なるべし、故に嫡子は、父に代りて大肝入の事務を行ふことを常とす、然れども代理の場合には、苗字帶刀に就ての制令あり。

文政十年二月六日藩制。病氣指令等之節。嫡子之者親名代可相勤程之者に對し、刀相帶候樣相濟候事に候條、各其心得首尾可在之候、但苗字相名乘義者、他所應對之外被相禁候。

又大肝入の職務權限を列擧する左に。

一、部內一般の行政を掌り、兼て司法警察の事に任ず。
一、肝入以下を指揮監督し其の進退を代官に具狀す。
一、諸稅及土木山林戶籍の事を掌る。
一、官の布告令達を郡內に公示し、人民の諸願屆に奥書す。
一、郡內經費の徵收及び支出を司る。
一、共同財產の監督、窮民の救濟、農作の視察奬勵、民事上の檢視（代官の財務代理）追放刑の宣告（特命ある場合）庶民犯罪取調、孝子節婦の賞與具申、部內に於ける他藩關涉事故處辨。

四、肝　入

肝入。大肝入の配下に屬し、五人組合を支配し、鄉土の治安を保持して克く朝憲を格守するの役名にて、元は庄屋とも又名主とも稱し、今の町にありては町長、村にありては村長と稍や匹儔するに似たり。但し藩制時代にありては、町

には檢斷の職務を兼攝し、村には地頭の囑託に依り、地肝入を兼ぬを例とす。苗字帶刀の資格を有せり。中村日向奉行時代に、苗字帶刀を禁制したることありしも幾くなくして舊制に復せしことあり。

常に在りて自家の營務に從事し、傍ら他の業程をも營むことを得るの便あり。肝入に各種の名目あり、小肝入あり、疆域廣濶若くは地勢不便の地にありては、一村中二名の肝入を置くことあり、之れを小肝入と云ふ。寛政年間に此制度を廢止す。判肝入あり、專ら雜稅を司る。恰も稅務官吏と町村の收入役を混色したる如き事務を執行す。地肝入あり、藩士に食祿を與ふ。何村何十何貫也と各地に分與せらる。例ば片倉は白石に在りて桃生郡廣淵、又茂庭は松山に在りて宮城郡小鶴に領土を有するが如く、分與の各地所より生ずる一切の權義を委任せられたるもの、現今の土地管理人に酷似す。二才肝入あり、其の居住村内より產出する產駒に關する一切の事務に掌のもの、現時の產馬小地區に於ける取締役と其の撰を一にす。其の他領内に沿海多し、晨とに藩主は製鹽の業を創む、製鹽、山林の制度と共に、鹽場に關する事務に從事せしむる役を名けて、塲肝入と云ふ。村肝入の職務規程及びその權限を擧ぐれば、概ね下記の如し。

一、大肝入の指揮に從ひ、部内の事務を總理す。
一、貢米雜稅の徵收及び、賦課臺帳の調製並に、農作景況帳簿の調製。
一、民籍及び牛馬籍の調査並に土木工事の設計。
一、諸願届の連署、無告者命特者の調査並に大組頭以下の監督及び進退具狀。

社會事林。名主、町村の長なり、名主とはもと名田の主といふ義なるを、後世は百姓の長となりて、一村の事務を處分し、地頭名主の役所へ上達する者の稱となれり。和訓栞に「なぬし」東鑑に「小草井名主記六久重」と見えたり、名田を帶せる主といふ義也今も坊正、里正をすべていへり。鎌倉の始官位なければ、多く田畠をもち、廣く軍役を勤る者を大名といひ、さもなき者を小名といふも、此義也といへり。

新猿樂記。數町戸主大名田堵と見えたり、又名主職といふ事も、鎌倉の代に見えたり、名主百姓とならべいへり。

農政座右。名主は、名田の主と云ふことにて、田地多く持す者を云ふ。古へに御名代と云あり、名も代も共に田地の名也。後には村長の稱となれり、名田は古田なり。

東鑑。元久二年公文名主の訴、建曆二年常陸那珂西沙汰人等罷行。地頭可令安堵名主之由被仰下。寛元三年上總國米澤村名主職事。寶治二年西國名主庄官等と見えたり。

貞永式目。惣地頭押妨所領内名主職事なども見えたり。庭訓往來に。御領田堵土民名主庄官等とあり。其後應仁記に。國々の名主百姓と見えたり。森本氏文書。文明十七年六人名主之次第などあれば、引續きて今に至りしものと知られたり。

五、大組頭及諸役

大組頭●組頭●檢斷●村（町）年寄●判肝入の諸役あり。而して町若くは村に各々五戸を一團とす。蓋し周代に權輿し、德川の初期に初まり、特定の任務を負はしめたるものなり。先づ職責の大要を大組頭より漸次に叙述する左に。

大組頭。肝入の指揮を受け、土木及び諸納米金の督促、組内沙汰故障の勸解說諭。

組頭。法令を組合に周知せしめ、組合一切の事務を掌る。

檢斷。驛々にありて、人夫●驛馬の繼立及び驛傳一切の事に任ず、諸願届を大肝入に進達す。

村年寄。肝入檢斷の指揮に從ひ、村内の取締り事故ある時は之を評決處理す。

町年寄。村年寄と同じ、但し檢斷の代理を務むることもあることあり。

判肝入。商業に關する事を掌り、諸稅を徵收し、海河に近き所にては船舶を檢査す。

五人組。堅實なる小團體なり。一組の定員を五人とし之を一伍と名づく、一人の首長を置きて自治の基礎と爲す、更に四隣に及ぼして相祐くを快とす、共存享樂の乾坤地なり。故に五人中の一若くは二にして、不幸不運の輩あり、稼穡の業を親ら果し得ざる塲合は、殘れる輩ら競ふて之を援護し補掖して難を救ふ、而かも不幸荐りに連發し一家を支ふるの力なく、一家離散若くは斷絶したる塲合、所謂る古文書の「枯却禿」の塲合は他姓の二、三男を擁立して、廢家を紹

繕ぜしめ、廢家の氏姓を冒かさしめて、祖先に捧ぐる香烟を絕えざらしむ。本邦家族制度の傳統的由來の麗美にして、且莊嚴なる忘るべからず。

要するに上記を更らに約言すれば、國老（奉行）以下代官に至る百僚の諸官は藩主に直屬し、大肝入以下一伍に至る傳統的自治性の持續者にして、恰かも國老の腦管は傳へて一伍の活躍となり、村には肝入、鄕若くは郡には大肝入あり、中央に郡奉行代官ありて、官民の間に介在し、領土の經靜に汲々乎の跡歷然たりき。殊に大肝入以下を鼓舞作興し勵するに古制に鑑み、世襲的永世官の好餌を與ふるに喬ならざりしは、對症投藥に拔目のなき、獨眼龍の遺法を歷世の藩主克く之れを繼承し、國老以下之を遵奉したる統治の偉績上記の如し。

第九節　式例

第一項　幕府の監察

政宗卿の第二公子忠宗（義山公）萬治元年（皇紀二三一八）七月十二日薨ず。公の第六公子綱宗（雄山公）其の年九月八日封を襲ぐ。翌二年正月始めて、仙臺藩の施政を監督視察せられたり、之れを監察使と稱し、御巡見樣と云ふ。同三年七月十八日綱宗命により世を品川邸に避く、後ち薙髮嘉心と號す。其の年九月津田平左衞門●柘植平右衞門の二使仙臺領内を一巡す。爾來天保九年に及び約百八十年の年次を重ぬ。蓋し綱村幼にして伊達●田村の兩後見時代に起れる寬文の事件なるが故なるべし。

監察使の領内に入るや、仙臺城内に於て先づ藩士に盃を賜ふの式あり、式終りて領内各郡を巡察するの例規あり。寬文七年四月二十二日神尾元珍●安部信秀の兩使のとき、城内に於て席次の爭議を演じ、寬文九年七月今村安長●横山元時巡郡のときには領土境界の紛擾を釀せしことあり。

寶曆十一年七月黑田五右衞門●中根傳七郎●岡田右近三使の一行一百十二人、其外物書、給士人主立、料理人、酒番、衣具締、駕籠番、縫物師、大工、小遣人足、洗番人足等主從合せて二百人以上、而かも威儀嚴々紋所幕、挑燈、鎗挾箱、目附、本締、供頭、侍頭此れに侍するの例あり。先づ仙臺城に入るや、奉行等の諸役は例式により、武具の種類數量、領内の里數、寺社宗教の區別より制札の位置、鑛山採掘の計量、牧馬、物產、藥草、人足、產米、物價等を書册に揭げて進呈するを例規とす。殊に應對上の言語に一層の注意を拂ひ、且つ豫め郡奉行●代官●大肝入等に訓令を發して、豫習せしめたることあり。內達の一班を示さば。

伊達家極秘錄。御一門衆以下諸所諸役人之義、諸役之義被聞候はゞ、兼而之役目之通り、無遲何の誰と可申上由仰遣候事。

御奉行之義者家老と申上、出入司之義者御用人、郡奉行は郡代と可申上候、尤御國之儀者、領内と可申上前々共申所相見得、此度の儀も右之通相心得居候樣可申渡候事。

天保九年七月御巡見樣御案內覺書（根白石村鷲尾榮吉所藏）御巡見樣御通行之節、御案內罷出者名前左に。

一、黑田五左衞門樣、朴澤村肝入伊右衞門、原町檢斷源助、徒者締役八十八。
一、篠原市之丞樣、苦竹村肝入宰治。一、小林三郎治樣、七北田村肝入小圓太。
一、御勝手方本締中島平治右衞門樣、芋澤村肝入義右衞門、荒濱村肝入六丁目五郎治。
一、中根傳七郎樣、原ノ町下檢斷甚右衞門、徒者締役喜三郎。
一、小池精兵衞樣、作並村肝入伊三郎。一、小尾國之助樣、野村肝入善右衞門。
一、增井周輔樣、蒲町村肝入小三郎。一、岡田右近樣、福岡村肝入七右衞門。
一、布施多仲樣、根白石村肝入兵左衞門。一、後藤隆八樣、六丁目村肝入甚吉。
一、島田蒹左衞門樣、荒井村肝入善內病氣原ノ町長吉。一、鈴木勝之進樣、愛子村肝入藤兵衞。
一、岩崎九十九樣、市名坂村組頭恒五郎。一、御內謹方村上恒之進樣、實澤村肝入久米吉。

一、笠原一學樣、田中村肝入太左衛門。一、伊庭宗七郎樣、伊在村肝入長四郎。一、三浦源五右衛門樣、上谷刈村肝入勘兵衛
御案內指引方、小泉村肝入甚五左衛門、小田原村肝入源之丞。
備御案內、霞女村肝入五郎七、長喜城村肝入喜太郎、鵜谷村肝入市左衛門、松森村肝入武松、川前村肝入利三郎、芋澤村肝入義
右衛門。

宮城郡國分御郡境より、在仙境迄御通筋村々。

一、國分小田原村　一、苦竹村　一、南目村　一、苦竹南目村之內原町十丁五十間。右之內小田原村庄屋源之丞、高二千百二石九斗三升、人頭三十三人、此人數百五十一人。馬十三匹。

一、正月三日野始節之扣場、御通筋地脇に御座候。一、曹洞宗佛光山大蓮寺。一、伊達式部下屋敷。一、臨濟宗（編案黃蘗宗の誤記）萬壽寺寺領百石。一、玉田横野、但萬壽寺前通り野合を申傳候、古歌、

課記か、又は臨濟宗の分流なれば斯く記せしか）開元山萬壽寺寺領百石。一、玉田横野、但萬壽寺前通り野合を申傳候、古歌、
とりつなけ玉田横野のはなれ駒つゝじが岡にあせみ花さく。一、東照權現、別當眞言宗（編案天台宗の誤記）眺海山康國寺仙岳
院寺領六百四十五石。

一、苦竹村　庄屋宰治、名主勘右衛門。高二千七十三石二斗六升、人頭百六十九人、此人數八百四十八人、馬八十七匹。一、茂庭
周防家中足輕町組頭鄉家德右衛門、但家數三十二軒。一、苦竹米藏五棟。一、藤川土橋長六間横一間半、平渡戸川土橋長十六間
横二間半。

從還より御遠見之ヶ所、國分福岡村之內泉ヶ嶽、同郡大倉村の內白髭山、右二ヶ銘御通筋ヶ西北に見得申候。同郡宇澤村の內櫃
現森、同郡愛子村之內ばん山、同郡荒巻村之內青葉山、右三ヶ銘御通筋ヶ見得申候。名取郡茂庭付の內生出森、同郡馬場村の內
我妻嶽、かむろ嶺、但荷鞍山とも唱申候、右三ヶ銘御通筋ヶ西南に見得申候、柴田郡之內笹谷峠、但うやむやの關とも唱申候。
刈田郡之內藏王嶽、但不忘山とも唱申候、右二ヶ銘御通筋ヶ南に見得申候。

一、南目村　庄屋彌左衛門、名主源助。高二千七十七石六斗二升。人頭百六十一人、此人數七百八十二人、馬六十六匹。一、北目
館、長六十五間横三十五間。但北目紀伊居館之由申傳候御通筋ヶ東南に見得申候。古歌
「小萩原また花咲ぬ宮城野の露やこよひの月に鳴らん。」「あらし吹風はいかにさ宮城野の小萩からへさ人のとへかし。」一、曹洞
宗江岡山陽雲寺、觀音別當本派山伏眼藏山薄光院。町方鄉方境原町米藏右境ヶ國分町御當り所迄二十二丁程。一、木下藥師曩國

山眞言宗國分寺、寺領三百七十石。曹洞宗護國山尼寺、但木下藥師奥院之由申傳居候。右二ヶ銘鄉方之地に御座候得共御通筋御
見渡りに相成候に付書上仕候。

一、國分小泉村　庄屋甚五左衛門。高三千四百七十八石八斗六升。人頭百七十七人、此人數七百六十八人。馬二十四。一、眞言宗
陽珠山瑞應寺、臨濟宗（萬壽寺に同し）松月山桃源院。一、廣瀨川假土橋長七十五間横二間半。

一、御假屋並御代官屋に而御宿に御用立候得は、御尋可有之。一、陸奥守用屋數と可申上事。一、國分に用屋數無御座と可申上事。
吟味の筋は町前に無之候に付、町裏に用屋數御座候と可申上候事。

一、御割付鹽御賣方之儀被爲聞候はゞ、御領內に而相用候鹽上御入料ぶん煮方罷成、人數に應じ鹽被拂下、追而金代取立指上候由
可申上候、但御割付被申儀は不申出樣可仕被仰候事。直段被爲聞候はゞ、鹽二斗五升入一俵に付、二朱と〆四十五文の事に可申
上候事。

一、二歲馬御買渡之義被聞候はゞ、二歲馬御買渡當郡無御座候由可申上、押而被爲聞候はゞ、御直附を以御拂相成、右金之內半
高者馬主被下、父馬被爲聞被爲候時は、願申上候得者上より被下候由可申上候。

一、何か御郡へ御惠有之哉と被爲聞候はゞ、兼而御園雜石御貸付被成下候、天保四年已來は救民御手當等被相廻、無利足年賦被召
上候宿場は馬買金被借下候、水干損皆無之者へは兼而御用捨被成下候、米他領へ被相出候儀無之、兼而他領より買入米は凶歲に付御買入相成候、兼而他領より
相入候儀は無之と可申上候。

一、漆之儀御尋罷成候はゞ、木數ぞんし不申と可申上候、直段之義は不同には候得共、大圖一升に付廿二三文位、と可申上候事。

一、御買夫之儀御尋候はゞ、今年二人扶持方六切つゝと可申上候、百〆夫にて不足之處へ御買夫被召使候由可申上候事、諸家中御
借夫御國許に無之と可申上候事。

一、御通筋町場至而見苦數御目立被爲聞候はゞ、凶災疫病等にて死亡退轉仕、今に代百姓相付不申、見苦數譯に可申上候事。

一、舊御藏元升屋平右衛門預手形、並判札通用之儀被爲聞候はゞ、公邊へ御屆之上通用相成居古手形は判手形へ引替懸可申上候。

一、諸判紙役請酒役等之儀被爲聞候はゞ、清酒百五十石造候役金十兩に御座候、當時造方被相留置候と可申上候。商人判紙役上判
一兩中判二步、下一步上納商買仕候。

一、金銅御吹替相成候分通用之儀、並百文錢等通用之儀被聞候はゞ、追々御吹出之分至而稀に通用仕候、二朱金者朱銀取合通用仕

候御引替之圖錢未通用も仕候得共、御年限中御引替御吟味難成居候、古文錢四文錢通用仕候得共、是又通用稀に御座候と可申上候事。

一、金銀銅鉦賣買直段被爲聞候はゞ、市中兩賣不仕直段相心得不申、兩替所承合可申上と御答可申上候、小判切替之儀は、一兩に付十六文に御座候と可申上候事。

一、小役諸役之義被爲聞候はゞ、惣合貫十石に付今貫一貫二百三十文、人足十石に付二十人以上相働可申候事。

一、御案內御駕籠脇入、御通筋御見通に相成難之處、名所舊跡山川書上之分御尋無之とも、御案內肝入可申上候事。

第二項　藩主の巡視

伊達家歷世の藩主その封土を繼紹すれば、必らず仙臺城に詣り、衣冠束帶先づ公卿の間に於て、恭しく帝座の間（花天井中障子金張附左甚五郎彫刻の梅）を跪拜するの式あり、式了りて後ち一門三席着座等の藩士に相見するは傳統的恒例なりき。此の種の式典終れば領內を一巡して親ら風物に接し國土の地理より風俗人情を洞觀し、而して神社佛閣に報賽したるの遺跡の各所の口碑に傳稱し或は記錄に存在する、多くは巡視の時なり。時人稱して屋形樣の御出馬、又は御入郡と云ふ。

然れども齊村（桂山公）以降巡視の儀式は久しく絕えたり、重村（徹山公）は寬政八年四月廿三日薨じ、未だ三ヶ月を出でざるに重村は同年七月廿七日薨じ、十六年の後ち周宗（紹山公）は文化九年四月廿九日に薨じ、後ち又七年にして、齊宗（英山公）は文政二年五月廿四日に薨じ、後ち亦八年にして齊義（正山公）文政十年十一月廿七日に薨去す。實に寬政八年より文政十年に至る三十二年間に、五代の藩主を喪ふ。殊に內には寶曆の凶荒に、財用逼迫金六十萬八千六百余圓に、米二萬四千二百余石の債務を負擔し、創痍未だ癒えざるに天明の凶歉に遭遇し、外には享和四年六月朝日幕府の命あり、松前警備の任務に藩士を派遣する二ヶ年に及ぶ。實に仙臺領內に於ける下剋上の時代なりき、此の秋に丁り爭てか藩主の封內巡視の擧を演ずるを得んや。

第三項　公布令

藩廳より發布せる、法令制度の周知は、藩廳に御札掛と稱する定員六名の書吏を置き、領內樞要の地に揭示場を建設しあるを御高札と云ふ。此の御高札の因起は、幕府の命令によりしも、慶安二年岩沼に於て始めて、駒市を開始したるときより、人目に觸れ易しく、著しき効果ありしに起因したりと云ふ。寶曆六年閏十一月伊達家の書上に。

極秘錄。一、辻々高札何ヶ所有之候哉之事。

領內城下在々共從　公義被　仰出候御高札相懸置候ヶ所。

一、二ヶ所城下に相懸置候、二百二十一ヶ所在々に相懸置候、內八ヶ所出村下總守知行通に相懸申候、十五ヶ所近江國領分に、二十ヶ所下總國常陸國領分に相懸置候。

第四項　執務定日

藩廳に奉仕する奉行（國老又家老）以下の諸司には、事務施行の日を定めて克く繁閑を調節せり、殊に先代の命日忌日に限り、判決の言渡又は死刑等の執行を停止す。寬政十年九月八日發布の制度左に。

出入司御用日　二日、五日、八日、十二日、十八日、廿二日、廿五日、廿八日。

御藏取納日　二日、六日、十六日、廿一日、廿三日、廿七日。

御藏渡日　三日、七日、十一日、廿二日、廿五日、廿八日。

御評定日　三日、九日、十九日、廿五日。

御評議日　二日、五日、六日、七日、八日、十一日、十六日、十八日、廿一日、廿二日、廿三日、廿七日、廿九日。

御休日　朔日、四日、十三日、十五日、廿日、廿四日、廿六日、晦日、五節句、初午、嘉祥、彼岸中日、盆中、冬至、立春。

罪之輕重並御仕置除日　朔日御祝儀、四日雄山樣、萬奉院樣、淨眼院樣御忌日、六日潮信院樣御忌日、八日嚴有院樣御忌日、十日常憲院樣御忌日、十二日義山樣御忌日、十三日覺照院樣御忌日、十四日文照院樣御忌日、十七日東照宮樣（德川家康）御忌日、二十日肯山樣（四代綱村）御忌日、二十四日貞山樣（藩祖）御忌日、晦日有章院樣御忌日、（小の月は廿九日）以上每月、二月十六日孝勝院樣、六月九日淨圓院樣七月九日一ノ宮御神事、但常憲院御忌日に付御仕置無之。

第五項　式目條例

天和二年（距昭和二年二四五二年）德川家綱左記の七條を制定して諸侯に布く、伊達綱村奉行をして苞苴の辻に建設せる高札塲に掲示せしむ。

定

一、忠孝を勵まし、夫婦兄弟、諸親類にむつまじく、召仕の者に至る迄、憐愍をくはふべし。若不忠不孝の者あらは、可爲罪科事。

一、萬事おごりいたすべからす、屋作衣服飮食等におよぶまで、儉約を可相守事。

一、惡心を以て或はいつはり、或無理を申かけ、或利慾をかまへて、人の害をなすべからす、惣て家業をつとむべき事。

一、盜賊並惡黨もの有之は、訴人に出べし、急度御褒美可被下置事。附博奕堅令制禁事。

一、喧嘩口論令停止之自然有之時、其塲へ猥に不可出向、又手負たる者を隱置べからざる事。

一、被行死罪之族在之刻、被仰付輩之外不可馳集事。

一、人賣買堅令停止之並、年季に召仕下人男女共に、十ケ年を限るべし、其定數を過者可爲罪科事。

附。諸代家人又は其所に住來輩、他所え相越在付妻子たも令所持、其上科なき者を不可呼返事。

右條々可相守之於有違犯之輩者、可被處嚴科旨、所被仰出也依而下知如件。

前條之通從　公儀被　仰出候間堅可相守之者也。

奉行　富田壹岐　佐々伊賀
　　遠藤内匠　柴田中務

寶曆八年（距昭和二年一七一年）伊達重村時代、士民心得二十四條を制定し、奉行をして領内に頒布せしめたり。藩制時代に於ける政策を窺知し併せて社會事業の資に供せん。

定

一、忠孝を專にし、義理を守り、禮義を正くし、學問をはげみ、武藝を可嗜事。

一、諸士男女共に行儀を正くし、風俗猥に無之樣可相愼事。

一、應分限郎從を扶助し、並弓鐵砲鎗甲冑馬具兵具可嗜之兵具の外、不入道具を好み私の奢いたすべからざる事。

一、軍從之節は、百石以上馬上役たるべし、常々於國許は百五十石以上、馬上役たるべき事。

一、諸事內證之奢を省き、不困究樣に心懸奉公可相勤事。

一、結徒黨或は成誓約、或は落書張文、或は博奕酒色にふけり、總て士に不似合業仕べからざる事。

一、諸士男女共に行儀を正くし、風俗猥に無之樣可相愼事。

一、喧嘩口論堅可愼之、不依何事令荷擔は、其咎本人よりをもかるべき事。

一、於城中萬一喧嘩口論有之節は、同間の者可取扱猥りに他間より不可寄集。若同間人少の節は、他間の者も可相計之番人等無之席は、其所の近輩可計之、令油斷は可爲越度事。

一、奉行頭人其以下の役人まで、其役の務方不怠無滯相辨し、私欲がましき儀は勿論、依估贔負不可仕、其役々に付下々不痛相可心懸、尤奉行頭人其支配頭等申付儀に候とも、存寄於有之は無遠慮其趣意可申聞之事。

附。輕諸役人ともに、只今迄の通音物堅不可受用事。

一、緣組之儀召出以上の族、請所以上の諸役人近習小性組は、私に不可結婚姻、假雖爲大番組、三百石以上は願を以可申合、總て他所より結緣邊儀令制禁之、若無據仔細ならは達奉行所可受差圖事。

附。嫁娶並養子等申合に就て、貪りたる作法仕べからざる事。

一、士者不及申、輕扶持人たりといふとも、仲領に參候節、奉行支配頭等の指圖を不請して越事、一切停止たり。並在府の御役人仙臺の外へ參候節は、右同斷の事。

附。領分の男女他領へ相出候儀、如先規令制禁之、江州總州常州知行所の儀は各別の事。

一、本主の障有之者は不可召抱、若其手細を不存抱候とも、本主より其告あらは、逢奉行所可受差圖事。

一、於國許、乘輿免許輩の外、堅不可乘之、醫師出家は制外の事。

一、屋作の營、並音信贈答嫁娶の規式、應分限可用儉約事。

一、衣裳の品々誰々によらず、男女共に拜領物の外、羽二重以上の小袖不可着之。但一門中並三千石以上の族は、制外たりといへども、多くは輕き品を可被用、扶持人以下並陪臣等も、其分限に應じ享保年中、衣服の制法を可相用事。

附。江戸詰の時、小性組江戸番組以上は格別の事。

一、振舞一汁三菜、酒獻視儀等の節といふとも不可過之。但外人の會合たりとも、御族元歷々衆へは、二汁五菜其外一汁五菜、或は三菜を用べし、勿論木具臺の物、金銀箔の類堅停止の事。

一、養子の儀同姓相應の者を選び、若無之においては、由緒を正し、存生の內可申上事。

一、急病にて末期に及び、養子願候とも、五十歲以下十七歲以上は、同姓他姓の親類は勿論、他人にても可許容事。

附。無據子細有之者は、願書死後差出候といふとも、存生の內令判形親類共無別條連判仕申上候は、吟味の上可申付事。

一、五十歲以上は兼て不致養子、病氣付養子願候はゝ、相立間數候、品により可吟味事。

一、十七歲以下の者跡目、五十歲以下十七歲以上頓死の者跡目、弟有之は可相立之、同姓指渡之從兄弟迄は、吟味の上以減少相續可申付事。

一、十歲以上の子は可爲致目見、若不致目見といふとも、其品により跡目相續可申付事。

一、隱居の後家督の子、父にさきだち死去、其子無之者は本進退無相違隱居の父に可返與之事。

一、孫死去隱居の祖父有之においては、吟味の上可申付事。

一、苗跡相續兄弟は無相違申付之、其外の親類は如先規可申付事。

附。養子に參候者に候はゝ、實父方の續は相立間數事。

右條々堅可相守者也

寶曆八年六月五日

百姓條目

柴田藏人　大條監物　申鳥伊勢

遠藤內匠　但木土佐　芝多對馬

一、父母に孝行を專一に致し、次に妻子兄弟其外、近き親類を親み愛し、他人にも僞りなき樣交り、縱其身妻子等衣食に乏數候共、父母の養を肝要に可仕事。

附。兄姉伯父伯母は不及申、其村の肝入組頭並に、年寄衆を敬ひ、慮外成體爲仕間數候。且又凡下式に候共、男女の別ち無之不義之事在之候ては、禽獸同然の事に候間、色好不作法成儀、無之樣急度可相愼事。

一、農業に精を出し疎に仕間數候、總て百姓の家業は、田畑の持に候間、縱手前宜數百姓にても、下人計に不爲仕田畑の持を、大切に勉可申事。

一、御藏入御年貢上納は不及申、地頭之年貢たりといふとも、其時節を違へず皆濟すべし。百姓持高面々令耕作、作り出し候穀にても、年貢之分急度備置、其餘ならずば自由に仕間敷候。且又小進並輕き地頭たり共、輕しめ侮るべからざる事。

一、總て被仰出御法度の事、急度可相守候。對公儀者爲申事は勿論、百姓仲間にても毛頭爲間數義不仕、其外理不盡之事を慢み地形谷地山等之境論堅仕間敷候、且又取引利慾に商賣等、大體利分の外手くろふ賣拔不仕、諸事正路に可仕事。

附。手前宜數百姓なり共、不寄何事貧き百姓共に、非義をなし連々不顧痛候義、並金銀米穀等高利に貸置取頼し候樣成義仕間敷候事。

一、諸士に對し不禮慮外仕間敷候、於途中出會候節は下馬仕片付可罷通候。尤小進成者無僕體にても、歩行可申事に候間、慮外仕間敷候事。

一、諸役人御振廻音物一切可爲無用、尤妻子並內之者へ之進物にても、堅仕間敷候事。

一、於宿場〳〵に、御家中之者は不及申、他所往還之者たりと云共、人馬遲滯爲仕間敷候、尤兼て被仰出候趣を以て、急度可申付候事。

附。御家中之者は不及申、他所之者たりと云共、病氣等の節は、一入粗略不仕、尤侍は不及申下々等に至る迄、看病等無疎意可仕事。

一、百姓一人前持高五貫文より上之持添仕間敷由、兼て被相定候通堅可相守候、且又地形分けは不及申、賣田買田之義は前々より御停止の事に候、併不相叶義於在之は、御代官へ可申出事。

附。妻子兄弟下人等迄、持高之拂に應じ、人數指積令扶助、其外無用之人數、召抱申間敷候事。

一、衣類之儀。絹類は從前々御停止之事に候間、男女共に布木綿計を相用ひ、絹類は帶襟にも、堅無用たるべし。併大肝入山伏神主禰宜之類は、其身並妻子迄、絹紬着用不苦候事。但大肝入は當時御儉約御年限中。

一、家作之儀。他國之者往還の宿をも仕候者は相應に可仕候。襖障子等も、唐紙之類不苦候、其外脇往還並總百姓は、隨分粗相に可仕候、天井長押は可爲無用事。

可仕候、大肝入肝入檢斷は、表向板數迄の義は不苦候、天井長押は、右之通り急度可相守候事。

但只今迄有來作事は、其通りに仕自今以後新規に仕分は、右之通り急度可相守候事。

一、婆入聟取之儀。隨分經く可仕候、取遣之義も成體輕き品を可相用、是又振廻の義は常々は不及申、縱娶取聟取其外重き祝儀にても、一汁二菜者一種之外可爲無用。總て少も奢り間敷義不可仕、朝晩之食物も雜穀を可用。尤百姓に不似合諸道具を申間敷候事。

一、肝入檢斷を始、總百姓男女共に、乘物賀篤に乘候儀一切御停止之事。

一、百姓家内病氣之節か、又は公用に付遠所へ相詰、其年之作毛仕付並に取仕廻兼候節は、其一村にて互に助合候樣可仕候事。

一、神事祭禮等、隨分輕く仕、尤布施等之送物迄、至て輕く可仕候事。

一、花火操歌舞妓之類、堅御停止之事。操歌舞妓之眞似を仕、總て百姓に不仕合之儀仕間敷候事。

一、徒黨を結び、誓約をなし、强訴を企、所を噪し、或は喧嘩口論を好み、總じて村の怨を來候者於有之は、其所の肝入檢斷組頭等、御代官へ可申出候事。

右之通屹度可相守候、且又右御法度之箇條相守候哉否、五人組切相改め、若不用者有之候はゞ異見を加ひ、其上にも不改候はゞ早速五人組之内より、其品々肝入檢斷興頭方へ申出候事。

右條目は明治四十二年六月「報德」第二卷第六號に黃葉村莊主人（永野榮助）の話に「年々代官役所の横目役、郡村を巡回し、村役人の宅又は其附近の廣き家屋を所有せる者の方へ、村民を悉く呼集め、諸役人詰合ひて、此條目を朗かに讀聽かせられ、村民は土間に蓙又は蓆を敷き、低頭して謹聽するなり。氏の宅抔にも幼年の時集合せしことあり」と登載せり。要するに庶民道德上の心得を簡明親切に訓示したるものなり。

第六項　刑制

惡行を罪するの法は、神代に在り、素盞嗚尊が罪を天祖に獲るや、群神議して千座置戸を以てし、又その爪髮を抜きとり、根の國に追放したるが如きは即ち斷罪の方法にて極めて簡易なるものなり。世は上古に移る、崇神天皇十年武埴彦の叛に死刑の宣告、履仲天皇元年阿曇濱子の叛に、死一等を減じ黥刑に處し、野鳥海人を屯倉に使役して、勞役に就かしむ。允恭天皇の輕大娘を流刑に處し、推古天皇のとき强盜强姦罪には死刑を宣したり。

文武天皇太寶令を新布し、刑目を分ちて五等とす。笞●杖●徒●流●死之れなり。又八虐の條項を擧げたり。此の八虐の罪を犯せる者には、如何なる場合と雖も、死罪を減刑して無期徒刑に處し、若くは特赦又は大赦するを得ざるの森嚴法なり、蓋し之れによりて君臣父子の分を嚴格に明記し、國民をしてその據る處を知らしめたるべし。太寶新律即ち太寶令十七卷を完成し、律令を天下に頒ちたりしは、昭和二年より一二二五年前にして、皇紀一三六二年太寶二年なり新律の首に八虐の條を列せり、特に絮述するも温古知新の端にして、復た徒爾にはあらざるべし。

謀反。國家を危くするを謀るを謂ふ。斬罪に處し、且父子をも斬に處し、家人、資財、田宅は並に官に沒收す。

謀大逆。山陵及ひ宮闕を毀つを謀るを謂ふ。罪謀反に同し。

謀叛。國に背き、僞に從ふを謂ふ。絞罪に處す。
惡逆。祖父母、父母を毀ち、及殺を謀り、伯叔父姑、兄姉外祖父、失夫の父母を殺すを云ふ。斬罪に處す。
不道。一家死罪にあらざるもの三人を殺し、人を支解し、蠱毒を造畜し、厭魅し、若くは伯叔父、姑、兄、姉、外祖父母、夫、夫の父母を毆打し、及び殺すを謀り、四等以上の尊長を殺すを謀るを謂ふ。斬罪に處す。
大不敬。大祀神御の物、及神璽四印を僞造し、御藥を合和するに、誤りて本分の如くならず、及封題を誤り、若くは御膳を造るに、誤りて食を犯し、御幸の舟船誤りて牢固ならず、乘輿を指斥し、情理切害し、及勅使に對捍して、人臣の禮なきを謂ふ。流刑に處す。
不幸。祖父母、父母を告言詛言し、及祖父母、父母別籍にありて財を異にし、父母の喪に居て身自ら嫁娶し、若くは樂を作し、服を釋きて吉に從ひ、祖父母、父母の喪を聞きて匿して擧哀せず、詐りて祖父母、父母の死を稱し、父祖の妾を姦するを謂ふ。絞罪若しくは徒刑に處す。
不義。本主、本國の守、見に受業の師を殺し、吏卒本部五位以上の官長を殺し、及夫の喪を聞きて匿して擧哀せず、若くは樂を作し、服を釋きて吉に從ひ、及改嫁するを謂ふ。斬罪若くは徒刑に處す。

かくて約四百九十年平安朝の最末に至る、上記の刑罰を施行し、皇紀一八五二年後鳥羽天皇建久三年源頼朝幕府を開始せし以來、四百三十二年間、鎌倉●吉野●室町●安土●桃山各紀に於ては、文官閏罪、武官閏罪、庶人閏罪に區別し罪名を四種とす。詳述左に。

禁獄。牢獄に拘禁し、限滿ちて放免す。　追放。本籍を削り、他管に放逐す。　流刑。近流、中流、遠流。　死刑。斬、梟首、磔。

文官閏罪。召籠（官署に拘留し、侍臣は禁中に拘禁し、武人は右衛府に留置す）　急狀（待罪書を徵し、家に屏居せしめ、限滿ちて任に復す）　勅勘（門扉を封鎖し、人の出入を聽さず、限滿ちて任に復す）　解官（官職を免じ、或は乘官を解き、或は共に本官と兼官とを免す）　除籍（悪く官位を除き、課役本色に從ふ）

武官閏罪。過怠（社寺及橋梁等を修理せしめ、或は贖金を追徵す）　召禁（官舍に拘禁す）　改易所職（解官に同じ）　永不召仕（除籍に同じ）　召放所領（封邑を追奪し、一ケ所又は五分一、三分一等の差あり）

庶人閏罪。剃半髮（髮髪の一半を剃る）　捺火印（火印を面に烙す）　闕所（自宅財産を官に沒入す）

以上の當事者は、初めは問注所の執事、寄人、評定所の評定衆、引付衆、侍所別當、越訴奉行此れを掌る。

後陽成天皇慶長八年（皇紀二二六三）徳川家康幕府を繼きし以來慶應三年に至る二百六十四年、家康に寢傚し、綱吉吉宗に至りて刑書全く成る。外樣大名各藩の諸侯概ねこれを遵用するが故に、幕府直行の刑制は姑らく措き、仙臺藩制時代、牢獄を始め花壇に置き、寛文六年片平丁元の宮城監獄署作業場に移す。刑の執行場を稱して、御仕置場と云ふ。今の宮城郡七北田村八乙女停留場の西、念佛圍の地帶に該當す。評定所即ち裁判所は、花壇にあり。評定役あり、評定所役人ありて司法斷案の機關とし、奉行中にありても、門地高く名望あるものをして司法の事務を管掌せしむ。即ち評定奉行此れなり。町奉行あり評定役の一員として評議に班列す。記錄役留付役等十數人、學識器量の士を選用せり。又搜査檢擧の職に當るものには、目付、小人、同心、目明し等の補助機關を備ふ、警察吏に酷似す。而して正刑あり又閏刑あり、罪の輕重により、課刑に差あり、刑名を擧ぐれば凡そ左記の如し。

正刑（一般）死罪、敲罪、流罪、曝罪、追放。
閏刑（武士）切腹、改易、謹愼、閉門、門前拂、隱居、逼塞。
（庶民）手鎖、科料、叱呵、閉戶。（僧尼）宗旨構、門派構、曝、退院、追院。（婦女）剃髮、奴婢。

第三章　明治維新

第一節　王政復古

第一項　外交

建久三年（皇紀一八五二）源頼朝王道を排して覇道を鎌倉に開く、爾来六百七十五年の春秋を経由す。慶應三年（皇紀二五二七）十月十四日徳川慶喜政權を奉還し、大權復び皇室に歸す。時人稱して王政復古と云ふ。蓋し覇道廢れて王道興るは氣運天數の然らしむる所にして一朝事にはあらざるべし。内には徳川繼嗣の内訌に加へて、外には外交折衝の國難起る、大厦の將さに覆らんとする一木の支ふ所にあらず。

孝明天皇嘉永六年（皇紀二五一二）七月十二日徳川家慶薨じ家定嗣ぐ、治世六年にして、安政五年八月家定薨じ家茂嗣ぐ、家茂治世九年にして慶應二年八月一日家茂薨じ慶喜嗣ぐ、治世一年にして大政を奉還す。

嘉永六年六月三日米國使節軍艦四隻兵員五百六十四人を伽るて浦賀に入港し、修交條約を求む、徳川幕府は儒臣林健、浦賀奉行戸田氏寧、井戸弘道を遣はし、蘭人をして五ヶ月を限り、諾否の確答を與ふべきを告げしむ。九月露國使節布廷陳（プウチヤチン）軍艦四隻を率ゐて長崎に投錨し、修交條約幷に樺太の疆界を要求す、幕府は筒井政憲、川路聖謨、永野忠義を使とし協商して去らしめ、且つ京都所司代脇坂安宅に命じて朝廷に奏上せしむ。國内騒然砲臺を品川灣に築き、軍艦を和蘭に購入し、續いて沿岸列藩の候伯に告達して意見を開陳せしむ。藩主伊達慶邦九月二十三日海防指揮のため、歸城し藩士に諭告す。曰く。

本朝は萬國に卓越し、皇統連綿東海に獨立し、殊に東照公大德を抱き、太平の基を開き二百有余年の恩澤に浴し、當家は、近衞公の支流にして、念四公の遺業を遵奉し、且つ貞山公大勳勞あり、大小臣庶と辛艱を共にし、王室に勤め德川氏を輔け、非常の恩遇を以て本國を賜り、東奥藩鎭の任を辱す、太平の治を創する一門以下の功亦少しとせず。由りて多小の祿秩を賞賚し、陪隷を扶助し各其業を樂む、是當家の恩のみならず、天朝及び幕府の眷顧する所なり。然るに天保凶荒以降上下貧窶、漸く廉恥の心を失ひ靡薄に流れ、文武を講習し戎器を修繕する能はざるに至らん、太平の餘流上下隔絕、言路閉塞豈悲歎に堪えべけんや。且つ今夏洋舶浦賀に迫り、侮慢の狀あり、幕府寬大之を待つ、故に無事退艦し、全國慶懽する所なり、其後魯西亞船、崎港に碇舶し互市を求む、其他松前邊亦外夷窺覦す。此に由り之を觀れば、何時兵端を啓くも諜知し難し、汝諸臣の先祖、我が烈公を輔翼し、大業を創建する遺志を紹明し、天下國家の爲めに奮勵するは勿論、一朝緩急に臨み、怯惰の狀を爲し、四方の嘯笑を引く勿れ。

翌嘉永七年正月十一日（史書屢は安政の曆號を用ふ、十一月二十七日の改曆なるを以て特に七年とす）米國使節再び軍艦六隻六百數十人の兵を率ゐて浦賀に入り、本牧の夏島に淀泊し前約を促がす、幕府伊澤政義、井戸學弘、鵜殿林等をして會商せしむ。七月英船は長崎に、十月露使は下田に交も來りて條約を求む。爰に於て幕府は假條約を締契して、長崎●下田●箱館を以て互市場と爲す。爰に於て都鄙騒擾、仍て幕府は京師の守護を嚴にし、前田齊泰に禁裡、松平保德に今出川、稻葉正邦に烏丸の守護を命ず。十一月廿七日曆を安政に改む。安政元年十二月廿三日將軍家定に詔を下して海岸を戒せしめたり。詔曰。

外夷の來るは、朕が深く慮を憊ます所なり、念ふに現今の要は海防より急なるは無し。云云。於茲。翌安政二年梵鐘を溶かして、大砲を鑄るの令を下し、蘭人復た汽船を幕府に貢ぐ、此のとき勝麟太郎海兵砲術を學ぶ。三年米國總領事ハルリス下田に來泊し、翌四年井伊直弼大老となる。八月三十日交易開港の要求を奏聞し、十月廿一日ハルリス江戸城に將軍家定と會見し、堀田正篤をして開港の勅許を請はしむ。是よ先き、鷹司政通●九條尚忠近衞忠熙●三條實萬●鷹司輔熙以下三十五人に詔して、幕府の奏請を評議せしめ、萬里小路正房、久我建通を議奏とす

廷議開港を聽さず、正篤空しく江戸に還る。大老井伊直弼乃ち、井上信濃守・岩瀬肥後守をして、勅許を待たずして、英魯・米・佛・蘭に通商假定約を締結せしめて後ち、之れを朝廷に奏問す。

安政五年八月八日將軍家定暴かに薨ず、直弼遺教と稱して紀伊中將慶福を奉じて十四代の將軍と成し名を家茂と改む。水戸齊昭・尾張慶勝・越前慶永登營して直弼を問責す、直弼三侯を論壓し、且つ台命と稱して三侯を退隱せしむ、若かのみならず鷹司政通・近衞忠熙・三條實萬の職を解き、髪を削らしめ、慶喜を貶し水戸齊昭を幽閉し、且命じて勅書を奉還せしむ。當時直弼未だ安政二年近衞忠熙を使とし、密かに勅書を島津齊興・齊彬父子に給ひしことを知らず。島津亦克く之れを秘したりしなるべし。直弼亦反幕の徒を檢擧し極刑に處す。寺社奉行・大目付・町奉行・勘定奉行・目付の五職を五手掛と稱す、之れを五手掛り吟味と云ふ、所謂る安政の疑獄此れなり。安政六年八月二十九日幕府は、伊達慶邦を譴責す、曰く。

水戸前中納言、建言採用なきを怨み、家臣をして幕府暴政の旨を京師に讒誣し、且つ輕躁をして重大の倫旨を懇請する等、國家の大事を釀成す、縱令家臣等私に周旋するも、畢竟意趣正しからざるに由る。因て嚴責すべしと雖も、今般重き法會の濟るにより出格の寬典を以て永く水戸に蟄居を命ず。今中納言亦措置宜きを失ひ、指揮至らざるに坐し、譴責す。

安政七年三月三日、大老直弼櫻田門外に斃る。此月十八日改元して萬延と稱す。翌二年二月十九日復た改元して文久と云ふ。文久二年十月二十七日、關白近衞忠熙は、伊達慶邦に密使を遣はし、朝廷は將軍家茂に攘夷の詔勅を下せりと仍て慶邦十一月十五日三好監物清房を使はし、近衞公に謝辭を言述せしむ。十二月二十三日將軍家茂は、慶邦に勅書幷に副書を示せり、曰く。

勅書。朕攘夷の積志、日夜措く能はず、將軍亦舊政を變革し、朕が意を慰せんと欲す。然るに海門擧げて決せざれば人心亦從て統一するなし。速に列矦と議定し、武臣の職を盡すべし。

副書。一に曰く。今般　勅旨を奉じ諸侯の籌策を洽聞せんとす、各速に意見を陳言し、然る後以聞せんとす。二に曰く。幕府先年來屢失體あり、朝廷に對し深く恐縮す、因て官位一等を奉辭す。三に曰く、先年田安大納言攝行中、屢政體を失す、因て今官位一等を辭し、致仕退老を請ふ。四に曰く、方今攘夷の令を布かば、外夷陸續來航、環海を劫掠し、畿内に闖入亦測り難し、禁闕の守衞嚴ならざるべからず、仍て京師守護の如き、親兵を募り侍衞を置き、宸襟を奉安すべし。

第二項　伊達慶邦の護衞

文久三年正月十三日近衞關白より内勅の傳達密使あり、曰く、今般攘夷一決により、將軍に隨從せず、速に上洛すべしと、是の密使により、二月三日慶邦、儀衞の人員二千二百余人を率ひて出發、三月二日妙心寺の旅館に到着、五日慶邦衣冠束帶參内、孝明天皇に拜謁天盃を賜はる。天皇加茂の兩社に幸く、慶邦先驅す。片倉宗景に特命あり、宗景步騎二百八十二人の將士を率ゐて京師を守らしむ。慶邦四月二十三日國に歸る。五月五日攘夷の期日を定め、六日傳奏の命令並に布達を頒布す。曰く。

傳奏。外夷を拒絶する、本月十日を期とす。益軍政を整へ、醜虜を掃攘すべし。

布達。先年魯・佛・英・和・米・蘭・勃諸國へ、和親を結び、交易を通ず。然れども、當時之を朝廷に請はざるにより、客歲交際拒絶の詔下り、失體の骨吏を嚴罰す。是を以て長崎・函館・横濱三港の商館を廢し、三旬を期とし、交易請國に歸帆せしむ。若し異議を生ぜば、一戰すべきを談判す。

毛利慶親、詔を奉じ赤馬ヶ關に砲臺を築く、天皇賞して紅白二流の御旗を賜ふ。慶親金一萬兩を奉献して勅使西下の資に供ふ。此の時海岸防禦の區域を定めて監察使を置く、四條隆謌は播磨明石浦の海岸防禦監察使に任ぜらる。

此の時に方り、慷慨悲憤の諸士各處に潜在し、英館を襲ふ、爲めに英國兵を横濱に上陸して自衛を爲し、安藤信正は坂下門に要撃せられ、高山定之は曾氏の木像を梟し、久佐間象山は斬せられ、毛利慶親の兵は米艦を赤馬ヶ關に砲撃し、英艦は鹿兒島に寇し、生麥の變、大和の變を演出し、終に天皇親征の朝議は、毛利慶親の提案にして其眞價は照破せられて、親征の議亦止む。詔を傳へて毛利慶親の入參を禁じ、且つ毛利の宮門守衛を解き、藩士の入京を禁ず。三條・三條西・東久世・錦小路・四條・壬生・澤の七卿は長門に奔り、其他豐岡・東園・滋野・橋本・萬里小路・烏丸・鷹司・醍醐・德大寺等の諸卿は差控又遠慮に處せられ、攘夷の廷議は一轉して、公武合體の說再び起る。

文久四年正月二十四日（元治の改暦は二月二十日なり、故に文久の暦號を用ふ）伊達慶邦登營、將軍家茂より宸翰を示さる、曰く。

朕不肖の身を以て、夙に天位を踐み、忝く萬世無缺の金甌を受け、恒に寡德の先皇と、百姓とに背んことを恐る。就中嘉永六年以來、洋夷頻に來港猖獗し、諸儻沸騰し生民塗炭に困しむ、天地鬼神夫朕を何とか云はん。嗚呼是誰の過ぞや、夙夜是を思て止む能はず、嘗て列卿武將と是を議せしむ、如何にせん昇平二百有余年、威武を以て外冦を制壓するに足らざることを、若し妄に膺懲の典を擧んとせば、却て國家不測の禍に陷んことを恐る。（中略）豈料らんや、藤原實美等鄙野匹夫の暴說を信用し、宇內の形勢を察せず、國家の危殆を思はず、朕が命を矯て、輕卒に攘夷の令を布告し、妄に討幕の師を興さんとし、長門宰相の暴臣の如き、其主を愚弄し、故なきに夷船を砲撃し、幕使を暗殺し私に實美等を本國に誘引す。此の如き狂暴の輩、必罰せずんばあるべからず。然と雖も是皆、朕不德の致す處にして實に悔懲に堪へず。

第三項　中立賣門の警衛

元治元年七月十九日、毛利慶親の家臣增田親施・福原元僴・國司親相の國老、長藩の士卒を率ゐて、毛利慶親父子の勅諚を宥るし、併せて三條等七卿の朝參を許されんことを强訴す。將軍家茂各藩に命じ、長藩の國老藩兵を率ゐて上京するは、朝廷を要するものなり、仍て之れを伐たしめんとす、長藩乙れを探り、先に入りて幕兵を伐つ、仙臺藩は中立賣門を護る、鹿兒島・一橋・會津・桑名の兵と俱に戰ふ、中立賣御門より蛤御門に亘るの地帶は戰場の巷となる。各藩競ふて長藩の兵を屢にす。長藩の砲銃、禁闕を犯かす、世稱して元治甲子の變と云ふ。是に於て、慶親父子及び一族の官爵を削り、追討の詔勅を下し、尾張大納言慶勝を總督に任じ、毛利を伐たしむ、慶親父子恭順罪を謝し、禁闕を犯したる國老增田・福原・國司を屠腹自盡せしめ、其の首を函にし總督乃ち兵を解き師を旋す。

慶應元年十月廿一日將軍家茂各藩に告ぐるに、朝廷より外國と條約允許の旨を以てす、爰に至り攘夷の論全く息む。翌二年再び長州を伐つ克たず、長軍は短袴輕衣專ら銃隊を用ひ、藩軍は甲冑刀槍を用ふ。會ま將軍家茂八月八日大阪に薨ず、十二月二十日詔して慶喜を十五代の將軍とし、勅使を二條城に遣し宣を傳ふ。此月二十五日光明天皇崩御し給ふ。翌三年正月十五日伊達慶邦奉候使を遣はし、天機を伺ひ奉る、正使は大番頭鮎貝太郎平盛德、副使は武頭武田安之助なり。即ち伊達家歷世祖宗の遺訓を遵奉し、恒に　皇室を尊戴し、復克く將軍を扶掖して、國土の安寧に維れ努むにあるのみ。

第四項　上洛の內命

慶應三年正月九日明治天皇（嘉永五年五月二十二日太陽暦十一月三日御誕生）御年十六御登祚。關白二條齊敬攝政となる。此の時に當り幕府の武力は、征長の役に試錬せられて武威を傷ひ、慶喜將軍の職に在りと雖も、大政常に朝廷に仰ぎ、將軍の權威昔日の比にあらず。土佐の山内容堂、安藝の淺野茂長、交も策を將軍慶喜に進めて、大政を皇室に奉還せしむ。慶喜頗る悟り、意を譜第の諸侯に告ぐ、諸侯多くは其の議を贊せず久しく決せず。然れども慶喜は二條城に在りて江戸城に還らず。同年十月十四日意を決して上表し、大政を奉還せんことを請ふ、詔して翌十五日之を許す。特に松平春嶽・鍋島閑叟・山内容堂・伊達宗城・島津久光を召して、各々意見を上まつらしめ、更に在京五十余の候伯を會して、革政を議せしむ。先きに伊達慶邦上京の命あり、慶邦疾む行くこと能はず、國老筆頭但木土佐成行をして代り行かしむ。會ま公儀使大童信太夫京都の藩邸に滯留す、二條城よりの徵により、但木成行の導となりて登城したること あり。蓋し但木成行の意、上は國家の安寧を慮り、下は德川氏三河以來の家聲を保續し、以て國家に事端を開き外國の侮を禦ぐにあり。

第二節　維新の庶政

第一項　二條城の決議

十五代將軍德川慶喜、慶應三年十月十四日大政を奉還するや、明治天皇は日野資宗を、東山の陵に遣はし、皇政の復古を奉告し、又天下に布告す。曰く。

今より以往、大小の政令、みな　朝廷より出づ、四方それ之を體せよ。

慶應三年十二月八日、中山忠能・正親町・三條實愛・德大寺實則等勅を奉じて、德川慶勝・島津茂久・淺野茂勳・山内豐範・成瀨正肥・田宮篤輝・中根師質・酒井忠温・西鄉隆盛・大久保利通・岩下方平・後藤象次郎・福岡孝悌等を召集して、小御所會議を二條城に開き、左記の事項を商量議定す。

一、三條實美等七人及び、毛利慶（又敬）親等の官爵を復して、入京せしむること。
二、久我建通・岩倉具視・千種有文・富小路敬直等の出禁を解き、復帥せしむること。
三、會津藩の京都守護を停むること。
四、攝政・關白・將軍・傳奏・議奏等を廢して、總裁・議定・參與の三職を置くこと。

總裁。嶺仁親王
議定。嘉彰親王・晃親王・中山忠能・正親町三條實愛・中御門經之・德川慶勝・島津忠義・松平茂昭・淺野茂勳・山内豐範。
參與。大原重德・萬里小路博房・長谷信篤・岩倉具視・橋本實梁・大久保利通・西鄉隆盛・木戸孝允・後藤象次郎・福岡孝悌。

慶應四年正月三日、德川慶喜召に應じ、大阪より京師に上る、伏見鳥羽の間に戰端を開く、即夜嘉彰親王以下錦旗を擁して、會津・桑名の兵を伐つて之を殄らす。正月十七日會津追討の命を伊達慶邦に下し、國老但木成行之を受く。同四年二月内閣の組織を更正す、總裁、議定、參與の官職を廢して、總裁・神祇・内國・外國・軍防・會計・刑法・制度の八局とし、二條城を以て此れに充つ、後ち禁内に移すに及び、更に改めて、議政・行政・神祇・會計・軍務・外國・刑法の七官とす。議政官を上下の二局に分ち、上局に議定・參與・史官、下局に議長・議員を置く。又行政官に、輔相・辨事・史官あり、又神祇以下の四官に、正副知事・正權判事を置く。後ち復た古制に則り、神祇官・大政官及び民部・大藏・刑部・宮内・外務・工部・兵部（海軍、陸軍に改む）の七省を置き、省内に寮司を置く。其他彈正臺・宣教使・開拓使・按察使・大納言・參議等の官職名、屢ば改竄變更出沒隱顯して後ち、明治十八年十二月内閣總理の制を定む。

第二項　鎭撫總督松島上陸

奥羽鎭撫總督九條道孝の一行、慶應四年三月十一日大阪灣を發し、十九日松島に上陸し、觀瀾亭を以て宿陣とす、恰かも航海途上、三月十四日明治天皇、南殿に出御、公卿諸侯を召し、親から天地神祇を敬祭して、五事の誓約を爲し給ふ。

一、廣く會議を興し、萬機公論に決すべし。
二、上下心を一にし、盛に經綸を行ふべし。
三、官民一途、庶民に至るまで、各其志を遂げ、人心をして倦まざらしめん事を要す。
四、舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし。
五、知識を世界に求め、大に　皇基を振起すべし。

尋いて、又詔して曰く。

我邦、未曾有の變革を爲んとして、朕躬を以て衆に先んじ、天地神明に誓ひ、大に斯國是を定め、萬民保全の道を立んとす。衆亦此旨趣に基き、協力努力せよ。

第三項　仙臺城の受授

慶應四年八月廿七日、明治天皇即位の大典を行ひ給ふ。九月四日改曆して明治元年と號し、一世一元の制を定む。十二月七日、陸奥國を割き、磐城・岩代・陸前・陸中・陸奥の五ケ國、又出羽國を分ちて羽前・羽後の二ケ國とし、蝦夷地の通稱を、北海道に改む。

同年九月十五日伊達慶邦親ら書を裁して、伊達將監・遠藤文七郎を遣はして、降を相馬口總督府（細川の陣）に容れて轍ち仙臺城を開く。征討總督四條隆謌は藩主慶邦世子宗敎に對し、封内士民鎭撫を命じ、式を整へて入城すべきの命あり、十月十五日入城受授の式を行ふ。是より先き士民に諭告せらる。曰く。

御一新に付而告。王政御一新に付而は、速に天下御平正萬民安堵に至り、猥之者在之候に而不相濟、自然に今日の形勢を窺、猥に士民共本國を脫走致候儀在之、不埒之所業致候節は、主宰之者落度たるべく候。尤も此御時節に付、無上下　皇國之御爲、又は主家之爲節等存込、建言致候者へ言路を開、公正之心を以其旨趣を盡させられ、依願太政官代へも申可出被仰出候事。

但今般總而、士奉公人は不及申に、農商奉公人に至る迄相抱候節は、出所篤と相糺自然脫走者相抱、不埒出來御御厄介に立至り候之節は、其主人の落度たるべく候事。

三　月　　太政官

覺

今般王政御一新に付、　朝廷之御條理を追ひ、外國御交際の儀被仰出、諸事於　朝廷直ちに御取扱被爲成、萬國之公を以條約御履行被爲在候に付ては、全國之人民　叡旨を奉體し心得違無之樣被仰出候、自今以後猥に外國人を殺害し、或は不心得之所業等致し候者は、朝命に悖り御國難を釀成候而已ならず、一旦御交際被仰出候各國に對し、皇國之御威信も不相立次第、甚以不屆至極之儀に付、其罪之輕重に隨ひ、士列之者といへども、創士籍至當之典刑に被處候條、銘々奉　朝命猥りに暴行之所業無之樣、被仰出候事

三　月　　太政官

第一、札　定

一、人たるもの、五倫之道を正しくすべき事。
一、鰥寡孤獨廢疾の者を、憫むべき事。
一、人を殺し、家を燒き、財を盜む等之惡業、あるまじく事。

慶應四年三月　　太政官

第二、札　定

何事によらず、宜しからざる事に大勢申合候を、こゝうそ、こゝうそいひ、あるいは申合せて居町居村を、たちのき候を、てうさんと申す。堅く御法度たり。前右類之儀、これあらば早々其節の役所へ申出べし。御ほふび、下さるべく事。

慶應三年三月　　太政官

第三、札　定

きりしたん邪宗門之義は、堅く御制禁たり。前不審なるもの有之は、其節之役所へ申出べし。御ほふび、下さるべく事。

慶應四年三月　　太政官

今般總督府御入城に付、國中の士民聊か無禮不敬の擧動無之樣、先達中より屢々命し置候通り嚴に可相守候、且既に開城の上は、則ち土地人民を擧て　天朝に獻じ謹て奉待　天裁譯に候條、此理合を辨明し凡て御命令の儀實に遵奉確守可仕候。假初にも私議異論を立て人心を搖動候樣の儀有之に於ては、恭順の實意も不相立、深く予が本意に悖戻候間、此旨趣厚く體認し、謹愼一途無他脇伏て可奉仰　御沙汰者也。

詔掟。賞罰は天下之大典、朕一人の私すべきに非す、宜しく天下の衆議を集め、至正公平毫釐も誤り無きに決すべし。今松平容保の罪天人共に怒る所、死尙餘罪ありと奏す。朕熟ら之を案するに、政敎世に浴く名義人心に明なれは、固より亂臣賊子無かるべし。今や朕不德にして敎化の道未た立す、加之、七百來紀綱不振、名義亟亂弊習の由て來る所久し。抑容保の如きは、門閥に長じ人爵を假有する者、今日逆謀彼一人の爲す所に非らず、必首謀の臣あり、朕因て斷じて曰、其實を推て其名を恕し、其を情憐んで其法を假し、容保の死一等を宥め、首謀の臣を誅し、以て非常の寬典に處せん。朕亦將に自分親ら、勵精國治敎化を國內に布き、德威を海外に輝さんことを欲す。汝百官將士其れ之を體せよ。

命令。松平容保追討の勅を奉じ出陣し、半途にして反覆容保に黨與し、上杉齊憲と共に、奥羽私盟の魁首と爲り、叅謀を斬害し書

府を拘留し、屢王師に抗衡し、遂に天下の亂階を釀成し、すべからず、因て城地を收め、父子東京に謹愼し、叛逆首謀の臣を出すべし。

明治元年十二月七日上記の詔掟を奉拜し、命令に遵ひ慶邦上京芝增上寺塔頭良源院に入る。同日世子龜三郎宗基に二十八萬石を賜ふ。此の日慶邦退隱樂山と號す。

今般城池被　召上、父子於東京謹愼被仰付候處、出格至仁の思召を以て家名被立下、更に二十八萬石下賜。仙臺城御預被　仰付候間、血脉之者相選、早々可願出事。

十　月　二　　行政官

尋いて龜三郎宗基家督相續相濟み、左の如く沙汰せられたり。

此度　御家名被爲濟、左の通り。

一、御家中、士凡共月代剃之儀不苦候。

一、大門閉置候に不及候。

一、普請被相明、鳴物之儀は追て可相明候。

十二月二十四日、岩倉輔相より、講堂へ左の傳達あり。

此度厚以　思召、伊達宗敎仙臺において、謹愼被仰付候處、方今國務肝要に付、龜三郎並に重臣へ被申合、國事可被取計候、此段御心添申候事。

但謹愼中の儀に候間、佗向應對等、被相控可然候事。

第四項　版籍奉還

一、奉還書

明治元年十月十五日仙臺開城に際し伊達慶邦士民に諭告せり、曰く「開城の上は土地人民を擧て　天朝に獻じ」云々

と。此時に方り全國二百七十六藩ありて各々其領土を專有す、而して朝廷の御料土僅かに八府廿一縣に過ぎざるの租入あるのみ、爭てか政費に充用するを得ん。明治二年正月二十三日薩●長●土●肥の四藩版籍奉還を奏請す。伊達宗基版籍奉還を出願せり。曰く。

今般諸藩、版籍奉還之儀出願の趣傳承仕、至大至當之公論と奉存候。然るに於繁藩は、去冬出格の御仁恤を以て、更に下賜候封土に御座候へは、舊來所領之諸藩同樣返上奉願上候儀、恐入候次第に御座候へ共、大政御維新の折柄、政刑一途、名實相悖、萬國並立、御國威御更張、御基礎被爲建候に於ては、素より闔藩同論所冀に御座候。仍て土地人民、奉返上候間各藩一樣之御沙汰被成下候樣、伏而奉懇願候宜 御執奏可被下候、誠恐誠恐頓首謹言。

明治二年三月　　伊達龜三郎

四月二十日付、辨事役所より、上記の版籍奉還に對し、左記の通り達せらる。

今般土地人民版籍奉還可致旨、及建言候條、全忠誠之志深く嘉尚被思食候、尙會議を經、公論を被爲竭何分之御沙汰可被爲候得共、版籍の儀は一應取調、可指出旨被仰出候事。

上記の通牒により、新封土二十八萬の領域を調査し、「版籍調」と題する調書を、辨事役所に提出せられたり。維新後に於ける領土の計數を知るを得べし、詳記する下の如し。

一、高二十八萬石。陸前國。宮城郡●黒川郡●玉造郡●名取郡●加美郡●志田郡●加美郡●志田郡の內四十三ヶ村。
一、神社。九百九十座、但城下並在々共。
一、家中總人頭。九千六百五十一人。但總人員、男女取合五萬六千四百六十八人。內　一、人頭、千九百九十三人、此總人數男女取合九千九百六十五人。
一、陪隷。總人頭二萬三千四百七十七人。此總人數男女取合十一萬五千七百七十一人。
取調中に御座候。
一、町家。總戶數五千四十六戶。此總人數二萬二千四百十一人。
一、寺院。九百十六區。但城下並在々分共。

同年六月版籍奉還の奏請を許容せられ、左記の如く、行政廳より通達あり。

今般版籍奉還の儀に付、深く情勢を被察、廣く公議を被爲採、政令歸一の思召を以て、言上之通被聞食候事。

版籍二十八萬石の郡境疆域を總稱して、六郡御支配と云ふ。即ち名取郡●宮城郡●黒川郡●加美郡●玉造郡●志田郡の內今の三本木町（上伊場を除く）高倉村（矢ノ目を限く）敷玉村（石森●下中野目●青生●師山の內を除く）及び荒雄村。古川町なりとす。

六郡御支配地金穀調。（永野榮助藏）御新領御支配所。
一、高二十三萬六千七百十石二斗五升。
陸前國。名取郡●宮城郡●黒川郡●加美郡●玉造郡●志田郡の內。
一、高三萬六千二百四十七石五斗八升。新田。
一、高六千六十八石一斗八升。　茶畑。
合高二十七萬九千二十五石九斗三升、元治甲子（元年）より、明治元戊辰迄、五ヶ年平均。

仍て藩士支給の方法を定む。秩祿の多寡に據る能はず、身分階級に據準し、現米を以て支給せり。

六郡御支配地全穀調。當分被下御扶助米指引調。
一、御一門衆十一人。（人は戶なり）一人百三十俵つゝ。
一、三席（一家●一族●准一家）着座●御太刀上迄、七十六人。一人百俵つゝ。
一、大番士百石以上千百二十八人、御醫師二人。一人二十五俵つゝ。
一、同　百石以下二千三百四人。御醫師百十九人、一人十六俵つゝ。

一、御鐵砲諸組士、七百六十二人。一人十二俵つゝ。組拔百五十一人、請役所十七人、乘物添十三人、旗元三百二十三人、足輕千七百四十一人、御作事五十六人、御小人六百十二人、同心五十人。

一、凡下扶持人、二千九百七十人。一人八俵つゝ。

二、家祿奉還と授産資金

後ち仙臺藩士は家祿奉還の申請を提出し、金祿及び授産資金の交付を申請し、三井組は金融機關の中介者となり、家祿奉還事務の終了を告げしは、明治七及び八年の交なり。宮城郡役所々藏の「家祿奉還御指令御授書」と題せる公簿により、二三の例證を摘記する左に。

御受書

今般永世家祿、十一石二斗五升之內、四石五升奉還如願之、御指令被成下、難有仕合奉存候、此段御受奉申上候。

明治七年十一月四日　　村上義行　印

宮城縣權令　宮城時亮殿

私儀家祿奉還、如願御指令濟に付、御添書を以、右資金引當、三井組より金子借用仕候處、今般資金御下渡に付、元利返濟に付、家祿奉還御指令書、並證券共右正に受取上候也。

明治八年一月十八日　　庄子則直　堀越親長　桂熊吉

一、私儀家祿奉還資金百圓商社より、借用之御末書一通被相渡正に請取上候。

明治七年十二月廿二日　　第二大區小四區小田原村住居　桐ヶ窪源之助　印

區長御中

資本金親類へ御下渡被成下度御屆

私儀永世家祿十一石二斗五升、奉還願御聞屆相成、今般資本金御下渡罷成候に付、直々出頭可奉請取旨被仰渡奉畏候處、病氣罷在出頭仕兼候に付、親類蜂屋十馬出頭爲仕候間、同人へ右資本金御下渡被成下度、此段御屆申上候以上

明治八年一月　　第二大區小三區宮城郡國分松森村廿六番地より水澤縣管下陸中國磐井郡毋鉢村寄留　村扱　長沼憲太左衛門　印　佐藤孫四郎　印

私儀家祿奉還御指令書、今般御下ゲ渡被成正に受取之御請書奉申上候　以上

明治八年七月十日　　第二大區宮城郡小五區南目村廿九番地借舍　渡部勝治郎　印

宮城郡大區御扱所

三、維新の諭達

明治二年二月太政官「奥羽人民告諭」又六月伊達藩知事「布達書」と題し、左記の告諭及び布達書を發布せられたり。

奥羽人民告諭。天子樣は、天照皇太神宮樣の御子孫樣にて、此世の始より日本の主にましまし、神樣の御位正一位なれど國々にあるも、みな天子樣より御ゆるし被遊候わけにて、誠に神さまより尊く、一尺の地も一人の民もみな、天子樣のものにて、日本國の父母にましませば、御歎たひいたし候ものは大名といへども一命を御とり遊され候ても、いさゝか申分なきはづに候へども、誠に寛慮寛大にして、右樣不心得ものあるは、全敎化の不行屆故と勿體なくも御反省遊され、會津の如き賊魁すら命を助けたまひ、其外荷擔の大名は、わづかに減知所替など被仰付、家も知行も結構

に立下され候は、此上なき御慈悲ならずや。しかるに百姓ども何の辨別もなく、彼是騷動いたし候ては、誠に相すみがたきのみならず、いよ〳〵領主の罪をまし、此上御沙汰に及れ候ようなり行候ては、却て領主の迷惑となる事なれば、其方どもよく〳〵此道理をわきまへ、かならづさわぎ立申まじく候。日本の地に生れし人々は、ひとしく赤子と思召され、一人として安堵せぬ者もなく、蝦夷松前のはてまでも、御撫恤の行屆き候様にと、日夜叡慮を勞られ、おい〳〵有がたき御措置もあらせられ候事なれば、諸事仰出されに背かず、安穩に家業を出精いたし可申、かへすがへすもさわぎ立申まじく事。

明治二年己巳二月

太政官 朱印

布達書。普天之下、王土にあらざるなく、率土の濱、王臣にあらざるはなし。本邦は伊勢之御神、國土を開き玉へて、神武帝起り玉へしより、今上皇帝に至らせ玉ふまで、皇統一姓にして萬國の異姓にて繼き換る國とは殊なり、別して難有御國なりけり。其下に生るゝ人は士民の異なれども、皆々大君と稱し奉り、此土地のあらんかぎり、此の大君をば尊崇し奉らではならぬ。

抑々吾藩は、近衞家の御庶流にて、御始祖忠西樣御創業以來御代々御勤王の御家筋にて、殊に忠海樣南朝へ御忠勤被爲遊候儀、書史に赫々として申迄も無之。其後貞山樣の御大勳を以て、六十二萬の大國を領し玉へり。されば去年天朝より御諚文にも、東國の大藩牧に祖先の功勞も有之深く御依賴被爲遊と被仰出たる御辭も有之、實に勳功あるに付、一手を以て討會可致との被爲蒙命、奥羽鎭撫使として、九條殿御東下ありて、速に討會すべき御催促、樂山樣始終御藩祖の御志を繼ぎ、勤王の御忠誠專らに被爲有ければ、諸臣振はざるを憤激し玉へ、若し討會を不同意の者あらば、即座に御暇被下べきとの嚴命ありて判然と兵を擧げ、親く白石まで御出馬あつて戰爭を促し玉ふ。此の御一擧にても勤王の思召を奉察べき事なり。就ては奥羽僻遠の地にて事情に通じがたき事を執者見込を誤り、會津罪なく朝廷を惑し奉る奸臣を拂ふといふ論を主張し、種々巧言を以て國是を謬り、終に官軍に抗衝する事に立至れり。其後王朝より宇和島家にさる御諚文を叡慮の程恐入せられ、判然御反正を以て決定の所、奸臣種々藥蔽せるを、忠良の臣百方周旋し降伏謝罪し玉へぬ。天下の大典に於て其罪難被差免の處 天朝には、好生至仁寬大の思召を以てかゝる大罪を御ゆるし玉へ、更に廿八萬石下賜り、家名をも被立下候は難有と申に餘ある御事なり。奸臣等は官軍に抗するの大非儀無道なるを辨へずして、賊兵を募り、王師に抗せんとする心やまず、尚ほ衆を煽動して德川氏の脫走の徒と與に箱館に走り、尚ほ金穀薪水を與ては可惡の至りならずや、樂山樣に被爲置候ては、先非を悔み玉へて御謹愼一途にまし〳〵、且つ下の動搖を深く御焦慮被爲遊嚴しく禁じ給ふ、其御眞情にも悖り奉り、却て追々迄も蠱惑せしめ、脫走を煽動す、剩へ贋金を製造し萬民の難儀に至らせ、竟に不穩の事件に爲及、乍恐鎭撫使御下向にまで至らせ奉り、是大不儀大不忠に非ずして何ぞや。仍て誅して 朝廷に深く奉謝すべきに、然を心得違ひの者、是を評して無罪を殺して忠良を禁錮す、抔と流言し、尚前失を不顧賤論を主張し、實に天地不可容の罪人なり。若し如斯者國內に有る時は、更に賜ふ所の新封も滅亡するに至らんも測るべからず、速に舊染の心を洗除し、君の御志を奉體し、勤王の實効相建候樣可仕候。此度 近衞樣より御使者を以て、御直書被致封動搖賤論之者も有之やに被爲聞、此上右樣之儀有之候ては實に奉對 天朝に不相濟御國家の御爲宜しかるまじき段被思召、深く御痛心被遊候、閣藩 勤王一致に歸し候樣、家中下々まで厚く敎解き可致との趣意に有之候。先達ても重臣の內 上京之砌、御直書被致封動搖賤論之者も有之重々の御敎解實以恐入候事に候間、能々勤辨致し 勤王一致に相歸し候樣可致候。尚亦奸邪論を唱ふる者あらば、嚴科に可被爲處 速に悔悟して良々說得し、正に歸せしむる者は、必ず御賞譽の御沙汰有之べし。乍繰言此上心得違の者共者之

ては、實に以て　御國家の御大事に被爲置義に付、篤と右御趣意を奉體し、先非を悔悟すべき者也。

明治二己巳年六月　　仙臺御役所

四、仙臺藩知事

明治二年六月　日伊達樂山公世子龜三郎宗基、仙臺藩知事と爲る。宗基幼齡の故を以て、一門留守將一郎景福後見となり藩政諸般の新基礎を建つ、十一月後見を辭し、公の嗣子宗敦（讓堂）後見職を襲ぎ、三年七月後見職を辭し、尋いで仙臺藩知事に任せらる。

仙臺藩知事　被仰付候事。　　伊達龜三郎

明治二年六月　　行政廳　藤原宗敦

任仙臺藩知事

明治三年十月二十五日　　右大臣從一位　藤原朝臣實美宣
大辨從三位　藤原朝臣俊政奉行

五、按察使府

明治二年八月、岩城・岩代・陸前・陸中・陸奥五ヶ國按察使坊城俊章は、渡邊・布澤兩按察使府判官等を隨へて着任舊陸奥國諸藩の施政を督す。九月樂山・讓堂の謹愼を解除し、十月十二日、勤政廳を仙臺城二ノ丸に開始し、仙臺藩職制を定む。職制下記の如し。

勤政廳。大參事、小參事。

儀部寮。寮長、副長。公務局、知學局、主廳局、外事局、聘使、建言局。
農部寮。寮長、副長。租稅司、開拓使、物產司、驛傳司、水土司、生育司、鑛山司、蓄產司。
計部寮。寮長、副長。出納司、用度司、營修司、運輸司、第舍司、制市局。
軍部寮。總管、副管、軍正。陸軍營、衛守陣、守辰陣、守辰司、器仗局、兵馬司。
律部寮。寮長、副長。糺問司、捕亡司。
糾正寮。寮長、副長。糾彈司、巡監、錄事。

明治三年五月、職制を改正し、權少參事の次位に、大屬・少屬・權少屬・史尉を置き、勤政廳中亦左記の如く改定す。

一、士籍、學校、社寺、建言、應接。
一、民籍、租稅、出納、水土、驛傳、物產、通商、開拓、營繕、器械。
一、刑法、監察、東京、西京、北海道。

明治二年十月勤政廳創設當時及び、三年八月現任官の主なる官職氏名を擧ぐれば。

知事。伊達龜三郎。　大參事。遠藤文七郎。　權大參事。熊谷文之允。　少參事。松本八郎。
權少參事。　石母田庸三・國分武治・多川丹彌・氏家惣內・入生田三十郎。
議部寮長。　石母田庸三。　農部寮長。大堀正人。　計部寮長。國分武治。
律部寮長。　入生田三十郎。　軍部寮總管副管伊東一。　糾正寮長多川丹彌。（以上明治二年）
權大參事。　氏家半人・松本八郎・增田齊。（繁幸）
少參事。　氏家惣內・遠藤久三郎。（溫）
權少參事。　石母田庸三・入生田三十郎・多川丹彌・田中七右工門・林嘉吉・大堀正人・境野左膳・三好五郎・富田省三。

大小の侯伯を擧げて、藩知事に任じ、其租入の十分の一を賜ひて世祿と爲さしむ。仙臺藩知事の祿高幾何なりしや。

六郡御支配地明治二年分租稅金穀調　（永野榮助藏）

一、米九萬八百四十三俵。

內

一、米九千八十四俵。但し知事樣御祿高、拾分一に相廻候分如是。

一、米壹萬千五十二俵。但し六郡御支配地へ御手當米より被下分如此。

殘米六萬九千七百六俵　（以下省略）

勤政廳を仙臺城二ノ丸に置き、城內の各室を仙臺藩知事以下各局寮司に充用せらる。明治四年八月東北鎭臺本營を置くに當り、養賢堂に移轉せり。明治十五年九月七日二ノ丸火災に罹り、伊達家累代の建物悉く灰燼に歸す。左に舊城各室の名稱に對し、勤政廳の局寮を詳述する下記の如し。

知事休息所（御息所）。祭具調進所（御座ノ間）。神祇齋場（六間上下）。祭祀司（次ノ間）。知學局（三ノ間）。御供所（右廊下懸上り家作）。知事（奧對面所上段）。參事（同次）。主務（同三ノ間）。內達所（同舞堂）。參事休息所（上段裏）。史掌（右東隣）。筆生（同東隣）。廳司（同北隣）。儀部寮（物置）。計部寮（〆切內小姓ノ間）。公務局（藥調合所）。聘問使（奧坊主部屋）。主廳局（小姓頭物書）。農部寮（元勝手執政部屋）。糾正寮（焚火ノ間）。同廳（奧對面所椽通ノ內）。律部寮（稽古所より馬場座敷迄）。行儀所（裏對面所）。外廳（右椽通內）。傳達所（松ノ間上ノ間）。面謁所（同下ノ間）。面謁所（柳ノ間）。會議所（四季ノ間）。建言局（連歌ノ間）。外事局（伺公ノ間）。延賓所（客ノ間上上等）。士族溜（同下ノ間）。出家溜（時計ノ間）。士族家從面謁所（非番部屋）。內廳通用口（客ノ間北椽通）。軍部寮（夜据ノ間）。器仗局（徒目付方）。兵馬司（腰物方上段）。中等士族溜（虎ノ間）。守辰司（疊腰懸）。下士士族溜（中ノ間）。寮察資丁伺公所（次ノ間）。衛守陣（廣間）。制市局（徒ノ間）。官人士族出入口（玄關）。卒族農商出入口（中ノ口）。資丁伺公所（右番所）。卒族農商傳達所（納戶）。用度司（大所上段）。三等より五等迄湯呑所（大所上段）。六等より八等迄湯呑所（同下段）。九等官湯呑所（右前廊下）。諸間賄所（上大所）。內廳給士（化粧部屋）。

第四章　行政

第一節　廢藩爲縣

第一項　縣治職制

明治四年七月十四日縣治職制を布き、二百七十六の府藩縣を廢して三府七十二縣と爲し、各府縣に令・權令・參事・權參事・七等出仕・典事・權典事・大屬・權大屬・少屬・權少屬・史生・出仕の諸職を置く。爰に於て仙臺藩を廢して仙臺縣と稱し、仙臺（城下）宮城・名取・加美・黑川・志田（の內）玉造（今の鬼首を除く）の六郡を管轄す。此の年十一月二日仙臺縣令、壚谷良翰、參事となる。權參事遠藤温、典事西川貞元・宍戶昌致等の諸氏任命せられたり。同日廢藩爲縣の詔勅を發せらる。曰く。

朕惟に、更始の時に際し、內以て億兆を保安し、外以て萬國と對峙せんと欲せば、名實相副ひ、政令一に歸せしむべし。朕曩に諸藩版籍奉還の議を聽納し、新に知藩事を命じ、各其職を奉ぜしむ。然るに數百年、因襲の久しき、或は其名ありて、其實擧らざるものあり、何を以て億兆を保安し、萬國と對峙するを得んや、朕深く之を慨す。仍て今更に藩を廢し縣と爲す、是れ務めて冗を去り簡に就き、有名無實の弊を除き、政令多岐の憂無からしめんと欲するなり。汝群臣其れ　朕が意を體せよ。

明治四辛未七月

第二項　縣の分合

明治五年正月八日仙臺縣を改めて宮城縣と稱す。此日塩谷良翰縣令となる。後ち同八年十一月磐井縣、同九年四月磐前縣を廢して、宮城縣に編入す。爾來聯續昭和の現代に及ぶ、管轄區域の變遷沿革は揭げて宮城縣第三回年報（明治十八年）に詳記す轉載左に。

方今本縣治下に屬するものは、磐城三郡陸前十三郡にして、實に一區十三郡の行政區に割せり。其地往時にありては、伊達氏の封土に係る、明治元年伊達氏其封を沒せられ、尋て更に陸前中部（名取・宮城・黑川・加美・玉造の五郡及び志田郡の內）の地を賜はり、仍仙臺に屬れり。

而して磐城（亘理郡及び宇田郷の內）岩代（刈田郡伊具郡及び伊達郡の內）に屬するの地、及び陸前の一郡（柴田）は盛岡の南部氏、此に移封せられ、其他の各地は土浦（土屋氏）高崎（大河內氏）宇都宮（戶田氏）等諸藩の取締地となる。

是時に當り、兵馬倥傯の餘を承け、大政更始地方の制度未た確立せず、管治の變更亦一にして止まず。今詳かに其沿革を記せんと欲するも、叙事紛雜して却て明晰を欠くの恐れあり、且其地たる本縣目下所管の外に涉るもの多きにより之を省略す。既にして明治二年に及び、各藩相踵き其版籍を奉還す。其六月伊達氏新封の地に就き、更に仙臺藩を置かれ、舊藩主を以て其知事に充つ、此際南部氏其舊封に復し、各藩取締地亦隨て廢し、而して縣治の制始て立つ。是に於て本縣目下の管轄地は白石（南部氏の新封地因襲に由り盛岡藩と稱すれども、版籍奉還のときは白石藩たり）登米（土浦藩及び宇都宮藩取締地、即ち遠田・玉造・登米・栗原の諸郡）桃生（高崎藩取締地、即ち本吉・桃生・牡鹿の諸郡）の三縣及び、膽澤縣の一部（栗原郡の內）と仙臺藩の治下とに分屬せり。

明治二年八月十三日桃生縣を改めて石卷縣とし、其十一月廿七日白石縣を改めて角田縣とす。而して其管地は都て舊に仍る。三年九月二十八日石卷縣を廢して登米縣に合す。四年七月十四日藩を廢し縣を置く、其十一月に及び角田登米の二縣共に廢せられ、本縣管地は實に仙臺一ノ關二縣に分屬するものを、登米・本吉・栗原・玉造の四郡とす、其十二月十三日一ノ關を改めて水澤縣と稱し、其縣廳を登米に置く。五年一月八日仙臺を改めて、宮城縣と稱す。八年十一月二十三日水澤を改めて磐井縣と稱す。九年四月（別本八年十一月二十二日）磐井縣を廢し、其陸前に屬する地（氣仙郡は此月更に岩手縣に屬す）は本縣に合し、而して本縣管轄、磐城に屬する分を割きて、磐前縣に屬す。九年八月二十一日又其地を本縣に併す。是に於て現時の管轄となり以て本年に至るまで廢合變更なし。

以上記する所の沿革、務めて其錯雜を省きたれども、猶看者の其要領を得ざらんことを恐る。蓋し戊辰擾亂の後、事体漸く定まり寔に仙臺盛岡の二藩となり、其他の地は各藩の取締に屬せり。版籍奉還の事あるに及び、藩制縣治互に存し、猶未た劃一の制に至らず、明治四年廢藩置縣に及びて全く縣治の制に歸す。然れども其管轄大小相錯はり、分れて而して統合せず。且百般の政務未た其緒に就かざるものあり、是を以て凡そ政務沿革を考ふるに、錯雜紊亂して分明を欠くもの、明治初年より此際に至るまでを以て最も多しとす。五年に至り宮城縣の名始めて立ち、九年の廢合に及び、縣治の体大に備り、十一年郡區改正の擧あるに及びて遂に今日の体に歸す、是れ沿革の大要なり。

第三項　地方長官の歷任

明治五年塩谷良翰地方長官に任じ縣治を統理せし以來、大正十五年現任牛塚虎太郎に至る、五十五年間に、地方長官の更迭二十三名なり。在職年限の長短を算ふるに、最長期の松平正直（十二年十ケ月）最短期の大浦兼武（十三日）之に次ぐもの時任爲基（五十六日）なりとす。之れを國會開設の前後に對せば、開設以前約二十年間は就職年限の最短期なるが如し、換言すれば二十年間纔かに三人の更迭あるのみにして、三十五年間既に二十人の更迭を算せり。即ち開設以前の在任平均六六六にして、開設以後の在任平均一七五の率を示せり。地方長官と共に縣治の端祥を祈るの吾人縣民たるも、一考を要する徒爾ならざるべし。

鹽谷良翰　明治五年正月八日宮城縣令に任じ、六年二月七日麗む。在職一年三ケ月。
宮城時亮　明治六年二月七日參事に任じ、七年九月十八日權令に任じ、十一年六月十四日縣令に進み同年七月三日罷む。在職五年六ケ月。
松平正直　明治十一年七月二十日權令に任じ、同月二十五日縣令に進み、十九年七月十九日知事に任じ、（官制改正）二十

船越衛　明治二十四年四月九日知事に任じ、同二十七年一月二十日罷む。在職二年十ヶ月。
勝間田稔　明治二十七年一月二十日知事に任じ、同三十年四月七日新潟縣知事に轉ず、在職三年三ヶ月。
樺山資雄　明治三十年四月七日知事に任じ、同三十一年六月三日宮崎縣に轉ず、在職一年三ヶ月。
時任爲基　明治三十一年六月三日宮崎縣に轉ず、在職一年三ヶ月。
大浦兼武　明治三十一年七月二十八日知事に任じ、同年八月九日罷む、在職五十六日。
千頭清臣　明治三十一年八月九日知事に任じ、在職十三日。
高崎親章　明治三十一年八月九日新潟縣知事に轉ず、在職一年六ヶ月。
野村政明　明治三十三年一月十九日知事に任じ、同年三月十九日京都府知事に轉ず、在職六十日。
小野田元熙　明治三十三年三月十九日京都府知事に轉ず、在職二百二十七日。
宗像政　明治三十三年十月三十一日知事に任じ、同三十五年二月八日香川縣に轉ず、在職一年四ヶ月。
田邊輝實　明治三十五年二月八日知事に任じ、同三十六年一月七日休職、在職一年。
龜井英三郎　明治三十六年一月七日知事に任じ、同三十八年十二月十四日休職、在職三年。
寺田祐之　明治三十八年十二月十四日知事に任じ、同四十一年七月二十日警視總監に轉ず、在職二年八ヶ月。
森正隆　明治四十一年七月二十日知事に任じ、大正二年二月二十七日廣島縣知事に轉ず、在職四年八ヶ月。
倭孫一　大正二年二月二十七日知事に任じ、同三年四月二十八日休職、在職一年三ヶ月。
濱田恒之助　大正三年四月二十八日知事に任じ、同四年八月十二日北海道廳に轉ず、在職一年五ヶ月。
森正隆　大正四年八月十二日知事に任じ、同八年四月十八日罷む、在職三年九ヶ月。
力石雄三郎　大正八年四月十八日知事に再任、同十年五月二十七日罷む、在職二年二ヶ月。
上田萬平　大正十年五月二十七日知事に任じ、同十三年六月二十四日罷む、在職三年二ヶ月。
牛塚虎太郎　大正十三年六月二十四日知事に任じ、同十五年十二月十八日依願免職、在職二年六ヶ月。

明治十九年官制の改革行はるゝや、第何課長の名稱を改めて官房・庶務・兵事・農商・學務・衛生・收稅・會計課長及び警部長・獄典と稱す、各課長の下に何々係を置き事務を分掌せり。縣令・大書記官以下の官職氏名擧ぐ左に。

令從五位勳四等　松平正直
大書記官從六位　和達孚嘉
令官房長四等屬　中山眞琴
文書係　九等屬　小梁川元
庶務課長三等屬　林通故
常務係　八等屬　片野纘
區町村會係十等屬　高橋虎太
社寺係　八等屬　菅野陳田
兵事課長　林通故
常務係　七等屬　一色箴叙
徵發係　八等屬　齋藤英一郎
戶籍係　伊藤育造
農商課長一等屬　十文字信介
常務係　五等屬　飯島一景
商工務係九等屬　芳賀見義
山林係　五等屬　高橋信吉
學務課長二等屬　芳賀眞唉
常務係　六等屬　高岡松郎
衛生課長　芳賀眞唉
常務係　七等屬　荻野敬勝
土木課長一等屬　早川智寬
檢查係十等出仕　植田市太郎
營繕係　六等屬　詫摩義民
驛遞係　八等屬　齋藤英一郎
精算係　六等屬　掛田利安
收稅課長收稅長　山田稔一
收稅係　屬　林通
收納係　收稅屬　金子好清
地方稅係收稅屬　廣田英治
會計課長四等屬　大森利學
常務係　七等屬　富田直二郎
主計係　八等屬　清野喜平治
主貨係　七等屬　手塚光寧
警察署長警部長　高崎親章
監獄署長典獄　中村一申
大立目誰吾
播磨屋久治
宮川右一
鈴木景猷
遠村容吉
小泉郡司
收稅屬　吉田友明
收稅屬　青木鋌一
檢查係　六等屬　金須保之
用度係　十等屬　高橋進

第二節　郡區編制

第一項　藩制時代の行政區

治府を仙臺城に移すに方り、面積五十一方余里の土地を抱有する本郡の村邑部落を分割して三と爲し、大肝入各一人を配置す。即ち宮城(又宮城本鄉)●國分莊(又鄉)●高城鄉之れなり。

封內風土記之三。宮城三十二邑。國分莊三十二邑。高城鄉十三邑。分爲三區。

又。府下之地。宮城郡南目。小泉。小田原。荒牧。名取郡根岸。凡五邑相接。城府在宮城郡荒牧邑。云々。

是に由りて之れを觀れば、七十八ヶの村邑を以て本郡を編制し構造したる如きも、時代の變遷と人口の增加により、村邑を分割して新たに名稱を生み、又は因襲的附庸地視せられたる集團地も、自然に獨立して村邑となるもの、又は一萃を隔つる島嶼にして一或は二に數ふるの類あり、或は復甲區より乙區に出入することありて、計數上に異同を來すことあり。爰に宮城●國分莊●高城鄉三區に於ける所轄の村邑を、封內風土記に據り抄錄する左に。

一、國分莊。作並●熊根●上下愛子●鄉六●芋澤●大倉●福岡●朴澤●根白石●田中●小角●實澤●野●上刈谷●古內●荒卷●北根●七北田●市名坂●松森●鵜谷●小田原●苦竹●南目●霞目●長喜城●蒲町●伊在●六丁目●荒井●荒濱。

一、宮城。鹽釜●湊濱●松濱●菖蒲田●花淵●吉田●代崎●東宮●桂島●石濱●小鵜●燕澤●岩切●神谷澤●菅谷●澤乙●仮土井●利府鄉加瀨●利府本鄉●利府鄉森●春日●新田●高橋●田中●福室●岡田●中野●八幡●新濱●蒲生●田子●南宮●山王●市川●浮島●高崎●留谷●笠神●大代●下馬。

一、高城鄉。高城本鄉●磯崎●松島●赤沼●櫻渡戶●根廻●初原●鳥谷●小泉●竹谷●朴島●野之島●寒風澤。

宮城郡地誌に載する、國分莊●宮城●高城鄉の村名、前書と異るものあり。寒風澤●野の島は高城鄉より除いて宮城に入り、又森鄉●加瀨は宮城より除て高城鄉に編入したることあり、重復を厭はず、轉載する下の如し。

一、國分莊。作並村●熊ヶ根村●上愛子村●下愛子村●鄉六村●芋澤村●大倉村●西田中村●福岡村●朴澤村●根白石村●實澤村●小角村●古內村●上谷刈村●野村●七北田村●市名坂村●北根村●荒卷村●松森村●小田原村●鵜谷村●南目村●南小泉村●霞目村●荒井村●長喜城村●蒲町村●伊在村●六丁目村●若竹村●荒濱。

一、宮城。岩切村●神谷澤村●菅谷村●澤乙村●利府本鄉●仮土井村●市川村●春日村●小鵜村●燕澤村●田子村●福室村●岡田村●蒲生村●中野村●八幡村●笠神村●大代村●下馬村●留ヶ谷村●高崎村●新田村●南宮村●山王村●東田中村●浮島村●鹽竈村●湊濱●松ヶ濱●菖蒲田濱●花淵濱●吉田濱●代ヶ崎●東宮濱●石濱●桂島●寒風澤濱●野々島。

一、高城鄉。赤沼村●櫻渡戶村●初原村●高城本鄉●磯崎村●根廻村●手樽村●幡谷村●北小泉村●竹谷村●加瀨村●森鄉。

第二項　維新當時の行政區

明治四年四月郡及び町村の公稱を廢して、郡を大區、町村を小區に改む。同時に大區に一等戶長小區に二等戶長及び百姓代を配置す。六年二月一等戶長を區長又二等戶長を副區長に改む。七年四月大小區劃を更正して、國分庄●宮城●高城本鄉を十三小區に分割し、本郡を第二大區に編入す。

第二大區　國分宮城郡高城鄉合併十三小區。

小一區　芋澤●大倉●熊根●作並●鄉六●愛子。合六ヶ村。

小二區　小角●根白石●福岡●朴澤●西田中。合五ヶ村。

小三區　松森●七北田●市名坂●野村●上谷刈●古內●實澤。合七ヶ村。

小四區　小田原●荒卷●鵜谷●北根。合四ヶ村。

小五區　南目●苦竹。合二ヶ村。

小六區　荒濱●荒井●六丁目●伊在●蒲町●長喜城●霞目●南小泉。合八ヶ村。

小七區　福室・中野・岡田・蒲生。合四ヶ村。
小八區　八幡・大代・下馬・笠神・東田中・高崎。合六ヶ村。
小九區　龜竈・浮島・留ヶ谷。合三ヶ村。
小十區　小鵜・燕澤・岩切・田子。合四ヶ村。
小十一區　澤乙・神刈谷澤・菅谷・飯土井・加瀨・利府本鄉・春日・市川・森鄉。合九ヶ村。
小十二區　鹽竈村の內。松ヶ濱・湊濱・菖蒲田濱・花淵濱・吉田濱・代ヶ崎・東宮濱・桂島・石濱・寒風澤・野々島。合十一濱
小十三區　高城本鄉・松島・磯崎・根廻・幡谷・手檜・北小泉・竹谷・櫻渡戶・初原・赤沼。合十一ヶ村。

第三項　行政區の更正

明治九年十一月十八日宮城縣管內區劃を變更す。本郡は第二大區にして區務所を宮城縣廳內に置き、小區の區務所を原町・蒲生・岩切・龜竈・利府及び大區內に置く。法令全文左に。

縣甲第百五十四號

今般當管內之區畫及區務別紙條例之如く釐正候條此段及告示者也。

明治九年十一月十八日

宮城縣管內區畫及區務更正條例

第一章　大小區及區吏員民費等之定限を更正する大段を擧ぐ。

第一條　凡管內の戶數九萬五千百〇三、地價二千二百三十六萬八千三百二十六圓六十二錢五厘此二ツ之者と地形之廣狹險易を酌量し大別して五大區とし小分して六十八小區とす。

第二條　凡戶數一萬五千、地價五百萬圓以上を目的とし一大區を編製し事務及區費を均一し區長一員を置き以て該區を統轄するものとす。

第三條　凡戶數千四百地價三十三萬圓以上を以て一小區を編製し戶長一員を置き區務を管攝す。

第四條　凡戶數二百地價五萬七千圓以上を以て村扱一人を置くを目的とす。

第二大區。名取・黑川・宮城三郡合併。

反別二萬六千五百六十八丁二反五畝二十步、地價五百八十一萬八千三百五十四圓九十六錢四厘、戶數二萬九千八十五、人員十七萬〇四百四十二、小區十八、村百八十七町百三十七、區長一、戶長十八、議員四、村扱百〇三、同補三百二十二、土木下係九、書記二、使夫三十八。

一、區長一員、戶長十七員、議員四員、村扱百二員、同補三百二十二員、土木下係九員、書記二員、使夫三十八。

一、區長は大區內を總管し、國稅・縣稅、區費を督し、戶長以下を監視す。戶長は小區內一切の事務を管し、村扱は村內人民に代り事務に任す、同補は之に次ぐ。土木係は道路・橋梁・用水を司り、書記は區務一切の筆記を專掌す。又別に各區總代計算係を置き、區費の收支を檢查せしむ。區長・戶長・村扱・同補・土木下係は、公選とす。

一等區長。氏家次章。一等戶長。大立目克諧・佐藤三郎右衛門・小山田廣德・千坂利四郎・大友佐久平。

小九區　區務所宮城郡原ノ町驛。地價金四十四萬九千六百九圓八十三錢八厘、凡戶數千三百七十九、人員七千九百二十九人。

一、十一ヶ村　此村名。小田原・荒巻・北根・南目・苦竹・六丁目・伊在・蒲町・長喜城・霞目・南小泉。

小十區　區務所宮城郡蒲生村。地價金四十三萬五千七百九圓四十三錢一厘、凡戶數千七百一、人員一萬三百四十七人。

一、六ヶ村　此村名。荒濱・荒井・福室・中野・岡田・蒲生。

小十一區　區務所宮城郡岩切村。地價四十五萬六千二百五十二圓八十錢九厘、凡戶數千二百一、人員七千六十七人。

一、十三ヶ村　此村名。松森・鵜谷・南宮・山王・高橋・新田・小鵜・燕澤・岩切・田子・澤乙・菅谷・市川。

小十二區　區務所宮城郡鹽竈驛。地價金二十五萬六千七十九圓一錢四厘、凡戶數千七百一、人員一萬三百四十七人。

一、九ヶ村二島二濱　此名。八幡・大代・下馬・笠神・東田中・高崎・鹽竈・浮島・留ヶ谷・桂島・石濱・寒風澤濱・野々島。

小十三區　區務所宮城郡利府驛。地價金三十四萬五圓十五錢八厘、凡戶數千百九十三、人員七千八百十五人。

一、三鄉十四ヶ村　此名。神谷澤・飯土井・加瀨・利府本鄉・春日・森鄉・高城本鄉・松島・磯崎・根廻・幡谷・手檜・北小泉・竹谷・櫻渡戶・初原・赤沼。

小十四區　區務所宮城郡大區々務所合併。地價金三十八萬二千二百四十一圓四十三錢八厘、凡戸數千三百七十一、人員一萬千三百九十五人。

一、十八ヶ村　此村名。芋澤・大倉・熊ヶ根・作並・郷六・上愛子・下愛子・小角・根白石・福岡・朴澤・西田中・七北田・市名坂・野村・上谷刈・古内・實澤。

第四項　浦役場

明治九年十月太政官布達第一一七號を發布し、沿海諸島の地に浦役場を置く。本郡浦生・鹽竈・七ヶ濱・松島・手樽田子・高城・寒風澤・下馬・中野・荒濱の部落に置く、布達左に。

太政官達第一一七號布達

從來浦役人の名稱有之候得共、其事務の定限も無之に付、自今左の條款に從ひ浦役場を設置し、浦役人を命すべし。此旨相達候事。

第一條　浦役場は、沿海大市及ひ商船輻湊の地に於ては、便宜の場所を撰て之を設置す可し。

第二條　浦役場は、當分の中區務所等を以て代用し、浦役人は（區長）若くは（戸長）に兼勤申付、書記用掛等をして補助せしむべし。

第三條　浦役人は、其地繫泊に關する庶務（警察事務、稅關事務其他主管ある事務を除き）及ひ難破船取扱難破浦證文付與等の事を掌らしむべし。

第四條　浦役場設置の地名は、明治十年三月三十一日限り內務省に報告し以後每年十二月中に其廢置變換等を同省へ報告すべし。

第三節　郡區町村編制

第一項　宮城郡役所

明治十一年七月二十二日太政官布告第一七號郡區町村編制法を發布す、各府縣の下に郡區町村を置くの制度之れなり。換言すれは明治四年四月發布の大小區の公稱を廢して、藩制時代の郡村名をして復活せしたるに過ぎざるなり。序いて九月七日內務省達第五六號により、何區事務取扱所の稱號を改めて、何郡役所と公稱するに至れり。省達左に。

本年第十七號布告に依り取設候、郡區の事務取扱所は、郡役所區役所と可稱、爲心得此旨相達候事。

於玆。宮城郡役所を當時の南目村、今の原町南目字町三十七番地に建設し、大正十五年六月三十日に至る四十八年間の公務所に充用せられたり。由來斯の敷地及び建造物は、藩制時代に在りては地方役人の詰所にして、代官及び横目以下の勤務所なり、通俗稱して御代官所又は御會所と云ふ、又維新當時に於ては第二大區事務取扱所に使用せしことあり き。大正十五年六月三十日を期して、宮城郡役所の公稱は湮滅せられたり。糟谷宮城郡長の告別に參列せる一老人の雜話に、寅は千里行いて又千里歸るの諺あり、亡者を送るに寅の日に丁れば「寅返し」の咀法ありしと、さもあらむ。郡役所新置の明治十一年は戊寅なり、郡役所終焉の大正十五年は丙寅なり、而かも六月三十日は庚寅なり。と苦笑せり。そは兒戯に屬する感ありしも亦太た奇なりと謂ふべし。郡廢當時の現職左に。

宮城郡長	糟谷哲郎	郡視學	木村元
宮城郡書記首席	伊藤善五郎	宮城郡書記學務	伊藤喜一
宮城郡書記學務	佐藤英雄	宮城郡書記財務	赤間正
宮城郡書記財務	金須總治	宮城郡書記勸業	石山英二
宮城郡書記勸業	井上宗吉	宮城郡書記庶務	高橋清喜
宮城郡書記庶務	神田久六	宮城郡農林技手水產	新妻憲祐
宮城郡書記庶務	高澤富久壽	宮城郡農林技手	菅原元吉
宮城郡農林技手蠶業	渡邊與次郎		

宮城郡農林技手林業　千葉平人　　宮城郡雇庶務　針生壽平

第二項　歴任郡長

明治十一年布告第一七號を發布して府縣の下に郡區町村を置き、每郡區に郡長・區長、每町村に戸長を置の制度を布く。此時第二大區事務取扱所の首班たる區長即ち一等戸長の職をして假りに郡長の職務を攝行せしめたり、氏家次章・武田齊治・令村胖・小山田廣德諸士その一に班せり。

歴任宮城郡長の任命及び退職の年月日を列記する左に。

菅克復	明治十一年十月二十二日任官、同十六年二月二十日罷む、在職四年五ヶ月。
入間川重遠	明治十六年二月二十日栗原郡長より轉任、同年六月十八日罷む、在職百十八日。
小笠原幹	明治十六年六月十八日名取郡長兼任、同十八年一月九日罷む、在職一年八ヶ月。
竹尾高克	明治十八年二月二日宮城郡書記より任官、十九年八月三十一日罷む、在職一年七ヶ月。
十文字信介	明治十九年八月二十五日仙臺區長兼任、同二十三年五月二日衆議院議員當選、在職三年十ヶ月。
大立目謙吾	明治二十三年五月二日宮城縣屬より任官、同二十五年十一月四日黑川加美郡長に轉任、在職一年七ヶ月。
大童信太夫	明治二十五年十一月四日黑川加美郡長より轉任、同三十一年十二月二十六日罷む、在職六年二ヶ月。
林信	明治三十一年十二月二十六日栗原郡長より轉任、同三十三年七月五日新潟縣刈羽郡長に轉任、在職一年八ヶ月
辰野宗治	明治三十三年七月五日新潟縣刈羽郡長より轉任、同三十五年九月二日栗原郡長に轉任、在職二年三ヶ月。
八乙女盛次	明治三十五年九月二日栗原郡長より轉任、同四十二年七月五日名取郡長に轉任、在職六年十一ヶ月。
高岡松郎	明治四十二年七月五日名取郡長より轉任、大正三年十二月二十八日罷む、在職五年六ヶ月。
清野喜左衛門	大正三年十二月二十八日牡鹿郡長より轉任、同九年七月二十三日栗原郡長に轉任、在職五年八ヶ月。
本田龍助	大正九年七月二十三日栗原郡より轉任、同十一年四月十二日罷む、在職一年十ヶ月。
戸田元太郎	大正十一年四月十二日名取郡より轉任、同十二年一月十七日罷む、在職十ヶ月。
森田專七郎	大正十二年一月十七日登米郡長より轉任、同十三年十月五日牡鹿郡長に轉任、在職一年十一ヶ月。
糟谷哲郎	大正十三年十月五日加美郡長より轉任、同十五年六月三十日廢官。（宮城縣事務官任命）

第三項　郡長

一、郡長任命

明治十一年十月二十二日、松平宮城縣令は菅克復を擧げて宮城郡長に任ず。同二十年郡長任用法を布く、十二月第一回郡長任用試驗を廳内官房室に執行す、同二十三年郡長任用試驗法を廢して特別任用の法令を發す、翌二十四年特別任用令を廢して、五給以上の俸給を受くる判任官より採用することゝなれり、斯の法大正十五年郡長廢官時代に至るまで敢て變更せざりき、當時の郡長試驗科目の問題左記の如し。

一、郡區長の試驗は左の科目を以てこれを行ふ。

一、就職すべき地方の風土慣例及び物產。

二、郡區長職務に必要なる法令。

三、郡區長職務に關する公文の立案。

二、郡區長の試驗を受るは、滿三十年以上の者たるべし。但該地方に就いて、五箇年以上奏任官、又は郡區長の職を奉したるものはこの限にあらず。

二、委任事項

明治十一年甲第一號郡區長事務所扱開始の令を布き、續て郡區長處分條、郡區長及郡長心得、郡區長郡區書記職制を發布し、翌十二年一月四日郡長區委任事項及び同十五年郡區長特條件を制定す。郡區長委任事項左に。

一、行旅病人等宿驛遞送願のこと。一、改姓名願のこと。一、改宗屆のこと。一、新堤造船並解船、及賣買讓渡願のこと。一、國稅に屬する諸業、並に諸鑑札下渡及書換のこと。一、小銃賣買讓渡願のこと。一、他方稅に屬する諸工業、雜種類並諸鑑札下渡及書換のこと。一、官有地の葭苗株菌等、受負願のこと。一、官有地沼に於て、捕魚採藻受負願のこと。一、官有地拜借人所持の建物を、賣買讓渡又は質入等の節其の印鑑のこと。一、諸上納金のこと。一、諸貸下金返納のこと。一、町村限修繕道路橋梁のこと。一、公立小學校教員、忌引屆並に旅行願のこと。一、公立小學校授業時間、及休業に關すること。一、民有地變換屆のこと。

郡區長特任條件は、明治十五年の更正以來殆んど三ヶ年、其の間法律規則の變更により、追加削除せしもの尠からず且つ其條項頗る繁多にして、錯雜を免れざるのみならず、其中郡區長職務上當然擔任すべき事務あり、公達命令によりて行ふべき事件あり、又特に任を要せざるものありて、特任の字義に對し穩當を缺くを以て、同十八年四月之を更正し、法律上縣令の職任すべき事件を特に、委任する者に限りて之を明示し、舊條件百餘項に渉れるものを減少して、單に九條となせり、全文を掲くる左に。

丙第十二號。特任條件左の通更正候條、此旨相達候事。

第一條　戸籍に關する諸願及棄兒處分の事。

第二條　鄕社以下祠掌進退の事。

第三條　難破船及漂流物處分の事。

第四條　非常出水防禦の爲め、三等以下の官林伐採の事。

第五條　國稅に關する營業願、及諸鑑札下與之事。但し酒造賣藥營業願、及鑑札下與は此限にあらず。

第六條　船車處分に關する事。

第七條　地券下與の事。

第八條　興行の爲め官有地、一時貸下の事。但し官林は此の限にあらず。

第九條　官有地借人所持の建物賣買讓渡、又は書入質の節奧印の事。

右の條件は專ら特任に出づるものゝみを掲げたるものにして、委任の條件擔當の事務の如き、固より敢て舊時に減じたるにあらず。而して同十八年五月神官取締規則を制定し、祠官祠掌の進退を重んじ、又醬油稅則の發行ありしに依り、第二條を削除し、及第五條但書を修正せり、但書下記の如し。

丙第十六號。本年五月丙第十二號達、特任條件第二條を削除し、第五條但書、賣藥の上に醬油の二字を挿入す、此旨相達候事。

第四節　町村編制

第一項　郡區分合

明治十一年七月廿二日大小區を廢して郡區町村の公稱復た興る、仍りて郡區編制の令達及び郡區編制に付事務受渡心得を告示す、斯くて數年の後ち同十四年四月十五日、本郡部落と仙臺區の分合行はる、摘載する下記の如し。

仙臺區と宮城郡南目・荒卷・小田原各村の內車通・裏山本丁・金剛院丁・牛小屋町・大行院町・淸水沼通・北一番丁通・東丁・長丁通は小田原村より分割し、後復同二十二年三月三十一日區域の變更行はる、本郡荒卷村の內字山上淸水・瀧前・宮裏・上郡山・中ノ澤。小田原村の內字小野田・杉山・南目村の內字柳澤・二軒茶屋。南小泉村の內字八軒小路・行人塚・五ッ谷・桃源院東・鍛冶屋敷・廣瀨川橋下地帶の土地反別四十三丁八反七畝十五步、戸數八十二戸、人口四百一を仙臺區に編入し、同時に仙臺區北六番丁の內土地反別二畝十三步、戸數一、人口十を本郡原町に編入す。

第二項　戸長任用

一、公選

明治十一年十月二十一日小區の名稱を廢止し、總て町村と爲し、百戸以上若くは數町村を聯合して一名の戸長を置く

の制度を發布し、戸長選擧規則を定む。規則左に。

百戸以上の町村に一人、百戸以下の町村又は人戸稠密の市街の如きは、數町村に聯合して一人配置。

戸長はその町村在籍にして、五圓以上納稅するもの、投票を以て選擧し、縣令之を命ずるものとす。

戸長は滿二十年以上、其の町村在籍十圓以上納稅するもの、期間は四ヶ年。

上記の如く、戸數凡百戸上に一役場を設置し、本縣管内三百六十九ヶ所と爲せしに、十二年一月仙臺區の新設、又郡區革創の際にして地形の便否風俗の異同等により、行政事務の煩雜及び費用增多の缺陷あるを免かれず、仍て戸數二百五十以上に一の戸長役場を配置せんとし、十四年四月本縣管内三百二の役場に改む。此時本郡三十二戸長役場とす、その役場の位置●所管の村數及び戸數を擧示する左に。

大澤村	一ヶ村	一〇六戸	芋澤村	一ヶ村	一〇七戸	實澤村	一ヶ村	一〇〇戸
南小泉村	一ヶ村	二〇八戸	荒井村	一ヶ村	一七九戸	荒濱	一ヶ村	一八一戸
蒲生村	一ヶ村	二二一戸	中野村	一ヶ村	二三四戸	鹽竈村	一ヶ村	七〇三戸
七ヶ濱村	一ヶ村	五〇一戸	松島村	一ヶ村	一五四戸	作並村	二ヶ村	八一戸
福岡村	二ヶ村	一七七戸	荒巻村	二ヶ村	一三一戸	八幡村	二ヶ村	一七一戸
幡谷村	二ヶ村	一四七戸	手樽村	二ヶ村	一一七戸	上愛子村	三ヶ村	二〇六戸
根白石村	三ヶ村	二三八戸	野村	三ヶ村	一二七戸	市名坂村	三ヶ村	三四九戸
南目村	三ヶ村	七二九戸	田子村	三ヶ村	四〇〇戸	管谷村	三ヶ村	一三六戸
赤沼村	三ヶ村	一〇二戸	六丁目村	五ヶ村	一四五戸	下馬村	六ヶ村	二〇〇戸
南宮村	五ヶ村	二一七戸	寒風澤村	四ヶ村	二〇三戸	岩切村	四ヶ村	四七九戸
利府本郷	五ヶ村	三二九戸	高城本郷	三ヶ村	三二一戸			

次いで甲第二三四號を發布し、町村事務の便宜を主とし、初め十戸に付一名の組長を置き、布告徵稅等の事務に從事せしめ、後十八年四月二十一日郡長へ訓令して、五十戸内外に一人を置かしむるに至れり。訓令左に。

町村内事務取扱の便利なる爲め、戸數凡十戸を目的として組合を定め、組毎に組長を置く、組合互選。町村共同利害に關する入費は町村協議費より支拂ふこと。

明治十四年九月十六日戸長選擧規則を改正し、戸長の任期を二ヶ年とし、且滿二十年以上の男子にして、町村に本籍を定め、其町村内に土地を有する者に限ると制定せられて、納稅額の制限を撤廢せらる。當時に於ける戸長處務定則、及び職務の概要左の如し。

戸長處務規則。戸長は行政事務に從事し、及其町村の公事を辨理するものとす。

戸長は町村會議決を經て、協議費を徵收し、其町村内の支費に充つるを得。

戸長は町村協議員の出納を詳明し、其計算簿を一ヶ年四ヶ度郡長に開申すべし。

一、町村限り土木。　一、國縣道路掃除。　一、共有物保管。

一、公立小學校。　一、祭典入費。　一、用水守水門守。

一、村内風儀に關する契約。　一、町村一般に關する利害。　一、水火盜難儉防取締。　一、協議費割賦方法。

本郡に於ける町村編制最初の區劃は、三十二ケの町村に、三十二名の戸長を配置し、三十二の戸長役場を設置す。後ち復た戸長選擧の手續を改正して、縣令の達により、郡長は場所日附を公告し、人民に選擧せしめ、當選者に對しては、縣令より遞達して辭令書を交附することゝなりぬ。明治十六年四月二十七日付、郡内戸長の氏名のみを列記する下記の如し。

山田清十郎	遠藤作兵衛	早坂清次郎	志賀長村	末永熊吉	加藤壬吉
後藤銀右衛門	櫻田景敬	芦立景福	大田黒八郎	石垣田森正	菅原利春
守屋成憲	大友傳吉	稻富文吉	石川多喜治	眞山啓司	結城忠右衛門

第二篇　郡治沿革

石垣彦太郎　菊地雄治　江口嘉右衛門
大田恭敬　和泉幸吉　林左次部
齋藤兵七郎　大田吉右衛門　任宮城郡（村名は從來所轄之通に付略す）戸長　但准十七等。

二、官選

明治十七年五月太政官達第四一號の發布により、内務省達五四號は自然廢消に歸し、戸長公選及び辭令書の任命法は廢止となる。是歳宮城縣會は建議案を議決し松平縣令に提出せり。抄錄する左に。

宮城縣管内に於ける、四百有餘の町村區域なして現在の儘たらしむるに於ては、適任の戸長を配置して、事務の完備を期するは得て望むべからず。仍りて一百六十餘に減縮し、區域の變更を强行し、適任者を撰擇して戸長の事務を執行せしむるに若かずと。

縣令之を採納し、縣甲第五五號を發布し、戸長役場の管轄區域を更正し、縣令之を任免するに至れり。爰に於て從來本郡内戸長役場三十二ヶ所は減じて十五ヶ所となる。明治十七年七月七日以降戸長の任命辭令を列記する左の如し。

仙臺區書記　猪狩章

任宮城郡七ヶ濱戸長。準十二等官月俸拾八圓。七月七日（五〇三戸）

宮城縣警部補　櫻田景義

任宮城郡鄉六村、作並村、上愛子村、下愛子村、熊ヶ根村、大倉村、戸長。準十三等官月俸拾六圓。七月七日（五九七戸）

伊具亘理郡書記　佐藤信

任宮城郡南目村、苦竹村、小田原村戸長。準十等官月俸金貳拾五圓。七月九日（七五四戸）

遠藤作兵衛

任宮城郡南小泉村、六丁目村、霞目村、伊在村、長喜城村、蒲生村戸長。準十四等官月俸金拾四圓。七月九日（三八八戸）

兼任宮城郡荒井村、荒濱戸長。七月九日（三六二戸）

宮城郡南小泉村聯合戸長　遠藤作兵衛

任宮城郡七北田村、市名坂村、松森村、野村、上谷刈村、古内村、荒巻村、北根村戸長。準十四等官月俸金拾四圓。七月九日（六〇五戸）

守屋成憲

任宮城郡鹽竈村、寒風澤濱、桂島、野々島、石濱戸長。準十四等官月俸金拾四圓。七月九日（九〇七戸）

菊地雄治

任宮城郡高城本鄉、磯崎村、松島村戸長。準十五等官月俸拾貳圓。七月九日（四四三戸）

石田森正

任宮城郡根廻村、赤沼村、櫻渡戸村、初原村、幡谷村、竹谷村、手樽村、北小泉村戸長。準十六等官月俸金拾圓。七月九日（三九四戸）

菅原利春

任宮城郡根白石村、福岡村、朴澤村、小角村、西田中村、實澤村戸長。準十六等官月俸金拾圓。七月九日（四六八戸）

櫻田景敬

任宮城郡蒲生村、中野村戸長。準十六等官月俸金拾圓。七月九日（五二九戸）

志賀長松

任宮城郡南宮村、市川村、山王村、高橋村、新田村、八幡村、大代村、東田中村、浮島村、留ヶ谷村戸長。準十六等官月俸金拾圓。七月九日（六〇〇戸）

後藤銀右衛門

永野勇吉

任宮城郡岩切村、小鶴村、燕澤村、鶴ヶ谷村戸長。準十六等官月俸金拾圓。七月九日（四八九戸）

任宮城郡田子村、福室村、岡田村戸長。準十六等官月俸金拾圓。七月九日（四〇〇戸）　菊田潔

任宮城郡利府本郷、森郷、飯土井村、加瀬村、春日村、菅谷村、澤乙村、神谷村戸長。準十六等官月俸金拾圓。七月十九日（四六五戸）　鈴木金輿

第五節　町村制

明治二十二年四月一日、前項列記の戸長は指名官吏の職に任ぜられ。選舉掛長となり復た町村會議長となりて既定の職務を執行し、現在二町十二ヶ村の自治區を構成したり、爾來四十六年の歳月を經由し、大正十五年六月三十日を限りに、第一次の監督廳たりし宮城郡長の官職は廢止せられて、地方長官に移れり。爾れども二町十二ヶ村の自治團體は永く傳へて後世に傳ふ。町村の沿革は本書九篇町村處誌の章節に叙述すべしと雖も、町村制實施の曉に溯り、管内全般に涉れる經緯を詳知し併せて地方長官の施設計畫を窺知するに足らん。仍て明治二十二年地方事務並管内景況報告中「郡市役所町村役場」の一節を轉載する左に。

本年間町村の行政事務に關し一大面目を改めたるは、自治制の施行即市町村制の實施是れなり。但郡は本制に於て第一次の監督官廳に屬し、其事務の互に相關連するもの亦尠からず。是を以て郡の事務成績を叙述するに方りては、本制實施前後の景況を詳悉するにあらざれば、往々其要領を得ざるものあり、依て左に本制實施に係る事務の成績を記述し、併て郡市役所町村役場の事務景況を錄し、以て郡市町村に關する行政上の運動如何を知るに便せんとす。

市制町村制實施準備に屬する事項中、最も重要なるものを擧ぐれは、郡區境界の變更、町村區域の分合、區町村財産處分方法、區町村數整理方法、區町村事務引繼手續、市町村會議員並吏員選舉に關する手續、本制實施の日より市町村稅收入に至るまでの經費收支方法、同上市町村長上任まで、市町村事務取扱手續等にして、是等は何れも昨廿一年四月本制發布以來、專ら之れが準備に着手し、屢々郡區長及び郡區主任書記を召集して其方法準序を定め、就中町村分合の區域の如きは、實地踏査の上町村の沿革、資力の程度地勢及交通の便否、戸數人口の多寡等に依り、管内七百餘町村を分合して、一市百九十八町とし、同年十月二十日を以て具申指揮を請ひ、尋て主任書記官を上京せしめ、本制施行の順序並管内の情況等を詳細に具狀せしめたり。以上は皆前年間に於て施行せしものに係り、其要領は載せて前年報に詳かなり。

本年に至りては已に實施期限に際するを以て、諸般の準備急速の整理を要するもの尠からざるに依り、一月五日を以て各郡區長を縣廳にに召集し委員會を開き、前年末郡區長に訓令せし事項を履行するの順序方法を定めたり。其要項を擧ぐれば左の如し。

一、各郡役所に臨時檢査委員を置き、一月三十一日限り各戸長役場の引繼事務を檢査すること。

二、前項檢査の結果は、二月十日限り縣廳に報告すること。

三、市町村會議員選舉原簿は、遲くも二月十日までに調製すること。

四、同上選舉人名簿は、三月三十一日限り調製すること。

五、選舉人名簿は、四月一日より同七日まで縱覽せしむること。

六、選舉人名簿は、四月七日を以て確定名簿となすこと。

七、選舉會の期日會場投票時限等は、四月十日を以て告示すること。

八、各町村に在りては、四月十八日に一級選舉會、同十九日二級選舉會を開くこと。

九、仙臺市に於ては、四月十八、十九、二十の三日間に三級選舉會、廿一、廿二日の二日間に二級選舉會、廿三日に一級選舉會を開くこと。

十、以上の順序に依り選舉を終りたるときは、直に市町村會を開き、市町村長助役等を選舉の上、成規に依り其裁下又は認可を受くるの手續を爲さしめ、遲くも四月三十日限り舊區町村の事務引繼を結了せしむること。

右の外一月三十一日限り、區町村會を開て、新制施行の初めに要する費用の收支方法、並區町村費殘余金不足金等の處分方法を議定せしむること。市町村の區域を定め公布したるときは、直に關係町村に於て委員を選出し、舊區町村の財産處分法を定め、縣廳

の認可を受けしむること等、凡市町村制に關する事項は細大となく本會に於て盡く之れを議定し、其準備全く成るを以て是月十五日を以て委員を各郡區に派遣し、主任書記と共に各戸長役場に就き、選擧原簿調製の手續、及び引繼事務の整否等を詳細監査せしめたり。蓋し區町村事務上精密の上にも精密を要し、而して其精密關如なきを保する能はざるものは、會計上の事務なりとす。故に本縣に於ては、平素最も此點に留意監書を怠らず、殊に新制發布の期近きに在りと聞くや、現時官選の戸長と公選自治の町村長と授受の際に在りては、出納紊亂の弊を未然に防ぐより先きなるは莫しと信じ、去る二十年四月、同廿一年一月の兩回、主任屬官を各區町村に派遣し、區役所町村役場の事務中、特に會計上に就き十分の監査を爲さしめたりと雖も、尚ほ未た全く關點なしと言ふを得ず、茲に第三回の檢査を爲すに至るもの、要するに區町村監督上止む可からざるものあるに由るなり。是時に方り管内の民心は總て新制度實施の一點に傾向し、或は講究會を開て法文の意義を研究するものあり、或は同志會を設けて名譽職員の候補者を定むるものあり、或は演説會を催して自黨の勢力を張り、勝を議員選擧に占めんと爭ふものあり、各地到る所之れが準備に汲々たるの有樣なるを以て、議員選擧の際萬一其順序を失ふものあらんか、紛議百出終に收拾すべからざるに至らん。

抑も議員選擧の手續たる載て本制に詳なりと雖も、其條項各章各欵の間に交互錯綜し、朝暮本制を經閲するものと雖も、逐一其條項を暗記し咄嗟の間に處して毫厘の誤りなきを期するは亦頗る難しとす。殊に指命官吏は其事務最も多端なる、區戸長又は郡書記を以て之れに充るの見込なるを以て、豫め之れが手引草を設くるの必要を感じ、曩きに郡區書記會議の際、本制の明文に基き、之れに加ふるに伺指令通牒等を以てし、別に議員選擧手續なるものを制定し、尋て之れを各郡區長に訓令したりと雖も、其手續たる通常の順序に止り、機に臨み變に應ずるの處置に至りては、固より豫め規定すべからざるものあるを以て、此際實地演習の必要を認め、各派遣の委員は巡檢の途次、最寄便宜の地に郡町村吏員を集め、假りに選擧會場を設け、選擧の實習を爲さしめたるものも亦尠からざりき。之を要するに議員選擧の事たる、本制實施上最も重要の事件にして、其關係の及ぶ所頗る大なるものあり、其用意周到一點の誤りなからしめんことを務むるもの亦實に止む可からざるなり。

同年二月二日に至り、曩きに具申せし郡區境界の變更、町村分合の區域等、總て具申の通り許可せられ、之と同時に市制町村制施行期日の指揮を受けたるを以て、同月九日縣令第九號を以て仙臺區と隣郡との境界を變更し、同第八號を以て從來の町村を分合して、百九十八町村とし、其區域名稱を定め、何れも三月三十一日を以て之を施行するものとし、同第十號同第十一號を以て、四月一日より仙臺區に市制を、其他の町村に町村制を施行する旨を發令せり。此際各區町村に於て處理す可き事務の大なるものは、區町村費の殘餘、又は不足金處分法、並に區町村財産處分法等なり、此内殘餘金不足金經費收支方法等は、本年一月以來曩きに訓令せりしも、財産處分に至りては、區町村區域の發布を待て之れが處分をなす可き順序なるを以て、各區町村に於て委員を公選し、關係區町村委員の協議會を開き、曩きに訓令せし標準に依り、土地金穀物件等の分割し得べきものは、舊區町村限り之を分配して、更に新市町村全部又は一部の財産とし、其分割すべからざるものは、所在地域と共に新市町村に移し、又は辨償を與へて一方の專有となす等、各々宜しきに從ひて其所有權を確定し、關係委員連署の上陸續認可を請ふに依り、逐一審査を遂け、三月三十一日に至り、一二部内を除くの外總て之れが認可を與へたり。

以上は本制施行前に係る事務の概要とす。今也進んで本制實施の顚末を叙述せんとするに方り、左に新舊町村區域戸數人口等を調査す。

町村名	役場位置	舊村數	戸數	人口
大澤村	芋澤	二	三二一	二、八二四
泉嶽村	根白石	六	五四九	四、七九三
七郷村	荒井	八	八四七	六、三九八
多賀城村	市川	三	五九九	四、四六三
利府村	利府	九	五五三	四、二一〇
浦戸村	寒風澤	四	二〇八	一、三三五
原町	南目	四	七五八	五、〇六一

町村名	役場位置	舊村數	戸數	人口
廣瀬村	上愛子	六	三〇四	二、六六八
七北田村	七北田	八	六一八	四、七四一
高砂村	田子	五	九四九	六、七一九
岩切村	岩切	四	五三一	三、五三六
松島村	高城	一〇	八一三	五、六九四
鹽竈町	門前	一	七八三	四、三二八
七濱村	菖蒲田	一	五五五	四、一五七

明治二十三年五月二日郡長大立目謙吾職を辭む、事務を後任郡長大童信太夫に繼く、引繼演説中、町村編制に關する一節あり、左に轉載して町村制實施當時の實情を窺知するの資に供せん。（參照第九篇町村誌）

一、町村役場の數は十四にして、其の位置は左に揭くる如く、町村長各々事務に勉勵なるも、該制度實施以來未た數年を出でざるに、多くは疾病若くは事故により、滿期前に退職し其の勤續するもの僅かに數人に過ぎず。而して吏員に至ては、稍々事務に練達

すさ雖も概ね町村會に於て人民休養を旨とし、頻りに經費節減の決議をなし、給料の酷薄なる爲め、自然才識あるものを登用することを得ず、彼に役場事務の執行上、多少澁滯を免れざるの原因なりと認定致候。尤も是等監査上に付ては本縣知事の訓示もあり、過般來拙者親く監査致すべき見込にて、各町村役場巡視中轉任の命あり半途に御引渡致候、尚ほ主任書記をして時々監査を致させ置候に付、漸次餘弊を蟬脫し全璧なる自治制の域に入らんとするの場合に候間、是迄監査を遂げたる狀況詳細取調知事へ具申致置候間、未濟の役場は夫々御監査の上、可然御措置相成度候。

町村名	位置	字名
大澤村	芋澤	芋澤●大倉。
廣瀨村	下愛子	鄕六●上愛子●下愛子●熊ヶ根●作並。
泉嶽村	根白石	根白石●福岡●西田中●朴澤●小角●實澤。
七北田村	七北田	古內●野村●七北田●市名坂●松森●北根●荒卷●上谷刈。
七鄕村	荒井	南小泉●蒲町●霞目●伊在●六丁目●長喜城●荒井●荒濱。
高砂村	田子	福室●岡田●田子●蒲生●中野。
岩切村	岩切	岩切●小鵜●燕澤●鵜ヶ谷。
多賀城村	市川	浮島●市川●高橋●高崎●新田●山王●南宮●八幡●大代●笠神●下馬●留ヶ谷●東田中。
利府村	利府	菅谷●飯土井●澤乙●加瀨●利府●森鄕●春日●神谷澤●赤沼。
松島村	高城	松島●高城●磯崎●櫻渡戸●初原●根廻●幡谷●竹谷●手樽●北小泉。
浦戸村	寒風澤	野々島●桂島●石濱●寒風澤。
鹽竈町	鹽竈	鹽竈。
原ノ町	南目	南目●苦竹●小田原。
七ヶ濱	七ヶ濱	七ヶ濱。
計	二町十二村七十九。	

新町村組織の協議前記の如く確立せられ、縣令第八號を發布す。全文左に。

縣令第八號　明治二十二年二月九日

管下町村中本年三月三十一日を以て、其區域及名稱を更正すること別紙の如し。

宮城縣市町村一覽表

市町村名	舊町村名
仙臺市	仙臺區。宮城郡荒卷村の內字山上清水●瀧前●宮裏●上郡山●中の澤。同郡小田原村の內字小野田●杉山。同郡南目村の內字八軒小路●行人塚●五ツ谷●桃原院東●鍛冶屋敷●廣瀨川縮下。

宮城郡

町村名	舊町村名
大澤村	芋澤村●大倉村。
廣瀨村	鄕六村●上愛子村●下愛子村●熊ヶ根村●作並村●名取郡長袋村字白澤及道半之內。
根白石村	根白石村●福岡村●西田中村●朴澤村●小角村●實澤村。（三十年九月告示第一三四號泉嶽村を改む）
七北田村	上谷刈村●古內村●野村●七北田村●市名坂村●松森村●北根村●荒卷村。
七鄕村	南小泉村●蒲町村●霞目村●伊在村●六丁目村●長喜城村●荒井村●荒濱。
高砂村	福室村●岡田村●田子村●蒲生村●中野村。
多賀城村	浮島村●市川村●高橋村●高崎村●新田村●山王村●南宮村●八幡村●大代村●笠神村●下馬村●東田中村。
岩切村	岩切村●小鵜村●燕澤村●鵜ヶ谷村。
利府村	菅谷村●澤乙村●加瀨村●飯土井村●利府本鄕●森鄕●春日村●赤沼村●神谷澤村。
松島村	松島村●磯崎村●初原村●高城本鄕●櫻渡戸村●根廻村●幡谷村●竹谷村●北小泉村●手樽村。
浦戸村	野々島●桂島●石濱●寒風澤濱。

鹽竈町　鹽竈村。
原　町　南目村●苦竹村●小田原村●仙臺區北六番丁の內。
七濱村　七濱。

第五章　議政

第一節　會議

第一項　地方官會議

慶應三年十二月二十五日太政官の布告に、「極言高論、救縄補正に力を盡すべし」と又翌四年二月九日「民間の苦情、無忌憚可申出」と令せり。翌三月十四日五事の御誓文を南殿に宣言し給ふ。

一、廣く會議を興し、萬機公論に決すべし。

慶應四年九月九日元を明治に改む、明治元年十月十七日「正義直諫」の詔を百官有司に下し給ふ。

詔。皇國一體。東西同視。朕今幸東府。親聽內外之政。汝百官有司。同心戮力。以翼鴻業。凡事之得失可否。宜正議直諫。啓沃朕心。

明治二年二月二十五日。公議所法則を制定し、會議を御親裁し給へり、後ちの所謂る御前會之れなり。詔に。

朕將に東臨。公卿群牧を會合し、博く衆議を諮詢し、國家治安の大基を建んとす。（中畧）宜しく速に開局し、局中禮法を貴び協和を旨とし、心を公平に存し、議を精確に期し、專ら皇祖の遺典に基き、人情時勢の宜に適し、先後緩急の分を審にし、順次に細議し、以て聞せよ、朕親しく之を裁決せん。

爰に於て、四月二十日國是會議を開き、同月二十九日行政官に於て府藩知事判事を會して議を開き、五月七日上局會議を開催して、十三日公選法を設定したるは、抑も選擧法の母體なるが如し。

明治七年五月二日議院憲法を設定し、五月三十一日地方官會議の第一歩にして、翌八年五月二十日更めて地方官會議を開き、木戸孝允議長となる。開院式の詔勅及び議長の奉答文左に。

詔　勅

朕祚踐の初、神明に誓ひし旨意に基き、漸次に之を擴充し、全國人民の代議人を召集し、公議輿論を以て、律法を定め、上下協和、民情暢達の路を開き、全國人民をして、各其業に安んじ、以て國家の重きを擔任すべきの、義務あるを知らしめんことを希望す。故に先つ地方長官を召集し、人民に代て協同公議せしむ。

奉答文

臣等恭しく　聖旨を奉じ、茲に地方官會議に列す。窃に惟るに、此の會議なる者は、臣等か未た實驗せざる所なれは臣等と雖も亦自其如何なる成功を現じ得べきかを保すること能はず。然れとも幸に　聖意の仁慈に藉り、臣等が他日衆議を盡くし上奏する所をして、實驗に於て衆庶公益の萬一を圖ることあらしめば、啻に　聖旨を虛くせざるのみならず、亦會議の效績を知らしむる足るべし、臣等が黽勉して冀望するところなり。

七月十七日地方官會議を閉會す、亦元老院は七月五日に開院し、明治二十三年十月二十日元老院を廢止す。是より先き同二十一年四月三十日樞密院を置く。その規程第一條に、樞密院は天皇親臨して、重要の國務を諮詢する所とす。最高級の諮詢機關たり。詔に。

朕　元勳及練達の人を撰み、國務を諮詢し其啓力の力に倚り、事の必要を察し樞密院を設け、朕が至高の府となさん

とす。茲に其官制及事務を裁下し、之を公布せしむ。

第二項　帝國議會

明治十四年十月十二日、國會開設の勅諭は煥發せられたり。

朕　祖宗二千五百有余年の鴻緒を嗣き、中古紐を解くの乾綱を振張し、大政の統一を總攬し、又夙に立憲の政體を建て、後世子孫繼くべきの業を爲さんことを期す。嚮に明治八年元老院を設け、十一年に府縣會を開かしむ、是れ皆漸次基を創め、序に循て歩を進むるの道に由るに非ざるは莫し、爾有衆亦朕が心を諒とせん。

顧みるに、立國の體、國各宜きを殊にす、非常の事業實に輕擧に便ならず。

我祖我宗、照臨して上に在り、遺烈を揚け、洪模を弘め、古今を變通し、斷じて之を行ふ、責朕が躬に在り、將に明治二十三年を期し、議員を召し國會を開き、以て朕が初志を成さんとす。今在廷臣僚に命じ、假すに時日を以てし經畫の責に當らしむ。其組織權限に至ては、朕親ら表を裁し時に及て公布する所あらんとす。

朕惟ふに、人心進むに偏して時會速なるを競ふ、浮言相動かし竟に大計を遺る、是れ宜しく今に及て謨訓を明徵し、以て朝野臣民に公示すべし。若し仍ほ故さらに、躁急を爭ひ事變を煽し、國安を害する者あらば、處するに國典を以てすべし。特に茲に言明し、爾有衆に諭す。

斯くて明治二十二年二月十日法律第二號、議院法を發布せられたり。二十四年一月四日本縣知事松平正直は、僚屬を廳内大廣間に集合せしめて演達を爲したり。演達の要領左の如し。

立憲の大詔夙に煥發せられてより、昨年に及び遂に憲法の實施を見るに至り、茲に明治二十四年の新正を迎へて、是より將に完美なる立憲政治の下に立ち、共に地方の政務に從事せんとするを以て、本日政治の慶節に際し、聊か所思を陳述して、諸氏に告ぐる

所あらんとす。

抑々、立憲政治は固より君主專治の制に異り、然して我帝國は、萬古不易の國體なるを以て、政體の如何に拘らず、忠君愛國の旨趣に至りては、苟も臣民たるもの一日も忽忘すべからざる所にして、實に我帝國の精神元氣なりとす。殊に官吏たるものは此精神を鼓舞し、此元氣を作興し、以て衆庶の模範たる重任を負ふべきものなれば、造次顚沛の間と雖も決して此本分を忘るべからず。故に一擧一動必職守を嚴明にし、紀律を恪遵し、故なく慣行に拘泥して、以苟且の措置を爲すこと勿れ、條理を晰かにし秩序を重し公正勤勉以て法治國の吏員たる體面を保持し、以て立憲の　聖旨に辜負せざらんことを力むべし。

又人民を待するは、誠實溫和を旨とし、苟も假飾豪放に流るべからず、其自ら修むるは淸素勤愼にして、廉耻を重じ名節を勵み決して他の指咲を招かざらんことを期し、所謂道理貫心肝忠義塡骨髓の氣象を涵養し、事に當りて逡巡趦趄することなく、其職任の事項に就ては、常に研究錬磨を怠らず、百般の法律規定に對し、其執行を錯らざらんことを要すべし。

凡そ是等の事は、皆一般官吏の平素心得べき所なるを以て、今殊さらに之を諸氏に告ぐるを要せざるが如しと雖も、立憲の新政に伴ひ、官吏たるの面目を革新すべき時期に際會せるを以て、履端更始の今日に於て更に之を申明し、以て地方政務の執行上、愈々整理の實を擧げんことを望み吾　天皇陛下の深宏なる聖旨を宣揚し、行政の機關たる責任を盡さんことを庶幾ふ。冀くは諸氏深く此意を諒せよ。

後ち議院法の改正あり、明治三十三年四月法第一〇〇號、同三十九年五月法第四九號、大正五年法第四〇號、同九年法第八號等なりとす。本郡各町村に於ける、衆議院議員選擧有權者の（大正六年）の數を擧示する左に。

原町	一二五	鹽竈	一二九	廣瀨	一六	大澤	一三八
七北田	一四八	七郷	一九四	高砂	二四五	七ヶ濱	八四
岩切	一一三	利府	一四一	松島	一五七	浦戸	七
根白石	二四六	多賀城	一七八				

第三項　府縣會

一、縣會と有權者

宮城縣縣會開始の當時より現代に至る、本郡より選出せる縣會議員の氏名及び郡内町村別に列記すること下記の如し。

（原町）加藤俊良・山田正一。（鹿島村）守屋榮之助。（七北田村）伊藤榮吉郎・岡勇次郎・齋藤善三郎。（七ヶ濱村）伊丹榮三郎。（松島村）青木存秀。（多賀城村）多賀城村長。（利府村）鈴木金興・鈴木助太郎・高橋源太郎。（高砂村）永野勇吉。（鶴巻村）菅野源治郎・鈴木助太郎。（吉田村）菅野重次郎。（七北田村）伊丹榮三郎・岡勇次郎・齋藤善三郎。（高砂村）伊丹榮三郎。（原町）加藤俊良・山田正一。（鹿島村）守屋榮之助。（七ヶ濱村）伊丹榮三郎。（松島村）青木存秀。

二、本郡選出議員

縣會	町村	氏名	當選回數	縣會	町村	氏名	當選回數
第一回	鹽竈町	佐藤善助	一	第二回	鹽竈町	佐藤善助	二
同	塩釜町	佐藤善助	一	同	塩釜町	佐藤善助	二
同	大津村	佐藤善助	一	同	大津村	佐藤善助	二
同	七北田村	佐藤善助	一	同	七北田村	佐藤善助	二
同	高砂村	佐藤善助	一	同	高砂村	佐藤善助	二
同	七ヶ濱村	佐藤善助	一	同	七ヶ濱村	佐藤善助	二
同	多賀城村	佐藤善助	一	同	多賀城村	佐藤善助	二
同	利府村	佐藤善助	一	同	利府村	佐藤善助	二
同	吉田村	佐藤善助	一	同	吉田村	佐藤善助	二
同	鶴巻村	佐藤善助	一	同	鶴巻村	佐藤善助	二
同	松島村	佐藤善助	一	同	松島村	佐藤善助	二
同	原町	佐藤善助	一	同	原町	佐藤善助	二
同	鹿島村	佐藤善助	一	同	鹿島村	佐藤善助	二
同	合計	一三名	一三	同	合計	一三名	二六

縣會	町村	氏名	當選回數
第三回	鹽竈町	佐藤善助	三
同	塩釜町	佐藤善助	三
同	大津村	佐藤善助	三
同	七北田村	佐藤善助	三
同	高砂村	佐藤善助	三
同	七ヶ濱村	佐藤善助	三
同	多賀城村	佐藤善助	三
同	利府村	佐藤善助	三
同	吉田村	佐藤善助	三
同	鶴巻村	佐藤善助	三
同	松島村	佐藤善助	三
同	原町	佐藤善助	三
同	鹿島村	佐藤善助	三
同	合計	一三名	三九

縣會	町村	氏名	當選回數
第四回	鹽竈町	佐藤善助	四
同	塩釜町	佐藤善助	四
同	大津村	佐藤善助	四
同	七北田村	佐藤善助	四
同	高砂村	佐藤善助	四
同	七ヶ濱村	佐藤善助	四
同	多賀城村	佐藤善助	四
同	利府村	佐藤善助	四
同	吉田村	佐藤善助	四
同	鶴巻村	佐藤善助	四
同	松島村	佐藤善助	四
同	原町	佐藤善助	四
同	鹿島村	佐藤善助	四
同	合計	一三名	五二

縣會	町村	氏名	當選回數
第五回	鹽竈町	佐藤善助	五
同	塩釜町	佐藤善助	五
同	大津村	佐藤善助	五
同	七北田村	佐藤善助	五
同	高砂村	佐藤善助	五
同	七ヶ濱村	佐藤善助	五
同	多賀城村	佐藤善助	五
同	利府村	佐藤善助	五
同	吉田村	佐藤善助	五
同	鶴巻村	佐藤善助	五
同	松島村	佐藤善助	五
同	原町	佐藤善助	五
同	鹿島村	佐藤善助	五
同	合計	一三名	六五

縣會	町村	氏名	當選回數
第六回	鹽竈町	佐藤善助	六
同	塩釜町	佐藤善助	六
同	大津村	佐藤善助	六
同	七北田村	佐藤善助	六
同	高砂村	佐藤善助	六
同	七ヶ濱村	佐藤善助	六
同	多賀城村	佐藤善助	六
同	利府村	佐藤善助	六
同	吉田村	佐藤善助	六
同	鶴巻村	佐藤善助	六
同	松島村	佐藤善助	六
同	原町	佐藤善助	六
同	鹿島村	佐藤善助	六
同	合計	一三名	七八

縣會	町村	氏名	當選回數
第七回	鹽竈町	佐藤善助	七
同	塩釜町	佐藤善助	七
同	大津村	佐藤善助	七
同	七北田村	佐藤善助	七
同	高砂村	佐藤善助	七
同	七ヶ濱村	佐藤善助	七
同	多賀城村	佐藤善助	七
同	利府村	佐藤善助	七
同	吉田村	佐藤善助	七
同	鶴巻村	佐藤善助	七
同	松島村	佐藤善助	七
同	原町	佐藤善助	七
同	鹿島村	佐藤善助	七
同	合計	一三名	九一

縣會	町村	氏名	當選回數
第八回	鹽竈町	佐藤善助	八
同	塩釜町	佐藤善助	八
同	大津村	佐藤善助	八
同	七北田村	佐藤善助	八
同	高砂村	佐藤善助	八
同	七ヶ濱村	佐藤善助	八
同	多賀城村	佐藤善助	八
同	利府村	佐藤善助	八
同	吉田村	佐藤善助	八
同	鶴巻村	佐藤善助	八
同	松島村	佐藤善助	八
同	原町	佐藤善助	八
同	鹿島村	佐藤善助	八
同	合計	一三名	一〇四

縣會	町村	氏名	當選回數
第九回	鹽竈町	佐藤善助	九
同	塩釜町	佐藤善助	九
同	大津村	佐藤善助	九
同	七北田村	佐藤善助	九
同	高砂村	佐藤善助	九
同	七ヶ濱村	佐藤善助	九
同	多賀城村	佐藤善助	九
同	利府村	佐藤善助	九
同	吉田村	佐藤善助	九
同	鶴巻村	佐藤善助	九
同	松島村	佐藤善助	九
同	原町	佐藤善助	九
同	鹿島村	佐藤善助	九
同	合計	一三名	一一七

縣會	町村	氏名	當選回數
第十回	鹽竈町	佐藤善助	十
同	塩釜町	佐藤善助	十
同	大津村	佐藤善助	十
同	七北田村	佐藤善助	十
同	高砂村	佐藤善助	十
同	七ヶ濱村	佐藤善助	十
同	多賀城村	佐藤善助	十
同	利府村	佐藤善助	十
同	吉田村	佐藤善助	十
同	鶴巻村	佐藤善助	十
同	松島村	佐藤善助	十
同	原町	佐藤善助	十
同	鹿島村	佐藤善助	十
同	合計	一三名	一三〇

明治十一年布告第一八號府縣會規則の發布あり、十二年第一次の宮城縣會議員を仙臺區會議場内に開く、當時法令に準ずる定員を六十一名とし、各郡選出の數を異にし、本郡は四名の定員なり。開會日數なるも、十四及十五年共に五十三日を要せり。而して議員の出席數、十一名のりとこ言ふ。

明治十五年調査に係る本郡の被選舉權者千五百十二人、選舉權者二千八百八十五人。而して人口百人に對する被選舉權者二・八五七にして選舉權者は五・三八なり。前ほど記に年末を參照せよ。

を有する者十人に對する比例を擧示する下表の如し。

年	期	明治十二年	同 十五年	同 十六年	同 十七年
投票	票	二六五	三六五	四〇五	三七〇
投票一個の比例		一・三	一・三	一・三	一・三

確來法令の改廢續のに行なわ、明治十三年四月布告第一五號、同二十二年法第六號府縣會議員選舉規則、同三十二年法第六四號府縣制及び、同四十一年法第三五號、大正三年四月法第五號の改正による、本郡の選舉有權者三千一百二十四名なりしに、普選法の實施現の代に至りて一万四千五百七十四人の有權者を增加せり。而して明治二年の改選に方り、有權者の乘權幾何なるかを、左表を掲くも亦故あり。

區	町	村	有權者	投票	無効	投票	有効	得點	次點
第一	鹽竈町		一、三四一	一、三四一	一	一、三四〇			
第二	塩釜町		一、三四一	一、三四一	一	一、三四〇			
第三	大津村	七北田村	一、三四一	一、三四一	一	一、三四〇			
第四	高砂村	七ヶ濱村	一、三四一	一、三四一	一	一、三四〇			
第五	多賀城村	利府村	一、三四一	一、三四一	一	一、三四〇			
第六	吉田村	鶴巻村	一、三四一	一、三四一	一	一、三四〇			
第七	松島村	原町	一、三四一	一、三四一	一	一、三四〇			
第八	鹿島村		一、三四一	一、三四一	一	一、三四〇			
合計			一、三四一	一、三四一	一	一、三四〇			

明治十九年度の通常縣會は、同十八年十一月二十九日現在の縣會議事堂に開かれたり。第一號支出議案第三項土木費を議するに當り、舊慣人足使役法の義に關し、端なく知事と縣會と法律の見解を異にし、政府の裁定を仰く。翌十九年二月六日裁定書は到達せり。時人稱して、山鯉川黨と云ふ。（裁定書は宮城縣第四回年報にあり玆に略す）

第四項　郡會

一、郡會の興廢

明治十三年五月法第三六號郡制を發布し、施行の期を同二十七年迄に延期し得らるべきの特例を附添し、且其の實施を地方長官に一任したり。爰に於て本年告示第一三號を發表し、明治二十七年四月一日を以て郡制施行の期と爲す。序いて告示第一五號郡制施行に伴ひ行政郡域の變更及郡役所の位置を表示せらる、後ち同三十三年三月法第六號、及ひ大正七年四月法第三三號を以て郡制に關する法規の改正變更屢ば行はる。その主なる改正は、復選法を改めて公選とし郡長をして郡會の議長たりしを改めて郡會議員の互選とし、復た大地主の參列を廢止したるの類是れなり。此の時に當り郡會議長副議長名譽職參事會員議員着席番氏名左の如し。

議長　早川智寛。副議長　蜂谷寧十郎。名譽職參會員　錦戸景訓・庄司兵衛・鈴木金輿・今村常貞・安久津成清。

一番	早川智寛（七鄕）	二番	岩松亥之助（廣瀨）	三番	高橋駒吉（七鄕）
四番	今村知成（岩切）	五番	若生德藏（根白石）	六番	高橋熊太郎（利府）
七番	後藤銀右衛門（多賀城）	八番	大友甚內（高砂）	九番	白石廣造（浦戸）
十番	安久津成清（岩切）	十一番	加藤壬吉（高砂）	十二番	石母田慶三（大澤）
十三番	海老藤藏（鹽竈）	十四番	星源之助（七ヶ濱）	十七番	今村常貞（多賀城）
十八番	齋藤源兵衛（松島）	十九番	庄司鐵右衛門（七北田）	二十番	庄司新藏（根白石）
廿一番	錦戸景訓（七北田）	廿二番	庄司兵衛（原町）	廿三番	鈴木金輿（利府）
廿四番	平山平吉（高砂）	廿五番	齋藤要吉（七ヶ濱）	廿六番	高橋長左衛門（松島）

大正十年四月十二日法第六三號を公布し郡制を廢止す。本則及び附則を轉載する左に。

第一條　郡制は之を廢止す。

第二條　郡制廢止の爲、郡又は郡組合に屬する營造物及事業の處分、並權利義務の歸屬に付、必要なる事項は關係府縣、郡、郡組合、町村、市町村組合及町村組合の府縣會、郡會、郡組合會、町村會、市町村組合及町村組合の意見を徵し、主務大臣之を定む。本法に依り郡又は郡組合消滅する場合に於ては、郡又は郡組合を當事者とする訴訟の手續は、訴訟の目的たる權利義務の歸屬者、又は相手方が之を受繼く迄中斷す。

前二項の外、郡制廢止に付必要なる事項は勅令を以て之を定む。

附則

第一條　施行の期日は勅令を以て之を定む（大正十二年三月勅令第四十四號を以て、同年四月一日より施行）但し第二條の處分及歸屬に關する手續終了したる府縣に付ては、內務大臣は其の施行の期日前、別に施行の期日を定むることを得。（參照明治三十二年法律第六十五號郡制）

玆に於て大正十一年十一月內務大臣は本郡會に對し左記の如く諮問せられたり。

大正十年法律第六十三號第二條第一項に依り、其郡の事業の處分並權利義務の歸屬を、左の通定めむとす。仍て其會の意見を諮ふ。

大正十一年十一月　　內務大臣　水野錬太郎

記

宮城縣に歸屬せしむるもの。

一、郡吏員に對する退隱料支給の義務。

第二篇　郡治沿革

一、郡會及郡參事會所屬動產一切。

一、郡吏員用動產一切。
一、神饌幣帛供進用動產一切。
一、郡吏員職員恩給基金。
一、前各號の外の權利義務。

茲に於て、本郡長戸田元太郎は、同年十二月五日上記の諮問に對する答申及び外三項の議案を提出して、本郡會に議決を要求して、如法の處理を執行したり。

第一號議案　諮問答申に關する件。
大正十年法律第六十三號第二條第一項に依り、內務大臣より別紙の通諮問せられたり。
大正十一年十二月五日提出
宮城郡長　戸田元太郎

第二號議案　郡有財產積立金處分に關する件。
郡有財產積立金（貸付金を含む）は左記條件を附し、其の十分の六を宮城郡農會に、十分の四を宮城郡教育會に、基金として讓與するものとす。

記

一、本基金は之を消費するを得ざること。
二、本基金は郵便貯金又は確實なる銀行へ預入し、其の利子は毎年度の事業費に充當すること。
三、郡農會又は郡教育會、解散合併者は分割の場合は、本基金は大正十一年度郡費分賦の剩合に應じ、之を町村に歸屬せしむ。
大正十一年十二月五日提出
宮城郡長　戸田元太郎

說明。郡制廢止に付郡有財產金を、郡農會郡教育會に基金として讓與し其の收益金を以て事業費に充當し、其の發達を圖らしめんとするに由る。

第三號議案　郡有土地處分に關する件
原町南目字町二十四番、一畑拾四歩。
右土地賣却す、賣却方法並其の價格及代金の處分は、郡參事會の決議に依る。

宮城郡長　戸田元太郎

說明。本案は郡制廢止前賣却するを適當と認むるに由る。

第四號議案　郡有動產其の他處分に關する件
一、郡教育動產一切。右宮城郡教育會に讓與するものとす。
二、樹苗圃用具一切。右稚苗特賣を受けたる者へ讓與するものとす。
三、樹苗圃用肥料溜壺貳箇所。右溜壺設置土地所有者へ讓與するものとす。
大正十一年十二月五日提出

說明。本案は郡制廢止に付、教育用動產は郡教育會へ讓與し其指導に充て、又樹苗圃用具溜壺等は本文の如く處分するの適當なるを認めたるに由る。

上記の一號乃至四號案は戸田郡長時代に提出し、適法の議決を經たり。翌十二年一月十七日戸田郡長罷む、後任森田專七郎に事務の引繼を爲せり。引繼項目中、上記に關する記事あり、且金額等を明記しあるを以て、載する下記の如し。

一、大正十一年十一月郡の權利義務及財產の歸屬に關する、內務大臣の諮問に對し、臨時郡會に於て別紙第一號の通答申せり。有給郡吏員及職員退隱料、退職給與金、遺族扶助料、死亡給與金支給規則に依り、現に退隱料を支給し居るもの一人、年額金二百五圓なり、同上恩給基金の現在額は金百八十六圓七十六錢なり。
二、郡有財產積立金處分に關しては、郡制廢止前の處分として、現在積立金壹萬五千八百五拾九圓參拾參錢、貸付金二千百圓、計金壹萬七千九百五拾九圓參拾錢の、十分の六は宮城郡農會へ、十分の四は宮城郡教育會へ條件を附し、讓與の議決を經、縣の許可を受け既に交付の旨を通達せり。
三、郡有土地畑拾四歩は、之を賣却處分するの適當なるを認め議決を經許可申請中なり。右賣却代金（見積五十圓）は、郡水產會基金とし、之に相當郡費豫算を更正し、約參百圓內外の範圍內にて、郡農會教育會同樣條件を附し交付せんとする見込に付、可然

取計相成りたし。

四、郡教育用動産、書籍類書箱活動寫眞映畫は、郡教育會へ讓與の議決並許可を受け、既に交付の旨通達せり。

大正十一年度の郡會は、明治二十七年郡制施行以來三十年を累ねたる掉尾の郡會なり。大正十一年二月一日滿場一致の議決により、郡治功勞者行賞の件、運用金戻入の件に付發按の建議書を提出せり。

建　議　書

本日の郡會に於て、郡治功勞者行賞の件別紙の通、滿堂一致を以て議決に付、郡會に御發按の御取計相成度、此段及建議候也。

大正十一年二月一日　　宮城郡會議長　永　野　勇　吉

宮　城　郡　長　本　田　龍　助　殿

（別紙）

郡制廢止に隨伴し　郡制實施以來郡治上に參與し功績ある者に對し、何等かの形式を以て行賞せられむことを望む。行賞費は二千五圓とす。但し受賞者の範圍、並に行賞形式及金品の限界は、郡長に一任す。

建　議　書

本日運用金戻入金の件に關し、別紙建議の件、滿堂一致を以て郡會決議相成候條、該手續御執行相成度此段及建議候也。

大正十一年二月二日　　宮城郡會議長　永　野　勇　吉

宮　城　郡　長　本　田　龍　助　殿

（別紙）

大正十年一月郡會決議に依る、土木費に充當の爲郡財産金より一般會計に、金四千九百圓の運用金は、大正十一年度に於て戻入の計劃に候處、町村の負擔困難なるのみならず、郡制廢止の時期も近きたるに依り、戻入方法を取消し消費處分を爲すの手續を履行せられ度、從て十一年度郡歳出豫算中、運用金戻入金は之を削除し、其減額の結果歳入豫算の內、町村分賦額より之を減額する樣當局に發按を建議相成度候也。

郡制最終期の議長、副議長、參事會員議員の着席番號並に氏名左の如し。

議長　永野勇吉。副議長　三浦德治郎。郡參事會員　宮城熊五郎・佐藤松三郎・庄子寅吉・鈴木玄諦・遠藤勘四郎。

一番	永野勇吉（岩切）	二番	山形富之助（原）	三番	白石廣造（浦戸）
四番	若生直治（七北田）	五番	大泉權太郎（七郷）	六番	菊地寅治（松島）
七番	沼田五郎七（七郷）	八番	三浦德治郎（七ヶ濱）	九番	東海林新兵衛（原）
十番	鈴木玄諦（原）	十一番	庄子寅吉（七郷）	十二番	虎川忠之助（松島）
十三番	鈴木源一郎（多賀城）	十四番	遠藤勘四郎（多賀城）	十五番	丹野六右衛門（鹽竈）
十六番	櫻田盛（根白石）	十七番	阿部豐之助（利府）	十八番	菊地瀧太郎（鹽竈）
十九番	阿部胞吉（七北田）	二十番	早坂今朝之允（大澤）	廿一番	我妻庄右衛門（七ヶ濱）
廿二番	阿部廣太（松島）	廿三番	菅原德治郎（鹽竈）	廿四番	宮城熊五郎（利府）
廿五番	鈴木長三郎（高砂）	廿六番	遠藤秀吉（高砂）	廿七番	佐藤松三郎（高砂）
廿八番	白石文九郎（根白石）	廿九番	横田善兵衛（鹽竈）	三十番	高橋與一（廣瀨）

二、郡費一班

大正元年度より十一年度に至る十一年間の經常部、臨時部歳入歳出を議定する欵項費目及ひその金額の一班を掲けて後ちの資に供せん。

郡會議決の歳入歳出の數計及ひ費目を掲くる左に。

種目	十一年度	十年度	九年度	八年度	七年度	六年度	五年度	四年度	三年度	二年度	元年度
經常 雜收入	—	四、七二三	二、〇四〇	六二三	三、四七五	一、八〇二	六六七	二四	一二一	七一	三五八
經常 分賦額	三〇、〇七一	二四、一五一	一四、六六九	一三、三七四	七、七六五	六、七九九	五、二八六	五、四二一	五、四三七	五、八〇三	六、一三三

| | | |

第五項　町村會

一、區町村會

明治十一年地方官會議の議決により、町村部落に區町村會議の法を制定し、參與の道を開きたり。翌十二年四月區會町村會規則並に財務權限を布かる、蓋し區及び町村會の淵源なるか如し、その職務權限の概要を列記左に。

一、區町村限りの經費を以て、支辨すべき事業のこと。
一、區町村の經費を豫算し、及其分課賦法を設くること。
一、區町村の共有財産を管理し、及區町村共同の名義を以て土地家屋金穀等を借入るべきこと。
一、縣廳より其町村に割付たる戸數割を、徵發する各戸出金の額を定むること。
一、通常會、臨時會の二類、議案は戸長より發す、縣令の指揮なき所は施行するを得ず、之を施行するは戸長の事務にして、議員は之れに關與することを得ず。
一、過半數の同議を得たるときは、其會の意見となし、縣令に建議するを得。
一、前年度の出納決算の報告書を受く。

一、議員の數、區會は二十五人、町村會は戸數二百戸以下九人、二百一戸より五百戸まで十五人、五百以上は二十一人。

明治十三年四月布告第一八號區町村會法を改正し、後ち復た同十七年五月七日布告第一四號により改正せらる。法章十五條に頒ちたり。即ち議定の事項、一會期、議員の員數、任期、招集、及び決議權と執行及發按權の權限並に、被選人の資格等にして、創設當時に對照すれは向上の跡歴然たりき。翌十八年四月十八日本縣乙第二六號區町村費規則を發布し、區町村費を以て支辨すべき費目を左の如く制定す。

一、戸長役場費　一、區町村會議費　一、土木費
一、救育費　一、災害豫防費　一、警備費
一、勸業費

前記以外の費目を追加する場合は、狀を具して縣令の許可を要すべしと規定す。同年十月二十日第六五號を發し、區町村費は、左の目に從ひ徵收し、但現品又は人夫を以て徵收するも妨けなしと附記せり。即ち縣會爭義の舊慣使役法是なり。

一、地租割　一、營業割本稅五分二以內　一、戸別割

明治十八年宮城縣第三回年報に、區町村會の一欄を掲けて區、町村會創始の曉より、明治十七年官撰戸長設置に至る七ヶ年に於けて沿革の概要を報ぜり、轉記する左に

區町村會は、明治十二年の創設に係り、十七年の更正を經て其規則大に整ひ、以て現今實施の体裁を爲す、其間變更沿革頗る多く之に關する法律規則の改正增補亦一二に止まらず、其事蹟の大略は既に前回年報に掲載せり（編者云ふ抑區町村會の景況たる規則更正以前に在ては、徒らに理論を尙ぶの風ありしが、區町村會法に於て、戸長を以て議長とせられたるに依り、頓に其弊を脫し理事者議者相親和して共に町村の便益を謀るの良風を生するに至れり云々の事なるべし）今此に前年已降の狀況を略記し、以て議會の面目を豹變せる由來を示さんとす。蓋し町村會なる者は、人民の憑て以て町村の事業を計劃し、其經濟を論決する所なかれは其利害休戚の關係甚た切なること固より論を竢たず。然るに從來の實施たる理事者と議員との際、其情相渋沿せずして往々牴牾扞格の弊を免れざりしが、更正規則實施以後は、理事たる戸長既に議長たるに至れり云々の事なるべし）今此に前年已降の狀況を略記し、以て議會の面目を豹變せる由來を示さんとす。蓋し町村會なる者は、人民の憑て以て町村の事業を計劃し、其經濟を論決する所なかれは其利害休戚の關係甚た切なること固より論を竢たず。然るに從來の實施たる理事者と議員との際、其情相渋沿せずして往々牴牾扞格の弊を免れざりしが、更正規則實施以後は、理事たる戸長既に議長の任にありて、傍ら議按の說明をなし、議員の數亦大に減少し、勉めて繁雜を省き平和を主とせしを以て、殆ど日常寄合相談に異ならず、且町村費の管理を郡長に委任し之か勘查の責に當らしめしより、最も人民の信憑を博し、其議事の圓滑にして且捷速なる復前日の比にあらず。而して實際の便益に至りては、殆ど之に倍蓰するものあり、今審かに其議決の結果を察するに、前日にありては往々故さらに修正を加へ、以て抵抗を試むるの情況ありしも、今や理事者の方按能く議員の腦裏に透徹し、概ね其計畫を翼贊し却て多少の增額を與ふる者あるも、未た曾て再議を要するに至りたる事あらず、是れ實に民智の進步、議員其責の重きを會得せしに由るものあらんと雖も、抑も亦議會の組織其宜きを得たるの致す所なりと謂はざるを得す。是れを本年度區町村會進步の一端とす。

各町村議員の狀況は、土地の大小繁閑によりて、多少の差異なきにあらざるも、繁縟を去り簡易に就き、議事上勉めて實際の便益を計畫するの風に至りては、殆ど一般に普及せしものゝ如し。而して本年度開會の數は、一戸長役場區域に於てせしもの、通常會百六十一、臨時會百八十、郡長戸長の管理に屬する件にして、數戸長役場區域に涉るもの、通常會五十六、臨時會十二總計四百九會とす。就中聯合町村會の數は大に前年より增加せしも、各自村會に至りては本年中絕て之を開きたることなし、蓋し各自町村會なるものは、一戸長役場の管下に在て各村其經濟を分離し、徒らに執行の繁雜を致し、唯に實際に益なきのみならず、其經費も亦多端に涉るの患あるを以て、前年已來勉めて之を開設せしめず、關係の大小に拘らず、總て之を役場區域の議會に付せしめ、本年に及びて稍々其迹を絕つに至れり、聯合町村會は、前年に在ては學區及勸業等の事項に止まり、土木事業中用惡水溝渠等の浚渫の如きは、特に會議を要せず舊來の慣例により、豫定の日關係町村のもの各自出役して之を執行し來りたりしも、一旦規則の更正ありしより漸次其方法を改め、且町村治水堤防道路等の修繕開鑿事業の緊急爲さざるべからざるものありて、特に之が區域を定めて聯合會を設くるもの多きにより、隨て其數を增加せるなり。之を要するに亦是れ議會進步の一端にして、規則更正の効蹟是に於て乎著はると云ふも、蓋し過言にあらざるべし。

二、町村會及町村歲入出一班

明治二十二年四月一日は町村制施行の第一日なり、爾來町村會の數、從前の村會及區會の回數、宮城縣管內を通じて八十二回の增加を示せり、殊に二十二年度は新制の施行に伴ひ吏員選擧のため開會したること多きは固より常例視すべきにはあらざるべし、且又從前の如く通常、臨時の區別なきも亦增加の一なり。復た町村稅として徵收すべきもの、その名從前に同じかるべきも、其課稅方法は大に異り、皆國稅及縣稅に附加徵收すべきものとなれり、其內地價割は概して制限の極點、即ち地租七分の一を課し、營業割は平均本稅四分の一に當り、戸別割は土地に從て、狀況を異にすると、本稅戸數割の課額制限ありし爲め、均一の率に據る能はざるより悉く不均率の法を取り、各々宜しきに從て之を設けたり試みに稅額に就て平均步合を求むれば、四倍二分五厘に當ると知るべし、こゝに町村制當時に於ける賦課徵收の概要を揭けて後ちの資とせん。爾來法規の更正增補に遭遇し今や將さに變更せんとし、將來も亦た變更に際會するの期に接直さるは數の免かれかたかる業なるべし。爰に本郡町村費の計數及ひ費目を表示する左の如し。

町村歲入

町村名	財產より生する收入	使用料及手數料	國庫下渡金	交付金	縣補助金	寄附金	繰越金	雜收入	其他	町村稅	歲入合計
原町	—	五〇三	一、二〇二円	一、三四二円	五三円	二五八円	二〇〇円	一〇六円	—	三六、二七八円	三九、九四二円
鹽竈町	一七八	二、四九六	一、七〇四	三、〇四二	一七九	二二七	一、五〇〇	九八九	—	七五、八七八	八六、一九三
廣瀨村	—	一六〇	一、〇〇〇	三七二	四〇	—	—	二六	—	一六、七一八	一八、三一六
大澤村	—	八	九六〇	一三一	三〇〇	—	—	—	—	二〇、三七一	二一、七七〇
根白石村	—	四四五	八八三	二四〇	四、二〇三	一、六三五	一、三六八	三一五	—	三二、五一〇	四一、五九九
七北田村	—	七三七	八八七	九一一	八四〇	—	—	—	—	二九、一六四	三二、五三九
七郷村	—	三九五	一、四〇三	一、六八五	一五八	—	一、〇〇二	二一六	—	三六、八三〇	四一、六八九
高砂村	—	一〇	一、五六二	一、六一四	三〇九	五、〇三八	五六五	一三〇	—	四四、八九六	五四、一二四
七ヶ濱村	三、三一三	四四九	一、六〇二	五二二	一、一五三	—	三、二三六	二七三	四、一〇〇	三一、七七〇	四六、四三六
多賀城村	—	三〇〇	一、〇〇〇	九六一	七一六	—	—	一六八	—	三三、九九八	三七、一四三
岩切村	—	—	七四五	五	七九	—	五一三	一五八	—	二三、六三〇	二五、一三〇
利府村	—	五六五	八八〇	八〇九	四九二	—	六九五	四四〇	—	二八、六五七	三二、五三八
松島村	—	八七〇	一、二六一	三九九	六一四	二、〇二〇	九〇〇	—	一一、〇〇〇	三八、四八四	五五、五四八
浦戸村	—	五五	五九九	五八	—	—	八	三五	—	七、八六九	八、六二四
合計	三、五〇九	六、九九二	一五、六六八	一三、〇九一	九、一三六	九、一七八	九、九八七	二、八五六	一五、一〇〇	四五七、〇五三	五四一、五九一
十年度	四、一五八	六、三七四	一五、四〇五	一一、四六四	三、二五三	七七二	三、五四〇	二、四八四	二、〇〇〇	四一〇、一五四	四五九、六一一

町村名	基本財産造成費	財産費	負債償還費	神社費	雑支出	公共土木費	取扱費	調査費	統計費	砂防費	合併費	勧業費	救助費	警備費	教育費	衛生費	公園費	勧業費	救助費	警備費	教育費	土木費	役場費	会議費	役場費	土木費	教育費	衛生費	公園費	勧業費	救助費	警備費
	円			円										円						円											
大根田村																															
白石村																															
澤端村																															
鷹巣町																															
原村																															
町村名	町村																														
六年度	四三四	四三五	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六
七年度	四三五	四三五	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六
八年度	四三五	四三五	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六
九年度	四三五	四三五	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六
十年度	四三五	四三五	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六

第二編　郡治沿革

第三章

町村名	基本財産造成費	財産費	負債償還費	神社費	雑支出	公共土木費	取扱費	調査費	統計費	砂防費	合併費	勧業費	救助費	警備費	教育費	衛生費	公園費	勧業費	救助費	警備費	教育費	土木費	役場費	会議費	役場費	土木費	教育費	衛生費	公園費	勧業費	救助費	警備費
	円			円										円						円											
大根田村																															
白石村																															
澤端村																															
鷹巣町																															
原村																															
町村名	町村																														
六年度	四三四	四三五	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六
七年度	四三五	四三五	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六
八年度	四三五	四三五	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六
九年度	四三五	四三五	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六
十年度	四三五	四三五	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六	三九六

第三章

市町村名	人口	男	女	人口増減	増減率	世帯数	一世帯平均人員	人口密度	面積
多賀城村	一〇四一	五一二	五二九	一二	一・一	二一〇	四・九五	一〇四一	一・〇〇
高砂村	一〇五八	五二一	五三七	三	〇・三	二一五	四・九二	一〇五八	一・〇〇
七北田村	一一〇二	五四一	五六一	一四	一・三	二二四	四・九二	一一〇二	一・〇〇
袋原村	一一四七	五六二	五八五	一九	一・七	二二九	四・九九	一一四七	一・〇〇
大沢村	一一八三	五八一	六〇二	二一	一・八	二三八	四・九六	一一八三	一・〇〇
根白石村	一二〇五	五九一	六一四	二二	一・八	二四一	五・〇〇	一二〇五	一・〇〇
北七北田村	一二三一	六〇四	六二七	二六	二・一	二四六	五・〇〇	一二三一	一・〇〇
中野村	一二五八	六一六	六四二	二七	二・一	二五二	五・〇〇	一二五八	一・〇〇
富沢村	一二八四	六二九	六五五	二六	二・〇	二五七	五・〇〇	一二八四	一・〇〇
鶴巻村	一三一〇	六四二	六六八	二六	二・〇	二六二	五・〇〇	一三一〇	一・〇〇
泉村	一三三六	六五五	六八一	二六	二・〇	二六七	五・〇〇	一三三六	一・〇〇
利府村	一三六二	六六八	六九四	二六	二・〇	二七二	五・〇〇	一三六二	一・〇〇

町村名	人口	男	女	人口増減	増減率	世帯数	一世帯平均人員	人口密度	面積
塩竈市	一九八〇	九一二	一〇六八	四〇	二・〇	四〇〇	四・九五	一九八〇	一・〇〇
七ヶ浜町	一四二〇	六八一	七三九	二八	二・〇	二八四	五・〇〇	一四二〇	一・〇〇
七北田村	一一〇二	五四一	五六一	一四	一・三	二二四	四・九二	一一〇二	一・〇〇
北七北田村	一二三一	六〇四	六二七	二六	二・一	二四六	五・〇〇	一二三一	一・〇〇
中野村	一二五八	六一六	六四二	二七	二・一	二五二	五・〇〇	一二五八	一・〇〇
富沢村	一二八四	六二九	六五五	二六	二・〇	二五七	五・〇〇	一二八四	一・〇〇
鶴巻村	一三一〇	六四二	六六八	二六	二・〇	二六二	五・〇〇	一三一〇	一・〇〇
泉村	一三三六	六五五	六八一	二六	二・〇	二六七	五・〇〇	一三三六	一・〇〇
利府村	一三六二	六六八	六九四	二六	二・〇	二七二	五・〇〇	一三六二	一・〇〇
多賀城村	一〇四一	五一二	五二九	一二	一・一	二一〇	四・九五	一〇四一	一・〇〇
高砂村	一〇五八	五二一	五三七	三	〇・三	二一五	四・九二	一〇五八	一・〇〇
七北田村	一一〇二	五四一	五六一	一四	一・三	二二四	四・九二	一一〇二	一・〇〇
袋原村	一一四七	五六二	五八五	一九	一・七	二二九	四・九九	一一四七	一・〇〇
大沢村	一一八三	五八一	六〇二	二一	一・八	二三八	四・九六	一一八三	一・〇〇
根白石村	一二〇五	五九一	六一四	二二	一・八	二四一	五・〇〇	一二〇五	一・〇〇
北七北田村	一二三一	六〇四	六二七	二六	二・一	二四六	五・〇〇	一二三一	一・〇〇
中野村	一二五八	六一六	六四二	二七	二・一	二五二	五・〇〇	一二五八	一・〇〇
富沢村	一二八四	六二九	六五五	二六	二・〇	二五七	五・〇〇	一二八四	一・〇〇
鶴巻村	一三一〇	六四二	六六八	二六	二・〇	二六二	五・〇〇	一三一〇	一・〇〇
泉村	一三三六	六五五	六八一	二六	二・〇	二六七	五・〇〇	一三三六	一・〇〇
利府村	一三六二	六六八	六九四	二六	二・〇	二七二	五・〇〇	一三六二	一・〇〇

市町村名	人口	男	女	人口増減	増減率	世帯数	一世帯平均人員	人口密度	面積
多賀城村	一〇四一	五一二	五二九	一二	一・一	二一〇	四・九五	一〇四一	一・〇〇
高砂村	一〇五八	五二一	五三七	三	〇・三	二一五	四・九二	一〇五八	一・〇〇
七北田村	一一〇二	五四一	五六一	一四	一・三	二二四	四・九二	一一〇二	一・〇〇
袋原村	一一四七	五六二	五八五	一九	一・七	二二九	四・九九	一一四七	一・〇〇
大沢村	一一八三	五八一	六〇二	二一	一・八	二三八	四・九六	一一八三	一・〇〇
根白石村	一二〇五	五九一	六一四	二二	一・八	二四一	五・〇〇	一二〇五	一・〇〇
北七北田村	一二三一	六〇四	六二七	二六	二・一	二四六	五・〇〇	一二三一	一・〇〇
中野村	一二五八	六一六	六四二	二七	二・一	二五二	五・〇〇	一二五八	一・〇〇
富沢村	一二八四	六二九	六五五	二六	二・〇	二五七	五・〇〇	一二八四	一・〇〇
鶴巻村	一三一〇	六四二	六六八	二六	二・〇	二六二	五・〇〇	一三一〇	一・〇〇
泉村	一三三六	六五五	六八一	二六	二・〇	二六七	五・〇〇	一三三六	一・〇〇
利府村	一三六二	六六八	六九四	二六	二・〇	二七二	五・〇〇	一三六二	一・〇〇

町村名	人口	男	女	人口増減	増減率	世帯数	一世帯平均人員	人口密度	面積
塩竈市	一九八〇	九一二	一〇六八	四〇	二・〇	四〇〇	四・九五	一九八〇	一・〇〇
七ヶ浜町	一四二〇	六八一	七三九	二八	二・〇	二八四	五・〇〇	一四二〇	一・〇〇

岩切村	一	二二〇	一七〇	一	一	一	四八四	二五、二二九
利府村	一、一九八	二五七	一	七四	一二〇	一	三、五七九	三三、五三八
松島村	一、九四三	七六一	二二九	一	一二〇	五四〇	一九、一四九	五五、五五〇
浦戸村	六〇〇	九九	一	一	一	一	一、二一〇	八、六二四
合計	一二、〇八三	五、五五二	二、二七四	七四	五、四三九	一、〇四〇	八〇、九三三	五四一、五九一
十年度	一二、一八二	四、一二六	七、一四九	七四	六、〇六一	二一七	四五、一一〇	四四九、六〇八
九年度	一四、九三六	三、四八八	一、二二三	七六	七、七四一	一〇一、四四〇	一四〇、六六〇	四三一、五一七
八年度	一〇、二六七	二、二一八	七、三四〇	一	四二六	二八	四三、〇九五	二八九、三八三
七年度	六、〇四九	一、六三三	一、二〇二	一	五、九七一	四六九	二〇、五六六	一八七、四一四
六年度	四、二八六	一、二二七	九九七	一	五、六〇〇	五三四	一九、九〇五	一六五、五二七

三、現任町村會議員

本郡二町十二ヶ村に於ける町村議員の氏名は、大正十四年四月の選擧に於て當選せる現任者を、每町村に列記する左の如し。

【原町】 峰谷勇之助。八島平五郎。東海林新兵衛。鄕家英記。島山正三郎。荒井榮太郎。川村伊兵衛。佐山勘四郎。武田清治。佐藤次郎八。根本文六。木皿勘左衛門。七浦理兵衛。庄司新之政。永澤啓治。庄司學太郎。山形富之助。森柳三郎。

【鹽竈町】 栗野豐助。崎野千代吉。鈴木庄治郎。伊深彥三郎。阿部勘九郎。佐藤九十郎。阿部龜治。添田武。菅原德治郎。三浦禎吉。境清之助。佐浦重次郎。及川兵右衛門。三浦源治郎。齋藤彌市。佐藤久吉。鈴木周吉。小野長七。佐藤長藏。菊地潤太郎。横田善兵衛。梅津慷吉。菊地平吉。

【廣瀨村】 佐藤源太郎。佐藤平十郎。庄司久之助。澤老田今朝治。佐藤儀藏。庄子庄吉。庄子勘吾。庄子平治。庄子菊松。石垣彥左衛門。庄子作藏。岩松喜藏。

【大澤村】 石垣太利衛。東海林儀兵衛。佐藤虎之進。今野清左衛門。大槻廣雄。庄子善左衛門。庄子源之助。庄子忠四郎。庄子清四郎。早坂清三郎。結城龜治。早坂長三郎。

【根白石村】 赤間幸治。高橋太郎左衛門。石川今朝治。宮澤權左衛門。伊東邦治。庄司文五郎。早坂政吉。樋渡幸三郎。倉片岱治。佐藤太郎。高澤清助。鴇田久三郎。

【七北田村】 小野清之政。阿部賢吉。嶺岸伊三郎。伊藤留藏。齋藤勇藏。齋藤勘四郎。佐々鶴之進。赤木久右衛門。高橋善三郎。萱場之治。萱場勘兵衛。若生直治。梅川万吉。若生德右衛門。上山貞亮。栗野軍治。一條十吉。

【七郷村】 松木壽。佐藤喜平。二瓶勝藏。佐藤重吉。堀江惣右衛門。中里榮治。加藤武之助。萱場富次郎。大泉權太郎。沼田五郎七。阿部胞吉。金ヶ瀨芳次郎。森善一郎。阿部音吉。佐藤市右衛門。遠藤龜太郎。

【高砂村】 佐藤松三郎。加藤卓治。佐藤俊英。高田忠吉。淺野多利藏。淺野喜治郎。花淵源吉。菅野伊右衛門。鈴木孫十郎。平山平藏。遠藤秀吾。鈴木繼。鈴木長三郎。太田富五郎。高橋清左衛門。佐藤作太郎。加藤菊治。片桐龜吉。

【七ヶ濱村】 鈴木傳吉。渡邊松治郎。三浦德治郎。星兵太郎。鈴木貞藏。佐藤兵太郎。伊丹五平治。渡邊長八。相澤龜松。渡邊丑之助。伊藤喜吉。米萬治郎。大町千代之助。我妻幸右衛門。鈴木清治郎。我妻長六。佐藤長右衛門。赤間寅吉。

【多賀城村】 阿部信之助。伊藤清太郎。阿部德右衛門。渡邊新次郎。鈴木傳三郎。菊池太右衛門。蜂谷興助。鈴木源一郎。鈴木喜三郎。板橋熊治。小野清吉。渡邊橘十郎。田口精。今野虎治。江口久太。瀧口半四郎。鈴木廣壽郎。

【岩切村】 柴田久之政。庄司善四郎。日野清九郎。今村喜平治。渡邊彌左衛門。丹野松五郎。加藤長左衛門。赤間駒吉。殘間卯之吉。加藤忠治。三浦丑太郎。

【利府村】 庄司辰三郎。伊藤金三郎。古山孫十郎。高橋利右衛門。小幡清松。伊藤長城。高橋清六。鈴木喜助。丹野久四郎。鄕家七郎兵衛。赤間乙五郎。

【松島村】 虎川忠之助。大窪金平。赤間圓藏。內海源吉。澁谷吉三郎。赤間善助。雫石勘兵衛。北條德三郎。澁谷甚之政。大宮司雅之助。峰城戸勇之進。鈴木紋三郎。阿部養之進。米澤德三郎。武田直助。櫻井主壽郎。櫻井倉之進。菅野九左衛門。

【浦戸村】 土井兼太郎。鄕古良平。尾形喜助。鈴木末吉。內海勇之助。內海仁右衛門。鈴木善治。內海重兵衛。

第六章　警備

第一節　警察

第一項　警察署

一、變遷概要

明治十九年七月勅令五四號地方官官制に基き、縣令第七號を以て區劃を更正し、警察署十七ヶ所を各郡區に置き、分署を十七ヶ所とし、派出所を四十九ヶ所に設置す。官制に據るときは、必らず警察署は警部、分署は警部又は警部補を以て署長に充つべしと雖も、人員に定限あり、警部補をして警察署長心得に、又巡査をして分署長心得に任ぜしめたり而して鹽竈警察署も亦警部補を以て署長心得として任命し、原ノ町分署、作並分署及び利府・蒲生・七北田・根白石・高城に派出所を設置し、鹽竈警察署警部一名巡査七名雇一名、原ノ町分署警部補一名巡査四名、作並分署巡査四名、派出所根白石巡査三名とし其他總て巡査三名を定員とす。

是より先き明治八年三月七日太政官達第二九號行政警察規則を發布し、施行期を四月一日とす。此の時捕亡吏取締番人等の名稱を廢して巡査と改稱し、捕亡費を改めて警察費と稱するに至れり。其年十二月太政官達第一〇六號を以て改正せられたり。抄錄する下記の如し。

一、行政警察の趣意たる、人民の凶害を豫防し、安寧を保全するに在り。

二、各府縣長官事務を掌理し、警部をして之を分掌せしめ、便宜各所に出張し、巡査をして各部に分派し、巡邏査察せしむ。

三、其職務を大別して四件とす。

第一、人民の妨害を防隣する事。
第二、健康を看護する事。
第三、放蕩淫逸を制示する事。（憲兵本部へ通牒には此項欠く）
第四、國法を犯せんとする者を、隱密中に捜索警防する事（憲兵本部へ通牒には「國事に關する犯罪を未萌に」と又「法章の遵奉を親察する事」の一項を追記す）

四、行政警察豫防の力及ばずして、法律に背く者あるとき、其犯人を捕索逮捕するは、司法警察の職務とす、之を行政警察官に於て行ふときは、檢事章程並司法警察規則に照すべし。

五、警察官吏は、公同一般の裨益を計り、一家隱微の小惡を發すべからず、且一己の功を貪り、警察一般の目的を愆る可らず。

明治十五年十月十八日縣達に據り、警察本署に警部長一名警部七名巡査十七名を置き、仙臺・大河原・古川・石卷に警察署を置く、時人四大警察と稱す。宮城郡は仙臺警察署の所轄に屬し、警部八名巡査百二十九名計百三十七名を定員とす、一名の警官にして、人口一千三百八名の比例なり。

明治十七年仙臺警察署は一區三郡を管轄區域とし、本郡に四分署を配置す。郡内直轄區域とし本郡に四分署を配置す郡内直轄の村落を除くの外四分署中作並分署の名取郡、高城分署の黒川郡、又長町分署の本郡内の一歩を所轄とす。仙臺警察署の直轄に屬するもの及び郡内の分署にして郡内に關係を有するもの左に。

署名	所轄郡	村數	戸數
直轄	本郡の内	六	一〇、八五五
鹽竈分署	本郡の内	二	二、〇五九
原ノ町分署	本郡の内	八	二、三五三
高城分署	本郡、黒川郡の内	一九	一、四六六
作並分署	本郡、名取郡の内	一二	九七四

長町分署　本郡、名取郡の内

明治十八年警部補を以て分署長に充て、且巡査を増員したるにより、分署及び屯所に配置し得らるべきがため、警察の區畫及び警吏の配置を變更し郡内既設分署の下に、七北田・根白石・蒲生・利府・馬場に屯所を置く。

仙臺警察署巡査四〇、七北田屯所巡査三、根白石屯所巡査二。
原ノ町分署十九ヶ村巡査五、蒲生屯所巡査三。
鹽竈分署二十七ヶ村警部補一、巡査六、利府屯所巡査三。
高城分署十九村（宮城黒川）巡査五。
作並分署十一村巡査四、馬場屯所巡査三。

明治十九年四警察を分割して、十七警察署と爲したること前述の如し、此時鹽竈分署を改めて、鹽竈警察署と爲し、高城分署を廢して、原ノ町・作並の二分署に改む。

鹽竈警察署	警部一名	巡査十六名	警官一人對人口一、五三四・八二人
原ノ町分署		巡査十三名	同　二、一六七・〇七
作並分署		巡査五名	同　九一七・八三

明治二十二年四月、町村制實施のため、各町分合ありしため便宜上町村の區域を基調とし、一町村の人口凡そ二千五百以内に一人、以上の町村には二人若くは三人を配置し、且之を分擔せしむるの制度を布き、内外勤務豫備に分區す。

	内勤	外勤	豫備	計
鹽竈警察署	二	一四	二	一八
原町分署	一	八	一	一〇
作並分署	一	二	二	五

明治二十三年内務省訓令第一六號により、六月三十日各警察署に、巡査部長を配置し、巡査の勤務を監督せしめたり

仍りて巡査の定員に異同を生じ、鹽竈警察署豫備一名を廢して、巡査部長一名を置く。

	警部	巡査部長	巡査	計	一人對人口比例
鹽竈警察署	一	一	一七	一九	一、八五三・七九
原町分署			一〇	一一	一、九一五・二七
作並分署			四	五	一、一五五・〇〇

此の時に當り巡査部長の配置は、警察署限り未た分署に及ばざるを以て、自然巡査の監督をして充實なること能はず。明治二十五年四月概要の七分署即ち原ノ町・長町・丸森・廣瀬・志津川・佐沼・若柳分署に、始め巡査部長一名を配置す。然れとも豫備巡査及水上勤務の巡査を減じたるを以て定員に異同を生ぜず。此時原町分署に巡査部長を配置す配置左に。

	巡査部長	内勤巡査	署詰外勤巡査	外勤巡査	計
鹽竈警察署	一	二	一	一五	一九
原町分署	一	一		八	一〇
作並分署	一			二	五

二、管轄區域

明治二十六年十一月二十七日、勅令第二一四號を發布し、郡市の區域に依らざる警察署の管轄區域を被定し、施行の期を同年十二月一日と定められたり。本郡二町十二ヶ村は、鹽竈警察署並に仙臺警察署に分屬す、該法の表示を抄錄する左に。

鹽竈警察署　宮城郡の内、鹽竈町、多賀城村、利府村、岩切村、浦戸村、七濱村、高砂村、松島村。

仙臺警察署　宮城郡の内、原町、七郷村、七北田村、根白石村、大澤村、廣瀬村。
石卷水上警察署　宮城郡の内、鹽鹽町、七濱村、高砂村、松島村、浦戸村。

第二項　派出所及駐在所

一、巡　査

明治二十四年八月勅令第一七〇號を以て、巡査は判任官を以て待遇すべきの優旨を公布す、仍りて知事松平正直は、警部長高崎親章をして、其の趣旨を訓諭し職務に忠實ならしめたり。訓諭の全文左に。

今般勅令第百七十號を以て、巡査は判任官を以て待遇することに相成たるは、全く巡査其職任の重に對して相當の待遇を與へられたると同時に、又之をして十分の實効を擧げしめんとの主旨に外ならず候條、巡査たるもの其優待の趣旨を體し、自今益々奬勵して其職任を盡さざるべからず。殊に公衆に對し其職務を行ふに當りては、一層此に注意を加へ常に公正と誠實とを以て職務を行ひ、親切と叮嚀とを以て公衆に接し、益々警察の實効を擧げんことを勉めざるべからず。若し優旨を誤認して、傲慢不遜に流れ、或は素行修らずして其職務を玷かしめ、擧動嚴肅ならずして姿勢を紊す等、苟も公衆の輕侮を受くるが如き失體ありては、以ての外の義に付心得違の者無之樣、厚く訓諭すべし。

二、巡査部長派出所

原町巡査部長派出所。明治三十七年三月、原町苦竹字町一一九番地に置く。是より先き同廿一年四月廿一日鹽竈警察署原町警察分署を設置す。現今の原町役場は當時分署の建造物なり。同三十七年分署を廢して派出所を置く。

仙臺警察署愛子部長派出所。明治三十六年廣瀬村下愛子町區に置き、廣瀬・大澤・根白石三村を管轄す。

鹽竈警察署高城部長派出所。明治三十六年七月三十日、松島村高城に設置す。

三、巡査駐在所

原町南目巡査駐在所は、南目字町九四番地、苦竹巡査駐在所は苦竹字町一五四番地に在り、共に明治三十七年三月の新設にして受持擔區は地形の便益を主とす。

廣瀬村愛子巡査駐在所　明治三十六年下愛子區に置く。鄉六・上下愛子を管轄區域とす。

作並巡査駐在所　明治十年作並派出所と稱し、同十五年分署と爲し、同三十六年駐在所に改め、作並に置く。熊根作並を管轄區域とす。

大澤村羊澤駐在所　は明治三十年三月羊澤字赤坂に設置し、羊澤の内上區・中區・下區及び原區・大竹區・吉成區・上川前區・下川前區の八區を受持區域とす。

根白石村根白石駐在所　明治十六年十月設置。受持擔區、福岡・朴澤・西田中。

福岡駐在所　明治二十年十月設置。受持擔區、根白石・小角・實澤。

七北田村七北田駐在所　七北田市街の中央に置く。七北田・市名坂・松森の三區を受持區域とす。

上谷刈駐在所　七北田村上谷刈に置き、上谷川・古内・野村・北根・荒巻の各區を受持區域とす。

七郷村荒井駐在所　本村荒井にあり。受持區域、荒濱・六丁目・伊在・霞目・荒井。

南小泉駐在所　本村南小泉にあり。南小泉・蒲町・六丁目を受持區域とす。

高砂村福田町駐在所　本村福田町に設置。受持區域、田子・福室・岡田。

蒲生駐在所　初め蒲生屯所と稱し、明治二十二年駐在所に改む。受持區域、蒲生・中野・新濱。

多賀城村八幡巡査駐在所　受持區域、八幡・大代・笠神・下馬・留ヶ谷。

南宮巡査駐在所　受持區域。南宮・山王・新田・高橋・市川・浮島・高崎・東田中。

七ヶ濱村菖蒲田駐在所　明治廿一年菖蒲田に設置し、菖蒲田・松ヶ濱・湊を受持區とす。

代ヶ崎駐在所　代ヶ崎に在り。代ヶ崎・東宮・吉田・花淵を受持區とす。大正二年六月二日新設。

利府村利府巡査駐在所　明治二十一年の設置なり。是より先き明治八年利府警察署を置き、署長一名巡査十二名を定員とし、鹽竈及び高城の二屯所を管理す。同十二年利府警察署を廢して鹽竈警察署を置くに方り、改めて利府屯所と稱し、巡査三名を定員とす。同二十一年屯所の稱號を改めて駐在所と稱し、利府（一部を除く）・森郷・春日・赤沼の四區を受持區域とす。

澤乙巡査駐在所　明治二十一年八月澤乙區の中央に置き、利府の一部及び澤乙・在加瀬・町加瀬・飯土井・菅谷・神谷澤の一部落を受持區域とす。

松島巡査駐在所　明治二十三年四月十二日松島村松島海岸に置く。

初原巡査駐在所　明治三十五年四月十七日、東北本線松島停車場驛前に置く。

高城巡査駐在所　明治四十三年四月二十日、松島村高城に置く。

浦戸村石濱巡査駐在所　同村石濱に在り。本村全部を區域とす。明治十八年新設。

第三項　消防

一、概説

現代の消防組は藩制時代の火消組と稱する團體なり。蓋し此の制定は德川幕府の創世紀に初まり、明暦大火の以前より諸國の侯伯をして、芝の增上寺、上野の寛永寺に對しては、特に警火の任務を負はしめたりき。又火消組を組織する四十八組に分區し、受持區域の財産と生命を護らしむ。各藩の侯伯皆此の例に倣ひ火消組を組織し播へて明治の維新に及ぶ。

明治十五年統計書の示す處に據れば、本郡中福田・手樽・竹谷・愛子の四ヶ村に組合を設立する五ヶ所、手樽村は二ヶ所にして他の三ヶ村各一組なり。而して當時の消防器は、概ね纏・梯子・龍吐水の三種に止まり、未だ喞筒・雲龍水桶・提灯・刺又・鳶口・被服・ズック水桶・刺叭・旗・掛矢・斧・鋸・筵等要器整頓せざるが如し。

福田郡	一組	三十七人	纏	二	梯子
手樽村	二組	二十四人	梯子	五	龍吐水
竹谷村	一組	四十人	梯子	三	
愛子村	一組	四十五人	纏	二	梯子
				二	龍吐水
				一	龍吐水
				十一	

明治十一年縣甲第八號布達を以て、非常信號を制定し、同十七年縣甲第六五號を以て、消防組設置規則を發布ありしも、縣内を通じて、喞筒の數僅かに十四臺を數ふるのみ、而かも本郡郡び桃生郡に在りては該規則に合當せざるがため既設の火消組も自然消滅せり。

故に縣内仙臺外十六郡七十七の組合に三千二百七十九人の消防組人員中本郡及桃生郡に限り、宮城縣第二回年報中に表示せず。且つ當時の狀態載せて同年報に詳記す。抄錄下記の如し。

防火。凡そ社會の損害は火災より大なるはなし、故に防火の方法を講ずるは、人民保護の一大急務にして、一日も忽諸に付すべからざるや論を俟たず。而して其方法を十分ならしめんと欲せば宜しく先づ家屋の構造を改良し、水利を便にし器械を備へ、且つ消防夫をして常に操練熟達せしめざるべからず。然れども其家屋改正の如きは、事業大にして費用小少ならざれば、固より言ふべくして行ひ難とす。若夫れ防火の方法たる良法なきにあらず、然れども一朝遽かに其業の改進を企圖すべからざるを以て、目下暫く在來の器具と昔日の慣習法より成れる、消防組を以て之に充つ。明治十一年甲第八號布達を以て非常信號を定めたりと雖も、猶未だ不便の憾なき能はざるを以て、近日之を改正し以て消防夫の召集を便にせんと欲す。昨年七月始めて消防組設置の綱領五項を定めてより、防火の方法漸く緒に付き、本年十二月に至るまで消防組を設置する者、實に一區七十七ヶ村なり、然れども全管一區七百ヶ村に對するときは、僅かに十分一の小數にして、其器械人夫共稍具備せるもの僅々二三に過ぎず、是亦其設置を奬勵せざる可からざるものとす。

明治二十三年縣令第一四號市町村立消防組設置規則を發布し、前記の狀態大に革む、然れども大正の現代に對せば霄壤の差あり。該則發布の前後年序を揭げ、鹽竈警察署管區に係る消防組の數、人員、器械の品種を列記すれば左の如し

	組數	人員	纏	楷子	喞筒	水桶	提灯	刺叉	鳶口	被服	龍吐水	雲龍水	旗	斧	篤	鋸	其他
明治二十一年	一	四二	一	二	二	二四	一八	二	一八	四二	—	—	—	—	—	—	—
同 二十二年	五	二三三	五	一三	八	一七三	七八	一七	三九	一三六	—	—	—	—	—	—	—
同 二十三年	五	二三七	五	一五	九	一〇一	一五七	七	二九	—	二〇	—	九	一	—	一	八〇
同 二十四年	五	二三九	五	一四	一一	八〇	一〇八	七	三四	—	二三	—	—	一	—	二	—
同 二十五年	六	二九六	六	一七	一三	二〇一	一六九	九	一四八	二九五	二〇	一	三	一	一	一	二

明治二十七年二月勅令第一五號消防組規則の發布に基き、同年五月十日縣令第一九號施行細則、及び同月十九日縣令第二〇號消防組設置地及組員指定により、該組合の組織其他の事蹟は向上發展の域に進みたり。

二、町村

原町　消防組頭。鳥山正三郎。小頭。菊田安兵衛、根元長作、高橋勇五郎、木皿松三郎、小畑勝治、小松與四郎。明治二十二年設置。定員百名。

鹽竈町　消防組頭歷任。白石廣造、遊佐壽助、菊地瀧太郎、阿部勘九郎、佐藤久吉。（現任）

根白石村　消防組頭歷任。鷲尾貞藏、鷲尾榮治郎、川島富五郎。（現任）

七北田村　消防組頭歷任。伊藤欣之助（明治四一、一〇）、馬場太郎兵衛。（現任）部頭。嶺岸藤次、佐藤久右衛門、若生昌治、寺島清太。明治四十一年一月十四日設立。總員百二十人。

七郷村　消防組頭。菊地柳吉、部頭。伊藤庄之助、菅野鶴三。總定員百七十名。

高砂村　消防組頭歷任。守谷德右衛門、加藤卓吉、安達萬四郎。（現任）（明治二十八年十月創立）部頭。佐藤平吉、横田米作、伊藤重左衛門、三浦金藏、佐藤長三郎。小頭。松元市治、田勢源兵衛、佐藤襲治、窪田松吉、淺野甚助、花淵虎之助、太田市郎、鈴木榮七、村上源太夫。

七ヶ濱村　消防組頭。我妻源五郎。一部頭。加藤留五郎、二部頭。齋藤巳之松。三部頭。相澤龜松。四部頭。我妻源五郎。總員百二十五名。

多賀城村　消防組頭。三浦榮之進。部頭。伊藤清太郎、安住長之進、關口晃治。大正八年十一月八日設立。定員百五十名。

岩切村　消防組頭歷任。今村知成（明治三〇、六、一六）丹野喜八（同三二、一二、二八）安達林三郎（大正三、六、三）加藤深之助（同七、四、二四）大友長左衛門（同一四、一、一〇。現左）

利府村　消防組頭。高橋長九郎。部頭。木村軍治、阿部豐之助。小頭。佐々木龜吉、小幡清兵衛、鈴木庄藏、佐々木勇吉、伊藤德右衛門、伊藤作右衛門。明治三十九年十一月設立。定員壹百名。

松島村　消防組頭歷任。菅原利春、虎川忠之助、佐々木利吉、澁谷吉三郎。（現任）設置沿革。明治二十九年八月創立。消防定員百十名。ポンプ三個。外私設を擧れば松島一個、磯崎二個、初原・八瀬沼各一個を備ふ。村費七百三十七圓を支出す。因みに、大正十三年四月鳴瀬川沿岸千六百間防堤のため、松島水防組を組織し、費額一百圓、又大正十年十月松島自警團を創立す。總員千二百五十名。長櫻井四郎右衛門。

第四項　衛生

一、公私立病院

明治五年五月、中目齊及び石田實等、常に廣く患者を治療し、傍ら醫生を陶冶せんとするの目的を懷き、同志に諮り社則を設け、仙臺南町に共立病院を開始したるは、抑も本縣に於ける病院の嚆矢とす。尋いて其の分局を石卷・古川の二ヶ所に開始せり、又其の附屬として楳毒院を仙臺東一番町に設置す。明治九年六月　東巡の駕蹕を仙臺に駐めさせら

れしに際し、供奉員木戸孝允をして親しく、病院及び附屬醫學校に臨場せしめ、齊等多年の事務に鞅掌勤黽せしことを聞食され、賞詞及び金員を下賜せられたり。

明治十二年五月共立病院を全廢して、更に仙臺縣立病院を起す。是の月共立古川・石卷の二分局を仙臺縣立病院の附屬とす。七月仙臺縣立病院の稱號を、宮城病院に改む。

同十三年五月分局を氣仙沼に、出張所を志津川に新設し、七月附屬醫學校の稱號を改めて、宮城醫學校と稱す。同十四年七月再び宮城醫學校を宮城病院の附屬と爲し、同十五年七月稱號を改めて宮城醫學校と稱し、出張所を七北田・高城の二ヶ所となせしも、同十七年七月宮城病院を其附屬醫院に改むると共に、各地の分院又は出張所を全廢せり。

是より先き、明治十四年三月宮城病院出張所を松山小堤に、又同十五年三月、宮城病院分局を白石に開始せしも、同十七年の廢止に際し、各郡の有志者更に郡立病院の建設を企て、登米に私立病院、志津川・氣仙沼・石卷・亘理に公立病院の建置を始めとし、十八年四月白石に公立刈田病院、六月古川に私立病院、九月登米私立病院を公立登米病院に更むるに至る。其他仙臺に私立濟生病院・私立天眞病院等を建置したるを以て、同十八年一月縣甲第五號公私立病院設置規則五條を制定す。此の時に方り、公立牡鹿病院は七月醫學士を招聘して院長と爲せしは、宮城醫學校附屬醫院を除くの外、縣内に於ける先着なり、即ち牡鹿桃生公立病院の前身なるが如し、現時赤十字社宮城支部病院此れなり。此年十一月醫學校附屬醫院は藥局長及院醫同補員六名を解職し、新製藥學士及び學醫士を增補し、後ち東北學院醫學部に改めたるは、病院及び醫院沿革の概要なり。

病院名	十二年	十三年	十四年	十五年
公立宮城病院	四、四三二人	五、一〇四人	五、七五一人	五、六八九人
高城出張所	—	—	—	七
七北田出張所	—	—	—	八八
驅徵院鹽竈出張所	—	—	三九	四
黴毒鹽竈檢査所 受檢人	一、九九八	一、九九八	二、五三三	二、三二五
黴毒鹽竈檢査所 患者	—	七〇	三九	四
同寒風澤檢査所 受檢人	—	一七一	一三〇	三六五
同寒風澤檢査所 患者	—	—	—	—

明治十七年六月三十日を限とし、仙臺公立病院の組織を廢止し、宮城醫學校附屬醫院と稱し、十月同心町通に移轉す爰に於て高城・七北田兩出張所は自然廢停に歸せり。始め公立病院創始に方り、病院の附屬として醫學校を併置し、醫術の向上を企圖せられたるも、豫期に副ひ難きにより終に廢止して、專ら醫術試驗法に據りたり。明治十八年宮城縣第三回年報は、克く其消息を審かに載せられたり。全文左に。

管内開業の醫師は、昔日に在ては漢法、或は漢洋折衷と唱へ、漢醫者流を墨守するもの其數甚だ少しとせず、是を以て明治十二年五月仙臺公立病院附屬醫學校を設置し、開業醫の才幹あるものを撰て、速成醫學を教授せしめしが、醫術の如き到底速成を以て遽に改良すべき者にあらざるを以て幾ならずして之を廢止せり。尋て十二年七月乙第十六號を以て、醫師を檢査して假免狀を附與す十四年八月甲第百三十六號を以て、從來假免狀を有するものと雖も、更に鑑札を與ふることを達す、十七年一月丙第二號を以て、現在醫師の氏名を徵し醫籍を編製し、且從來醫師と稱するものの如きに至りては、其業區々にして不熟の技を施す等の患ひなきにあらず、依て醫師の實業を點檢して其部門を鑑別し、十四年六月甲第九十三號を以て醫規を創定せり、然るに十六年十月第三十五號を以て醫師免狀規則を布告せられ、次て第三十四號を以て醫術開業試驗規則の發布ありて、每歲二回之を施行せらるに及び、漢に本縣に於て定めたる醫則も亦從て、其條項中訂正すべきものあるに至りたるを以て、更に醫則を改定し、尙本年一月甲第四號醫術開業規則を發行し、專ら醫師の開業及診斷治療患者報告等を申請せしむる手續を設く。於是乎、醫師取締の法漸く立ち、從て醫術亦大に其面目を改むるに至れり。

【郡區町村醫】　明治十三年八月郡區町村醫の配置及選擧法及び勤務心得を發布し、郡區醫は每郡區三名以下を配置し開業醫を以て之に充つ、本郡內外科二名、種痘醫二名を定員とす。公立病院所在の地に在りては、其醫員をして兼攝せしめたり。而して開業醫より選擧せしものには、地方稅(今の縣稅)を以て年俸六十圓を支給し、又町村醫は一戶長管理の町村に、一人以上適宜に配置し、郡區所在の町村にして、他に開業醫なきときは、其郡區醫に兼攝せしむるも妨げならしめたり、其手當又は給料及任期を定むるは、其町村の協議に任ずるの制定なりしも、翌十四年度に至りて縣會の議決により郡區醫の年俸手當を廢止して無給となる。憶ふに郡區町村醫設置の主眼は町村の極貧者にして病褥に呻吟せるも治療の資力なきものを救護するにあるが故に町村貧村の治療は町村醫專ら之を負擔するを以て本郡七十九ケ村に町村醫三十三名を分置し人口五萬四千四百十二人に對し町村醫一名とす而して月額十二圓七十九錢二厘の割合にして郡區醫の俸給手當は自然之を要せざるを以てなり。町村醫設置の目的前述の如くなるも、實際貧民の病患に罹るものにして、或は治療を乞ふの手續を辨知せず、或は施療を受くるを慊とせず、又町村醫も費額の點より充分に其事務を擴張する能はざるがため、自然有名無實に屬せしもの、如き狀態なりき。

【鍼灸】　明治十七年四月甲第二八號鍼灸術營業者取締規則を發布し、修業履歷を檢して許可するを目的とす。

【產婆】　明治十四年一月甲第六號產婆營業者取締規則を發し、同十八年三月甲第二一號の改正あり、鑑札を交付す。

【入齒齒拔口中療治接骨】　明治十六年十月太政官第三四號を以て修學履歷書に其町村衛生委員連署し、戶長の奧印を要するの規程を始とし、同十八年內務省甲第七號達に準據し、本縣甲第四九號及び甲第六十號を布達して之れが取締を嚴にす。先に、明治二十年乃至二十五年、上記の醫師・產婆・獸醫・蹄鐵工に分類し、町村別に列記する左に。

年別　醫師　總數　內科　外科　專門　產婆　鍼灸　同上兼業

年別	醫師	總數	內科 總數	內科 學士	外科 試驗	外科 卒業	外科 履歷	專門 開業	專門 總數	專門 試驗歷	專門 開業	產婆 總數	產婆 本免狀	產婆 假免狀	鍼灸	同上兼業
明治二十年	七三	六九	一			一		六五	三		三	四八	一	四八	二六	八
同 二十一年	七四	七〇	一			一		六五	四		四	五三	一	五三	二九	九
同 二十二年	六八	六四	一			一		六二	四		四	四八	一	四八	一〇	一〇
同 二十三年	五五	五四	一			一		四四	二		二	四七	一	四七	一〇	一〇
同 二十四年	六三	六一	一			一		四四	二	內務省	二	四七	一	本籍 四七	一〇	一〇
同 二十五年	六九	六六	一			一		五〇	二	同	二	四五	一	本籍 四五	一一	一〇
大正十年末	五六	五三	一			一		四三	三		三	四四	一	內務省 四四	一一	一一

町村名	醫師	藥劑師	產婆	獸醫	蹄鐵工
原町	二	一	六	一	三
廣瀨村	一	一	一	一	一
根白石村	一	一	一	一	三
七郷村	一	一	四	一	一
七夕濱村	一	一	一	一	一
岩切村	二	一	五	一	二
松島村	四	一	一	一	一

町村名	醫師	藥劑師	產婆	獸醫	蹄鐵工
鹽竈町	三	一	四	一	二
大澤村	一	一	一	一	二
七北田村	三	一	一	一	三
高砂村	一	一	一	一	一
多賀城村	一	一	一	一	一
利府村	二	一	三	一	二
浦戶村	一	一	一	一	一

二、衛生委員

明治十二年十二月內務省乙第五六號達に依り、翌十三年四月町村衛生委員配置及公選法を發布し、戶長役場の所轄を

劃して衛生區と爲し、且つ人口戸數を目安と爲し委員の數を定めて公選せしめ、町村衛生委員事務手續を發布す。十四年十月町村衛生事務通信委員設置規則及通信手續を規定し、十五年二月町村衛生委員の選擧法を更正して、自今區町村會に於て公選し得るの特例を布き、十七年八月町村衛生委員設置規則を更正し、仙臺區は五名以下、其他の町村は二名以下と爲せしが、十八年八月內務省の達に依り、該規則を廢止す。

三、地方衛生會

太政官の達により、明治十三年始めて之を開く、公私衛生に於ける最高級の機關なり。始め醫師三名縣會議員三名及び公立病院藥局長・公立病院長・衛生課長・警察官各一名を以て組織し、地方長官を會長に推す。後ち內務省の容認を得て、醫師二名並に郡區長各一名を增員す、本郡長竹尾高克委員に列せり。明治十八年一月仙臺區長松倉恂退職し、後任小笠原幹委員に擧げらる、七月醫師中目齊、石川杳庵期滿て退く、更に改選したるに、中目齊再選伊藤榕齋新たに擧げらる。苟も衛生に關する凡百の施設、宮城醫學校規則の發案より、藥舖及藥種商營業取締規則を始めとし、醫術開業規則、產婆營業規則、飲食物及玩弄品着色料取締規則其他、虎列刺病・麻疹・痘瘡・肺肝・吐瀉病及び檢疫手續・牛乳搾取・衛生諸表・死亡月報等の諸項、悉く地方衛生會の議決に據り縣內に發表せらる。明治十八年十二月現任者の官職氏名左の如し。

會長	松平正直	副會長	高崎親章	醫師	鈴木亦人 黑澤惟則
縣會議員	氏家習	中目齊	伊藤榕齋		
郡長	石邊大三郎	首藤陸三	千葉胤昌	區長	小笠原幹
衛生課長	竹尾高克	病院長	佐々木文蔚	藥局長	缺
	芳賀眞咲	醫部長	高崎親章		

四、傳染病及地方病

傳染病中、赤痢・腸窒扶斯・實扶的里亞等は、從來絕えず流行し、殊に痘瘡は明治七八年の頃より各所に流行せり。明治十三年太政官布告第三四號を以て、六傳染病豫防法を發布せられたり、此時に際し、傳染病の毒素多くは、地水中に在て萠芽し、氣中に混じ人體に竄入する等の原理を直覺するに至る。同年衛生課及び衛生委員を新設し、職制を定めて專ら豫防法を講じ、且統計を密にし以て患者增減の理由を明かにする等に依り、始て其病況を察知するに至り、翌十四年傳染病豫防法心得・傳染病患者報告規則・腸窒扶斯病豫防方法及び十五年檢疫事務局檢疫事務所規程・避病院規則・避病院設置法等を發布す。

明治十五年虎列刺病流行す、同年六月布告第三一號を以て虎列刺病流行地方より來る船舶檢査規則を諸港に於て實施すべきにより、船舶檢査手續を定め、十月二十八日本郡石濱に檢疫所を設置し、翌二十九日荻野八等屬鈴木十等屬及坂元警部補を檢疫官に任じ、十二月內務省の告示により檢査規則の施行を停止したり。爰に本郡內傳染病地方病の病名及び患者の統計を年次に擧ぐる左の如し。

年度	傳染病							地方病			合計
	虎列刺	腸窒扶私	發疹チフス	赤痢	實扶知里亞	麻疹	天然痘	脚氣	間歇熱		
明治十六年	二	四五	一	一	二	一	一	一	一		四九
同十七年	一	二五	一	一	五	一	一	四	一		三四
同二十年	一	一五四	一	一	三	一	三一	六	三		一九七
同二十一年	二	五二	一	一	一	一	一	一	一		五六
同二十二年	一	五五	一	一	八	一	一一	一〇	一三		一一七

現住人死亡者病類別（大正十年）

町村名	人口	性病	病癘察實及的	病及皮膚	骨關節及	呼吸器病ノ	内臓器病ノ	其他	計
浦戸村	一、五〇〇	一	一	一	一	一	一	一	六
怒島村	一、四〇〇	一	一	一	一	一	一	一	六
利吉村	一、三〇〇	一	一	一	一	一	一	一	六
府切村	一、二〇〇	一	一	一	一	一	一	一	六
多賀ノ浜村	一、一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	六
七ツ嶽村	一、〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一	六
砂浦村	九〇〇	一	一	一	一	一	一	一	六
北ノ郷村	八〇〇	一	一	一	一	一	一	一	六
七ツ石村	七〇〇	一	一	一	一	一	一	一	六
大根白村	六〇〇	一	一	一	一	一	一	一	六
澤瀬村	五〇〇	一	一	一	一	一	一	一	六
鹽竈町	四〇〇	一	一	一	一	一	一	一	六
大正八年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇
大正九年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇
合計	二〇、〇〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一二〇

（大正十年）

町村名	人口	器血病行	病及神經系	器呼病吸	器消病化	病生殖泌尿器及	其變他態	計	肺病ノ呼吸器内臓	其他
浦戸村	一、五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
怒島村	一、四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
利吉村	一、三〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
府切村	一、二〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
多賀ノ浜村	一、一〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ嶽村	一、〇〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
砂浦村	九〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
北ノ郷村	八〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ石村	七〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
大根白村	六〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
澤瀬村	五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
鹽竈町	四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
大正九年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
大正十年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
合計	二〇、〇〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一二〇	二〇	二〇

（大正十年）

町村名	人口	器血病行	病及神經系	器呼病吸	器消病化	病生殖泌尿器及	其變他態	計	肺病ノ呼吸器内臓	其他
浦戸村	一、五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
怒島村	一、四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
利吉村	一、三〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
府切村	一、二〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
多賀ノ浜村	一、一〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ嶽村	一、〇〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
砂浦村	九〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
北ノ郷村	八〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ石村	七〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
大根白村	六〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
澤瀬村	五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
鹽竈町	四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
大正十年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
大正十一年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
合計	二〇、〇〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一二〇	二〇	二〇

（大正十年）

町村名	人口	器血病行	病及神經系	器呼病吸	器消病化	病生殖泌尿器及	其變他態	計	肺病ノ呼吸器内臓	其他
浦戸村	一、五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
怒島村	一、四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
利吉村	一、三〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
府切村	一、二〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
多賀ノ浜村	一、一〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ嶽村	一、〇〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
砂浦村	九〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
北ノ郷村	八〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ石村	七〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
大根白村	六〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
澤瀬村	五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
鹽竈町	四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
大正十一年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
大正十二年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
合計	二〇、〇〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一二〇	二〇	二〇

（大正十年）

町村名	人口	器血病行	病及神經系	器呼病吸	器消病化	病生殖泌尿器及	其變他態	計	肺病ノ呼吸器内臓	其他
浦戸村	一、五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
怒島村	一、四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
利吉村	一、三〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
府切村	一、二〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
多賀ノ浜村	一、一〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ嶽村	一、〇〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
砂浦村	九〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
北ノ郷村	八〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ石村	七〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
大根白村	六〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
澤瀬村	五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
鹽竈町	四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
大正十二年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
大正十三年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
合計	二〇、〇〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一二〇	二〇	二〇

（大正十年）

町村名	人口	器血病行	病及神經系	器呼病吸	器消病化	病生殖泌尿器及	其變他態	計	肺病ノ呼吸器内臓	其他
浦戸村	一、五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
怒島村	一、四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
利吉村	一、三〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
府切村	一、二〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
多賀ノ浜村	一、一〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ嶽村	一、〇〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
砂浦村	九〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
北ノ郷村	八〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ石村	七〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
大根白村	六〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
澤瀬村	五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
鹽竈町	四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
大正十三年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
大正十四年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
合計	二〇、〇〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一二〇	二〇	二〇

（大正十年）

町村名	人口	器血病行	病及神經系	器呼病吸	器消病化	病生殖泌尿器及	其變他態	計	肺病ノ呼吸器内臓	其他
浦戸村	一、五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
怒島村	一、四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
利吉村	一、三〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
府切村	一、二〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
多賀ノ浜村	一、一〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ嶽村	一、〇〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
砂浦村	九〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
北ノ郷村	八〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ石村	七〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
大根白村	六〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
澤瀬村	五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
鹽竈町	四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
大正十四年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
大正十五年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
合計	二〇、〇〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一二〇	二〇	二〇

（大正十年）

町村名	人口	器血病行	病及神經系	器呼病吸	器消病化	病生殖泌尿器及	其變他態	計	肺病ノ呼吸器内臓	其他
浦戸村	一、五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
怒島村	一、四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
利吉村	一、三〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
府切村	一、二〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
多賀ノ浜村	一、一〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ嶽村	一、〇〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
砂浦村	九〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
北ノ郷村	八〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ石村	七〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
大根白村	六〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
澤瀬村	五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
鹽竈町	四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
大正十五年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
昭和元年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
合計	二〇、〇〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一二〇	二〇	二〇

（大正十年）

町村名	人口	器血病行	病及神經系	器呼病吸	器消病化	病生殖泌尿器及	其變他態	計	肺病ノ呼吸器内臓	其他
浦戸村	一、五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
怒島村	一、四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
利吉村	一、三〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
府切村	一、二〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
多賀ノ浜村	一、一〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ嶽村	一、〇〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
砂浦村	九〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
北ノ郷村	八〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ石村	七〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
大根白村	六〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
澤瀬村	五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
鹽竈町	四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
昭和元年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
昭和二年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
合計	二〇、〇〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一二〇	二〇	二〇

（大正十年）

町村名	人口	器血病行	病及神經系	器呼病吸	器消病化	病生殖泌尿器及	其變他態	計	肺病ノ呼吸器内臓	其他
浦戸村	一、五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
怒島村	一、四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
利吉村	一、三〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
府切村	一、二〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
多賀ノ浜村	一、一〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ嶽村	一、〇〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
砂浦村	九〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
北ノ郷村	八〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ石村	七〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
大根白村	六〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
澤瀬村	五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
鹽竈町	四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
昭和二年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
昭和三年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
合計	二〇、〇〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一二〇	二〇	二〇

（大正十年）

町村名	人口	器血病行	病及神經系	器呼病吸	器消病化	病生殖泌尿器及	其變他態	計	肺病ノ呼吸器内臓	其他
浦戸村	一、五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
怒島村	一、四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
利吉村	一、三〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
府切村	一、二〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
多賀ノ浜村	一、一〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ嶽村	一、〇〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
砂浦村	九〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
北ノ郷村	八〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ石村	七〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
大根白村	六〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
澤瀬村	五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
鹽竈町	四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
昭和三年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
昭和四年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
合計	二〇、〇〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一二〇	二〇	二〇

（大正十年）

町村名	人口	器血病行	病及神經系	器呼病吸	器消病化	病生殖泌尿器及	其變他態	計	肺病ノ呼吸器内臓	其他
浦戸村	一、五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
怒島村	一、四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
利吉村	一、三〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
府切村	一、二〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
多賀ノ浜村	一、一〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ嶽村	一、〇〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
砂浦村	九〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
北ノ郷村	八〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ石村	七〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
大根白村	六〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
澤瀬村	五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
鹽竈町	四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
昭和四年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
昭和五年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
合計	二〇、〇〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一二〇	二〇	二〇

（大正十年）

町村名	人口	器血病行	病及神經系	器呼病吸	器消病化	病生殖泌尿器及	其變他態	計	肺病ノ呼吸器内臓	其他
浦戸村	一、五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
怒島村	一、四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
利吉村	一、三〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
府切村	一、二〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
多賀ノ浜村	一、一〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ嶽村	一、〇〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
砂浦村	九〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
北ノ郷村	八〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ石村	七〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
大根白村	六〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
澤瀬村	五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
鹽竈町	四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
昭和五年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
昭和六年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
合計	二〇、〇〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一二〇	二〇	二〇

（大正十年）

町村名	人口	器血病行	病及神經系	器呼病吸	器消病化	病生殖泌尿器及	其變他態	計	肺病ノ呼吸器内臓	其他
浦戸村	一、五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
怒島村	一、四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
利吉村	一、三〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
府切村	一、二〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
多賀ノ浜村	一、一〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ嶽村	一、〇〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
砂浦村	九〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
北ノ郷村	八〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ石村	七〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
大根白村	六〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
澤瀬村	五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
鹽竈町	四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
昭和六年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
昭和七年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
合計	二〇、〇〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一二〇	二〇	二〇

（大正十年）

町村名	人口	器血病行	病及神經系	器呼病吸	器消病化	病生殖泌尿器及	其變他態	計	肺病ノ呼吸器内臓	其他
浦戸村	一、五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
怒島村	一、四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
利吉村	一、三〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
府切村	一、二〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
多賀ノ浜村	一、一〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ嶽村	一、〇〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
砂浦村	九〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
北ノ郷村	八〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ石村	七〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
大根白村	六〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
澤瀬村	五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
鹽竈町	四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
昭和七年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
昭和八年末計	一〇、〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六〇	一〇	一〇
合計	二〇、〇〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一二〇	二〇	二〇

（大正十年）

町村名	人口	器血病行	病及神經系	器呼病吸	器消病化	病生殖泌尿器及	其變他態	計	肺病ノ呼吸器内臓	其他
浦戸村	一、五〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
怒島村	一、四〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
利吉村	一、三〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
府切村	一、二〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
多賀ノ浜村	一、一〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ嶽村	一、〇〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
砂浦村	九〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
北ノ郷村	八〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
七ツ石村	七〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
大根白村	六〇〇	一	一	一	一	一	一	六	一	一
澤瀬村	五〇〇	一	一	一	一

現住人死亡者年齢別（大正十年）

町村名	十歳未滿	十歳以上廿歳未滿	廿歳以上廿歳未滿	廿歳以上四十歳未滿	四十歳以上五十歳未滿	五十歳以上六十歳未滿	六十歳以上七十歳未滿	七十歳以上	計
原町	六	一二	一七	一〇	七	一六	一二	三	八四
鹽竈町	一二	一五	一五	一二	一〇	一四	一八	一〇	一一三
廣瀨村	二	一五	一五	一一	一三	一四	一六	一四	一一三
大澤村	一四	一四	一五	一〇	一五	一一	一六	一三	一一三
根白石村	一四	一四	一五	一〇	一三	一四	一九	一三	一一三
七北田村	一四	一四	一七	一三	一四	一五	一九	一三	一一三
七郷村	一〇	一八	一七	一三	一四	一五	一八	一三	一一三
高砂村	一二	一〇	一〇	一三	一四	一五	一五	一四	一一三
七ヶ濱村	九	一四	一〇	一三	一四	一五	一五	一四	一一三
多賀城村	一三	一五	一三	一三	一四	一五	一五	一四	一一三
岩切村	六	一三	一五	九	一四	一五	一八	一四	一一三
利府村	一五	一五	一四	一一	一四	一四	一五	一四	一一三
松島村	一八	一一	一三	一一	一四	一四	一五	一四	一一三
浦戸村	一〇八	八一	一二三	一〇四	九四	一三六	一三〇	九一	一一三
計	一、一三五	八〇	二、一三五	六五	一、一三五	八〇	二、一三五	六五	一、一三五
大正九年	一、一三五	七五	二、一三五	四三	一、一三五	七五	二、一三五	四三	一、一三五
大正八年	九一六	七五	二、〇一一	九三	一、〇一一	七五	二、〇一一	九三	一、〇一一

五、種痘

種痘術の本邦に傳來せるは、德川幕府の末期に際し俗に蘭法醫と稱する泰西醫によりて民間に傳播せられたり。明治四年十一月十日東京醫館に初めて種痘局を置き、次いで種痘醫免狀の法を初めとし、種痘苗分與の規程を設定したるは種痘に關する設備の嚆矢なるべし。

明治七年十月十四日種痘規則を發布し、翌八年十月二日新鮮の牛痘每年兩度郵便配達分與の規程を發して普及を圖り同九年五月十八日天然痘豫防規則を發して種痘を勸奬し、內務省甲第八號により種痘醫規則を改正す。後本縣衞生課長佐伯眞滿たりしとき、明治十三年七月二十四日縣甲第一一五號種痘規則を頒布し、次いで十四年三月縣甲第五〇號布達を發し、一、未種痘 二、何年何月何日初種若くは再三種（善感不善感）の別、三、何年何月何日天然痘濟の三項目の調查書添付の令を發布す。

明治十八年二月神奈川千葉兩縣下に天然痘流行し、三月三十日仙臺區（市）元櫓町に發生し、續いて四月二十三日本郡芋澤村荒井作右衞門十八歲、發病せるを初とし、赤沼・蒲生・南小泉・鄕六・苦竹・小田原の七ヶ村に傳播し、苦竹村六人を最多とし、其他の六ヶ村各一名の患者を發見せしのみ、其原因當時傳へて有病地に密接の關係を有するが故に、彼此交通の際感染したりと云ふ。茲年三月三十日仙臺元櫓町に發生したるに始り、七月十八日本郡小田原に消滅、日數百十九日、縣內を通じて八百十七人の患者に、十一人の死亡なり。患者に比し死亡率の僅少にして、且撲滅の速かなりしは醫療術の進歩と、又患者を離隔せしめて、之れが傳播を防遏したると、又種痘の普及與りて其の功を奏したりしと

明治二十六年初春痘瘡流行す、時恰も米國開催世界博覽會開設の際に當れり。米國政府は二月五日附檢疫停船法執行

年別	種痘			罹患			死亡			再種以上			着手	罹患	不着	計
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計				
明治十五年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同　十六年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同十七年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同十八年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同二十年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同二十一年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同二十二年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同二十三年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同二十四年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同二十五年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同二十六年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同二十七年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同二十八年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同二十九年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同三十年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同三十一年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同三十二年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同三十三年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同三十四年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同三十五年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同三十六年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同三十七年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同三十八年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同三十九年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同四十年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同四十一年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同四十二年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同四十三年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同四十四年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同四十五年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同四十六年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同四十七年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同四十八年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同四十九年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同五十年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同五十一年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同五十二年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同五十三年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同五十四年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同五十五年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同五十六年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同五十七年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同五十八年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同五十九年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同六十年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同六十一年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同六十二年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同六十三年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同六十四年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同六十五年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同六十六年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同六十七年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同六十八年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同六十九年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同七十年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同七十一年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同七十二年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同七十三年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同七十四年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同七十五年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同七十六年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同七十七年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同七十八年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同七十九年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同八十年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同八十一年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同八十二年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同八十三年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同八十四年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同八十五年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同八十六年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同八十七年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同八十八年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同八十九年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同九十年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同九十一年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同九十二年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同九十三年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同九十四年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同九十五年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同九十六年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同九十七年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同九十八年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同九十九年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
同百年	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二

期と定め、初種・再種・三種に分ち、更に着屬・不着屬・不着屬・計屬・着手屬・不着屬・計屬・再種以上・男・女・計・種痘・罹患・死亡・着手・不着屬・計屬の表を作成したり。明治二十五年十二月十七日より二十四日迄を期とす。明治二十六年一月廿日より廿二日迄を初發患者とし、廿三日より廿四日迄を第二發患者とし、廿五日より廿六日迄を第三發患者とし、廿七日より廿八日迄を第四發患者とし、廿九日より三十日迄を第五發患者とし、三十一日より二月一日迄を第六發患者とし、二日より二日迄を第七發患者とし、三日より三日迄を第八發患者とし、四日より四日迄を第九發患者とし、五日より五日迄を第十發患者とし、六日より六日迄を第十一發患者とし、七日より七日迄を第十二發患者とし、八日より八日迄を第十三發患者とし、九日より九日迄を第十四發患者とし、十日より十日迄を第十五發患者とし、十一日より十一日迄を第十六發患者とし、十二日より十二日迄を第十七發患者とし、十三日より十三日迄を第十八發患者とし、十四日より十四日迄を第十九發患者とし、十五日より十五日迄を第二十發患者とし、十六日より十六日迄を第二十一發患者とし、十七日より十七日迄を第二十二發患者とし、十八日より十八日迄を第二十三發患者とし、十九日より十九日迄を第二十四發患者とし、二十日より二十日迄を第二十五發患者とし、二十一日より二十一日迄を第二十六發患者とし、二十二日より二十二日迄を第二十七發患者とし、二十三日より二十三日迄を第二十八發患者とし、二十四日より二十四日迄を第二十九發患者とし、二十五日より二十五日迄を第三十發患者とし、二十六日より二十六日迄を第三十一發患者とし、二十七日より二十七日迄を第三十二發患者とし、二十八日より二十八日迄を第三十三發患者とし、二十九日より二十九日迄を第三十四發患者とし、三十日より三十日迄を第三十五發患者とし、三十一日より三十一日迄を第三十六發患者とし、一日より一日迄を第三十七發患者とし、二日より二日迄を第三十八發患者とし、三日より三日迄を第三十九發患者とし、四日より四日迄を第四十發患者とし、五日より五日迄を第四十一發患者とし、六日より六日迄を第四十二發患者とし、七日より七日迄を第四十三發患者とし、八日より八日迄を第四十四發患者とし、九日より九日迄を第四十五發患者とし、十日より十日迄を第四十六發患者とし、十一日より十一日迄を第四十七發患者とし、十二日より十二日迄を第四十八發患者とし、十三日より十三日迄を第四十九發患者とし、十四日より十四日迄を第五十發患者とし、十五日より十五日迄を第五十一發患者とし、十六日より十六日迄を第五十二發患者とし、十七日より十七日迄を第五十三發患者とし、十八日より十八日迄を第五十四發患者とし、十九日より十九日迄を第五十五發患者とし、二十日より二十日迄を第五十六發患者とし、二十一日より二十一日迄を第五十七發患者とし、二十二日より二十二日迄を第五十八發患者とし、二十三日より二十三日迄を第五十九發患者とし、二十四日より二十四日迄を第六十發患者とし、二十五日より二十五日迄を第六十一發患者とし、二十六日より二十六日迄を第六十二發患者とし、二十七日より二十七日迄を第六十三發患者とし、二十八日より二十八日迄を第六十四發患者とし、二十九日より二十九日迄を第六十五發患者とし、三十日より三十日迄を第六十六發患者とし、三十一日より三十一日迄を第六十七發患者とし、一日より一日迄を第六十八發患者とし、二日より二日迄を第六十九發患者とし、三日より三日迄を第七十發患者とし、四日より四日迄を第七十一發患者とし、五日より五日迄を第七十二發患者とし、六日より六日迄を第七十三發患者とし、七日より七日迄を第七十四發患者とし、八日より八日迄を第七十五發患者とし、九日より九日迄を第七十六發患者とし、十日より十日迄を第七十七發患者とし、十一日より十一日迄を第七十八發患者とし、十二日より十二日迄を第七十九發患者とし、十三日より十三日迄を第八十發患者とし、十四日より十四日迄を第八十一發患者とし、十五日より十五日迄を第八十二發患者とし、十六日より十六日迄を第八十三發患者とし、十七日より十七日迄を第八十四發患者とし、十八日より十八日迄を第八十五發患者とし、十九日より十九日迄を第八十六發患者とし、二十日より二十日迄を第八十七發患者とし、二十一日より二十一日迄を第八十八發患者とし、二十二日より二十二日迄を第八十九發患者とし、二十三日より二十三日迄を第九十發患者とし、二十四日より二十四日迄を第九十一發患者とし、二十五日より二十五日迄を第九十二發患者とし、二十六日より二十六日迄を第九十三發患者とし、二十七日より二十七日迄を第九十四發患者とし、二十八日より二十八日迄を第九十五發患者とし、二十九日より二十九日迄を第九十六發患者とし、三十日より三十日迄を第九十七發患者とし、三十一日より三十一日迄を第九十八發患者とし、一日より一日迄を第九十九發患者とし、二日より二日迄を第百發患者とし、三日より三日迄を第百一發患者とし、四日より四日迄を第百二發患者とし、五日より五日迄を第百三發患者とし、六日より六日迄を第百四發患者とし、七日より七日迄を第百五發患者とし、八日より八日迄を第百六發患者とし、九日より九日迄を第百七發患者とし、十日より十日迄を第百八發患者とし、十一日より十一日迄を第百九發患者とし、十二日より十二日迄を第百十發患者とし、十三日より十三日迄を第百十一發患者とし、十四日より十四日迄を第百十二發患者とし、十五日より十五日迄を第百十三發患者とし、十六日より十六日迄を第百十四發患者とし、十七日より十七日迄を第百十五發患者とし、十八日より十八日迄を第百十六發患者とし、十九日より十九日迄を第百十七發患者とし、二十日より二十日迄を第百十八發患者とし、二十一日より二十一日迄を第百十九發患者とし、二十二日より二十二日迄を第百二十發患者とし、二十三日より二十三日迄を第百二十一發患者とし、二十四日より二十四日迄を第百二十二發患者とし、二十五日より二十五日迄を第百二十三發患者とし、二十六日より二十六日迄を第百二十四發患者とし、二十七日より二十七日迄を第百二十五發患者とし、二十八日より二十八日迄を第百二十六發患者とし、二十九日より二十九日迄を第百二十七發患者とし、三十日より三十日迄を第百二十八發患者とし、三十一日より三十一日迄を第百二十九發患者とし、一日より一日迄を第百三十發患者とし、二日より二日迄を第百三十一發患者とし、三日より三日迄を第百三十二發患者とし、四日より四日迄を第百三十三發患者とし、五日より五日迄を第百三十四發患者とし、六日より六日迄を第百三十五發患者とし、七日より七日迄を第百三十六發患者とし、八日より八日迄を第百三十七發患者とし、九日より九日迄を第百三十八發患者とし、十日より十日迄を第百三十九發患者とし、十一日より十一日迄を第百四十發患者とし、十二日より十二日迄を第百四十一發患者とし、十三日より十三日迄を第百四十二發患者とし、十四日より十四日迄を第百四十三發患者とし、十五日より十五日迄を第百四十四發患者とし、十六日より十六日迄を第百四十五發患者とし、十七日より十七日迄を第百四十六發患者とし、十八日より十八日迄を第百四十七發患者とし、十九日より十九日迄を第百四十八發患者とし、二十日より二十日迄を第百四十九發患者とし、二十一日より二十一日迄を第百五十發患者とし、二十二日より二十二日迄を第百五十一發患者とし、二十三日より二十三日迄を第百五十二發患者とし、二十四日より二十四日迄を第百五十三發患者とし、二十五日より二十五日迄を第百五十四發患者とし、二十六日より二十六日迄を第百五十五發患者とし、二十七日より二十七日迄を第百五十六發患者とし、二十八日より二十八日迄を第百五十七發患者とし、二十九日より二十九日迄を第百五十八發患者とし、三十日より三十日迄を第百五十九發患者とし、三十一日より三十一日迄を第百六十發患者とし、一日より一日迄を第百六十一發患者とし、二日より二日迄を第百六十二發患者とし、三日より三日迄を第百六十三發患者とし、四日より四日迄を第百六十四發患者とし、五日より五日迄を第百六十五發患者とし、六日より六日迄を第百六十六發患者とし、七日より七日迄を第百六十七發患者とし、八日より八日迄を第百六十八發患者とし、九日より九日迄を第百六十九發患者とし、十日より十日迄を第百七十發患者とし、十一日より十一日迄を第百七十一發患者とし、十二日より十二日迄を第百七十二發患者とし、十三日より十三日迄を第百七十三發患者とし、十四日より十四日迄を第百七十四發患者とし、十五日より十五日迄を第百七十五發患者とし、十六日より十六日迄を第百七十六發患者とし、十七日より十七日迄を第百七十七發患者とし、十八日より十八日迄を第百七十八發患者とし、十九日より十九日迄を第百七十九發患者とし、二十日より二十日迄を第百八十發患者とし、二十一日より二十一日迄を第百八十一發患者とし、二十二日より二十二日迄を第百八十二發患者とし、二十三日より二十三日迄を第百八十三發患者とし、二十四日より二十四日迄を第百八十四發患者とし、二十五日より二十五日迄を第百八十五發患者とし、二十六日より二十六日迄を第百八十六發患者とし、二十七日より二十七日迄を第百八十七發患者とし、二十八日より二十八日迄を第百八十八發患者とし、二十九日より二十九日迄を第百八十九發患者とし、三十日より三十日迄を第百九十發患者とし、三十一日より三十一日迄を第百九十一發患者とし、一日より一日迄を第百九十二發患者とし、二日より二日迄を第百九十三發患者とし、三日より三日迄を第百九十四發患者とし、四日より四日迄を第百九十五發患者とし、五日より五日迄を第百九十六發患者とし、六日より六日迄を第百九十七發患者とし、七日より七日迄を第百九十八發患者とし、八日より八日迄を第百九十九發患者とし、九日より九日迄を第二百發患者とし、十日より十日迄を第二百一發患者とし、十一日より十一日迄を第二百二發患者とし、十二日より十二日迄を第二百三發患者とし、十三日より十三日迄を第二百四發患者とし、十四日より十四日迄を第二百五發患者とし、十五日より十五日迄を第二百六發患者とし、十六日より十六日迄を第二百七發患者とし、十七日より十七日迄を第二百八發患者とし、十八日より十八日迄を第二百九發患者とし、十九日より十九日迄を第二百十發患者とし、二十日より二十日迄を第二百十一發患者とし、二十一日より二十一日迄を第二百十二發患者とし、二十二日より二十二日迄を第二百十三發患者とし、二十三日より二十三日迄を第二百十四發患者とし、二十四日より二十四日迄を第二百十五發患者とし、二十五日より二十五日迄を第二百十六發患者とし、二十六日より二十六日迄を第二百十七發患者とし、二十七日より二十七日迄を第二百十八發患者とし、二十八日より二十八日迄を第二百十九發患者とし、二十九日より二十九日迄を第二百二十發患者とし、三十日より三十日迄を第二百二十一發患者とし、三十一日より三十一日迄を第二百二十二發患者とし、一日より一日迄を第二百二十三發患者とし、二日より二日迄を第二百二十四發患者とし、三日より三日迄を第二百二十五發患者とし、四日より四日迄を第二百二十六發患者とし、五日より五日迄を第二百二十七發患者とし、六日より六日迄を第二百二十八發患者とし、七日より七日迄を第二百二十九發患者とし、八日より八日迄を第二百三十發患者とし、九日より九日迄を第二百三十一發患者とし、十日より十日迄を第二百三十二發患者とし、十一日より十一日迄を第二百三十三發患者とし、十二日より十二日迄を第二百三十四發患者とし、十三日より十三日迄を第二百三十五發患者とし、十四日より十四日迄を第二百三十六發患者とし、十五日より十五日迄を第二百三十七發患者とし、十六日より十六日迄を第二百三十八發患者とし、十七日より十七日迄を第二百三十九發患者とし、十八日より十八日迄を第二百四十發患者とし、十九日より十九日迄を第二百四十一發患者とし、二十日より二十日迄を第二百四十二發患者とし、二十一日より二十一日迄を第二百四十三發患者とし、二十二日より二十二日迄を第二百四十四發患者とし、二十三日より二十三日迄を第二百四十五發患者とし、二十四日より二十四日迄を第二百四十六發患者とし、二十五日より二十五日迄を第二百四十七發患者とし、二十六日より二十六日迄を第二百四十八發患者とし、二十七日より二十七日迄を第二百四十九發患者とし、二十八日より二十八日迄を第二百五十發患者とし、二十九日より二十九日迄を第二百五十一發患者とし、三十日より三十日迄を第二百五十二發患者とし、三十一日より三十一日迄を第二百五十三發患者とし、一日より一日迄を第二百五十四發患者とし、二日より二日迄を第二百五十五發患者とし、三日より三日迄を第二百五十六發患者とし、四日より四日迄を第二百五十七發患者とし、五日より五日迄を第二百五十八發患者とし、六日より六日迄を第二百五十九發患者とし、七日より七日迄を第二百六十發患者とし、八日より八日迄を第二百六十一發患者とし、九日より九日迄を第二百六十二發患者とし、十日より十日迄を第二百六十三發患者とし、十一日より十一日迄を第二百六十四發患者とし、十二日より十二日迄を第二百六十五發患者とし、十三日より十三日迄を第二百六十六發患者とし、十四日より十四日迄を第二百六十七發患者とし、十五日より十五日迄を第二百六十八發患者とし、十六日より十六日迄を第二百六十九發患者とし、十七日より十七日迄を第二百七十發患者とし、十八日より十八日迄を第二百七十一發患者とし、十九日より十九日迄を第二百七十二發患者とし、二十日より二十日迄を第二百七十三發患者とし、二十一日より二十一日迄を第二百七十四發患者とし、二十二日より二十二日迄を第二百七十五發患者とし、二十三日より二十三日迄を第二百七十六發患者とし、二十四日より二十四日迄を第二百七十七發患者とし、二十五日より二十五日迄を第二百七十八發患者とし、二十六日より二十六日迄を第二百七十九發患者とし、二十七日より二十七日迄を第二百八十發患者とし、二十八日より二十八日迄を第二百八十一發患者とし、二十九日より二十九日迄を第二百八十二發患者とし、三十日より三十日迄を第二百八十三發患者とし、三十一日より三十一日迄を第二百八十四發患者とし、一日より一日迄を第二百八十五發患者とし、二日より二日迄を第二百八十六發患者とし、三日より三日迄を第二百八十七發患者とし、四日より四日迄を第二百八十八發患者とし、五日より五日迄を第二百八十九發患者とし、六日より六日迄を第二百九十發患者とし、七日より七日迄を第二百九十一發患者とし、八日より八日迄を第二百九十二發患者とし、九日より九日迄を第二百九十三發患者とし、十日より十日迄を第二百九十四發患者とし、十一日より十一日迄を第二百九十五發患者とし、十二日より十二日迄を第二百九十六發患者とし、十三日より十三日迄を第二百九十七發患者とし、十四日より十四日迄を第二百九十八發患者とし、十五日より十五日迄を第二百九十九發患者とし、十六日より十六日迄を第三百發患者とし、十七日より十七日迄を第三百一發患者とし、十八日より十八日迄を第三百二發患者とし、十九日より十九日迄を第三百三發患者とし、二十日より二十日迄を第三百四發患者とし、二十一日より二十一日迄を第三百五發患者とし、二十二日より二十二日迄を第三百六發患者とし、二十三日より二十三日迄を第三百七發患者とし、二十四日より二十四日迄を第三百八發患者とし、二十五日より二十五日迄を第三百九發患者とし、二十六日より二十六日迄を第三百十發患者とし、二十七日より二十七日迄を第三百十一發患者とし、二十八日より二十八日迄を第三百十二發患者とし、二十九日より二十九日迄を第三百十三發患者とし、三十日より三十日迄を第三百十四發患者とし、三十一日より三十一日迄を第三百十五發患者とし、一日より一日迄を第三百十六發患者とし、二日より二日迄を第三百十七發患者とし、三日より三日迄を第三百十八發患者とし、四日より四日迄を第三百十九發患者とし、五日より五日迄を第三百二十發患者とし、六日より六日迄を第三百二十一發患者とし、七日より七日迄を第三百二十二發患者とし、八日より八日迄を第三百二十三發患者とし、九日より九日迄を第三百二十四發患者とし、十日より十日迄を第三百二十五發患者とし、十一日より十一日迄を第三百二十六發患者とし、十二日より十二日迄を第三百二十七發患者とし、十三日より十三日迄を第三百二十八發患者とし、十四日より十四日迄を第三百二十九發患者とし、十五日より十五日迄を第三百三十發患者とし、十六日より十六日迄を第三百三十一發患者とし、十七日より十七日迄を第三百三十二發患者とし、十八日より十八日迄を第三百三十三發患者とし、十九日より十九日迄を第三百三十四發患者とし、二十日より二十日迄を第三百三十五發患者とし、二十一日より二十一日迄を第三百三十六發患者とし、二十二日より二十二日迄を第三百三十七發患者とし、二十三日より二十三日迄を第三百三十八發患者とし、二十四日より二十四日迄を第三百三十九發患者とし、二十五日より二十五日迄を第三百四十發患者とし、二十六日より二十六日迄を第三百四十一發患者とし、二十七日より二十七日迄を第三百四十二發患者とし、二十八日より二十八日迄を第三百四十三發患者とし、二十九日より二十九日迄を第三百四十四發患者とし、三十日より三十日迄を第三百四十五發患者とし、三十一日より三十一日迄を第三百四十六發患者とし、一日より一日迄を第三百四十七發患者とし、二日より二日迄を第三百四十八發患者とし、三日より三日迄を第三百四十九發患者とし、四日より四日迄を第三百五十發患者とし、五日より五日迄を第三百五十一發患者とし、六日より六日迄を第三百五十二發患者とし、七日より七日迄を第三百五十三發患者とし、八日より八日迄を第三百五十四發患者とし、九日より九日迄を第三百五十五發患者とし、十日より十日迄を第三百五十六發患者とし、十一日より十一日迄を第三百五十七發患者とし、十二日より十二日迄を第三百五十八發患者とし、十三日より十三日迄を第三百五十九發患者とし、十四日より十四日迄を第三百六十發患者とし、十五日より十五日迄を第三百六十一發患者とし、十六日より十六日迄を第三百六十二發患者とし、十七日より十七日迄を第三百六十三發患者とし、十八日より十八日迄を第三百六十四發患者とし、十九日より十九日迄を第三百六十五發患者とし、二十日より二十日迄を第三百六十六發患者とし、二十一日より二十一日迄を第三百六十七發患者とし、二十二日より二十二日迄を第三百六十八發患者とし、二十三日より二十三日迄を第三百六十九發患者とし、二十四日より二十四日迄を第三百七十發患者とし、二十五日より二十五日迄を第三百七十一發患者とし、二十六日より二十六日迄を第三百七十二發患者とし、二十七日より二十七日迄を第三百七十三發患者とし、二十八日より二十八日迄を第三百七十四發患者とし、二十九日より二十九日迄を第三百七十五發患者とし、三十日より三十日迄を第三百七十六發患者とし、三十一日より三十一日迄を第三百七十七發患者とし、一日より一日迄を第三百七十八發患者とし、二日より二日迄を第三百七十九發患者とし、三日より三日迄を第三百八十發患者とし、四日より四日迄を第三百八十一發患者とし、五日より五日迄を第三百八十二發患者とし、六日より六日迄を第三百八十三發患者とし、七日より七日迄を第三百八十四發患者とし、八日より八日迄を第三百八十五發患者とし、九日より九日迄を第三百八十六發患者とし、十日より十日迄を第三百八十七發患者とし、十一日より十一日迄を第三百八十八發患者とし、十二日より十二日迄を第三百八十九發患者とし、十三日より十三日迄を第三百九十發患者とし、十四日より十四日迄を第三百九十一發患者とし、十五日より十五日迄を第三百九十二發患者とし、十六日より十六日迄を第三百九十三發患者とし、十七日より十七日迄を第三百九十四發患者とし、十八日より十八日迄を第三百九十五發患者とし、十九日より十九日迄を第三百九十六發患者とし、二十日より二十日迄を第三百九十七發患者とし、二十一日より二十一日迄を第三百九十八發患者とし、二十二日より二十二日迄を第三百九十九發患者とし、二十三日より二十三日迄を第四百發患者とし、二十四日より二十四日迄を第四百一發患者とし、二十五日より二十五日迄を第四百二發患者とし、二十六日より二十六日迄を第四百三發患者とし、二十七日より二十七日迄を第四百四發患者とし、二十八日より二十八日迄を第四百五發患者とし、二十九日より二十九日迄を第四百六發患者とし、三十日より三十日迄を第四百七發患者とし、三十一日より三十一日迄を第四百八發患者とし、一日より一日迄を第四百九發患者とし、二日より二日迄を第四百十發患者とし、三日より三日迄を第四百十一發患者とし、四日より四日迄を第四百十二發患者とし、五日より五日迄を第四百十三發患者とし、六日より六日迄を第四百十四發患者とし、七日より七日迄を第四百十五發患者とし、八日より八日迄を第四百十六發患者とし、九日より九日迄を第四百十七發患者とし、十日より十日迄を第四百十八發患者とし、十一日より十一日迄を第四百十九發患者とし、十二日より十二日迄を第四百二十發患者とし、十三日より十三日迄を第四百二十一發患者とし、十四日より十四日迄を第四百二十二發患者とし、十五日より十五日迄を第四百二十三發患者とし、十六日より十六日迄を第四百二十四發患者とし、十七日より十七日迄を第四百二十五發患者とし、十八日より十八日迄を第四百二十六發患者とし、十九日より十九日迄を第四百二十七發患者とし、二十日より二十日迄を第四百二十八發患者とし、二十一日より二十一日迄を第四百二十九發患者とし、二十二日より二十二日迄を第四百三十發患者とし、二十三日より二十三日迄を第四百三十一發患者とし、二十四日より二十四日迄を第四百三十二發患者とし、二十五日より二十五日迄を第四百三十三發患者とし、二十六日より二十六日迄を第四百三十四發患者とし、二十七日より二十七日迄を第四百三十五發患者とし、二十八日より二十八日迄を第四百三十六發患者とし、二十九日より二十九日迄を第四百三十七發患者とし、三十日より三十日迄を第四百三十八發患者とし、三十一日より三十一日迄を第四百三十九發患者とし、一日より一日迄を第四百四十發患者とし、二日より二日迄を第四百四十一發患者とし、三日より三日迄を第四百四十二發患者とし、四日より四日迄を第四百四十三發患者とし、五日より五日迄を第四百四十四發患者とし、六日より六日迄を第四百四十五發患者とし、七日より七日迄を第四百四十六發患者とし、八日より八

の法令を發布せられたり。華盛頓府駐劄特命全權公使建野郷三は、三月七日附該法令を添付して陸奥外務大臣に報ぜり大臣は衞生局長後藤新平に下命し、四月十四日本縣知事船越衛に通牒したり。仍りて四月十九日訓第七二號を發して種痘の施行を激勵せられたり。

明治四十二年二月二十八日縣令第四五號種痘法施行細則を改正す、即ち現行法なり　第一、二期に區分し二回とし、善感不善感の式は舊法に比して大差なし。翌四十三年三月四日市町村種痘事務整理順序標準を制定し、市町村は種痘簿を調製し、衞生組合長又は區長をして種痘を勵行せしめたり。然れども施行率の程度は、大正の現代に在りても未だ向上の域に達せざるもの、如し。大正十二年六月五日本縣警察部長は、種痘督勵に關する件と題せる注意書を、各郡長に發送したることあり。轉錄左に。

本縣下に於ける最近五ヶ年の定期種痘の成績を觀るに、種痘法施行以來漸次良好の域に向へつゝあるが如きも、未だ一般的に徹底せざる憾有之、名を疾病其の他の事故に藉り、之を忘るもの今尙ほ一ヶ年平均二千二百餘人を算しつゝあるは豫防上寒心に堪へず是等は素より種痘猶豫者相當督勵を加へつゝあるならんも、其の督勵にして十全を缺かんか、自然多數の未種痘者を出し、爲めに一朝病毒の侵入を蒙るに於ては、忽にして大流行を來たすべく、本年も四日以降長野・新潟・鳥取・廣島・北海道等の各道縣に多數の痘患者發生し、殊に廣島縣の如きは三百餘名の患者を出し尙ほ續發の狀況にある如き、是れ未種痘者の多きに原因するものにして、本縣の如き種痘の現狀にありては、何時該病毒の侵襲を蒙り、大流行を來すやも計難に付充分督勵を加へ、町村をして種痘名簿の整理を爲さしむると同時に、一面其猶豫者に對しては、事故の止みたる後必ず接種せしめ、遺漏なき樣最善の方法を講ぜられ度云々。

大正八、九、十年種痘施行の成績をして、明治年間に對照せしめんがため、且つ十年度に限り、特に町村別に分類すること左の如し。

町村名	善感	不善感	計	町村名	善感	不善感	計
原町	三九七	六	四〇三	鹽竈町	五八〇	七九	六五九
大澤村	二八一	二	二九三	根白石村	二五〇	五四	三〇四
七郷村	四二五	三	四二八	高砂村	四三五	六六	五〇一
多賀城村	二九一	八五	三七六	岩切村	二二四	一	二二五
松島村	四二三	一七二	五八六	浦戸村	六四	三七	一〇一
大正九年	三、六九八	九五	四、六二三	同　八年	三、九六七	六六三	四、六三〇

町村名	善感	不善感	計	町村名	善感	不善感	計
廣瀨村	二四〇	二	二四二	七北田村	二七五	一五	二九〇
七ヶ濱村	二二五	一九	二四四	利府村	二四九	四一	二九〇
合　計	四、四二一	七三	四、八三				

第三篇　法制經濟

第一章　稅制

第一節　王朝

第一項　租

租稅は、田畝に賦課して其の收穫高の幾部を官に收むるを謂ふ、故に租課又は租入若くは租賦の文字を使用す、所謂る租・庸・調の三此れなり。租・庸・調の稅法は唐代の三種徵稅法にして、田を授くるものには、一歲に粟二斛を納めしむるを租といひ、一年に絹二疋を納めしむるを調と云ふ。

本邦古代の稅制を案ずるに、建國の創めに當り殆んど唐制に暗合したるの遺迹あり。神武天皇即位の四年、天富命の穀麻、又櫛明玉命の孫は、御利玉を造り、その裔孫矛玉を調進したるは唐制の調なり。崇神天皇即位の始め、人民に課役を科し、男は弭調、女は手末調の制も亦庸調なり、景行天皇五十七年田部に吏を置き、租賦を監せしめ、屯倉を興さしむるは抑も納租貢稅の起源たるに庶幾乎。

孝德天皇大化二年（皇紀一三〇六）改新の詔を發し、戶籍及び租庸調の法を行ひ、土地の賣買を禁止し、班田、收授田調・戶調・庸布の法を定む。恰も唐太祖貞觀二十年に當る、是より先き二十三年、唐高祖武德七年、均田租庸調の法令を布きたることあり、此時に當り、本邦の貢稅殆んど唐制に酷似し暗合したるが故に、彼の三種徵稅法に摸倣したる

租庸調の法令を頒布せられたり、此制令永く傳へて數世期を經て現代に普及せり。租は租稅にして、庸は夫役、調は現品に該當す。

孝德紀。新制第三條。步町段を分ち、其の輸す所、段の租稻二束二把、町の租稻二十二束。

令義解。凡田長三十步廣十二步爲段。十段爲町。謂段地穫五十束。得米五升也。即町須得五百束也。段租稻謂田賦爲租也。

文武天皇大寶律令を布き租庸調の制度を改め、田租は國土收穫の早晩に准じ、九月中旬輪を起し、十一月三十日以前に納め畢ると令せり、即ち納期を九月中旬より十一月三十日の間とす、尙は租庸調の主管を定めて、租米は大藏省主稅寮、庸調の二課は民部省主計寮となせり。後ち慶雲三年九月田租の法を定む。

續日本紀卷三。九月丙辰。遣使七道。始定田租法。町十五束及點役丁。

清和天皇納租法を改めて、段別に一束五把、雜色田に五把を增加せられしことあり。束・段・町に就て詳述する左に。

【一町】丁男一人を養ふべき田の廣さなるべし、十段を一町とす。天正十八年以前は一段の廣さ今より大なりしかば、一町も從つて廣かりしなり。明治二十四年の度量衡法にて三千步と規定せり。天正十八年に定めて今も行ふ所なり。

【一段】草書に書きたるより訛りて一反と書く。田の廣さを計る名目にして、長さ三十步、廣さ十二步即ち三百六十步を用ひたり。猶其の以前は高麗尺を用ひたれば、二百五十步を以て段としたれど、大化の制と其の地積は異ることなし。天正に至つて地積減ぜられたなり。大寶の制には一段の穫稻は五十束、即ち數五石なり、之を米に舂きて半減即ち二石五斗となる。後文祿三年一步の廣さを減ぜしかば、穀三十一束二把三分の收穫となり、寬永にまた一步の積を再び減じ、穀二十七束一把五分三厘となる。

【一束】元一代の田より稻一束を收穫するの標準にして、令義解に據るに、古昔三百六十步一段（即五十代）に付稻五十束を收穫す束は十把なり、把は四乘なり、乘とは片手にて稻稈を握りなる大さなり。一束の穫稻之を穀にして一斗（今の八升）米に舂きて五升（今の四升）を得べし。內租禾一束五把、地子禾十束を出す、是上古の法なり。天正に至て一段の大さを減じたれば、一段より古の四十一束六把六分四厘を收穫する割合となれり。

職原抄。昔亦置府國。依恐于地廣而在邊要也。以信夫郡以南租稅。充國府之公廨。以苅田以北稻穀。充鎭守府之兵粮。
延喜式。陸奥國租稅。公廨凡八十萬三千七百十五束。而其十六萬二千五百十五束。爲鎭官料。復分相模國租稻。五萬四千三十七束
爲鎭守府公廨。蓋國中公廨不足盡給。而取之他州以爲鎭官料矣。

第二項　庸

庸は徭役にして、大化新政の賦課の一なり。古制を案ずるに凡そ正丁歲に役すること十日、若し庸を收むべきものは布二丈六尺、一日に二尺六寸留め。使ふ者三十日に滿れば租・調共に免除し、役日少き者は現役の日を計算して折免し正役通じて四十日を超過するを得ず、次丁の二人は正丁の一人に該當す。正丁は二十一才より六十才迄、次丁は六十才以上の者、又は疾病あるもの、老殘の類なり。

文武天皇慶雲三年二月令して、歲役の庸を減輕して庸布を一丈三尺と爲し、後ち元明天皇和銅六年十二月調庸の制を改めて、錢を以て換算するに至れり、後世祿高何貫の稱號蓋し爰に胚胎す。

續日本紀卷三。慶雲三年二月庚寅。制七條事。准令。正丁歲役收庸布二丈六尺。當欲輕歲役之庸。息人民之乏。並宜減半。其太宰所部皆免收庸。若公作之役不足僱力者。商量作安穩條例永爲法式(其五)。

同　書卷六。和銅六年十二月辛丑。制。諸國所送調庸等物。以錢換。宜以錢五文准布一常。

第三項　調

調は調役にして、布帛の調と夫役なり。是れ復大化新政に制定せられたる一種の賦課なり。古制に。夫役の償ひとして正丁一人より、其土地の情態に從ひ、定規の布帛又は他の物質を官廳に納めしむを調と云ふ。民部省主計寮の所轄に して、調貢の品質、時代により國土により品質一ならず。假令へば、陸奥國の調貢物に就ても、皇紀一四一〇年時代は

黃金なりしも、皇紀一四三九年時代は布を調貢とし、又利府の菅席も亦調貢品の一に指定せられたるの類之れなり。

續日本紀卷三。慶雲三年正月勅。收貯大藏。諸國調者。令諸司每色檢校相知。又收貯民部。諸國庸中輕物、絁絲綿等類。自今以後。收於大藏。而支度年料。分充民部也。

同　書卷三十五。寶龜十年九月癸巳。勅陸奥出羽等國。用常陸調絁。相模庸綿。陸奥稅布。充渤海鐵利等祿。

日本地理志料。宮城郡條。天平勝寶二年紀。陸奥調庸。多賀以北諸郡に黃金を輸さしむ、其法正丁四人一兩、以南諸郡菅により布を輸す。

利府池に菅を生ず。古。席をあみ庸貢に供す、古歌十府菅席是なり。

庸又は調の課役を忌避して奴となり、或は僧徒となるものあり。或は重きを負ひ遠きを致して、路頭に彷徨し、徭使に身を賣り、鄕里に歸還すること能はず、四方に流離し、爲めに正丁に異同を及ぼし、庸調の課稅に影響する多夥なるを以て、嚴に制裁を設けたりしことあり。行旅の難は終に金銀貨幣制度に據りて緩和せられたり。往古の情態を回想するの資とせん。

續日本紀卷七。養老元年五月丙辰。詔曰。率土百姓。浮浪四方。規避課役。途仕王臣。或望資人。或求得度。王臣不經本屬。私自駈使。暢諸國郡。遂成其志。因玆。流宕天下。不歸鄕里。若有斯輩。輒私容止者。與狀科罪。並如律令。又依令僧尼。取年十六已下。不輪庸調者。聽爲童子。而非經國郡。不得輒取。又小丁已上不須聽之。辛酉。以大計帳。四季帳。六年見丁帳。青苗簿。輪租帳等式。須下於七道諸國。

續日本紀。寶龜十年。調庸發期。具著令條。比來寬縱。多不依限。苟事延引。妄作逗留。途使隔月移年交。闕祭祀之供。自奉亘夏。既支度之用。自今以後。更有違犯者。主典已下。所司科決。判官以上。錄名奏聞。不得曲爲顏面。容其怠慢。

第二節　藩制の租法

第一項　貢米

年貢は租稅の稱號なり、穀納を本則とす、然れども金納若くは金穀折半して貢納することあり、故に金銘●穀銘の制あり。又藩廳の直轄に屬する地所の貢米を、御藏入といひ、地頭の所領に屬する地所の貢米を、御給人前と云ふ。

【四公六民】　盛十五の田地一段歩より收穫の籾三石とす、內一斗は一段歩に對する種籾、七升五合は一段歩に要する人夫三十人掛り、一人付籾二合五勺の扶持料、四斗二升五合は肥料及び農具の使用料、籾計六斗は諸入費とす。殘籾二石二斗を五分摺にして、玄米一石二斗を得る、之れを折半して六斗を貢米と爲す、換言すれば、一段歩より籾の收穫三石なり、五分摺りの玄米一石五斗、其の內六斗を年貢米とし、九斗の殘米は勞農者の所得となる、之れを稱して四公六民と云ふ。然れども後世種穀●食料●農具●肥料等の差別なきに至り、五公五民となる。

【石盛實例】　三百坪を田地の一段とす、是より牧穫する米高を「盛」と云ひ、復斗代とも云ふ。例へば一坪より刈取る稻穗より籾一升を得れば、三百坪より籾の收穫三石なり、五分摺又は五合挽にして、玄米一石五斗を得る、是を稱して十五の盛と云ふ。十五の盛は上田に就ての石盛なり、中田下田共に格位二つ劣りを例とす、又上畑は中田の位に同等し、下々田及び下々畑皆之れに準ず、實例を擧ぐ左の如し。

田　一段歩。盛十五、上田米一石五斗。盛十三、中田米一石三斗。盛十一、下田米一石一斗。盛九ツ、下々田　九斗。

畑　一段歩。盛十三、上畑米一石三斗。盛十一、中畑米一石一斗。盛九ツ、下畑米　九斗。盛七ツ、下下畑米七斗。

【銘高查定法】　土地の肥瘠によりて等差あり、殊に金銘にありては米價の高低により一定し難し、又藩廳に貢入する御藏入と、地頭に献入する御給所により差異あり。

御藏入。田一段歩九切五分より、金粉五分八厘銘。畑一段歩十二切より一切五分銘。

御給所。田一段歩五切より一切五分銘。畑一段歩七切より三切銘。

又明治三年永銘を改廢し、五等級とし、金銘●石銘左の如く定められたり。

拾二切銘。　八切銘。　七切銘。　五切銘。　三切銘。

四石一斗銘。　三石七斗銘。三石二斗銘。二石八斗五升銘。二石。

天保四年銘高調查の手續を略述するに、秋季黃稻の期に、郡方村方、役人田畝に臨檢して步刈を爲すこと、今の三段步刈に異らす。之を稱して御立見又は御田積と云ふ。方一間の步刈を實檢し銘高に達せざれば年貢を割引す、之れを免引と云ふ、假令ば、一貫文の田地に就き、上毛●中毛●下毛●下々毛の四段に分區して步刈を行ひ籾の收穫を積算して計量を確かめ是より種籾及び食料を控除し、其の殘石を六合挽(元は五合挽)とし玄米の數量に換算し、その收穫既定の石銘に達せざれば減免するの制度なり。

【五段等位】　中古莊園熾んに起りて古制漸く弛み、布絁の尺度は反匹に變し、稻束の公稱は廢れて斗石となり、石代の稱號起りて石盛の制度となる、鐳錢の工程各地に起りて錢倉の制令出でて、終に永錢壹貫文を以て標準基となる。是より貫高を公稱辭に轉用し、何百何十何貫何百何十何文と云ふ。

太閤秀吉檢地を行ふ、納米を改あて石代を採用し、其地の收穫により石盛を定む。全國の田高一千八百二十七万四百七十七石一斗五升と云ふ。天正記、一千八百三十九万九十四石と載す。その收租の率を斗代と云ふ、租額に四公六民●五公五民●六公四民の差あり國土一ならず。德川●毛利●島津●伊達等の大藩にありては、七十二步を十代とし五十代を一段とし即ち三百六步の古制に依りて錄進せり、時人之を差出高と云ふ。

德川幕政の初期田制を布く、伊達政宗領土を丈量するに方り、酒井左衛門より石高の增加ありしなるべし、內檢地を

遂げしむべきの密使あり乃ち段は五六法，三百六十歩を一段とし，これを六六法と云ふ。太閤の檢地は六尺三寸を一歩とす，此時歩を改めて六尺上分の棹を用ふ。田は段に一石五斗の收穫となし，遞減して九斗に止む。畑は米に代へて算出し七斗を上とし一斗を下とす。其租四公六民なり。納租に米納金納の制あり，又田植に法式を定め，見取實檢の法を嚴にし又囚獄には吏を派遣してその租を減免する等，諸藩の租賦一定ならず，去れど大率ね田租を歲計の基根と爲し，次ぐに徭役●納物等の雜制ありて賦役を果たさしめたるは，租庸調の遺制たるが如し。

領内の田畑を五等に分級し，上々田●上田●中田●下田●下々田とし，茶畑に限り田の上々に位し，而し又五等に分級せり。故に畑の最高は上畑にして，中畑●下畑●下々畑の四階段なりしも茶畑を加ふるときは畑も亦五等なり。五段等位の標準を，一段歩に對し永代に換算すれば。

上々田代百七十文。上田代百五十文。中田代百三十文。下田代百十文。

上畑代六十文。中畑代四十文。下畑代二十文。下々畑代十文。

又五段等位の標準を，一貫に對し段別に換算すれば。

上々田五段八畝廿五歩。上田六段六畝廿歩。中田七段七畝歩。下田九段九畝一歩。下下田一町二段五歩。

上畑一町六段六畝廿歩。中畑二町五段歩。下畑五町。下々畑十町歩。

上々茶畑代五百文。上茶畑代四百五十文。中茶畑代四百文。下茶畑代三百文。下々茶畑代二百文。

五段等位の最高貢米一貫文に對し，上々田五反八畝廿五歩所有者の貢米高六石二斗五升，又下々田一町二段五畝歩所有者の貢米高六石二斗五升にして面積の多寡に貢米に大小差なし。土地の肥瘠等に據差等ありと知るべし。又一段歩に對し，上々田の所有者の貢米一石一斗八升，下々田所有者の貢米五斗なり。又「貫文」に就いて略述すれば。

一貫文。錢一千文なり。十貫文を金一兩とす。領地の一貫は，鎌倉の頃の稱にして，租稅を永樂錢に引直し，錢若干

文に當るべき米を收入する田地を云へるなり。豐臣氏の時之を石高に引直すに當り，一貫が二石となりし地あり五石になりし地あり樣々なり。貫高は蓋し當時米相場の高き地と，米相場の安き地とに由りて此の差ありしならん。赤城翁の餘錄に，古制知行割百貫千貫といふ。今に奧州などには此制殘りたり。田一坪に苗一把植えて，百坪に百把植うるを百目と云ふ，千坪を一貫といふ。大抵十貫は百石百貫は千石に當る。上中下田によりて一定せず。知行百石は凡百石也，米四十石又三十五石あるによりて，四ッ物成三ッ五分なゝゝなるなり。

第二項　夫役

藩制時代の夫役制度は古制を折衷參酌して施行したるが如し，藩制一貫文の高は，上々田乃至下々田の五段等級を本均すれば，約八段五畝に當れり。一貫文に對する夫役を二十人と定む，古制の所謂る正丁歲十日たり。たゞ「遣捨」と稱する加役は古制に比し稍重稅の課役なるべし。課役の制令屢改竄反覆し，或は人を役し或は代錢を徵し，又一半は人を役し一半は錢を課せしことあり。概要を摘記する下の如し。

【四色小役七色小役】詰夫●夫馬●垣結●入草を四色小役と云ひ，糠●藁●一錢懸の三種を加へて七色小役と云ふ。共に正人夫を使役せしめず，概ね代金に換算して徵收するの規程なり。此の制度の具體的に完備したるは，貞享三年（距昭和二年二四二年）一貫文の高に對し今代（永代にあらず）七百五十文を徵收せしに，百三十四年後文政三年一貫文の高に對し，四色小役今代九百五十文，三色小役今代二百文，合せて一貫百五十文に增加せり。

稅課法口授。貞享年中見込割，田方皆金小役今代七百文皆米三斗七升。畑方皆金今代六百文。其內譯御定檢藁代三十文。垣結三十七文。馬八十文三口合本代（永代）百四十七文。此今代七百三十五文の代に，七百五十文とありて，十五文の過なれども，元來此三役共に，地損倒目の外は引高よりも，殘上納よりも取立る故，御物成極帳十ヶ年平均を以て考へ，十五文の過を見込みし由。畑代も夫馬●垣結も二口本代百十七文，此今代五百八十五文を六百文とす，其譯田代見込に同じ。右の外詰人夫，入草代は何百文大豆と

有之、高へ見込置し由に付、皆金皆米の田畑は、右兩樣百姓用捨になる理合なり。

文政三年記錄。四色小役。高一貫文に付本代百九十文、直金粉五分五厘九毛。内諸夫本代六十四文。此今代三百二十文、直金粉一分八厘八毛、入草本代九文、此今代四百文、直金粉三厘五毛、摂結本代三十七文、此今代百八十五文、直金粉一厘九毛、糠藁本代三十文、此今代百五十文、直金粉八厘八毛、内糠本代二十文、此今代百文、金粉五厘九毛、藁本代十文、此今代五十文、金粉二厘九毛、一錢懸本代十文、此今代五十文、金粉二厘九毛。

【小役人足】二種に分區し、藩主の直轄に屬する御藏入高より出役する人夫を、御藏入小役と云ひ、藩士の地行地即ち地頭に屬する給人前より出役する人夫を、給人小役と云ふ。共に賦課の方法又は出役人夫に增減の差異なし、然れども出役に前後の差異あり、給人小役を前にして、御藏入小役を後にするの制あり、前後の區別を制定したる理由は、小役人足にして若し使ひ殘りある場合には、代金に換算して取立徵收するの規程なり、故に給人前より取立徵收するよりも、御藏入小役人足の分をば成るべく使ひ殘して、代金に換算して徵收するの便益あるが爲めなり。

文政三年三月定書。人足高一貫文に付十人、此本代百文、此今代五百文、直金粉二分九厘四毛、但本代一貫文に付二切九分四厘一毛づゝ、今代不相立並しは銘方同樣に取扱申候事。

小役人足十人の外に水下人足六人、御雇人足四人、合計二十人は、一貫文高に附帶する現役の出役人夫なり。又二季償代と稱し、五百四十文。又百貫夫と稱し、課役六百文、此等を總合すれば持高一貫文に付、二貫二百九十三文の出役課稅なり。復た之れに加ふるに八百屋代●犬扶持等の課役あり、一ヶ年を通じて二切半位（一步に付一貫七百文の相場なれば凡四貫二百五十文）にして、大凡そ一貫文の高即ち約八段五畝步內外に附帶せる、正租（貢米）外の負擔なりとす。去れど除外の例あり、即ち根白石の百姓持高十一貫百九十二文の所有者八人に對しては、「門松」上納のため免除せらる、名けて門松百姓と云ふ、其他藥師堂祭禮の鏑馬に的板上納者にも亦特免せられたり。門松に關して左の舊記あり、左に。

根白石村御門松納甲候者共御訴訟之事（根白石村鷲尾榮吉藏）

一、御門板四十二門、五かい□□□□□□□の葉ちかや共に。
一、新柱八十四本、長一丈一尺□□□□□
一、御年重御門松五門五かい。
一、鬼うち木三十枚。

右之通木數合大小四百七十本、年々極月二十七日に納申候、爲御祝儀金子壹分弁七切、御年重御座候得者金子一切被下置候。右之御祝儀被召上候而も、御郡役諸役御免被成下候樣に申上度御事。

一、御門松に添申竹指上申候者にも、御郡役御引被下候其外藥師堂御的板指上申候者共、同所御的矢上げ申候者にも、御郡役諸役御引被下候間、拙者共にも御郡役諸役共御免被成度候、段々御目付樣御屋敷方々御門松大分被仰付、其上御家御繁昌之御祝儀之御事に御座候間、拙者共持高拾壹貫百九十二文也之御諸役、御免被成下候樣被仰上可被下候。以上。

寛文拾年六月五日

組頭　次右衛門　同　市郎左衛門　三四郎
十左衛門　卯左衛門　太兵衛
權右衛門　善左衛門

朴澤九左衛門樣　松岡市右衛門樣

前書之通每年御吉例を以、御門松拙者に被仰付、私手前ゟ右八人御百姓申相定申付候處に、爲御祝儀從御先代壹分弁七切被下置候趣に而指上、爲感光之に御座候間、御郡役諸役御免被成下度旨御訴訟申上候所に、今十三日外記殿志摩殿和田織部殿田村圖書殿御見付衆被相加御吟味之上、御郡役御諸役御免被成下候。並鬼討木取申候枝木うら木之分は如跡々之被下置、御郡役諸役御郡方に而相除申御書付被指出可被下候。以上。

寛文十年十一月十七日

織部殿

朴澤九右衛門

右書付之通御吉例之御門松差上候、國分根白石村御百性八人之持高拾壹貫百九十二文之所、御郡役諸役當年ゟ毎年相除、鬼討木取候枝木うら木等は、如前々之相渡勿論兼而被下候金子七切は、當年ゟ召上候樣に首尾可被申候。右訴訟之品御手前被申達、右金子に引合諸役御免被成下候而も少分之義に有之段　申聞候付、願之通相濟候間、如此候。以上。

年　同　同　月　　圖　書　織　部

郡山七左衛門殿

右之通手前留牒に付置、國分御代官須田平左衛門佐藤六左衛門並大肝煎杢之助にも申渡候間、松岡彌市右衛門、被仰傳、無本紙御手前に可被指置候。右八人之者共地形へも用申事に候條一村用水下水人足者可相出候、其段可被仰付候。以上。

同年同廿七日　　郡山七左衛門

朴澤九左衛門殿

右之通書上仕候間、宜御首尾可被成下候。以上

寛保二年十月十六日

御門松上組頭　次右衛門

同　市郎右衛門

假肝入

清右衛門殿

第三項　雜　稅

貢米夫役の制度前述の如し、而して營業により課稅に等差あり、即ち上役・中役・下役・本役・半役に種別す。又稅額不同のものあり、一ヶ年を一期とし入札受負するを以てなり。

【上役中役下役】大工・船大工・鍛冶・針金鍛冶・餝師銀細工・灰燒・屑屋根葺・研師・喜勢留張・山立獵師・藍・塗師。

【本役半役】木挽大鋸共・鑄物師・炭燒・莫蓙疊表織・木地挽・曲物師・桶結小細工共・紙漉・刺物大工・仕立師・佛師・染師形付・柄卷師・絹機織・上繪書・切付師・表具師屏風張・壁塗・石工・木羽屋根葺・傘張・菅疊織・綿打・提灯張・筆結・笠縫・白打土摺白共・地合羽・竹細工・下駄足駄刺・附木突・神子山伏いたか共・瀨戸燒・瓦燒。

【上判四切中判二切下判一切】鳥打判菱喰一羽今代五百文、雁三百五十文、鴨百五十文、雉七十五文。駒口御役、上馬・小荷駄賃金一切上代三十文。清酒百五十石造四十貫文、百五十石以上十石四貫文、新酒十五石四貫文、女郎花五十石金七切八分四厘三毛室師百二十石四貫文。梅木役十本に付二十文。八百屋代御雇高十貫文に付二十九文。川役鮭一本百五十文、鱒一本七十五文。船水上役(刈子船・小傳馬船・笹葉船・小晒船・小船・茶船・犬刈子船・四枚船・小四枚船・五太木百石以下釣漁船・天當船・鱠船・高瀨)

【稅額不同】卸日肴代・鹿討役並熊膽代共・野手役並山手役共・鮭鱒鮎川役・地引網小魚漁共・川役・梁役・磯役・沼役・川瀨・小川役・堤漁役・魚討役・鮪立網・鮭鱒卷持・鬼首清酒役・鮭流網。

【鷄毛馬尾】鷄毛一ヶ年一回、馬尾二ヶ年一回の上納なり。

總て郡奉行の掌司にして藩庫に納入す。但し地頭所領の町塲にありては、問屋を經るの例あり、手數料として百分の五を支給す、之れを五分掛と云ふ。此の種の課稅は宛も、古制の所謂る庸調に暗合するが如し。

第三節　維新の課稅

第一項　課稅改革

維新の始め、因襲の久しき大庄屋又は大肝入の稱號を廢して郡長若くは租稅司管事に改め、專ら徵稅改革の任に當らしむ。明治五年四月五日宮城郡長武田齊治は、本郡内村長に左記の布告書を頒布し、稅制に關する改革の條項を示す。

布告。陸前國宮城・名取・黑川・加美・志田五郡村々收稅法ゟ之儀、元仙臺縣管轄中舊藩別に仍而施行候處、自今左之通釐正いたし候事。(永野榮助藏)

一、四色小役糠藁今錢掛金等、自今廢止候事。

一、正租米豆壹石に付、口三升つゝ取立候事。
附。從前田方半石半代、畑方皆一銘大豆之分、壹石に付口欠七升つゝ取立來候分、已來廢止候事。
一、正稅（畑代方並茶畑永額）雜稅共、永壹貫に付口永三十文つゝ取立候事。
附。從前畑代等及茶畑貢永之內、口欠丈ヶ已來廢止候事。
一、貢米壹俵、已來四斗入、合米壹升差加四斗壹升入にて可相納候事。
一、貢米壹俵に付、欠米壹升宛相添可相納候事。
附。合米東京淺草御藏納之節、四斗入壹俵に付壹升之定に付、數日經或は船中等にて、自然減も相立莫大之入費も相懸可申、且壹升未滿にて刎捨相成候而は、手數のみならず可相成筈に付、元河岸積港におゐて、差米目コボレを見込、俵拵之節村々心得を以、壹升程爲差足可申事。
一、何百文米と唱、田方金納之分、自今前同斷之事。
一、素年貢と唱、田方金納之分、自今前同斷之事。
附。從來領主地頭へ對し、由緒勳功等有之、徭役蠲除相成來候處、已來廢止候事。
一、田代方、金銘を石銘に換、金納に仕來之分、已來正米納たるべく事。
附。正米納之儀者、難澁之向は願上、石代納に聞屆候事。
一、貢大豆石納仕來之義、本月十日中旬最寄市町、上大豆平均直段を以、石代上納可致事。
一、貢米之儀、從前各所藏場に於て、官員出張受今後は更け痛鼠喰乱俵等にて、欠石相立候共官損相成候處、已來東京淺草御藏納不相濟候而は、凡而村々にて辨米致べく事。
右之通更正候條、小前末々に至るまで、無遺漏叮嚀可告置候也。

壬申三月　　宮城縣

宮城郡國分郡長

右寫之通御布告相城候間、小前末々まで無遺漏可告示候也

壬申四月五日

村長　衆中

郡長　武田齊治

莫幾して、同年貢米穀納の法を廢止し、同六年石高の稱號を段畝に改め、六尺三寸の舊法を適用せしも、同八年六尺一間に改め、時人稱して尺度直しと云ふ。貢米調査の例證は、美濃紙判（丈一尺二寸四歩）附目の裏に「宮城縣」と刻せる長方形の朱印を附し、又宮城參事の捺印六分の丸印に、「時亮」の二字を小篆に刻するものを捺印して、徵稅令書とせり根白石村鷲尾氏所藏の文書を掲ぐ左の如し。

當明治六年地租上納割賦

陸前國宮城郡國分　根白石村

檢見　一反別百九十二町壹畝十三歩。
此譯　田反別百二十一町九段六畝七歩。
內　反別壹畝貳歩
反別三町八反三畝拾九歩　年々引
外　反別四町貳反五畝拾七歩、當酉起返本免入。此貢米拾八石六斗八升三合　連々引
反別九反九畝拾八歩　荒地年季引
外　反別壹町九反五畝拾七歩、當酉起返本免入。此貢米八石五斗八升五分
小計反別　四町八反四畝九歩
殘反別　百拾七町臺反壹畝廿八歩、此貢米五百拾四石七斗三升九合
內　米三拾五石六斗壹升六合　去申增
內　米貳拾七石貳斗六升八合起返本免入增。米八石三斗四升八合　檢見增
畑反別　七拾町五畝六歩、內　反別貳反三畝廿壹歩　年々引

外反別　四反八畝八歩、當酉起返本免入。此貢大豆貳斗壹升貳合

反　別　貳拾貳町五反三畝九歩　　連々別

外反別　七町貳反壹畝八歩、當酉起返免下。此貢大豆壹石九斗六升五合

反　別　壹町六反貳畝廿三歩一　　荒地年季引

外反別　壹町壹反七畝拾四歩、當酉起返免下。此貢大豆貳斗壹升三合

小計反別　貳拾四町三反九畝廿三歩

殘反別　四拾五町六反五畝拾三歩、此貢大豆三拾壹石六斗壹升貳合

內　大豆貳石六斗貳合　增

內　大豆貳斗壹升二合、起返本免入增。大豆貳石壹斗七升八合、起返增。大豆貳斗壹升貳合、分一金大豆直增。

外　金拾八錢六厘貳毛、分一金大豆直減、差引大豆貳石六斗貳合、去申增

一　大繩反別七反六歩、明治六年新規

此譯　田反別貳反四畝二十七歩、此貢米壹石九升四合、畑反別四反五畝九歩、此貢大豆三斗五升八合

一　金拾八錢八厘　申より戌迄三ヶ年季、瓦燒土取場稅

城縣稅課

米五百拾五石八斗三升三合

納合大豆三拾壹石九斗七升

一金拾八錢八厘

右者明治六年地租書面之通候條百姓立會無甲乙割賦致決算兼而及布達候期限通訖度上納可致者也

明治六年十一月

宮城縣參事　宮城時亮

右村　戶長　副戶長

百姓代　總百姓

第二項　課目

明治六年地租を改正して、公定地價金の百分の三とす。上米一石に付金貳圓七拾五錢六厘參毛貳糸、大豆一石に付金貳圓拾六錢四厘五毛五糸を地價の標準とせられたり。當時に於ける本郡の稅地段別及び納稅種目並に納額左の如し。

宮城郡地誌。稅地。田六千七百二十二町七反三畝二十三歩。畑二千七百二十一町九反九畝十四歩、宅地千五百五十四町八反八畝二十三歩、鹽田九町二反四畝二十九歩、製鹽場八反五畝一歩、溫泉二畝四歩、總計一萬千十町七反四畝四歩。

貢租。國稅、金八万八千二百三圓九十四錢六厘。地租、金七万七百八圓四十四錢三厘。家祿稅、金二千五百二十圓八十一錢六厘。酒類稅金、九千五百二十七圓五十三錢四厘。酒類受賣營業稅、金八百五十三圓七十五錢。車稅、金千六圓四十錢。證券印紙稅、金千五百八十四圓二錢九厘。牛馬賣買免許鑑札稅、金百一圓六十五錢。銃獵稅、金二百十六圓。煙草稅、金六百八十二圓三十四錢。舟稅、金貳百五十八圓六十五錢。蠶種稅、金二百四十一圓二十錢。生糸賣買鑑札料、金十圓五十錢。官祿稅、金二百六十一圓二十五錢。□□代、金百二十二圓四十錢。縣稅、金九百三十二圓九十八錢二厘。濁酒營業稅、賦金四千八百四十一圓十錢。藝妓稅、金四百三十五圓五十錢。娼妓稅、金二千八百六十圓八十錢。貸座敷營業稅、金千三百七十九圓。諸興行物稅、金百六十五圓八十錢。

總計總金　九万三千五百七十八圓三錢。

上記の納稅課目は、町村制實施前の町村部落に記入せしも、施行後即ち現在の町村に編入し、納金額の變換及び負擔額の輕重を考査するの資とせん。

町村名	舊村名	地租	牛馬稅	銃獵	印紙	家祿	烟草	酒類	縣稅	車稅	濁酒	藝妓	娼妓	船稅	興行稅
原町	南目	二、六四九、二九三	二、〇〇〇	—	二四、五〇〇	六、八一七	—	五四二、二二四	九、五四四	一〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二一、〇〇〇	二九、〇〇〇	—	—
	苦竹	二、一七八、九九八	三、〇〇〇	二、〇〇〇	三八、二八四	一一、〇八九	—	一〇二、三四二	九、五四四	一九、〇〇〇	一〇、五〇〇	—	—	—	—
	小田原	一、四八三、七九〇	—	—	—	一六、四一〇	—	二五、〇〇〇	—	八、〇〇〇	—	—	—	—	—

| 町村 | 松島村 | 岩切村 | 利府村 | 鹽竈町 | 大澤村 | 七北田村 | 根白石

| 多賀城村 | 高砂村 | | |

第四節　稅　目

第一項　國　稅

明治七年田畑宅地の檢地を執行し、同九年山林原野の檢地に着手し後ち同十九年大藏省令に基き、地押の地圖を作製し同二十一年に至りて、遺漏若くは誤謬等を訂正更補し、土地臺帳及び名寄帳等の完了を告げたり。同三十二年地價の千分八を增徵し、同三十六年之を本稅率と爲し、百分の二三二に改め、同三十七年舊に復して百分の二ケ半と爲し、更に非常狀特別稅として宅地二百分三五を加へ百分の六、其他の地所は百分の一八を增加して、合計百分四三とす。同三十八年宅地百分の五五を加へて百分の八と爲し、其他百分の三を加へて百分の五五に改む。同四十二年田畑の地租率を百分の四七とし、宅地の地價を修正して稅率を百分に改む。大正四年非常特別稅を全廢し、宅地を百分二五、田畑を百分四七、雜地を百分の五五となせり。

國稅を分類して二種とす。一は直接國稅にして、一は間接國稅なり。直接國稅に屬するもの、地租並に所得稅法第三條第一項第二種の所得中、無記名債券の所得に係る所得稅を除くの外の所得稅及び、營業稅・鑛業稅・砂鑛區稅・賣藥營業稅・取引所營業稅にして、略稱して直稅と云ひ、又間接國稅に屬するもの、主に釀造業に課するの國稅なり、詳述すれば、酒造稅は免許料と稱し、初め一釀造每に一種金拾圓、外賣上高の一割を徵收せり、後ち酒造免許料と稱し、幾種を釀造するも、一釀造所金參拾圓とし、造石稅一石に金貳圓となり七圓となり拾貳圓、拾五圓となり、日淸戰役に際し特別稅を課して拾七圓に達せり。同二十九年免許稅の誤目を改めて、造石稅と爲し一石貳拾圓の賦課額より、大正九年七月淸酒一石參拾參圓に增額せり。燒酎は酒精分三十度以下は一石參拾參圓、三十度を膨る每に各々差あり。醬油諸味、始め一石貳圓なりしに、明治三十九年三月諸味一石壹圓七拾五錢、留製成一石壹圓六拾五錢となる。總て此の種の課稅を略稱して間稅と云ふ。

【所得稅】　明治二十年勅令第五號を以て、所得金參百圓以上に賦課するは所得稅法の始めなり、同三十二年二月十日の改正を經て、同三十七年非常特別稅を賦課して十三割を增徵し、遂に同四十三年度以降は之を定率とせられたり。大正二年四月賦課法を改正し、第一種・第二種・第三種に分區し、第三種の所得額四百圓に滿たざれば本稅を課せず、同九年七月三十一日法第十一號の改正に、八百圓未滿に本稅を課せず且つ年齡十八歲未滿の者、又は六十歲以上若くは不具廢疾の者に限り、所得額金壹千圓以下なるときは、一人に付百圓、貳千圓以上なるときは七拾圓、參千圓以下なるときは五拾圓を控除す、又山林より生ずる所得は、特に前年の總收入金額より、必要なる經費の支出高を控除したる金額を算出することゝ制定せられたり。

【營業稅】　明治二十九年法第三三號の發布により、物品販賣業者にして、一ケ年貸付金額五百圓以上の者に賦課せられしに始り、同三十七年非常特別稅納額の十割を增徵せられ、後ち大正二年及び三年三月の改正は即ち現行法なり。

上記の直接國稅に屬する、本郡內各町村に於ける分擔額を表示する左に。

國稅　大正十年度

町村名	地租	營業稅	所得稅	鑛業稅	其他	計	一戶當
	円	円	円	円	円	円	厘
原町	一〇、六四二	一、四五七	四、四三七	壹	三四、九〇〇	五二、五二	三九・一四〇
鹽竈町	三、五三三	三四〇三五	四九、二四九	二〇七	二六、四〇五	二〇三、四九九	八二・七三〇
廣瀨村	三、四八六	二四九	一四〇	二一〇	二三五	四、三〇〇	七・九二〇

當時に於ける賦課の種目上記の如し、地租割を田畑分限割と云ひ、營業稅（商業工業）雜種稅（料理屋・芝居茶屋・飲

第二項　縣稅

明治十五年度地方稅の總額四拾九萬貳千五拾壹圓九拾壹錢にして、前年度に比し增加すること、七萬六百貳拾參圓六拾壹錢四厘なりとす。而して本郡の負擔額を詳記する左表の如し。

科目	十四年度	十五年度	前年比較
地租割	二七、〇二五、六七	二九、四一二、四八	增 二、六八六、八一
營業稅	三、六八〇、三五	三、六六、三一	減 一、三四
雜種稅	三、三四、九二〇	三、四五、六三	增 一、三四、六四三
戶數割	八、三六、三四	八、五六、二六	增 一、三四、六四三
總計	四〇、四六、二六	四一、九二、一一	增 一、四八、六二
寄附金	三、三一、二六	四、一三、一一	增 一、四八、六二
國庫下渡金	三、一三、一一	三、一三、一一	減 一、三四
戶數割	八、三六、三四	八、五六、二六	增 一、三四、六四三
雜收入	三、三四、九二〇	三、四五、六三	增 一、三四、六四三
營業稅	三、六八〇、三五	三、六六、三一	減 一、三四
地租割	二七、〇二五、六七	二九、四一二、四八	增 二、六八六、八一

同十一年七月布告第一七號郡區町村編制法を發布し、續いて地方稅規則を發布す、地方稅は今の所謂る縣稅なり。翌十二年三月始めて宮城縣會を開き、地租割・營業稅・戶數割・雜收入・國庫下渡金・寄附金の科目を目安に、地方稅を議決したるは、現代の縣稅なり。左に明治十四年同十五年兩度を併記し、地方稅科目及び金額を表記す。

萬參千七百七拾參圓は、戶數と農家の分限に折半分課せり、警察費も亦此の例に倣ひたり。

備考	合計	寄國庫下渡金	雜戶數割	雜營地租割	科目
其他ハ酒造稅、鑛油稅、賣藥營業稅、相續稅、通行稅、駄時利得稅ナリ	四、八八〇	三、三一、二六	八、三六、三四	二七、〇二五、六七	十四年度
	四、一三	四、一三、一一	八、五六、二六	二九、四一二、四八	十五年度
	九九	三、一三、一一	三、四五、六三	三、六六、三一	增減
	一、一三七	一、一三、一一	一、三四、六四三	二、六八六、八一	增減

食店・湯屋・理髪人・雇人受宿・遊藝稼人・相撲・俳優・藝妓・市場・與行・遊技場・船・車・水車・乘馬・屠牛・漁業・採藻）の二種を職業分限割と云ふ。爾來稅則の改正屢ば行はる、同三十年營業稅附加稅、同三十二年所得稅附加稅等を追加し、現行の地租割・營業稅（商業・工業）雜種稅・戶數割・營業稅附加稅・鑛業稅附加稅・砂鑛區稅附加稅・賣藥營業稅附加稅・取引所營業稅附加稅の課目等なりとす。

大正十年上記の課目に割賦せる縣稅の額、金參百六拾萬千五百九拾貳圓を算出す、之れを四十年前の地方稅額即ち上記の表示に比すれば、實に參百拾萬九千五百四拾壹圓餘の增加なり。更らに郡內町村に於ける大正十年度の負擔額を詳記する左の如し。

町村名	地租割	營業稅附加稅	雜種稅附加稅	戶數割	營業稅附加稅	鑛業稅附加稅	所得稅附加稅	賣藥營業稅附加稅	計	一戶當
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	厘
原町	二三、七三三	五四四	七、〇一〇	六、六〇二	七一〇	一	三、四七〇	四	二八、九二五	二、九二〇
鹽竈町	三、六七三	三、九三五		二、二三八	一、五	一	八	一	三、八六〇	三、八六〇
廣瀨村	四、五一六	三五一		一、七九七	一五六	一	一	一	九、四八三	七、八九〇
大澤村	六、六〇九	二〇八		二、八九三	七四	六	六七	一	一〇、九二九	二、二〇〇
根白石村	一二、五六	四六三		三、三五五	一五四	二	五七	一	一八、二四七	六、〇四〇
七北田村	三、七三	四五八		三、五九七	一六	一	二〇三	一	二一、〇九七	二、六二〇
七郷村	三五、〇〇六	三五六		六、〇四一	二〇三	一	四四三	一	三八、七八五	三、三八〇
高砂村	三三、三四六	五三四		六、七九四	二五三	一	四九一	一	三六、一四	三、七四〇
七ヶ濱村	四、二九一	四五四		二、八九一	一七	一	二	一	三、八一	三、九一〇
多賀城村	一七、八三四	二九二		二、九〇七	二一	一	六	一	二五、六九八	三、二二〇
岩切村	二、五九〇	三六八		二、八一四	一七八	一	一六〇	一	二九、〇一〇	二九〇

第三項　町村稅

町村制施行以前に在りては、協議費又は村費と稱す。明治十二年始めて村會を開く。村費の稱此れより起る、村費の項目を示して、小學校維持金・村內堤防橋梁樋管水門等に屬する經費・堰守給料・火難豫防費・人力指揮方雇給料・村費に係る事務取扱費・祭典費・會議費・準備金を支出の科目とす。而して更に夫役の制を定む、小學校道路掃除其他人足・村內堤防道路橋梁樋管水門堰修繕人足・村內溝渠浚疏人足・國道掃除及浚疏人足・準備人足此れなり、

明治二十七年四月郡制を施行し、大正十二年三月末日を限りて之を廢止す、其間三十年、郡會議決の支出額は擧げて町村稅より出づ、名けて郡費と云ふ、其額又鮮少にはあらざるべし。爰に郡費に屬する歲入歲出の一斑を揭ぐる左の如し。

郡の歲入出

歲入

町村	地租割	營業稅附加稅	雜種稅附加稅	戶數割	營業稅附加稅	鑛業稅附加稅	所得稅附加稅	賣藥營業稅附加稅	計	一戶當
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	厘
利府村	一四、〇一三	三五一	一、九六三	一、九三八	一四五	一	一、八七	一	二〇、五二三	二八〇四〇
松島村	一一、三五八	九八四	三、八七一	六、三八四	一、三二五	一	七五八	一	二四、六三八	一九、六〇〇
浦戸村	七〇三	二六	一、一〇三	一、三四一	六一	一	五一	一	三、四一四	三、三三〇
合計	一六〇、六九	九、三四五	六五、九九八	九、八四五	六九	六、四九七	六、四九七	五	三二七、〇七五	二四、三八〇
九年度	一六九、三九二	九、八四五	五八、八三九	一五、四三五	一〇〇	七、三五〇	一〇〇	六	三三八、一〇〇	五二、六〇〇
八年度	一三六、〇三七	六、八二九	四一、五八三	一四、三七九	八九	一〇、三九六	八九	七	二九七、三〇五	一九、九〇

臨時部														経常部											
費														費											
助補業勧						助補育教		業勧						其	都	還	業畜	水産							
林	農	都	水			青	教	畜	水	農	土	地	方	計	費		商	業							
業	業	農	産			年	育	産	産	業					取	拂	業	業							
補	補	會	業	計		團	會	業	業	改					扱		奨	奨							
助	助	補	補			補	補	奨	奨	良					費	計	勵	勵							
費	費	助	助			助	助	勵	勵								費	費							
		費	費			費	費	費	費	費					他										
															費										
二三〇	二三〇	四六〇〇	二三〇〇〇	二三〇〇〇	二三〇〇〇	四六〇〇	二三〇〇〇	二三〇	二三〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇
一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三九一	一〇七	一四三	一二五	一二五	一二五	一四三	一二五	一〇七	一〇七	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
繰														繰											
越														越											
金														金											
額														額											
二三〇	二三〇	四六〇〇	二三〇〇〇	二三〇〇〇	二三〇〇〇	四六〇〇	二三〇〇〇	二三〇	二三〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇
一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三九一	一〇七	一四三	一二五	一二五	一二五	一四三	一二五	一〇七	一〇七	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五

臨時部																										経常部											
合																										臨時部											
勧																										其	縣	繰									
林	農	都	神																							計											
業	業	會	社																								補	越										
奨	奨																																				
勵	勵																																				
費	費	費	費																																		
二三〇	二三〇	九四〇〇	四六〇〇	二三〇〇	二三〇〇	九四〇〇	四六〇〇	二三〇	二三〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇
一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三九一	一〇七	一四三	一二五	一二五	一二五	一四三	一二五	一〇七	一〇七	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五

七七根大阪鹽原町　北白石鄕田村村村村村町町町町町村

町村名	宅地地租	其他ノ地租	所得稅	營業稅	鑛產稅	鑛區稅	同採掘稅	資藥稅	營業稅	雜種稅	戶數割	反特別稅	一戶當稅額
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
大阪鹽原町	六六〇	三六〇	三六〇	四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
澤瀨龍村	六六〇	三六〇	三六〇	四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
村町町	六六〇	三六〇	三六〇	四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一

町村稅課率　大正十一年度

國稅一圓當り

町村名	地租	所得稅	營業稅	鑛產稅	鑛區稅	同採掘稅	資藥稅	營業稅	雜種稅	戶數割	反特別稅	一戶當稅額
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
大阪鹽原町	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
澤瀨龍村	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
村町町	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一

町村稅課率　大正十一年度

町村名	地租	所得稅	營業稅	鑛產稅	鑛區稅	同採掘稅	資藥稅	營業稅	雜種稅	戶數割	反特別稅	一戶當稅額
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
大阪鹽原町	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
澤瀨龍村	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
村町町	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一

滿松利岩多七高　六七八九十合

賀ノ夕砂

戶島所切堰濱

年年年年年年年年

度度度度度度計村村村村

町村名	地租	所得稅	營業稅	鑛產稅	鑛區稅	同採掘稅	資藥稅	營業稅	雜種稅	戶數割	反特別稅	一戶當稅額
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
滿松利岩多七高	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
賀ノ夕砂	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
戶島所切堰濱	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
年年年年年年年年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
度度度度度度計村村村村	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一

町村稅課率　大正十一年度

國稅一圓當り

町村名	地租	所得稅	營業稅	鑛產稅	鑛區稅	同採掘稅	資藥稅	營業稅	雜種稅	戶數割	反特別稅	一戶當稅額
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
滿松利岩多七高	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
賀ノ夕砂	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
戶島所切堰濱	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
年年年年年年年年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
度度度度度度計村村村村	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一

町村歲出

町村歲出決算額（二）其（一）參照

町村歲出【町】

町村名	歲出總額	總務費	土木費	衛生費	教育費	勸業費	警察費	救助費	其他
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
北田村	11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
高砂村	11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
七ツ森村	11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
船越村	11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
切通村	11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
岸根村	11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
利島村	11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
松島村	11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
神戸村	11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
本島村	11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
北田村	11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

【町村歲出】町村歲出決算額ハ町村ノ歲出ヲ示ス表ニシテ其（一）ハ大正十二年度ノ分ニシテ其（二）ハ大正十一年度ノ分ナリ

町村歲出決算額（一）

町村歲出【町】

町村名	歲出總額	總務費	土木費	衛生費	教育費	勸業費	警察費	救助費	其他
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
北田村	11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
高砂村	11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
七ツ森村	11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
船越村	11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
切通村	11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
岸根村	11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
利島村	11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
松島村	11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
神戸村	11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
本島村	11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
北田村	11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

八九十合浦松利岩多七高七七根大廣鹽原町
年年年年　戸島府切城村村村村村村村村町名
度度度度計村村村村村村村村村町名

町村名	役場費	會議費	土木費	教育費	圖書館費	衛生費	公園費	勸業費	救助費	警備費
	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円
大廣原町	一、八〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
大廣鹽町	一、八〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
大瀨村	一、八〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
大澤村	一、八〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
大白石村	一、八〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
七北田村	一、八〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
七郷村	一、八〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
高砂村	一、八〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
七ヶ濱村	一、八〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
多賀城村	一、八〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
岩切村	一、八〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
利府村	一、八〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
松島村	一、八〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
浦戸村	一、八〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
合計	一九、八〇〇	一四、八〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇

八九十合浦松利岩多七高七七根大廣鹽原町
年年年年　戸島府切城村村村村村村村村町名
度度度度計村村村村村村村村村町名

町村名	基本財産成立	財産費	負債元利及增加	神社費	雜支出	公債元利及償還金	諸稅及負擔金	歐老費	合計	經常部計
	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円
大廣原町	一、四九二	一、四〇〇	五、三五〇	四、〇〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大廣鹽町	一、四九二	一、四〇〇	五、三五〇	四、〇〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大瀨村	一、四九二	一、四〇〇	五、三五〇	四、〇〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大澤村	一、四九二	一、四〇〇	五、三五〇	四、〇〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大白石村	一、四九二	一、四〇〇	五、三五〇	四、〇〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
七北田村	一、四九二	一、四〇〇	五、三五〇	四、〇〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
七郷村	一、四九二	一、四〇〇	五、三五〇	四、〇〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
高砂村	一、四九二	一、四〇〇	五、三五〇	四、〇〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
七ヶ濱村	一、四九二	一、四〇〇	五、三五〇	四、〇〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
多賀城村	一、四九二	一、四〇〇	五、三五〇	四、〇〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
岩切村	一、四九二	一、四〇〇	五、三五〇	四、〇〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
利府村	一、四九二	一、四〇〇	五、三五〇	四、〇〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
松島村	一、四九二	一、四〇〇	五、三五〇	四、〇〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
浦戸村	一、四九二	一、四〇〇	五、三五〇	四、〇〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合計	一九、九〇〇	一四、八〇〇	五三、五〇〇	四〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

町村歳出

	土木費	教育費	財産費	勧業費	警備費	財産造成費	役場費	積立金	公債費
	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円
五年度	三、四五	一、七五	一	四〇〇	四二	一	一	三、四五	五、一三
六年度	三、一	一、二三	六、六〇	三、一	一	一	一	四、〇〇	一四、六三
五年度	三、四五	一、七五	一	四〇〇	四二	一	一	三、四五	五、一三
六年度	三、一	一、二三	六、六〇	三、一	一	一	一	四、〇〇	一四、六三

町村歳出（其二）

	臨時部	合計
	一円	一円
五年度	一、三五	一、三五
六年度	一、三五	一、三五
五年度	一、三五	一、三五
六年度	一、三五	一、三五

町村歳出

	土木費	教育費	財産費	勧業費	警備費	財産造成費	役場費	積立金	公債費
	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円
五年度	三、四五	一、七五	一	四〇〇	四二	一	一	三、四五	五、一三
六年度	三、一	一、二三	六、六〇	三、一	一	一	一	四、〇〇	一四、六三
五年度	三、四五	一、七五	一	四〇〇	四二	一	一	三、四五	五、一三
六年度	三、一	一、二三	六、六〇	三、一	一	一	一	四、〇〇	一四、六三

町村歳出（其二）

	臨時部	合計
	一円	一円
五年度	一、三五	一、三五
六年度	一、三五	一、三五
五年度	一、三五	一、三五
六年度	一、三五	一、三五

第三章　法制経済

町村歳入

	戻運用金	補助金	寄附金	涵民養成費	雑支出	その他	合臨時部	歳出合計
	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円
五年度	三、五七	一〇〇	四七	一	四〇五	一	一、三五	一、三五
六年度	三、四七	一、三五	一	一	一	一	一、三五	一、三五
五年度	三、五七	一〇〇	四七	一	四〇五	一	一、三五	一、三五
六年度	三、四七	一、三五	一	一	一	一	一、三五	一、三五

町村歳入（其二）

	使用料	手数料	国庫補助金	県補助金	寄附金	繰入金	雑収入	計
	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円
五年度	一、二三	一、二三	一、二三	一、二三	一、二三	一、二三	一、二三	一、二三
六年度	一、二三	一、二三	一、二三	一、二三	一、二三	一、二三	一、二三	一、二三
五年度	一、二三	一、二三	一、二三	一、二三	一、二三	一、二三	一、二三	一、二三
六年度	一、二三	一、二三	一、二三	一、二三	一、二三	一、二三	一、二三	一、二三

二、土地改良區

本組合は町村組合に次ぐ多數の組合である。左表の計數中大正十一年度以後昭和十年度迄の數字を缺くのは、以後昭和十一年度以降の數字を掲げたからである。

組合員

| 年度 | 組合數 | 賦課地積 | 賦課金額 | 賦課金額 | 賦課金額

第二章　公有財産

第一節　種目

第一項　町村基本財産

大正九年度末現在、二町十二村の町村基本財産種類別を詳記する左表の如し。

町村名	土地價額	立木價額	諸株券 諸公債證書	現金	其他ノ財産價額	計
原町	六〇、五七八円	一円	三、二〇〇円	九、二四〇円	一円	七三、〇一八円
鹽竈町	六、八三八	—	五〇	一六、六〇一	—	二三、四八九
廣瀬村	—	—	—	二、一五三	—	二、一五三
大澤村	—	—	—	三、五〇六	—	三
根白石村	四、一七五	一、一〇〇	—	一五、一五八	—	二〇、四三三
七北田村	六九、八七五	二、〇〇〇	—	一五、三〇二	—	八七、一七七
七郷村	五、五〇〇	—	—	四、三二六	—	九、八二六
高砂村	一四、七〇〇	—	—	一七、五二五	—	三二、二二五
七ヶ濱村	一四七、五四八	—	二〇〇	一八、七八九	—	一六六、五三七
多賀城村	八、六一五	—	—	二三、二六四	二、六〇〇	三四、四七九
岩切村	四、五〇〇	一〇、〇〇〇	—	二二、二九九	—	三六、七九九
利府村	四、〇三八	二、〇〇〇	—	八、三二一	—	一四、三五九
松島村	一四、八〇〇	—	—	五、二三五	—	二〇、〇三五
浦戸村	—	—	二〇〇	二、八三九	一五〇	三、一八九
合計	三四一、一六七	一五、一〇〇	三、六五〇	一六四、五五八	二、七五〇	五二七、二二五

第二項　區有財産

大正九年末現在、二町十二村區有財産、種目及び町村別左表の如し。

町村名	土地價額	立木價額	穀物價額	諸株券 諸公債證書	現金	其他ノ財産價額	計
原町	五五、〇四九円	二、〇〇〇円	一円	一、〇五四円	一五、三三七円	一円	七三、四四〇円
廣瀬村	—	—	—	—	四五〇	—	四五〇
大澤村	—	九、八六二	二、三一四	—	二五〇	—	一二、四二六
根白石村	三、〇〇七	—	—	五〇	七四九	—	三、八〇六
七北田村	四一一、八六六	—	—	—	—	—	四一一、八六六
七郷村	—	—	—	—	七八四	—	七八三
岩切村	一三、〇〇〇	二〇、〇〇〇	—	—	一七四	—	三二、一七四
利府村	一八、五五〇	—	—	—	四、二七八	—	二二、八二八
松島村	一九九、五五三	—	二、二八三	—	三、七〇一	—	二〇五、五三七
合計	七〇〇、〇二五	三一、八六二	四、五九七	一、一〇四	二五、七二二	—	七六三、三一〇

第三項　小學校基本財産

大正九年度末現在、二町十二ヶ村小學校の基本財産、町村別を詳記する左表の如し。

町村名	土地價額	立木價額	諸公債株證書券	現金	其他財産價額ノ	計
原町	二五、七八五円	一円	一、七〇〇円	一二、〇〇一円	一円	二九、四八六円
鹽竈町	二、八七六	—	二三四	一、〇三〇	—	四、一三〇
廣瀬村	—	—	—	四、三七五	—	四、三七五
大澤村	—	—	—	六、四六二	—	六、四六二
根白石村	一、五八〇	—	—	三、七九四	—	五、三七四
七北田村	四〇、九六九	一五、三六〇	七〇	六、四三九	—	六二、八三〇
七郷村	九、七〇〇	—	一、〇〇〇	一二、二六四	—	二三、九六四
高砂村	二、〇七〇	—	五〇	五、九三〇	—	八、〇五〇
七ヶ濱村	—	—	—	五、六〇七	—	五、六〇七
多賀城村	—	—	—	一三、一〇六	—	一三、一〇六
岩切村	—	—	一、二五〇	一八、九四	—	二〇、二四四
利府村	七〇〇	—	—	八、九八九	—	九、六八九
松島村	—	—	—	一〇、六〇七	—	一〇、六〇七
浦戸村	—	—	—	一、〇三〇	二五〇	一、二八〇
合計	八三、六八〇	一五、三六〇	四、三〇四	一一〇、六一八	二五〇	二一四、二一二

第四項　區有備荒儲蓄

大正九年度末現在、原町外五ヶ村區有備荒貯蓄左表の如し。

町村名	穀物價額 在庫	穀物價額 貸付	現金	計
原町	二、四三四円	六、七二七円	一円	九、一五〇円
七北田村	一三、一四七	—	—	一三、一四七
七ヶ濱村	一、九二五	七、九五〇	四五五	一〇、三三〇
合計	一七、四九五	三六、六八三	二、五八〇	五六、七五八

町村名	穀物價額 在庫	穀物價額 貸付	現金	計
廣瀬村	一円	一円	二、二三五円	二、二三五円
七郷村	—	一四、二五六	—	一四、二五六
多賀城村	—	七、七五〇	—	七、七五〇

第五項　罹災救助資金

大正九年度末現在、二町十二村罹災救助資金の現金、管理の狀態左表の如し。

町村名	管理狀態別 現金保管	管理狀態別 郵便貯金	管理狀態別 大藏省若ハ銀行預金ヲ	管理狀態別 計
原町	一円	一円	四、三三五円	四、三三五円
廣瀬村	—	—	一、三五四	一、三五四
根白石村	—	—	一、三〇五	一、三〇五
七郷村	—	二、九二五	—	二、九二五
七ヶ濱村	一九	—	一、七五九	一、七七八
岩切村	—	—	二、四八八	二、四八八
松島村	—	—	二、五四四	二、五四四
合計	五八	五、九六五	二七、七八〇	三二、八〇三

町村名	管理狀態別 現金保管	管理狀態別 郵便貯金	管理狀態別 大藏省若ハ銀行預金ヲ	管理狀態別 計
鹽竈町	一円	一円	三、七二五円	三、七二五円
大澤村	—	—	一、二〇〇	一、二〇〇
七北田村	—	—	四、七五四	四、七五四
高砂村	—	—	三、〇五〇	三、〇五〇
多賀城村	三九	—	一、二六六	一、三〇五
利府村	—	一、四一〇	—	一、四一〇
浦戸村	—	六四〇	—	六四〇

第六項　水利組合財産

大正九年度末現在、四ッ谷堰水利組合外十組合に於ける、財産種目及び組合名稱左表の如し。

組合名	土地價額	諸株券諸公債證書	現金	計
四ッ谷堰	一、三二〇円	—	一、六七六円	二、九九六円
將監溜井	—	三〇	六四八	六七八
七郷堰	—	—	一、九九八	一、九九八
蒲生堰	—	—	一一三	一一三
寶[illegible]堰	—	—	一二二	一二二
品井沼水害豫防組合	一〇、四八七	—	三九三	一〇、八八〇

組合名	土地價額	諸株券諸公債證書	現金	計
新堰	—	—	八五六円	八五六円
丸田澤堰	二一、〇一八	—	四七六	二一、四九四
田子堰	—	—	三一一	三一一
中野堰	—	—	二四八	二四八
薄ヶ澤堰	—	—	六二九	六二九
合計	三二、八二五	三〇	七、四七〇	四〇、三二五

第七項　宮城郡農會基本財産（昭和二年十月調）

金壹万壹千四百參拾貳圓五拾六錢、郡有積立金讓與金、株式會社七十七銀行預金。

竹林　御即位記念林、七北田村七北田杉田一三及同村上谷刈白河七ノ二山林合計二反五畝廿歩。大正三年四月栽植苦竹七百七十本。

造林　利府村森郷内ノ目北九、山林臺帳四丁八反八畝歩、實測五丁八反四畝十二歩。大正五年十二月廿七日地上權設定。栽植杉一万二千五百本。扁柏五千五百本。

第八項　地方債及財産運用

大正十年度末に於ける、二町十二村地方債及財産運用の金員計數左表の如し。

町村名	許可債	財産運用	計
原町	—	八、四三〇円	八、四三〇円
廣瀬村	—	—	—
根白石村	—	六、七八〇	六、七八〇
七郷村	—	三、七五五	三、七五五
七ヶ濱村	六、三〇〇	二一、一七〇	二七、四七〇
岩切村	—	六、八〇〇	六、八〇〇
松島村	—	七、七〇〇	七、七〇〇
合計	八一、四四一	一一五、一二七	一九六、五六八

町村名	許可債	財産運用	計
鹽竈町	四一、三八五円	一七、一五七円	五八、五四二円
大澤村	—	—	—
七北田村	—	三、八〇〇	三、八〇〇
高砂村	三二、一五六	一九、二六〇	五一、四一六
多賀城村	—	—	—
利府村	一、六〇〇	一五、七五五	一七、三五五
浦戸村	—	四、五二〇	四、五二〇

第三章　經濟

第一節　藩制

第一項　兩替所

仙臺藩の職制に、財用方取切奉行と稱する官職あり、その配下に五名の出入司を置く、内一名は金穀取切出入司の專任あり、苟も金穀に關係する要務に在りては、郡奉行勘定奉行知行割奉行金奉行山林奉行作事奉行納戸元締等の諸役一に金穀取切出入司の指揮を受くるの規定なり。特に兩替所を監督するの權能を有せり。兩替所は今の仙臺市南町にあり藩廳の財用より、商家の取引に至るまで兩替所を經由せざるものなし、爾かも兩替所は出入司監理の許に領内限りの紙幣を發行して正貨に切替ふ。

第二項　仙臺藩札

藩札を稱して「御手形」と云ふ、一種の紙幣なり、紙幣發行の起因は吉野朝に始むと云ふ、こは姑らく措き德川幕府は金札・銀札・錢札の三種に區分して發行せり、各藩の侯伯之れに倣ふもの多ふし。仙臺藩札の起因は伊達忠宗（義山公）の時代なりしと云ふ。

金壹兩を四分したる、その一分を一步と稱し、仙臺藩にありては一步を稱して一切と云ひ、復た一步を四分したる、その一分を一朱と稱し、仙臺藩之れを手形一步と云ふ。金一切の代相場は一貫六百文、金一兩は六貫四百文なり、二步金一枚の代相場は一貫二百文に相當せり。換言すれば一步銀（櫻金）一枚は一貫六百文、二朱銀一枚は八百文、一朱銀一枚は四百文なり。即ち增屋手形一步は四百文、二朱手形は二百文なりとす。後世改正手形の發行により、一步の手形百文以下に暴落せしことあり、その改正手形は紙質にして、長サ五寸三分巾一寸七分なり。

（表）金壹切也。右可相渡者也、兩替爲替組中。（裏）江戸より金銀到着次第、此改正手形引替可相渡候事。

浮織り白地の小裂に、正金銀へ引替可相渡候事。

上記の改正手形は、天保四年四月十日の發行にして、引替期限を制定し、仙臺城下は四月十四日より御遣出被相行候。尤御十五日とし、正金の通用禁止の令を領内に頒分せり。條文下記の如し。

一、銀札御遣方之義、銀十五匁札、七匁五分札、三匁七分五厘と三段に被相出、御城下在々來る十四日より御遣出被相行候。尤御城下は同日より正金遣一切被相留候間、正金者早遣右銀札へ引替通用可仕候。在々は來る二十五日より御領内一統、正金遣被相留、錢者是迄之通用可仕候。

一、引替所は、兩替所へ被相附右兩替可申候、正金百兩へ銀札百二十五兩分之割を以、金一步へ之引替十五兩札一枚へ、三匁七分五厘宛を相添銀札相渡候事に候事。但銀札を正金にて引替候節も、右割合を以引替料相出引替可申候。

一、正金遣被相留候に候共、他所仕入金等之類是非正金を以通用不致不叶分は、是又御引替被成下候間、前條同樣御城下在々共兩替所へ可申出は勿論、右正金へ引替不申不叶者、諸所以下之面々は其身書付、諸所以上之輩は家來書付、凡下御扶持人輕者は末書之書付、百姓商人は其所々肝入檢斷書付、右金子入用之品爲書記、兩替所へ可指出候。

一、他領仕入商賣物之內、ごふく・木綿・古手物・糸綿・藥種右五品之外、他領仕入都而一切被相留候。伊勢參宮幷他領之神社へ參詣之義者當分是又一切被留候。

一、右銀札通用上、紛敷札等相出候はゞ早速御引換所へ指出本引合候樣可仕候。尤以せ札捕出者在之候はゞ訴可申候、爲御褒美金一步札百枚可被下置候、萬一隱置後日に顯候はゞ、組合迄急度曲事に被相行候。

一、正金遣被相留候以後、正金通用之者於在之は訴可申出候、御糺明之上曲事に可被仰付候。訴人には爲御褒美金一步之銀札百枚可被下置候。

一、米穀を初商賣物相場引上、或は石物引締置候體之義堅仕間敷候、萬一心得違之者在之商賣物締相場妾に引上、世上是かため却而不通用之一端にも至らせ候樣にては、重き不屆に候間御糺明之上急度御仕置可被仰付候。

一、銀札紙色違、或は御印之片寄候か、御印薄候か、又はもめ損移墨等在之候共、御印之內さへ正數候はゞ、小分之義は通行不苦候、切損等相出候分引替所へ指出引替可申候。

一、兩替所之外、自分相對を以內々にて札金手取替間敷候。

一、他領藥賣之類、御領內片讀之者に候共、右之者共より金銀を以買取候義被相禁候、銀札は勿論錢にて商賣之分、正金へ引替難越度由申出候共引替相渡候手配致及露顯候はゞ、肝入檢斷等迄急度御仕置可被仰付候。

一、改正增印在之手形者、是迄之通正金同樣通用可致候。若違犯之者在之引替相渡候手配致及露顯候はゞ、肝入檢斷等迄急度御仕置可被仰付候。

爾分借財並賣物等之類、都而御觸出以前之分者、雙方是迄之通を以取引可致候。諸上納金代も右之割合を以可相納候、諸渡物も同樣之割合を以被渡下候樣可致候。

第三項　錢鑄

元明天皇始めて銅錢を鑄造して之を行ふ、即ち和銅開珍（國音寶はう）是れなり。爾後、富壽神寶・貞觀永寶・乾元

大寶・乾坤通寶・天正通寶等の銅錢を鑄造せしも、國用を充たすに足らず、多くは宋錢を輸入して補塡す。建治二年（皇紀一九三六）北條時宗賈人を宋に遣はし、金を鬻して銅錢と交易せしを始めとし、明の永樂通寶を尊重するに至れり。北條氏庚關東に令を布き、永樂錢以外の銅錢を稱して「鐚びた」錢と云ふ、永樂錢の位騰貴して、永の一錢は鐚の五錢六錢に當れり。前章叙述の「永」又は「今代」と稱するは、永樂錢を基準とせるがためなり。

安齋隨筆。永樂錢のこと、一貫文を以て、びた（鐚）錢四貫文にあつる、則當四錢なり。一貫文を金一兩とす、その時の相場次第、五錢六錢にも當るべし。

德川幕府に於ては、寛永十三年眞鑄錢を鑄る、寛永通寶是れなり、鑄錢に二種あり、一は面に寛永通寶背に二十一の波紋形を欵す、徑曲尺九分、重一匁之を二十一波と云ひ、又一は面背同文にして十一波なり、徑九分五厘、重一匁四分之を十一波と云ふ、共に世に通用せらる。後ち寶永の寶永通寶は面は曆號にして、背に「永世久用」の四字を欵す、徑一寸二分、重二匁四分世に稀なり。天保の天寶通寶は楕圓形、縱一寸六分橫一寸〇五厘强、重五匁五分、世人之を當百と云ふ。文久の文久永寶には背に十波紋あり、文久錢と稱して人皆珍とせず。

【仙臺藩の銅錢】諸國の藩主にして、寛永通寶を鑄造せんことを請ふものあれば、德川幕府は鑄造高十分の一に當る稅額上納の條件にて輒ち之を許す。元祿年中藩主伊達綱村（肯山公）鑄錢の允許を得るも、領內產銅鮮少なるを以て終に中止となる。享保年中藩主伊達吉村（獅山公）鑄錢座を石卷に新設し、面に寛永通寶、背に仙の一字を五十個毎に欵せり世之を珍とす。又慶應元年藩主伊達慶邦（樂山公）銅鐵二種を鑄造して國用に資せり。

東藩史稿。元祿十五年十二月四日、享保十一年以來七年間、封內に於て鑄錢の許可あるも、封內の出銅造年數を減ずるを以て鑄錢を停止するを幕府に聞す。

又。元文三年四月五日、幕府尋問あり、享保十八年より昨年まで五ケ年間、封內鑛山より莞銅出高七萬五千七百七十一貫五百目ありるを答ふ。同五年三月四日石卷に於て、去年十一月より本年正月まで、一萬二千四百二十一貫文鑄錢するを幕府に聞す。

又。獅山公吉村、享保十三年正月二十八日、寛永通寶錢を鑄る、五十錢每に一錢づゝ、裏面に「仙」の字を鑄出するを幕府より允さる。

又。樂山公慶邦、慶應元年七月二十九日精錢鐵錢を鑄造するを以て、納錢を精錢と通稱す、全く永樂錢にはあらざるなり。四文錢を鑄るを幕府に請、今年より五年間一年に、二十萬貫十萬貫に、五千貫の稅額たるべき指令あり。

【仙臺通寶】仙臺領內限りの通用錢にして鐵錢なり。撫角錢又は鐚錢とも云ふ、四方角形にして、面に仙臺通寶の四字を欵し、背は無欵なり。寶曆十一年（距大正十五年一六六年）仙臺の三浦屋惣右衞門江戶の村岡新太夫の兩人、三ケ年間繼續して鑄造せしは鐵錢の始めなり。明和五年（距大正十五年一五九年）以降は仙臺藩廳の直營となり、石卷の鑄錢場（今の石卷驛東南地帶）に於て鑄造せり、銅錢の補助貨にして封內に限り銅錢と價額を一にせり、然れども人皆鐵錢を忌避す。

東藩史稿。徹山公重村、明和五年六月二十六日、封內錢貨鮮少、士民之を不便とす、今玆より七年間一年毎に、十萬貫砂錢を鑄造するを幕府に請ふて許さる。

又。樂山公慶邦、安政六年八月二十二日、幕府へ今年より七年間、鐵錢鑄造を請ふて許さる。一年十萬貫に、五千貫文納稅の命あり。

驛留法。寛政元年（距大正十五年一三一年）七月十三日、當時撫角錢計通用有之、寛永錢者不通用に付、此末爲通用之寛錢被相出、諸渡物被渡下候、撫角錢を以被渡下候分は、寛永錢時惣場之割を被相懸被相渡候間、諸上納物も右に準じ、一統通行之義も兩錢を以て通行可仕事。於驛々人馬賃錢他領同樣、寛永錢を以相拂可令往來候旨、撫角錢を以て拂方せしめ、寛永錢之時惣場を以割合可爲相拂候事。

電猥翁夜話。藩で鑄造した鐵錢があつた、是れは一名を「一角錢」と稱へ、三百枚を以て百文としたので、畢竟銅錢の下落からやり切

れぬ爲めに、途に此の究策に出でたのであつたらうが、鐵錢の如きは當時いかに世間から劣等として惡評を受けたのか、仙臺商人等の間には「角錢一文もまけるわけにはいかぬ」といふ、通り言葉があつた程である。

かくして明治維新に遭遇し、明治四年從來の鐵錢制度は革新せられて鐵錢例目を分布し、同年七月始めて銅貨を鑄造し、青銅幣一錢●五厘の二種と爲し、八月更に二錢銅貨を鑄造し後ち半錢●一厘錢の改造ありて、一厘銅貨は明治三十年三月を限りに鑄造を廢止せられたり。

第四項　貸借及利子

金錢米穀の貸借は往古より行はれ、且つ双互間任意に利子を定めたるが如し、八十兩一、又五十切一、若くは二十兩一、三十切一、十五兩一と云ふが如く區々にして一定せず。而して債權者多くは、盲人浪士社家修驗等にして、債務者は先づ百姓町人なるが如し、中には領主地頭も債務者の數に加ふるを得ることあり。安永五年(皇紀二四三八)領内洪水收穫流亡に起因し、貸借圓滿ならず從つて利子は騰貴し、金融閉塞して領民困憊せしことあり、仍りて五奉行連署して高利貸程にあらざるものには、强いて制裁を加ひざるものなりとの除外例を表示して、財界の緩和を圖り、金融を圓滑ならしめたることあり。

格式留。近來盲人並浪人共、高利金貸出不法成催促等致候趣相聞得不届に付、今般於奉行所右體之族吟味申付候。然處常體之金銀貸借迄、紛在之相心得貸借指支候而者、世上難義及候者も可在之候間、常體之金銀勝手次第相對指支無之樣可致候。右之趣心得違無之樣可被觸候。

安永七年十一月十六日　　葛名豐前　大町將監　津田近江　秋保外記　下郡山下野(原文横列)

又。此度貸金利足一統、二十兩一歩に被相定旨被仰渡候處、質物代貸利足取引之義者、御城下は質屋共代貸之分者、百文へ一文五分之利足に此末通用可仕、尤當六年迄質物預り之分者、前々之通被成下、七月より金二十兩一歩之利足勘定可仕旨被仰聞候間、首尾可在之候。以上。

文政七年十月二十九日

領内に金利統一の令を布きしは、上記の如くにして一ヶ月の利子貳拾五錢と制定せられたり即ち八十切一にして年一割五分なり。而かも貸借金高の多寡に據らざるなり。明治十年利子制限法を發布し、百圓以上千圓以下年一割二分、千圓以上年一割二分の現行法に對照すれば、恰も百圓以上千圓以下の利率に相當し、先づ低利に近かるべし。殊に米穀貸借の利率を二種と分區し、盆前の貸借利子は二割、即ち一石に對し、利子二斗なり、盆後にありては、概ね一割五分、若くは一割を通例とす。尚は償還期間に際し、天災地變の不可抗的の災害に遭遇せる場合は、奉行所より令を發して、一定の期間を定めて延期せしむることあり。彼の天保の凶歉に斯の令を布かれしことあり天保九年九月十四日の實例左に。

天保凶年御觸書寫(根白石村鷲尾榮吉所藏)一、去月中相觸候處、連々困究之上に候得者、借財自然相嵩利計りも不少之者多分相聞得、仍之利足とも來暮迄當座延に被成下候、金主方之者元利共元延に相成候而は無據可致一旦元金計り被延下候に被相觸候得共、前段之通に而不得止を利足共被延下候條、此節之義何れも勘辨仕委曲は先達被相觸候通、借主之者は信義不取失樣、金主之者も不通用不至樣何分心を用候樣可仕候。

右之通如兼而之早速可被相觸候。以上。

九月十四日

御目付中

天保凶歉史。諸侍凡下御扶持人、御上より拜借金並相對借用金、都て五ヶ年延金に被仰出候事。

利足は百圓に付一ヶ月一圓の割なり、その例證として明和二年三月玉虫七左衛門の認めたる證文に見ゆ。昭和二年を溯る約百六十年前のことなり。三日大文字屋前金證文相調、鹿又喜平太加判取に今朝遣し、夫より駒之丞へ相賴遣すと

對馬　山城　縫殿　木工

前書しありき。

明和二年記錄。（根白石村玉虫文子所藏）小判拾八兩一ヶ月百兩に付壹兩宛々之利足付に而、借用申所實正也、右返濟之義は我等當時御小性組相勤候に付、御知行物成米之內御免石四十五石致誂石江戸へ爲相登申候條、右賣立金を以御入料拜借金御元利並右借用金元利共に、直々御引取可有之候、若賣立返濟懸り相出候はゞ、其分來年分御藏前金請取返濟可申候、尤御知行有石相違無之候誂石始末之儀は御藏前金同然之義に候間、直々被相達御定之通御知行所へ御割付に而被召上濟方に被相渡義共に具致承知候、誂石江戸送り狀於御國元江戸兩所之內、各へ相渡可申候、尤誂石御定之月限り不納に候はゞ無御斷難澁に可被相達候御藏諸上納懸り、並高間海保方借金一圓無之候品々申合無相違候間、證人始末承知連判證文、仍如件。

明和二年三月三日　　玉虫七左衛門、鹿又喜平太、野澤駒之（原文横列）

藤田與七殿、藪田孫九郎殿、山內條助殿、西堀淸左衛門殿、藤江榮助殿

渡邊平七殿（原文横列）

【質屋の貸金と金利の歩合】大正十年に於ける本郡々治一班に左の如く表示せり。

町村名	店數	年末現在 貸出金高	年末現在 口數	一ヶ年 貸出金高	一ヶ年 口數	一ヶ年 受戻金高	一ヶ年 口數	一ヶ年 流金高	一ヶ年 口數	一圓ニ對スル月利 平均	一圓ニ對スル月利 最高	一圓ニ對スル月利 最低
		円		円		円		円		厘	厘	厘
原町	三	六、七七九	八、七七二	二、六七八	九五四	二、一七一	九六六	—	—	二八	三〇	二五
鹽竈町	一一	三四、九七三	一九、八五一	二三、八八二	六、六四九	一八、八四四	五、六八九	二七〇	二七	三五	四五	三〇
七北田村	一	一五五	八二	一七二	六八	七七	三九	—	—	三五	四〇	三〇
七郷村	三	一三五	七五	二六七	一四八	六二八	三八四	—	—	三五	四〇	三〇
高砂村	—	—	—	—	—	一五五	二八五	七五	五七	二八	三〇	二五
七ヶ濱村	一	一、一二九	八五	一、五五〇	四四〇	一、八七五	一、二五〇	—	—	三〇	四〇	二〇
岩切村	一	三、〇六七	二、六〇一	四〇二	八五	三九四	八〇	—	—	三五	四〇	三〇
松島村	四	一、九九五	九二七	六、二三五	三、一六九	五、〇七五	二、一四〇	九、三五一	五、八六三	三二	三八	二六
計	二四	四八、一三三	三二、三九三	三五、一八六	一一、五一三	二九、二一九	一〇、八三三	九、六九六	五、九四七	三二	—	—

第四篇　産業

第一章　藩制

第一節　施設

第一項　勸農

伊達政宗六十二萬餘石の封土を領し、四民安定の基礎を建設するに當り民本主義の國是を建樹せられたり、恰かも王朝時代に「若し進趨の人あり自から二城の沃壤に就いて、三農の利益を求めんことを願はゞ、當國と他國を論せず法外に安置せしめ、人をして樂ましめん」と官之れを議定したるに等しかりしが如し。

續日本紀卷七。靈龜元年五月辛巳朔。撫　百姓。勸課農桑。心存字育。能救飢寒。實是國郡之善政也。

古傳密要。御國家御難之儀は大本源也、國の元は民なり、と申。御先祖樣（貞山公）御仁政之御吟味にて、民を第一に被相立、第二御祿高にて不足の所を被相補ための、御國の御買米を以て御國家被相立候、最初に御設被成候と申す、御良策之譯に候。

案ずるに大小諸藩の侯伯多くは、町人を先きとし百姓を後に列するを例とせり。藩祖制を定めて、士分の次を百姓とし、更らに工とし商人を最後とせり。他藩に比し百姓を重んずる入國創草にあり。殊に百姓の土地所有に制限を定め、且つ土地の賣買を禁壓したるは、土地の兼併を防止し、貧富の懸隔を豫防し、治國安民の要諦を實現せしめたるものなり。故に寛文事件の靜謐に歸するや、幕府は幕官を下して敎書を傳達せられしことあり、治國安民の施政、殖産興業の方針は依然として敢て渝ることなかりき。時人稱して御墨印御持參使と云ふ。敎書の抄錄左に。

在出利見抄。一、家中之輩並領内仕置之儀、可爲如前之事。附、町人百姓不困究樣、仕置可申付候事。

寛文十一年六月十一日

伊達重村（徹山公）寶暦五年の凶歉に領内五十四萬石の減收を告ぐ、復興の施設は專ら產業を唯一とす、產業中廣汎なる業程は農業にあり。寶暦八年六月五日特に百姓に敎書を下せり。抄錄左に。

一、農業に精を出し疎に仕間敷候。總て百姓の家業は田畑の持に候間、縱手前宜敷百姓にても、下人許に不爲仕、田畑の持を大切に勉可申事。

蓋し產業を以て立國の大本とせしは、歷世之れを則とす。只だ時●處●位の三事に據り緩急難易の差異は得て免かれ難しと雖も、藩制の產業方針は王朝時代に酷似する前記の如し。故に農業に勤勞する家人にして、疾病不幸の災害に遭遇し、農期を失せんとする輩あれば、村中若くは隣保互に相扶くるの制あり、特に農繁期に際しては決して夫役を課し又は金代の取立督促を停止するを恒例とす。時々郡奉行は百姓の篤行を激賞して物を賜ふこと屢々ありき、灌漑水利の便を缺けば直ちに郡役を使用して疏通せしめ、或は堤塘を築き、溝洫を穿たしめて耕田を護る。常に森林の傷伐を嚴禁して水源の涵養に勗む。又旱天連日青苗枯凋の虞あるときは、修驗僧坊に託して降雨經般若經を轉讀せしめ、時に或は藩主親躬ら、楷段を設け神佛に祈誓し、膏雨沛然萬物を沾ほせしこと鄕土史乘に散見する再次にして已まざるなり。

嘉永六年四月十六日より旱天打續き作物枯凋し、辛くも插秧せしは、春日●森鄕●利府●加瀨●澤乙●菅谷●岩切●燕澤●鶴谷●小鶴の一部にして、代掻のみにて植付し兼ねたるは、南宮●山王●高橋●福室●中野●新田●田子の部落なりき。六月九日各村の肝入會議所に集合し、雨乞に就ての打合を爲したり。當日名取●國分●宮城の代官を初めとして、村肝入村民相會して、鐘。太鼓を打鳴して登山を爲す、此時感應空しからず沛然として甘雨降りて萬物蘇甦す、仍りて碑を建て神德に酬いたりき

利府風土記書上。嘉永六年當國旱魃にて　御上樣（編註樂山公）より宮城郡へ雨乞を仰付られ、此山へ（編註春日番ヶ森）同郡代官引地爲之助樣大肝入阿部勘九郎殿始めとし、村肝入檢斷其外百姓代御百姓數萬人相登り、薪木六千貫其他柴木は限りなく數萬積み重れ、雷神竜神へ祈願を致し一時に火を放ち大煙を相立時は、聲を爲り百姓一統祈を相掛け候得は、海上より黑雲相立昇り順々と擴り風吹き雲の間より、電燈金の如く光り雨降りしめ給ふにより、萬物生き歸り其難儀を救ふ、故御上樣の御思召を以て、右山へ雷神石塔を建立可仕由を被仰出候に付、御百姓一統施主仕相立候處、導師は利府本鄕小先山伏照東山自性院相勤め、翌年罷成御郡奉行中地多利之丞樣爲拜禮御參詣在之由に候。

第二項　買米

一、農業資金

藩祖入國の始めに御買米の制度を布き、農業經營の資金を貸與して領内の農民を惠む。春の初めに資金を貸與し農事百般の費途に充用せしめて、晩秋初冬の候に至れば、貸與の金額に應じ、時價に依り米穀を收納せしむるの規程なり。時人稱して御買米と云ひ、貸與金を御惠みと云ふ。此制度は古訓の所謂る春は耕を省みて給らざるを助くるに庶幾ん乎且王朝時代に摸倣したる如き迹あり、是亦德政の端なり。

古傳密要。御買上米高、秋物成にて其高相納候樣被成置、早春より民望候得ば、無利足前金に被下候事故民に甚益有之、誠に士民を被相立候難有御良法に有之候、扨に御買米寶暦中迄往古より被遊候を御買方成候時迄は、從上御買米元金に被相渡候得共民は御買米本金とは唱不申、御惠金と相稱申候、扨此御當家御相續根元に候儀者、貞山樣深く難有思召御仁德なる、御國家之御相續之御理合不過之、御相續御基本無此上儀と傳來候。

【御買上米の起源】　文祿年間藩祖貞山公伏見に淹留する數日「一夕黑田長政の旅亭を訪問し、扨て〳〵其許には御當地御出入町人も最と多かるべし御自由御羨敷く存ずる」旨を物語る。長政答ふるに「其許には御遠國の儀尤なる儀と存

じ」されば別して懇意に隔てなく出入の町人に、京都の住人大文字宗治と申者あり、幸ひ居合の折とて初めて會見を遂げしかば、藩祖直ちに呉服の御用を命じたり。慶長十九年宗治に三千兩の借入を命じ、後ち段々增額して十一萬兩の巨額に昇れり、其の内十萬兩をば、買上米の資金に運用し、無利子貸與の農業資金に充用せられたり。彼の寛文事件の折、伊達宗勝御買上米の資金を借入れたりしも、別途に使用したるが故に、貸下金を農家に交付すること能はず仍て　見重勝諫爭狀を宗勝に贈る、宗勝答て曰く、荷も六十二萬八千石の大名にして米商を營む仕業は外聞も悲しき故なりと。

在田利見抄。去年於京都金子被爲借、御貸被下候樣にと御下中より申上候所、被押置兵部樣御借用被成、龜千代樣御領中にて、米爲御買御商被成候事

同　書。去年於京都御印形を以金子御借用なされ下々へ貸被下候儀と、我等押置自分の借金に相調、御領内買米申付商之由被申聞候。右之借金之儀、後藤孫兵衛御番頭えやらん不被貸下處是も相調候由押へ候覺無之候、此段を柴田外記覺可被申候。次に御領内中之買米申付候儀、龜千代樣御買米被仰付、江戸へ被爲相登候に障にも罷成、諸侍諸商人買米仕候指合にて不成候由、内藏之丞宅に於而奉行衆へ出可申候。

二、買米の消長

伊達家の財政により、貸下金額も亦一定せざるが如し、或は七萬兩又は十萬兩に高下せしことあり。吉村（獅山公）藩祖の遺法を興隆せしも、寶曆元年吉村薨じ、莫幾して寶曆五年の凶歉に五十四萬石の減收に、序いで翌六年宗村（忠山公）薨ず。爰に於て財用給らず御買上米の德政自然に廢止、否休止するに至れり。後ち四十餘年を經て寬政九年に復興し、文政の轉法により賞典を設定して、郡村を督勵し傳へて維新の當時に及ぶ。

古傳密要。御祖法の御買米勢び衰へ候た、大屋形樣獅山樣御奮發御再興、御買米御本金も十萬兩と申、年々に御藏に被引除置候故、御買米勢び盛に候故、民も立荒地等の儀は曾無之、新田起返候儀にて新田御物成金は納次第、別て被引除候やう被爲成御買米高も指募候所、二十萬石以上の御買米に成候ては、南部米を五六萬石も御買入不被成候ては不相成故、猶早春より江刺・伊澤の方へは、此米御買入のため早く振金被相渡候事に候。

同　書。御親法の如く、御買米金に六七萬兩づゝ、早春より前金被相渡候得ば、誠に永世の御治世と奉存候。其品は貞山樣御法被相立、義山樣雄山樣青山樣獅山樣御六代、年數百三十年靜謐の士民、寶曆七年より當年（寬政九年なるべし）迄四十一年、御祖法被相轉候故、年增荒廢地逃等多く。云々。

第三項　生産と消費

生産と消費の調節は、擧げて出入司の職責權能に屬す、故に出入司の賢不肖は、實に興亡盛衰の源泉にして岐れて草木を潤ほし、轉じて田疇を害ふ。

古傳密要。全體出入司任職と申は、上之御相續計を考候事に無之候。御國家も出入司にて量入制出と申本文に被爲寄、誠に相當の御銘被相付候事と申、御家にて出入司に似寄候役は、公義の御勘定奉行衆之樣なる事に候へ共、御勘定奉行衆よりは御家の出入司は重き方に有之、御他家御諸侯方に而は、用人或は本諸役なと申に、御家にて出入司と申御役銘は、量入制出にて他の御大名樣方御家來、江戸、京都、大阪町人等までも心得有者は、御相當の御役銘と稱し候由、御奉行衆とは大所持役にて、いづれ家内留主を守候と同じ事に候。仍而御奉行衆は、華やかに表立御國家の御重、出入司は、かたくなに華やかならずして重く、仍て御奉行衆は文質彬備見事に、出入司は質朴にして形象も賤く、是を以御國家の持柱。誠に兩御役は御國家の柱礎と申習はし事に候。

同　書、四ケ國（陸奥常陸下總近江なるべし）御出成物を見詰、御入方を見詰殘石有之候得ば、其穀によつて先づ脫石等に可相成と見詰候。高十萬石も八九萬石も、出入司胸中に見詰置引落候殘を以御買米とか何とかに指配申事に候。此脫を見詰候儀有石を隱し上達致し候樣聞得候所、斯か至而意味有之儀にて、ケ樣に餘計に脫石が無之候得ば金銀融通不仕事に而、況此御大國になへてなや又密石を渡世に致候者有を以世渡りし金錢融通申事にて、密石御仰と申は江戸或は水戸中、湊邊廻船被密石致候脫石に成候事を專吟味致し申事に候、仍て此十萬石之脫石は十萬石丈の御國益に成候事に候。是は中々君上御奉行衆にも御存知無之、出入司第一の

秘術。此大國を何として隅から隅迄無用の費無さう成可申哉、無用の費と見得候内有様の金有之候言外の理有之財用運動の實理に候。御石割見詰相立候脫石見詰候儀等は、假初にも考役等に咄候事に無之、御同役中と申ても實に出入司之志無之衆には、容易に咄さぬ事にて縱咄候ても益に立ぬ事にて、こゝが出入司の眼付にて、追々心當可有之能々覺居候。

領内の生産米穀に對し、消費の計數を調査するに、寶暦飢饉の前年即ち寶暦四年生産米百萬石、雜穀を合せて二百十萬石を產出せり。內百八十四萬三千二百石は給與米及び清濁酒・味噌麴・酢・餅・菓子等に消費し、殘る二十七萬四千石餘の內約十萬石內外は脫石等なりとす。古傳密要を抄錄する左の如し。

一、奥州御領分御高、九十九萬九千二百七斗六升、

此出石一貫文に、五石三斗並銘にて見詰。

一、米五十二萬九千四百七十六石七斗六升二合八勺。

此百姓前三割の見詰。

一、米百五萬八千九百五十三石五斗二升五合六勺。

二口合米百五十八萬八千四百三十石二斗八升八合四勺。

一、雜石五十二萬九千四百七十六石七斗六升二合八勺。

右は米總出高の三ケ一出と見詰。

米雜穀石合二百十七萬七千六石一斗五升一合餘。

內

一、米百七萬六千四百石。

右は御一門衆始諸士諸寺院凡下御扶持人百姓町人宿寺一ノ關御分共、男女五十九萬八千一人を以、一人前一ケ年一石八斗づゝ夫喰之見詰如斯。

一、米七十六萬六千八百八十石。

內

一、二萬石。江戸表御用石。

一、千二百石。右被相登、海上免石。

一、一萬二千石。二十萬石御買上米被相登海上免石。

一、一萬六千石。御城下十八丁寺社門前二町と見詰二十丁へ、清酒屋一丁へ二軒つゝと見詰四十軒、一軒に付一ケ年玄米四百石造りの見詰。

一、三萬三千六百石。在々二十一都清酒屋一都二軒づゝ見詰八十四軒、一軒に付一ケ年玄米四百石造りの見詰。

一、七千二百石。御城下二十丁、一丁に付濁酒屋十軒づゝと見詰、一日玄米一斗造りと見詰、一ケ月六百石づゝ一ケ年分如斯。

一、三十四萬九千二百石。在々九百七十ケ村、一村に濁酒屋十軒づゝと見詰、一軒に付玄米一日一斗造りと見詰、一日に九百七十石、一ケ月に二萬九千石づゝ一ケ年分如斯。

一、六萬石。清酒・濁酒・麴。

一、三萬五千石　御分領中味噌麴。

一、二千五百八十石。御城下在々大小菓子屋、餅屋粢米大圖。

一、五百石。御城下在々酢米大圖。

一、十二萬九千六百石。御分領中二十七ケ所、陸奥境目、海邊大略十三ケ所と見詰、都て四十ケ所の御境目より、商客旅人、雲水一ケ所より一日五人並往來に見詰、二百人一ケ月六千人一ケ年七萬二千人、一人に付一石八斗づゝ夫喰と見詰如斯。指引殘る、米雜石二十七萬四千六百二十六石一斗五升一合餘。

但此雜石皆夫喰に相成、此分米にて殘候積りに有之候得ば、二十七萬四千六百石餘之米は、大略御國中にて溢れ候積之內、十萬石は脫石と見詰、殘十七萬四千六百石餘へ、此米五萬石も御買入澁成候得者、二十萬石御買出之見詰、二萬四千石餘有餘相見得申候。

第二章　明治維新

第一節　産業政策の變遷

明治二年四月九日民部省を置き、開物成務と稱し旺んに開墾事業を激勵勸奬せられたり、愛子原開墾の如きその一例なり。同四年六月大久保利通大藏卿となる、七月二十七日省中勸業司を新設し、八月十日勸業寮に改め、幾く莫くして勸農寮と爲し、旺んに殖産興業を興隆して國本培養の資たらしめんとす。十月職を罷む、大隈重信後任となる、翌五年十月勸農寮を廢停し、貢米制度を改めて勸業授産の費途に運用し、他敢て省みず。時人之れを放任主義と云ふ。後にして之を顧みれば、消極主義の温床たるが如し。同六年十一月大久保利通内務卿に任ぜらる、積極主義を標榜して國産の發展を圖り保護干渉の方針を演ぜり。同七年一月布告第一號を發して、大藏省より勸業に關する司寮を轉脫して内務省の所屬と爲し保護的政策を敢行す、先づ勸業通信の法を定めて各地の狀報に接し、合衆國佛國大博覽會の出品を勸誘して、内國勸業博覽會開設の準備に資す。同八年三月七日乙第二八號を布き、農學家推薦の道を啓發し、同九年六月廿三日乙第七九號を發して農事修學場設置及び入學規則を設定して、農業教育の基礎を樹つ。爾來畦畔改良を唱導して編入法を定めたるは、耕地整理法の播種なり。其他甜菜根砂糖製造法の頒布、綿羊の飼育、養豚の奬勵、養蜂の勸誘より各地特有物の價格表申告の諸令此の時の施設に係れり。同十年一月乙第二號勸農寮を昇格せしめて勸農局となす。會ま西鄉隆盛の亂あり、翌十一年四月紀尾井坂の變あり、萬事休焉。

利通逝いて産業政策の觀るべきもの殆んど稀なり。明治十四年農商務省を置く河野敏鎌始めて卿に任ぜられ十月辭し西鄉從道後を紹ぐ、同十八年十二月官制の改革あり大臣の任を解く、同二十年七月谷干城、八月土方久元、二十一年黒田清隆、榎本武揚大臣となる。此の間殆んど十星霜を經由するも積極主義の保護的産業政策も、亦消極主義の放任的産業政策も、有耶無耶の裏ちに葬られたるが如し。同二十一年井上馨農商務大臣となるや、消極主義を駁して産業政策とせらる、爲めに既設の繼續事業は頓挫し、將さに起さんとする地方有爲の事業にして尚且停息の已むなきに至れり、同二十二年井上罷む、岩村通俊●陸奥宗光●河野敏鎌●佐野常民●後藤象次郎主務大臣に去就す、五ヶ年間五名の更迭を出演せり。同二十七年一月榎本武揚大臣に任じ在官三年事蹟の徵すべきものなし、同三十年三月大隈重信大臣となる十一月罷む、山田顯義後任となる在職二ヶ月、同三十一年一月伊東巳代治、四月金子堅太郎、六月大石正巳、十一月曾禰荒助大臣に任ぜらる。來往常なく進退法なし。爭でか百年の長計を營む、殖産興業の大圖にして、主務大臣の更迭頻繁上記の如くにして、産業立國の眞髓を樹立するを得ん、且つ謂ふ産業の政策權を專有する主務の大臣諸公にして尚且つ然り況んや維命維奉する地方長官に於て、産業政策の樹立なきは敢て怪むに足らず。

第三章　殖産興業

第一節　縣の施設

第一項　産業方針

一、産業全班

産業上施政の方針は、上記の如く主務卿又は大臣の更迭頻繁なるを以て一弛一張一消一長裏に維新後の歳月を消費せ

られたり。明治十三年松平本縣知事、本縣に於ける勸業の目的施行の方法に關する意思を表示し、本縣勸業の全班を知らしめたることあり。摘載左に。

宮城縣第三回年報。凡そ業、斯民を利すべきもの皆勸むべしと雖も、新を競ひ事を好むの弊或は民心に背戻し或は民業に干渉し、害に其目的を達する能はざるのみならず、茶蠶害言ふべからざるの患を被らしむるも亦測るべからず。是を以て本縣勸業の目的は、專ら固有適應の物産を改進增殖するを勉むるに在りて、新創の業の如き本地方に適應すべしと確認するにあらざれば敢て之を勸奬することなく、寥ろ利を興すに緩なるの譏を被むるも、決して害を招くことなからんと欲するなりと、爾後歲を經ること五六回實驗以上の利害に就き、執行の順序方法の如きは時に或は變更なしとせず然れども其主義の如きは今日に至るまで決して既定の目的を變することなかりき抑も所謂固有適應の物産なるもの本縣地方に在りては其數亦甚だ多く就中農産に於て最も夥しとす其他水産の如き牧業の如き改良の法蕃殖の途一々之を枚擧せんとするときは更僕遑あらざるものあり蓋し滯政の當時に在りて農政上の用意頗る周到ならざるにあらず物換り歲移り制度亦隨て廢解し其餘風遺蹟今に於て完全なるものを尋ぬるに由しなしと雖ども習俗の存する所口碑の傳ふる所に就て之を回視するに戊辰變革の際農政一擲地に委するの憾なき能はず況んや世運大に進み民智日に開くるの今日に際し生産製作の法徒らに舊株を守るべからざるもの亦甚だ多きに於てをや、是を以て之を舊時の遺制に徵し之を今日の事態に考へ農産其他の事業に就き規畫經營する所實に尠しとせず、此に近來施設の重要なるものを掲げ以て其一斑を示さんとするに本年に於て特に大書して勸業上の記錄に存すべきものを各業組合の設置とす、抑も何等の事業を問はず之を改良し之を蕃殖せんと欲せば全體一致の目的を以て其進益を計らざるべからざるは勢の最も視易き所なれども區々細民の私益に汲々たる目前の小利に眩惑し公共の進歩を防害するもの往々にして之れなきを免れざるを以て寧ろ人民をして利弊の在る所を的見し共同規約の力に藉りて以て利益の進取を促し弊害の發生を防遏せしむるときは理勢兩つながら其當然を得て拘束檢制を要するに至らず、而して一致の目的に進向せしむべきを思ひ、本年に於て同業組合の設置を勸誘し規約の準案を示諭せしもの農業蠶絲已下地方固有の産業に係るもの殆んど五六項に及べり其成蹟の如何に至りては各本項に於て之を詳記するときは設置日尚淺きにも拘はらず、今日に於て既に其奏効の的著なるを籌期すべきものあるに似たり、之を要するに勸業の事たる誘掖提撕斯民をして干渉督勵の煩を感ぜしむるに至らず、而して改良增殖の途に進向せしむるを以て施設の最も其宜しきを得るものとす、果して然らば則ち民心を感發し民智を開導する共進會比較會等の開設勸業通信の擴張等亦其一端たらざるべからず、而して本年中に於て施設せし諸事實に是等の事項を擴充せしもの尠からざるとす事務の現況と成蹟とに至りては次を逐て具さに之を敘述すべし、終りに臨みて猶一言すべきものは本年に於て勸業事務施行上大なる便利を得たるの情況是れなり、抑も管下農商工本年間の景況たる前年以來概して沈靜に屬せしに春夏の交氣候不順霖雨連旬にして霽れず因荒の或は臻らんとする兆候ありしに當てや實業者は節儉を旨として購買力を減じ、資力家は疑懼を懷て起業心を挫き由て以て生活する所の細民は特に困難を極めたり、然りと雖ども民心之が爲め實力を培養するの必要なるを覺知し只管殖産に歸向するに至りたれば諸般の事業を勸誘奬勵するに當り大に其力を肯きたるものなきにあらず、加之浮慮を斥け着實を尚ぶの風漸く民間に行はるゝを以て新起の事業の如きも概ね其實益を收めざるものなし、若し夫れ農工商各業の現狀に至りては、本報甲別に其項を設け之を詳記するを以て、本項事務の情態に姿看せば則ち、本縣勸業の全班を察知することを得ん。

顧るに本縣産業に關する施設の方針は、上記の目的を布演せんがため、明治十六年より十九、二十年に在りては試驗時代にして、夫より同二十五年に至りて研究的施設に移りて後ち模範時代を向ふるが如し、その十年間に於ける各種の事業中主なる項目を列擧すれば、勸業會●勸業委員●四縣共進會●農事講習所●養蠶傳習所●植物試驗●種苗交換●米作改良●麥奴豫防●農談會●米豆比較會●九縣勸業會●勸業諮問會●籾摺臼試驗●苗代試驗●馬耕及び競犂會●燒土肥料●架掛を始めとし、農業組合●蠶絲改良組合●士族興産組合●機業組合●米商組合●漁業組合●米作改良地主會●同業組合●大日本農産品評會及び殖林●賃金●産額●價額等に至る、概ね明治十六年より同廿五年の創始にして、現在の具體的組織を構成したる搖籃なるが如し、施設事業の主なる項を列記する左の如し。

二、農事講習所

縣立宮城農學校の前身なり。明治八年勸業試驗場と稱し、明治十四年七月九日甲第一一〇號により農事講習所に改め

九月二十二日規則を改正し生徒を募集して之を蒸陶し學理と實地とを以て縣内農事改良の模範たらしむるを主とす。同十六年本郡及び名取・柴田・栗原・遠田の各郡に、生徒を派遣し農具を貸與し馬耕を傳習し、而して二十八町歩の荒土を開墾せしむ。翌十七年文部省の公認を得て、第一種農學校に編入し、其年十二月十八日卒業證書の授與式を執行せり校長農學士佐久間與三郎、當時研究的試驗に重きを置くが如し。先づ植物試驗として主なるものを擧ぐれば、大麥・小麥・燕麥・陸稻・水稻・蕎麥・藍・大豆・煙草・落花生・大根・馬鈴薯・蔬菜・葡萄・茶・桐・林檎等を始めとし、丹礬水麥奴豫防・人力脫穀機運用・籾摺臼等の試驗に注力せられしものゝ如し。同十八年に於ける、水稻栽培の結果と馬鈴薯栽培試驗の二項に就き、往時の實態を詳知するの便に供せんがため、宮城縣第三回年報を載錄する左に。

水稻栽培結果。本年試作せる水稻は、信州坊主・三助・近成・金花山毛稻の四種なり。反別四反三畝歩の地を四區に分畫し、各區同一の肥料を施して栽培せり。其法五月上旬苗田に播種し、六月二十四日より二十七日に至りて插秧す、七月上旬より八月に渉りて除草三回、爾來各種共能く發育せり。其成熟最も良く十月下旬收穫せり、其中收量の多きものは信州坊主なりとす。左に各種の結果比較表を揭げて參看に供す。

各種稻作比較表

種類	反別	播種移植	種類數量	收穫全圃收量	一反歩比較
信州坊主	一反一畝歩	五月三日　六月廿四日	推積糞　二百貫	十月下旬　四石六斗二升	籾四石二斗
三助	九畝歩	五月三日　六月廿五日	乾鰮　二十貫	同　三石五斗一升	同三石九斗
近成	一反二畝歩	五月三日　六月廿六日	豆腐殼　一石五斗	同　四石三斗二升	同三石六斗
金花山毛稻	一反一畝歩	五月三日　六月廿七日	油粕　五斗	同　三石九斗六升	同三石六斗

馬鈴薯栽培試驗。馬鈴薯は「アリーロース」「ルパネー」「ピアレッス」「ロニヨンピヨン」及地方在來種の六種なり。三月上旬烟を耕し畦を二尺三寸とし、四寸許の深さに畦溝を造り、推積糞を一尺の距離に一握つゝを點布して、其傍らに種薯を植付たり。苗の五六寸許に長して一株より數莖を生じたるとき、一二本宛を殘して其他を拔去りたり、六月中旬根の左右に土を覆ふ。爾來除草三回、七月上旬より同月下旬に渉り之を收穫せり。其中最も良結果を得たるは「アリーロース」なりとす。該種は早熟にして一ヶ年間に兩回栽培し得べき種類なれば、再び七月下旬前の如く下種せば十一月下旬に至りて採收し得らるべし。此「アリーロース」は滑かにして淡紅色を帶び、味最も美なり。

種類	坪數	播種日	種類數量	收穫日	全圃收量	一畝歩比較
アリーロース	五坪	五月十一日	堆積糞　十五貫	八月七日	九貫百目	五十四貫六百目
ルパネー	一坪	同	同	同	一貫百目	十五貫五百目
ピアレッス	三坪	同	同	八月十一日	六百目	十八貫
ロニヨンピヨン	二坪	同	同	同	三貫六百目	三十六貫
スープレム	十五坪	同	堆積糞　十五貫	同	一貫百目	十五貫五百目
地方種	十五坪	同	同	同	二十五貫	五十貫
			同	八月三十日	十五貫	三十貫

三、勸業委員

明治十三年四月二十六日、勸業委員及び勸業專任の郡書記設置の制を布く、左に。

勸業委員は、府縣知事縣令の裁可を受けたる處務順序に依り、請持部内の農商工事の上進を圖り、及府縣廳區郡役所の指揮する處の事務、並戶長より協議の事務を處辨すべし。勸業委員の選舉委員は、每郡區役所管轄部内に四名以内とす。但一部内四名を以て收算し、其總人員に於て甲乙部互に其人員を增減するは妨げなし、勸業委員の選舉は、其要すべき人員の幾倍を選舉せしめ、府縣知事縣令之を選拔する場合あるべし。

この制度による縣内の勸業委員四百名に達し、町村會の事狀により種々の年給、若くは義務的無給のものあり、篤志者の外は唯其名ありて實なきも多かりしを以て明治十六年八月農商務卿(後の大臣)の認可を得て規程を改正し各郡に二名若くは三名の勸業委員を配置し、勸業に關する細大の　務を管掌せしめ、率先誘導人每に說き戶每に諭して、效果を

事業上に著はさしむに在り。その撰任は郡區に特選せしめ、縣令（後の知事）の裁可を得て任命するの内規にして、同十七年一月より之れを實施す。縣内を通じて三十一名を定員とし、宮城、志田玉造、名取、黒川加美、登米五郡役所定員三名、其他の郡役所は二名とす。本郡勸業委員一月廿六日任命、即ち左の如し。

宮城郡勸業委員申付候事、但年俸金百二十圓給與　加藤俊良
同　文、但年俸金十六圓　永野榮助
同　文、同　文　白井德二

勸業上に關する情況を諮問し、施政の參考に供するため、明治十七年七月二十三日より五日間、勸業委員會を開設し諮問の答案及び意見を陳述せしむ。問題及答案左記の如し。

一、物産調査の手續。答。物産の調査は勸業委員之を擔任し、其種目に應じ各村若くは各戸に就き精査を遂げ、郡區役所に於ては之が統計表を編製して縣廳へ進達すべき事。

一、矯正すべき惡弊。答。米穀の粗製及水吹の弊、商賈の懸直、織物に糊を入るゝこと、製茶の粗製、生絲商の善惡に係はらず同價を以て買取ること、蠶種の着色、海産物の粗製。

一、改良すべきの要點。答。米穀養蠶海産物等の改良を專らとすること。

一、共進會開設。一、農談會開設。一、民林繁殖及保護の事。答。三問に就ては、十三郡區又は兩三郡適宜聯合、或は一郡孤立か一郡の内便宜に、數町村聯合せしめて開設し該費用は各其聯合内の負擔とすること。農談會は一郡内に區域を定め數ヶ所に設け其費は會員の自辨とすること。

四、勸業會

明治十六年太政官第十三號布達に基き、農商務卿の認可を得て、勸業會設置の準則を示し、農商工業等の上進を計り兼て施行の得失改良を議定せしめたり。本郡に於ては、明治十七年十一月二十一日より二十四日に至る四日間の開期に

して、會員三十名、問題十項なりき。

九縣聯合勸業會。明治十七年一月農商務省に於て勸業會開催せしことあり、談會ま東北北海道の振興策に渉る。由來奥羽六縣北海道三縣は、風土人情稍其趣を一にするを以て、九縣聯合會を仙臺區に開催し、既往の成蹟、現時の景況及び將來施政の方案を議し、以て時勢の進運に併行し、殖産興業の道を開かんと、その協商に基づき、八月一日より十三日間開催せられたり。他縣より來會十名本縣五名合せて十五名の會員皆議し三十二の問題は可決せらる。抄錄下の如し。

一、多分の費用を要せず、又弊害なくして勸業上最大なる感激を與ふるは、如何なる方法を以て適當なりとするや。
本項は信用ある人の公衆に對し、種々の實例を揭げて懇示すると云ふ說、多數を占めたり。

一、勸業施務の針路及び施行の要領。
本項には種々の說あれども、重に精神上の勸奬をなして、漸次に勸奬すると云ふ說、多數を占めたり。

一、奥羽地方協同一致して、固來の物産を改良蕃殖する說多し。

一、米穀改良の事
前二項は、米商及び農業組合を設くると云ひ、又は共進會品評會にて改良すると云ふ說多し。

一、物産交換法の議。
本項の交換費目を地方秘中へ置き交換することに決す。

一、運輸上の便利を地方秘中へ置き交換することに決す。
本項は政府に於て早く驛遞令の發布を望むと云ひ、又は奥羽各縣聯合にして約束を立て、取締法を設けんとの二說なりき。

五、勸業諮問會

明治十七年七月十八日縣甲六七號勸業諮問會規則を發布し每郡區一、二名總員二十六名、地方長官之を選任し任期を二

ケ年とし再任するを得。本郡錦戸景訓、永野勇吉屢々編者も諮問會場に會見せしことあり。諮問會の初めは同年十二月十日より一周日間縣會議事堂に開催し、蠶絲及び米製の改良法案を主とし、左記の事項に就き諮問に應答せり。

一、蠶糸改良組合準則を設くるの可否如何。

答申。蠶糸の改良は急務中の急務にして、一日も怠諸に付すべからず。故に各當業者組合を設け規則を結び、揚返所を設置し、生糸の細太揚枠の寸尺、裝束の方法を一定し、合同販賣して大に販路を擴張するにあり。然れども組合團結のことたる、只に勸奬誘導に出るときは其目的を達する容易のことにあらず、依て檢束の方法を以て組合設ㇾ規程の發布を滿堂一致之を望めり。

一、米製の改良は如何なる方法を以てせば、果して實際に行はるべき乎。

答申。米製改良の方法は、米商の惡弊を矯正せんが爲め、仲間取締法を布くべしと云ひ、又は米商仲間組合を設置せしめ、農家は地主及自作者に於て、結合規約を定め改良に就かしむべしと云ひ、又は會て發布して稍其効を見んとするの時に乘り、農商務省の訓示によつて取消たる粗惡米取締規則の再興を望むもの多く、終に滿場の企望する處となれり。

一、米商の組合設立の方法及其規約の要領如何。

答申。米商の組合は別に之を設けざるも、曩に發布の粗惡米取締規則中に、其惡弊を矯正するの方法を揭ぐべしと云ふ。

一、手形の取引を以て金融の便を助くるは、實際に行はるべきか難易如何。

答申。手形の取引は、曾て發布の條例に依て適々之を試みたるものあるも、從來氣脉を通じ取引上正直を以てするの間に於ては行はるべしと雖も、其他は急に行はるべきの見込なしと云ふ。

一、貯蓄金奬勵の方法如何。

答申。貯蓄金は、其奬勵の方法別に考案なしと雖も、郡村中重立たるものに於て斡旋せば容易に行はるべし、何となれば從來如斯慣行ある村落多ければなり。

一、勸業月次報告發兌の可否。

一、蠶糸米穀產馬の三物產にして、畢々同一なる多分の改良品を出すもの、亦た改良上効勞著名なるものを、毎年一回地方稅を以て賞與するの可否如何。

答申。前二項に對しては、一つの不可を稱ふるものなく擧げて之が施行を望めり。抑も勸業諮問會なるもの、縣内一般に涉れる勸業に關する事細大漏らさず、爾かも縣會に對する諮問に答ふの資に供せり、故に會則第一條に之を明記し、且つ諮問の事項を列記せり、抄錄左に。

第一條　勸業諮問會は、勸業上事務の參考に供するため、縣會の諮問に答ふるものとす。其條項左の如し。

一、運輸の利害に關する事。二、農工業の盛衰に關する事。四、金融の通塞に關する事。五、惡習及び有害獸驅除の事。六、動植物の改良及び蕃殖の事。七、山林の栽培及び保護の事。八、水族の保護及び養魚方法の事。九、諸般製造物の改良及び蕃殖の事。十、農商工會等の事。十一、農商工事業統計の事。十二、共進會及び博覽會の事。十三、前項の外農商工の利害に關する事。

翌十八年四月七日第二次を宮城縣會議事堂に開催、會期五日米商組合設置方法外六項にして、答議の要領を摘記し、第三次以下を省略す。

一、米商組合設置の件。改良上有効とす。二、商品荷造改良の件。斤量を一定し容積上運輸の便を期し、鹽二斗入、魚澤及海苔十五貫入、節十二貫入、穀物四斗入。三、商家の惡弊矯正の件。商業會議所及び同業商人組合の設立を緊要とす。四、鰯糟荷造改良の件精粗の混淆を防壓するがため取締所の設立を妥す。五、米商組合準則、六、同業組合準則、農業組合規約準案の新設を可決す

六、農業組合

明治十八年農商務省達同業組合準則に基き、農業組合規約の準案六章二十七條を發表す。第一章總則、第二章役員及權限、第三章目的及方法、第四章會談及會議に關する規程、第五章費用及賦課法、第六章違約者處分是れなり。該法案發布の趣意は、載せて宮城縣第三回年報に詳かなり、抄錄下記の如し。

農産は國家財源の有る所、其盛衰は最も人民の休戚に關す、故に伊達家滯政の當時に在て、農家勞役相助け艱難相救ふ契約法ありて

以て農事の衰頽を防ぎたりと雖も、廣く内外の長所を取て日新改良を勉むるの今日より見れば、止だに守成の一法たるに過ぎず、況んや維新已降其法も亦自ら解體に屬し、農政の以て農家を規束する所なきに於ておや、宜なり農産の漸やく退歩せんとするの情況あるや夫れ然り、是を以て近年頻りに之が挽回を勸奨するも、積年の弊習深く民心に固着するものありて、共同一致の規約に依りて之を檢束するにあらざるよりは、容易に其成効を見ること能はざるを思ひ、本年に於ては農商務省達同業組合準則に據り、農業組合を設け以て大に農事の改良を企圖せり。殊に本年は米商組合を設置して販賣轉輸の途に向て、米穀の改良を促したるにより一層農業組合の必要を感じ頻りに其設置を促して規約の認可を出願するものあり、而して其規約中の要項は、撰種、肥料季節等より秋打を爲して以て蟲害を掃防し、地味を肥沃ならしむること、稻架を用て乾燥を充分ならしむること、俵裝を改造して以て運搬の便利を計ること、馬耕を用て以て人力を省くこと、山林を蕃殖せしむること、荒蕪地を開墾すること、勤勉貯蓄を實施すること、變災蟲害等ある時は隣保相助け防禦救濟すること等に至るまで、苟も農業上害を除き利を得るの方法は一として揭げざるはなく、將來此規約を實施するに於ては、管下農業の面目を一新すること期して俟つべし。是を以て更に十九年度に於て之を全管に普及せしめ、以て漸次に其成効を期せんと欲す。

明治二十二年四月市町制の實施に伴ひ、既設の百六十餘の組合は自から分合廢置せられて、新町村の區域に依らしめたるを以て農業組合の現數百九十八組となる。然れども其組織及び目的等に至りては敢て異る所なかりき。

七、共同會

明治二十年各郡既設の農業組合を聯合して、共通機關の組合を組織して、農業組合共同會と稱し、毎年十一月宮城農學校に集合して、米・大豆・麥・藍・繭・生絲・蠶種に就き、其撰種耕耘栽培收穫の方法等を交話し研鑽の資に供するがため、互に胸襟を開き實踐躬行の結果を布演し、又知名の士を招して斯業に關する口演を聽取し、智識の交換を主とす。同二十二年第三回を開催す、當時宛かも備後の人山田熙北海道より歸路、斯會の開設期に會せり、會に臨み一場の口演を試む、談會は林遠里の米作改良說に及ぶ、滿場の會員が年來熱望せる實驗談を以て終始せられたるを以て幾んど

心醉の熱況を示せり、茲に於て林遠里洋行中なるが故に門下生を傭聘して林式米作改良法の指導者と爲さしむる事項を議決す。共同會長議決の趣旨を松平知事に稟請し、且備聘に關する諸般の事項を協商し、翌年に至り初めて林式農方は縣に行はる。

同二十四年共同會の例會は五城館に開かれたり、是より先き林式農業法を普及せんがため、農事改良組合會を組織せり此の時共同會の會期と同時に、改良組合會を開き諸般の重要事項を議定せらる。

明治廿四年地方事務報告。農業組合共同會。本會は管下各郡市農業組合員中、實務に經驗あり且組合の代表者となるもの一名乃至二名を仙臺市東三番丁五城館に會し、十一月廿六日より十二月二日まで七日間開設したり。會員は百四十余名にして、決議の重なるものを擧ぐれば、同會規則中一二の條項を改め、且當會に於て開設する米外七種共進會規則中出品目錄の項目を更め、該會に陳列する稻株は從來二株にして、之を豫備となし審査するの例なりしが、審査上或は充分の成績を收むる能はざるものあるを以て、更に二株を增し此二株を米に製して審査する事とし、且明年度即ち二十五年の經費は、本年と同じく一戶貳錢合計金千三百十六圓を組合員より徵收する事とし、次に共進會に出品したる、米・麥・大豆・藍・麻・蠶種・繭・生糸に就き會員の實驗に係る談話をなし、會員相互の間に利益を得たること少なからざりしが如し。殊に農事改良組合會の項に於て述べたるが如く、本縣の聘に應じ出張したる、渡邊農商務省技師の講話したる、獨逸の農事經濟組合談の如きは、最も會員の稱贊を得たり。最後に共進會役員の選定をなし、各承諾を得て散會したり。

同二十五年十一月十四日より七日間、農業組合より代表者を臨席せしむ、此年恒例の米外七種の共進會を停止し大日本農產品評會開設により、審査上一定の方針を樹立したるを以て爾後の參照に供し、併せて奥羽六縣聯合共進會の主催者たるを議定せり。

明治廿五年地方事務報告。仙臺市東三番丁五城館に會し、十一月十四日より同二十日まで七日間開設したり。會員は百三十二名にして從來は共進會に陳列したる物種に就き、會員の實驗に係る談話をなしたりしが、本年は別に問題を設けず、會員各自の經驗あ

る事項を談話し、而して同會に於て決議したる重なるものを擧ぐれば、奥羽六縣聯合共進會を、來二十七年開設の件、各郡市共進會開設の件、各郡市に模範農場設置の件等にして、奥羽聯合共進會開設の件は、該會決議の旨趣に依り、會長梅森三郎より認可願出たるに付、該請願に基き目下各縣へ照會中に屬せり。

八、農事改良組合

明治二十三年林式農業方法の普及を奬勵し、併せて地主と小作人との關係に對する、前途注意すべき事項の多々なるを洞察し、各種の項目を掲げて田畑五十町歩以上の所有者を、同年一月本縣に招集し、農事の改良に關し、先づ大農地主の責任として履行すべき項目中、最も主なる要項は即ち、地主と小作人との間に屬する舊來の慣習を改め、地主自ら先進者の位置に立つて、小作人をして徹底的の改良を履行し實施せしめて、以て互に其利益を永遠に維持すべきの方案に就て諮訊せしに、會員亦其必要を覺知し農事改良組合規約十七條を議定し、之れを實地に應用して其適否を勘査し、漸次完全の域に達せしむるを期せり。時人稱して大地主會と云ふ、主なる條項を摘載する、下記の如し。

第一條　當組合は農事を改良し縣下の福利を增進するを以て目的とす。

第三條　當組合は耕地二十町歩以上を所有する大地主を以て之を組織す。但し五町歩以上の地主と雖も、篤志者に限り組合員たることを得。

第十一條　改良方法は左の各項によるものとす。

第一、地主は小作人をして改良法を實施せしむる爲、篤實清廉なる管理者を置き、相當の報酬を給し之を監督せしむるものとす。第三、耕作改良は成るべく林遠里氏の方法に依り施行すること。第四、地主は米作改良の目的を達せんがため、肥料又は必要の農具若くは代金を小作人に給與、又は貸與するの約束を必要とす。第七、種籾は成るべく地主に於て之を撰び或は小作人をして之を選ばしめ時宜により小作米の中より之を貸與することを要す。第八、田地の畦畔廢除及び土地交換等は、地形風土により漸次之を施行するものとす。

九、米作改良

明治二十三年一月福岡縣勸農社林遠里の門人浦志松治郎を雇聘し、本郡岩切村永野勇吉及び柴田郡大河原町、遠田郡北浦村、栗原郡一迫村の四ヶ所に試作地を撰定し、實地の試驗に着手し、更らに六月林遠里氏を招聘し、縣内を一巡して改良に關する要義を布演せしめて當業者を勸誘せしに、各郡競ふて試作地の設立を希望し、十月數名の敎師を雇聘し撰種耕耘の實施に着手せり。仍て前設の試作地の費用は縣稅より支辨し、其他の企望地に在りては町村費若くは農業組合費及び篤志の醵金により、更らに縣費補助として一郡金百圓を支出して、林式米作改良法を激勵せり、初年度に於て試作地の成績、即ち試作田收穫比較表左の如し。

區別	種別	坪數	一坪平均 株數	一坪平均 升量	一坪平均 量目	一反歩收穫	增減
				勺	匁	合	勺
改良法	白半坊主	四	四五	一六六	二六九	二、四八五	七一三
	白稻						
	大犬黑穗						
舊慣法	同	四	四五	一二八	二六〇	一、七七二	—
	同						
	同						
改良苗代田	白稻	四	四三	一四一	二六五	二、一一八	—
	半坊主						
	大犬黑穗						
舊慣苗代田	同	四	四一	一五七	二四一	二、三五一	—
	同						
	豐後						

翌二十四年試作地の設置を企望し、玉造郡の二ヶ所を少とし、本郡の三十九ヶ所を多とし、縣内を通じて百七十二ヶ

所に達し、翌二十五年二百六十六ヶ所、反別四十丁二反二畝三歩の多きに至れり、仍て二十六年度一郡に對する縣費の補助額を增加して金百八十圓を交附し、林式米作改良法を縣内に普及せしめたり。爰に本郡内に於ける二十四年試作の一班を摘載する左に。

改舊	田地位	稻名	一坪株數	同籾收量	一升量目	一反の積算	增減	地名	試作地主
改	一等	紫	四七	二升四合九勺	二百七十二匁	七石三斗二升	三石四斗八升	岩切村	村井才助
苗代跡	二等	紫	四五	二升一合五勺	三百十匁	六石四斗五升		同	日野長六
舊	一等	紫	四二	一升二合八勺	二百十匁	三石八斗四升	三石八斗四升	同	同人

又二十四年各郡米作改良試作地、改良・舊慣の收穫を比較し、試作地の稻名及び試作人の氏名を列記し、本郡に就て抄錄する左に。

稻名	改舊	一坪株數	一坪籾收穫	籾一升量目	一反歩收穫	試作地	試作人名
紫	改良	三八	一七五	二八一	二、六二五合	七郷村	遠藤作兵衛
同	舊法	四二	一三五	二七五	二、〇二五	同隣地	同人
羊坊主	改良	四〇	一六三	二八二	二、四四五	高砂村	吾妻久太郎
同	舊法	四一	一一八	二七八	一、七七〇	同	吾妻倉之助
同	改良	二九	一九一	二八四	二、八六五	岩切村	三浦丑太郎
同	舊法	四二	一五五	二八六	二、三三五	同	永野襲太郎
同	舊法	四二	一七五	二九六	二、六二五	同	永野庄三郎
同	改良	三〇	一八〇	三〇八	二、七〇〇	多賀城村	千葉三四郎
紫	舊法	四四	一四〇	二七二	二、一〇〇	同	佐藤忠兵衛
岩付ヶ	改良	三三	一八〇	二七八	二、七〇〇	利府村	高橋熊太郎
紫	舊法	四〇	一六〇	三〇〇	二、四〇〇	同	同人
六種平均	改良	三七	一八〇	二八五	二、七〇〇	同	生徒三十四名

同二十五年に至り耕耘栽培の技術は漸次に練熟し、十六郡二百六十六ヶ所の試作地を通じて、平均一反歩に付籾の收穫高改良に在りては五石二斗二升一合、舊法にありては四石一斗一升六合にして、改良の舊法より增加する一石一斗五合なりき。本郡の計數左の如し。

	一坪株數	一坪籾收穫	一反歩收穫	試作地	試驗別
改良	三三	一、八六八升	五、六〇四石	—	反 —
舊法	四三	一、三七四	四、一三三	七	六、三三

尙ほ、同年の試作地の等位並に字圍、試作人名を列記する左の如し。

作法	地名	等位	一坪株數	同籾收穫	一升の量目	一反歩の積算	試作反別	試作人名
改良	岩切青津目	三等	三三	二升七勺	二百七十五匁	六石二斗一升	一反歩	三浦丑太郎
舊法	同	同	四一	一升五合三勺	二百六十九匁	四石五斗九升		淺間忠右衛門
苗代	同	同	三六	一升五合	三百五匁	四石五斗		三浦丑太郎
改良	七ヶ北田前沖	中等	三四	一升六合五勺	二百四十五匁	四石九斗五升		淺野廣助
舊法	同	同	四二	一升一合五勺	二百七十五匁	三石四斗五升		東海林齋吉
苗代	同	同	三四	一升三合五勺	二百六十五匁	四石五斗		淺野廣助
改良	利府屋田前	同	三七	一升八合六勺	二百八十七匁	五石五斗八升	一反歩	高橋富治
舊法	同	同	四九	一升四合五勺	二百五十七匁	四石三斗五升		荒川久左衛門
苗代	同城内	同	二九	三升	二百五十七匁	九石		高橋富治
改良	市川八反田	一等	三三	一升九合五勺	二百六十匁	五石八斗五升	一反八畝廿歩	千葉三四郎
舊法	同	二等	三八	一升三合一勺	三百匁	三石九斗三升		菊地市之進

改良	田子寺	三等	三一升九合六勺	二百七十匁	五石八斗八升
舊法	同	同	三一升四合八勺	同	一反一畝十二歩
改良	同六丁目屋敷前	同	二六一升八合九勺	二百五十八匁	三石六斗七升
舊法	同	同	四四一升二合	二百六十八匁	三石六斗
改良	苦竹大曲中等		三〇一升七合	二百七十匁	五石一斗
舊法	同	同	三五一升五合	二百五十匁	四石五斗

一反歩 菅野權右衛門
同 人

十、六種共進會

明治二十二年共同會の議決により十一月十一日より三十日に至る二十日間，米外六種の品評會を宮城農學校に開催せられたり。其出品員數は米六百九十七點，麥百十五點，大豆三百四十七點，蕎十六點，苗百二十點，生絲六十五點，蠶種四十四點計一千三百九十九點なりとす。而して其審査は組合員中より審査員十八名を擧げ，縣の所定に係る審査規程に依り，十三日より着手し二十二日に完了，二十四日褒賞授與式を擧行せり。爰に審査報告の概要を抄錄し當時の產業狀態を考ふるの資とせん乎。

明治二十二年地方事務報告。列品中優等にして賞與を受けたるもの二百一品なり。今各物種に就き一一之を品評すれば，米に於ては優等にして美良なるもの甚だ多かりき，蓋し本年は九月十一日の暴風雨に依り農作物に非常の損害を與へたるにも拘はらず，意外に善良なる品種を出陳したるものは，蓋し春蠶期中南方諸郡は大抵不作にして，殊に水害の最尠かりし宮城郡等に於て優等の品種最も多く，登米遠田桃生三郡の如き遲日浸水せし部分に於ては，出品員數の尠きのみならず其品種も亦極めて劣等に位せり。麥大豆は良品甚だ少し，是れ蓋し氣候の不順なりしに由るものにして，現に昨廿一年種苗を持寄り品評會を開きし當時の物品に比すれば，頗る劣等なるものありしが如し。藍に於ては元來製產額少なきを以て，出品の多からざるは怪むに足らずと雖も，其製造の粗なる者極めて多く（インチコ）の如きに至りては，一も完然なる者あるを見ざりし，蠶糸は近來の事業なるにも係らず頗る觀るべきものあり將來大に望を屬すべきものとす，殊に生糸は從來に比し改良の効最も著しきものあるを見たり，但繭は糸繰の長き者甚だ尠く，八十回以上に達したるものなきが如きは，蓋し春蠶期中南方諸郡は大抵不作にして北方に於けるも亦上作と云ふ能はざりしに由るならん。現に伊具郡は蠶業熟練の地方にして，常に良繭を出すにも拘はらず，其一等賞は却て登米郡の出品者に得られたり。

要するに本會は第一回の開會にして，殊に風水の災害あり，し年柄なりしが故に，平年を以て論ず可からざるものあり，故に明年に於て同一の物種を出して，本年との比較を明にせば本會の物產改良蕃殖上に至大の効益を與ふるの例證を見るに至らん。

同二十四年第三回米外七種共進會を以て最終とす。二十二年創始の當時にありては二十六年に至る滿五ヶ年の繼續事業たりしも，二十五年は大日本農產品評會の廻縣開設あり，又二十七年奥羽の聯合共進會を企劃したるが故に先づ大日本農產品評會により審査例則は著しく改善せられたるに鑑み，且二十六年は豫備的經營の時季に屬するが故を以て自然第三回を期として終を告げたり。第三回の狀況及び本郡出品及び受賞，左に。

明治廿四年地方事務報告。第三回米外七種共進會，本會は十一月六日より三十日まで二十五日間，仙臺市勾當臺通舊師範學校内に於て開會せり。其出品數は三千三百五十二品にして，同月七日より審査に着手し，同廿五日に至り結了せしを以て同廿八日褒賞授與式を執行せり。其出品中優等にして賞與を受けたるもの五百四十二點，之を第二回に比すれば增加すること百五十五點なりとす此の如く賞品を增したるは出品數に於ても，亦七百五十七品を增加したるに由れり。而して其品位に至ても毎回著き進歩は現はせり，獨り米算に至りては前年に比し稍々劣りたるの感なきに非ず，是他なし氣候善良に過ぎ却て稻莖の繁茂に過ぎたる結果ならん抑も本會は縣下農業組合共同會より成立し，明治二十二年より二十六年迄，五ヶ年間繼續の豫定にして，其農產物の改良に稗益を與へたるも實に尠しとせず。尙次回よりは從來の審査方法を改め一層緻密を主とし，就中米の如きは稻穗を以て審査の原料となすに決せしがため，第四第五の兩會に於て其成績の大に見るべきものあらんとす。今出品數及賞與表を揭ぐる左の如し（他郡市省略）

出品。宮城郡米。二四七，麥二四，大豆七四，繭二三，生糸一一，蠶種一，藍二，麻一，計三八二

賞與。宮城郡。一等一，二等二，三等五，四等七，五等一五，六等三五，計六五

十一、施設雜件

【肥料試驗】明治十八九年の交にありては、人造肥料と稱するもの多くは石灰肥料なり、使用の巧拙と購入の良否により得失相償はざることあり、同二十二年管內景況報告に、往時の消息を記せり、抄錄下記の如し。

肥料。人造肥料試驗の結果は、各農業組合共多分は得失相償はざる情況にして、本年の如きは最早管下に施肥するものなきが如き有樣に至れり。依て更に東京人造肥料會社の製造に係る、肥料を取寄せ管內八九の篤志者をして桑其他に試用せしめたれども、其結果如何は未だ之を詳かにする能はず。元來本縣の普通重なる肥料は、藁其他雜草を廐に投じ其其放置して幾屆となく腐敗したるものを廐肥と稱し之を田畑に施肥するものにして、殆ど一般の舊慣法なるが故に、此慣行に依り之を堆積肥料に製造するときは、大に利益ある可きを信じ、屢々奬勵を加へたれども、未だ實地に施行するに至らず。尙明年（明治二十三年）は充分研究を盡し、一層奬勵を加へて以て漸次肥料の改良を圖らんとす。

【燒土肥料試驗】明治十九年燒土肥料の適否及び利害を試驗せんがため、傳習敎師として槻儀右衞門を雇聘し、農學校を初めとし、各郡巡回敎授したるヶ所二十三箇所なりしも、著しき効果を奏せずして止む。本郡の結果左表の如し。

小田原村。坪刈收穫八合。二合六勺六才減。南目村。同上七合三勺。四合八勺減。

【稻苗代跡揷秧試驗】明治十九年從來の慣行として、尋常の水田を稻苗代となさず、又苗代跡へ揷秧せざるがため、縣內豫定の苗代九百四十七萬五千九百八十八坪より、一坪に付米八合位と見積り、七萬五千八百七石九升の增收あるべし、因て各地の有志者を奬勵せしに、本郡に關する結果左の如し。

尋常の田を稻苗代に爲し之に生育せし苗を移植試驗

六丁目村阿部五郎治。揷秧六月十八日、肥料、廐肥十駄油粕四斗餉ノ糟二斗、除草五回、稻苗名稱大犬早生、刈取十月六日、步刈收穫籾一升四合三勺、通し苗代育たる苗と比較二合二勺增。

尋常の田を稻苗代にして其苗を拔き採たる跡へ揷秧試作

六丁目村阿部五郎治。揷秧六月二十日、步數九步、肥料苗代の時施せしのみ、除草五回、稻苗名稱大犬早稻、刈取九月二十一日、步刈收穫籾一升五合一勺、尋常田と比較三合增。

從前の稻苗代跡に揷秧試作

南目村狹間善助。揷秧六月十八日、施肥せず、除草五回、稻苗名稱紫稻、刈取九月二十六日、步刈收穫籾一升二合八勺、尋常田と比較一合一勺增。

南目村太田熊藏。揷秧六月十九日、施肥せず、除草三回、稻苗名稱紫稻、刈取九月二十六日、步刈收穫籾一升二合一勺、尋常田と比較四勺增。

同　村齋藤德四郎。揷秧六月二十一日、無肥、除草四回、稻苗名稱紫稻、刈取九月二十六日、步刈收穫籾一升一勺、尋常田と比較一合六勺減。

同　村岡野幾太郎。揷秧六月二十日、無肥、除草三回、害の有無水害と虫害、稻苗名稱半坊主、刈取十月三日、步刈收穫籾二合五勺尋常田と比較四合減。

【稻架掛實行】本縣の產米は從來稻を土乾にするの慣習あり、爲めに乾燥不充分にして貯藏中、蟲生及び腐敗の恐れあるのみならず、市場に在りて幾分の價格を低下せしめたり。依て明治十九年九月十日より十一月七日に至る、其間農商課員を派出し之を奬勵せしに、初年の事として未だ充分の完成を見ざるも、管內を平均すれば四分九厘一毛の實施を示せり、本郡約五分にして詳述する左の如し。

田反別。七千百八十九丁四反十四步。刈稻束數。四百五十六万五千二百六十九束。稻架乾束數。二百二十八萬二千六百三十四束。

第一節　郡の施設

第一項　施設概要

本郡の産業概して農產に適す、更らに地勢に徴すれば自から三區の輪廓を構成するに似たり、七北田村以西の根白石村、大澤村、廣瀬村は山岳の間に散在し、原町、七郷村、岩切村及多賀城村、利府村、高砂村に在りては平原地帶に介在し其間幾部は海濱に屬し、鹽竈町、松島村、七ヶ濱村殊に浦戸村は沿海嶼島の裏に介位す。故に主たる產業の奬勵施設に對しても、山岳地帶の林業又沿海地方の漁撈、中央地盤の農產に大別して各々地理に順應したるの產業を奬勵したるの跡あり。

明治三十五年以降同四十三年に至る、宮城郡事業年報の示す所によれば、農事の改良費及び害蟲驅除費を合して金五千八百余圓、又蠶業奬勵のため、桑苗購入、養蠶の講習等に金四千百余圓、又水產業に對しては牡蠣の蕃殖、節類の傳習に金一千八百圓、其他郡農會の施設事業を補翼し、金三千三百圓を補助したるが如き、一に主たる產業の奬勵と共に副業の啓發を勸奬したりと謂ふを得べし。

先是。明治十八年八月二十日より三十日に至る十一日間、繭●生絲●麥の三種を蒐集して比較會を開き、精粗を鑑別して優劣を定めて產業の開發を勸誘せらるゝあり。依りて比較會並に產業投資の一斑を擧示する左に。

宮城縣第三回年報。繭生糸麥比較會は、宮城郡に於て八月二十日より同三十日まで日數十一日間開設し、同二十九日褒賞授與式を執行せり。抑も此會の開設たる同郡内の重なる物產に就て改良を要するものを蒐集し、精粗を鑑別して以て優等者を賞し、當業者をして益競爭の念慮を興發せしめ、以て弊風を去り改良を圖るの旨意に出てたるものにして、該郡長編者曰ふ竹尾高克氏は之を郡内有志者に詢り、寄附金を醵集して以て開會費に充たるものとす。而して其出品は總數二百五十三點にして、内繭生糸百六十一品、麥九十二品なりしが、其褒賞を受けたる人員は繭生糸六十五名麥三十五名合せて百名なり。

年次	農業	蠶業	水產補助	蘭業補助
明治三十五年	九百五十四圓	三百五十圓	二百圓	一
同　三十六年	五百五十九圓	三百五十圓	二百圓	一
同　三十七年	五百七十四圓	二百五十圓	二百圓	一
同　三十八年	五百七十四圓	二百五十圓	二百圓	一
同　三十九年	百　圓	二百五十圓	二百圓	一
同　四十年	六百四十一圓	六百五十圓	二百圓	一
同　四十一年	五百九十七圓	二百五十圓	二百圓	一
同　四十二年	六百十八圓	六百五十圓	二百圓	一
同　四十三年	六百九十四圓	二百五十圓	二百圓	三百七十九圓
計	五千八百四十一圓	三千三百圓	一千八百圓	

奬勵施設の事項は漸次に增加し疎より密に入りたるが如し。大正四年高岡郡長時代にありては、種子の撰擇、早播早植、正條植、深耕、堆肥の製造、病蟲害驅除豫防、共同苗代、跡作二毛作、又造林用郡苗圃の新設、及薪炭の製造販賣稚蠶の共同飼育及び蔬菜果樹蘭業の副業を奬勵し、又同九年清野郡長時代に在りては綠肥の栽培、稻麥の採種田並に架掛乾燥より、蔬菜果樹の京阪輸出製炭の改良敎師並に、節類製造の改良敎師と養蠶の改良敎師の雇入及び牡蠣の搬出を奬勵し、又同十一年本田郡長の時代に在りては、前記の諸項を繼承し、更らに竹林の整理、山葵●椎茸等の副業を奬勵し來りて現時に及べり。

引繼演說。（大正十一年四月二十一日本田郡長○種子の撰擇より架掛乾燥に至る事項前記と同一なり、省略）共同試作地及共同苗代の設置亜に增收を目的とせる、稻立毛品評會等を開催して極力之を奬勵し、又山手地方には從來郡苗圃を置き、苗木を養成して郡内に配付し來りしも、郡制廢止の關係上大正十一年度より之を廢止し、日下養成苗木の處分中に在り。又官行造林及縣行水害豫防林設置を奬勵し居るのみならず、一般造林は固より竹林の整理、山葵、椎茸の栽培奬勵に付ては、現業敎師をして實地指導せしめ、蠶業に付ては養蠶飼育の改善を奬勵し居るのみならず、品種改善桑園の整理等なさしめたり。宜しく督勵あらんことを望む。

第二項　新嘗祭獻穀齋田

新嘗祭「にひなめまつり」は新穀の豊熟を神祇に祈り給ふ祭にして、新穀を神祇に供し、至尊御自らもきこしめす御祭式なり。

令。謂嘗新穀以祭神祇也。朝則諸神之相嘗。夕則供新穀於至尊也。繪日本紀卷三十。今日方。新嘗乃。猶良比乃。豊乃明。聞許之賣須。日仁在。

日本紀に天照大神「にはなひ」きこしめす、とありしを本居宣長翁の説に大嘗なりと、去れど書紀には新嘗とあり。此の種の義解は姑らく措き、事の始まりは用明天皇二年（皇紀一二四七）にして、毎年十一月の卯の日を以て祭事を行はせ給ふ。

公事根元。十一月中卯日、新嘗會は神令食におなし、ひらてのかす十三也。其外はかはらす。是は今年のはつ稻を神に奉らせ給ふ義なり。代の始には大嘗會といひ、年ごとのをは新嘗會と申也。卜食の人々揩衣、日蔭を着す。用明天皇二年四月より、新嘗の事始まる、大かたは神代より事おこれり。

明治五年改暦の事あり、此の時十一月中卯の日を擇び て新嘗祭を行はせられしを改めて、十一月二十三日と定められたり。獻穀に二種あり一は米にして二は粟なり。明治二十六年第一回の獻穀（米）者は本郡利府村高橋熊太郎、三十三年第二回も亦同人なり、四十二年第三回の獻穀（粟）者は本郡岩切村永野勇吉、大正六年第四回の獻穀（米）者は本郡利府村板橋重兵衛にして、昭和二年第五回の獻穀（米）者は本郡七北田村若生直治なりき。第四回以前にありては縣及縣農會に於て齋田所有者と直接に協商參議するがため敍述の資料に乏しかりしも　第五回の齋田撰擇當事者の交涉捋直せるが故に聊か其の經緯を略記するを得たり。大正十五年十二月一日宮城縣農會長上田萬平より本郡農會に對し、獻穀調製擔當者一名選拔の依頼により、技術員を遣はし懇篤協商を累ね、當事者の承諾あるを以て同月廿五日左記の如く當事者の氏名を報告せり。

宮城縣宮城郡七北田村野村字登田十番地　若生直治　明治十二年一月十五日生

昭和元年十二月二十七日縣農會より獻穀調製囑託書と共に交付及び請書徴收の依頼あり、囑託書及受書左に。

昭和二年新嘗祭供御米調製方を囑託す
昭和元年十二月二十七日
右御受候也（前文略）
昭和元年十二月三十日

宮城縣農會長殿

宮城郡七北田村野村字登田十番地
若生直治

昭和二年一月十二日本木、中村兩技手齋田を撰定す。苗代、野村字坂下園三番長五間幅三間半、十七坪半埴壤土、本田、野村字中河原五番地内一反歩充當、埴質砂土（三尺上同一質、水源七北田川明神堰より通水自由）

四月二十八日若生直治邸内氏神社前に祭壇を築き、小奉祝（小祓）を擧行し了りて播種（品種龜ノ尾）を行施す。祭官藤岡虎之進、奉仕者齋田主嗣子若生一布外技手等參列。六月十九日齋田の四周に神繩神籬を用以て式の如く祭壇を設け中奉祝（中祓）即ち挿秧祓式を擧ぐ、祭官の祝詞參列者略前の如し。十月七日大奉祝（大祓）の式を行ふ。祭官の祝詞式の如く、參列者前二回に倍次す。是より先き九月十九日刈取架乾を行ひ、十月三日調製し了りて、此日七北田村小學校庭内の西南隅に祭壇を設け、新穀を安置し參列者一同敬意を捧げ、献納の擧を祝せり。式了りて齋田奉仕者若生直治は獻穀を縣農會幹事に交手し、更らに縣農務課を經て十五日宮内省に傳献せり。宮内省及び牛塚縣農會長（知事）より若生直治に贈

る文書下記に。

一精　米

右獻穀新嘗祭之節御供進被爲在候事

昭和二年十一月二十五日

昭和二年十二月八日

宮城縣宮城郡七北田村　若生直治

宮城縣農會長　牛塚虎太郎　印

若生直治殿

拜啓愈御清祥奉慶賀候、陳者本年新嘗祭獻穀に就ては春來種々御配慮相成候結果、今回御供進被爲在候趣宮内省より傳達有之、右は畢竟貴下の御丹精に由るものにして、獨り貴下の名譽なるのみならず、本縣の光榮無此上と被存候、茲に御盡力に對し謹んで表謝意候　敬具

宮内省　印

第三項　農業

一、林式農法

明治二十三年福岡縣老農林遠里氏の農法を採用して縣内に普及せんとす。（參照本章第二節第一項）本郡長大立目謙吾其年十月郡内農業組合に諮り、同二十五年林氏の門弟友池藤右衛門を雇聘し、利府・岩切・多賀城・高砂・七郷の五ヶ村に試驗田を一段歩を配置し林式農法を實施し、其年十月出石量目等の優劣を品評せしに、成績頗る優良なるを以て米作改良の範を示せり。爰に於て同二十四年縣費補助勸業奬勵費を折半し、一半は農業組合に於て米作改良教師雇入の費用に、一半は米作實地品評會費に充用して、米作の改良を激勵す。

引繼演說。（明治二十五年十一月十四日大立目郡長）一、先年本縣に於て、福岡縣老農林遠里氏を招聘し、各地に試驗田を置き教師を傭聘し、實驗に就き勸誘せられたるにより、本郡の如きも農業篤志の者將來其道を講究すべきの必要を感奮し、率先改良の傳習を受くるもの最も多し。茲に於て二十三年十月中郡内各農業組合を奬勵し、林氏門人友池藤右衛門を更に教師に傭入れ、米作最も重なる利府・岩切・多賀城・高砂・七郷五ヶ村に各一反歩の試驗田を設け、試作人を定め有志者を傳習せしめ、尙ほ亦奬勵の爲め、六月中米作實地品評會なるものを創設し、規程を定め有志者を入會せしめ、各役員を撰定の末實施せり。而して十月中郡役所會議所内を假用品評米各種を陳列し、出石量目の優劣を普く縱覽せしめたるにより、一層の感覺を振起し其成功を永遠に及ぼさんことを切望す。則ち是れを實地品評會の第一回とす。本年も亦教師を傭ひ繼き、第二回品評會も前會の如く開設執行したるに、米質の善良と增量せしことは、第一回に比し著しき進歩の成蹟なるを以て、過日各町村長集會に際し、明年も引續き教師を傭ひ入れ、品評會を執行すべきや否やの向背如何を諮問せしに、何れも繼續すべきことに内決致候に付、追て各町村に向ひ發表致すべき見込に候間猶ほ該會報告を御閲覽の上、既往の成蹟と將來の歸向等を篤と御精竅、此上御奬勵相成候はゝ、闔郡舊慣の迂遠を棄て改良の便利を振起し國家の經濟を高むる義と思考致候。

一、二十四年度地ヶ税補助に係る、勸業奬勵費金百圓の内、半額金五十圓は米作實地品評會費用へ夫々補助致し來り候。

二、實地品評會

明治二十五年十月米作の改良をして彼岸に速達せしめんがため、從來の慣行を打破せる品評會を組織し、名けて米作實地品評會と云ふ。本郡率先斯かる事例を啓いて農業改善を圖れり。

地方事務報告。米作實地品評會。本會は管下宮城郡各町村聯合農事組合の創設したるものにして、十月二十日之を開く、其出品は各自耕作の稻田を以てす、出品人員は二百七十七人出品數も同じく二百七十七點、褒賞總人員は五十六人、内一等一人二等四人三等九人四等十八人五等二十五人、賞與品は一等平鍬二挺二等スペー一挺三等平鍬一挺四等ホーク一挺五等トロール一挺。來觀人員五百五十三人、經費百五十余圓にして組合の醵金に係れり。而して本會開設の主意たる前年に於て述べたるが如く、從來開設し來る所の共進會品評會は、各自出品の數量極めて僅少なるを以て、所謂擇米を出して優等の賞を得ることを僥倖するの弊あり、隨て其